

境町地域防災計画

第3編 震災対策計画

(改訂案)

令和5年●月

境町防災会議

【文字色凡例】

青：国の防災基本計画（R4）、県の地域防災計画（R4）、その他法令及び関連計画等に基づき
反映した箇所

赤：事務局にて修正した箇所

第3編 震災対策計画

第1章	災害予防計画	1
第1節	災害に強いまちづくり	1
第1	防災まちづくり方針の策定	2
第2	防災に配慮した都市計画の推進	2
第3	防災空間の確保と防災機能の強化	3
第4	防災拠点の整備と土木構造物等の災害対策	4
第5	社会的備蓄に関する取組みの推進◆新設	5
第2節	建築物等の安全対策の推進	6
第1	建築物の耐震化・不燃化等の促進	6
第2	土木施設の耐震化の推進	9
第3	ライフライン施設の耐震化の促進	10
第4	地盤災害防止対策の推進	14
第5	危険物等施設の安全確保	14
第6	文化財等の保護対策	15
第3節	災害対策に携わる組織の整備	16
第1	災害対策に携わる組織の整備	16
第2	相互応援体制の整備	17
第3	防災組織等の活動体制の整備	18
第4節	情報収集	25
第1	通信手段の確保	25
第2	情報の分析整理◆新設	27
第5節	災害被害軽減への備え	29
第1	緊急輸送への備え	29
第2	臨時ヘリポートの設置	30
第3	消火活動、救助・救急活動への備え	30
第4	医療救護活動への備え	35
第5	被災者支援のための備え	36
第6	要配慮者の安全確保のための備え	43
第7	燃料不足への備え◆新設	49
第8	複合災害対策◆新設	51
第6節	防災教育・訓練	52
第1	防災知識の普及計画	52
第2	防災訓練	55
第3	災害に関する調査研究	58

第2章 災害応急対策計画	60
第1節 初動対応	60
第1 初動対応組織の編成	60
第2 職員参集・動員	61
第3 災害対策本部設置前の動員	67
第4 災害対策本部設置時の動員	69
第5 被災状況を把握するための組織体制	78
第2節 災害情報の収集・伝達	79
第1 通信手段の確保	79
第2 災害情報の収集・伝達・報告	82
第3 災害情報の広報◆新設	92
第3節 被害軽減対策	96
第1 即時救援活動	96
第2 避難情報・誘導	98
第3 緊急輸送	104
第4 消防活動	110
第5 応急医療	114
第6 危険物等災害防止対策	118
第7 帰宅困難者対策	121
第8 地域の孤立対策	122
第9 燃料対策◆新設	122
第4節 応援・受援	124
第1 自衛隊派遣要請・受入体制の確保	124
第2 他の地方公共団体等に対する応援要請	130
第5節 被災者生活支援	138
第1 被災者の把握等	138
第2 避難生活の確保、健康管理	139
第3 ボランティア活動の支援	146
第4 ニーズの把握・相談窓口の設置・被災者への情報伝達	147
第5 生活救援物資の供給	150
第6 要配慮者の安全確保対策	156
第7 応急教育	158
第8 義援物資対策◆新設	160
第9 愛玩動物の保護対策◆新設	161
第6節 災害救助法の適用	163
第1 被害状況の把握及び認定	163
第2 災害救助法の適用	164
第3 災害救助法による救助	165
第7節 応急復旧・事後処理	171
第1 建築物の応急復旧	171
第2 土木施設の応急復旧	174
第3 ライフライン施設の応急復旧	175

第4	災害廃棄物等の処理・防疫・障害物の除去	182
第5	行方不明者等の搜索	187
第3章	災害復旧・復興対策計画	190
第1節	復旧・復興の基本方向の決定◆新設	190
第1	基本方向の決定	190
第2	対策の推進	190
第2節	被災者の生活安定化	191
第1	義援金品の募集及び配分	191
第2	災害弔慰金等の支給及び災害援護資金等の支給	192
第3	租税及び公共料金等の特例措置	202
第4	住宅建設の促進◆新設	203
第5	被災者生活再建支援法の適用	204
第6	茨城県被災者生活再建支援補助事業による支援金の支給◆新設	206
第3節	被災施設の復旧	209
第1	災害復旧事業計画の作成	209
第2	災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画等の作成	210
第3	解体、がれき処理◆新設	215
第4節	激甚災害の指定	216
第1	災害調査	216
第2	激甚災害指定の手続き	216
第5節	災害復興計画	217
第1	事前復興対策の実施◆新設	217
第2	災害復興対策本部の設置	217
第3	災害復興方針及び災害復興計画の策定	217
第4	災害復興対策事業の実施	218
付編	東海地震の警戒宣言発令時の対応措置計画	223
第1章	総則	223
第1節	計画作成の趣旨	223
第2節	計画作成の基本方針	224
第1	基本的な考え方	224
第2	前提条件	224
第3節	防災責任者が実施する事務又は業務の大綱	225
第1	境町	225
第2	茨城県	225
第3	指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関	225
第4	住民等	225
第2章	東海地震注意情報発表から警戒宣言発令	227
第1節	東海地震注意情報等の伝達	227

第 1	伝達系統	227
第 2	伝達事項	227
第 2 節	警戒体制への準備	227
第 3 章	警戒宣言発令時の対応措置	228
第 1 節	警戒宣言、東海地震予知情報、警戒解除宣言の伝達	228
第 1	伝達系統	228
第 2	伝達事項	229
第 3	住民等に対する警戒宣言の周知	229
第 2 節	警戒体制の確立	230
第 3 節	地震防災応急対策の実施	231
第 1	広報対策	231
第 2	消防対策	231
第 3	水防対策	232
第 4	警備、交通対策	232
第 5	危険物等対策	232
第 6	公共施設対策	233
第 7	教育、医療、社会福祉施設対策	235
第 8	大型店舗等対策	238
第 9	生活物資対策	238
第 4 節	住民等のとるべき措置	239

第3編 震災対策計画

第1章 災害予防計画

第1節 災害に強いまちづくり

まちづくりの基本は安全であり、「生活者重視の原点は安全と安心」ということを基本に据え、地震災害による被害を最小限にするために、災害に強いまちづくりを進めることが重要である。

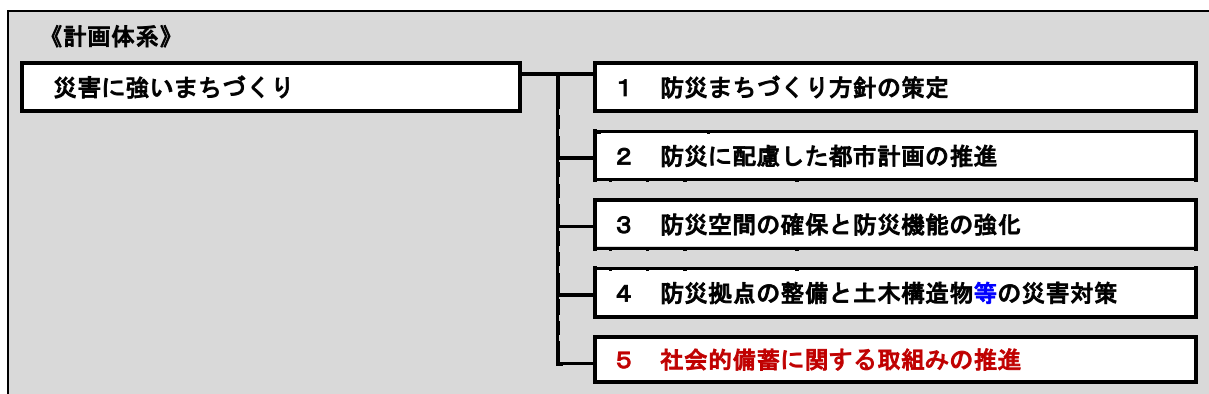
そのため、**町では**、防災空間の確保、防災拠点の整備、避難施設の整備、**災害特性に配慮した土地利用の誘導、開発抑制、移転の促進や避難に必要な施設の整備を進める**。加えて、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「E c o - D R R^{※1}（生態系を活用した防災・減災）」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちづくりを進める。

本町においては、平成30年12月「茨城県地震被害想定調査報告書」の被害想定によると、首都直下地震の発生形態うち、「茨城・埼玉県境地震」が最も被害が大きい地震とされ、最大震度6強と想定されている。また、平成24年4月の中央防災会議における「南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ」の被害想定においても最大震度5弱が想定されている。（参照：本計画第1編第4章第1節 本町に被害をもたらす可能性のある地震）

本計画においては、最大震度6強が想定される茨城・埼玉県境地震を主対象とするほか、首都直下地震や南海トラフ地震など、国難級の災害発生の蓋然性を踏まえ、全国の災害支援ネットワークの構築など、各地方公共団体が一丸となって取り組む体制作りなどについて記述している。

※1 E c o - D R R 及びグリーンインフラの事例：

「雨庭」…雨を一時的に貯留し、ゆっくり地中に浸透させる機能を持った植栽空間（庭）により、排水溝等の氾濫を抑制する効果がある。また、平時は景観を向上させるとともに、環境教育の場としてや水辺の生き物の生息地としてなど活用できる。



関係部課	総務課、防災安全課、まちづくり推進課、地方創生課、農業政策課、建設課、都市計画課、上下水道課、学校教育課、生涯学習課
関係機関	県西水道事務所、県西流域下水道事務所、ガス販売事業所、東京電力パワーグリッド(株)、東日本電信電話(株)、(株)NTT東日本

第1 防災まちづくり方針の策定

1 上位計画の方針に基づく一貫性ある整備

町は、総合計画において、「災害に強く、子どもからお年寄りまで健康で安全に暮らせるまちづくり」を主要方針の一つとしている。災害に強いまちづくりを推進するため、地域防災計画等に基づき防災拠点施設や学校施設、公共施設、公園、緑地等の避難先、避難路を確保し防災機能を体系的に配置する。

2 ハード・ソフト両面にわたる整備

町は、道路、公園等の根幹的な公共施設や土地区画整理事業等の都市計画決定、地区レベルの防災性の強化を図るため地区計画制度の活用、建築物の不燃化等を総合的に推進する。この際、水害避難タワー、河川防災ステーションや、防災公園や、モバイル建築など、水害のみならず、道路途絶時の緊急空輸拠点、関係機関、各種応援団体や、災害ボランティアなどの防災拠点、被災地からの避難者の受入拠点としても機能するよう整備する。

3 災害リスクに応ずる総合的な対策

町は、防災・都市計画・まちづくり・建設等を担当する各部局の連携の下、地域防災計画や立地適正化計画等警戒避難態勢の整備状況、災害を防止又は軽減するための施設の整備状況や整備見込み等を、水害対策と併せ総合的に勘案し、まちづくりにおける安全性の確保に努め、居住誘導区域について指定を検討する。

4 防災まちづくりの方針

町は、上記の災害に強いまちづくりの計画的な推進の観点から、現状や各種計画の総点検を行い、次の内容とする防災まちづくりの方針を作成し、上位関連計画へ位置づける。

- (1) 都市の災害危険度を把握し、防災に配慮した土地利用計画
- (2) 災害時の緊急活動を支え、市街地における防災空間を形成する道路や公園等の防災空間の配置計画
- (3) 地域における災害対策活動の拠点となる防災拠点の配置計画
- (4) 防災上危険な市街地の解消を図るための市街地開発事業等の計画

第2 防災に配慮した都市計画の推進

町は、災害の未然防止を第一目的として、併せて土地の合理的利用の増進及び環境の整備改善に資するため、総合的な都市計画の推進による、まちの防災力の向上を図る。

1 市街地の整備・形成

町は、上位関連計画に基づいて、市街地内の防災機能の強化を図り、ユニバーサルデザインに配慮しながら、災害に強いまちづくりを推進する。

2 適切な土地利用の誘導

町は、大規模な開発や道路、公園などの都市化により、畑地・山林の自然的土地利用から、宅地・雑種地などの都市的土地利用への転換が進みつつあることを踏まえ、中長期的

視点に立ち、適切な用途地域・地区計画の見直し（検討）による合理的な土地利用の推進と、良質な自然環境の保全を図る。

第3 防災空間の確保と防災機能の強化

道路、公園・緑地、河川等の都市基盤施設は、災害時における避難地、避難路及び火災の延焼防止のためのオープンスペースとして機能するとともに、応急救助活動、応急物資集積の基地、ヘリポートとしても活用できる重要な施設である。

町は、**関係機関と連携し**、これらの都市基盤施設の効果的整備に努め、防災空間の確保を図る。

1 公園・緑地、広場等の防災空間の整備・確保

(1) 都市公園等の整備

町は、災害時における避難地の確保、火災の延焼防止、各種災害応急活動の円滑な実施を図るため、都市公園等の体系的な整備を推進する。このため、配置や規模等の検討を行いながら**震災時の緊急避難場所のほか、関係機関や各種応援に対する活動基盤を兼ね備えた防災拠点として防災公園の整備を進める。**

(2) 緑地・広場等の整備・保全

町は、火災による延焼防止を図るため、道路、公園・緑地、広場等の整備を推進するとともに、大規模施設の周辺緑地、農地、林地の保全に努め、延焼遮断効果の向上を図る。

(3) その他防災空間の確保

町は、広場や空間等の所有者、占有者、管理者は、町長が必要と認めたときは、防災空間（災害応急活動に利用される空間）として、その土地の一時利用に協力するよう努める。

2 道路・緑道の整備

(1) 都市計画道路等の整備

町は、**緊急避難場所等への避難路**として、また主要幹線道路への円滑な連絡、街路で囲まれた市街地の安全性の向上を図るため、都市計画道路等の整備を推進する。

(2) 生活道路等の整備・改善

町は、避難路、延焼遮断空間としての機能を強化するため、幅員の不十分な既存道路の拡幅を図るとともに、沿道建築物の不燃化、工場等の大規模沿道施設の緑化を促進する。

3 防災機能の強化

(1) 公共空間等の防災機能の強化

町は、避難路、延焼遮断帯としての機能を強化するため、既存幹線道路等の歩道の拡幅、耐火性能の高い樹種による緑化及び無電柱化の推進、不法占有物件の除去に努める。

避難先となる防災空間においては、災害応急対策に必要な施設（放送設備、耐震性貯水槽、井戸等）の整備を進める。

（2）河川の防災機能の強化

町は、地震に起因する水防施設の崩壊による洪水、浸水を防止するため、河川・用排水路・排水機場の改修や土地改良区等への支援、治水・用水施設の整備を促進するとともに、大規模災害時において、緊急用水の供給源として活用できる川づくりを促進する。

第4 防災拠点の整備と土木構造物等の災害対策

町は、関係機関と連携し、災害応急活動の中核として機能する防災拠点の強化に努めるとともに、土木構造物ごとに特性を見極め、個々の状況に応じた被害軽減のための諸施策を実施する。

1 防災拠点と避難施設の整備

町は、災害応急活動の中核拠点となる町役場は耐震化され、地下には予備電源も確保している。庁舎西側に建設した水害避難タワーには、防災備蓄倉庫や、高所に非常用電源を確保している。なお、屋上のヘリ用レスキューポイントは、道路途絶時の避難者救助、緊急物資輸送等などで使用するなど、役場庁舎の防災拠点機能の強化を図る。

また、既存の避難施設の安全性を検証し、災害に対して安全・安心な避難施設の確保を図る。さらに、圏央道の境古河IC周辺開発に伴い進出する企業と、災害協定締結により大規模物流施設を避難施設として確保するとともに、モバイル建築を展開し、住民のみならず、大規模災害時の避難者や、関係機関、応援者の受入施設等として使用できる防災拠点として整備し、防災機能の強化を図る。

資料編：6-2 防災施設
6-3 防災拠点
6-4 防災関係施設等位置図

2 土木構造物の災害対策

（1）道路施設

町は、道路の浸水・冠水箇所、道路法面の崩壊、路面の損壊、道路施設の変容や破壊等の被害の危険性を調査し、危険箇所には必要な対策を講じる。

（2）河川・水路

町は、地震に伴う河川・水路の治水機能の低下・損失を防止するため、国及び県管理の一級河川の治水工事に関する協議会等に参加し、整備計画・整備状況を把握するとともに、必要な場合は、意見・要望を提出する。また、町管理の河川は、堤防、護岸等の河川構造物を調査し、危険箇所には必要な対策を講じるとともに、土地改良区の管理する排水機場の機能向上のための整備を支援し、防災力向上を促進する。

（3）その他公共施設

上・下水道、ごみ・し尿処理、電力、ガスなどのライフライン等に関わる事業者は、災害による被害を防止するため、平常時から施設・設備の強化と保全に努めるとともに、迅速かつ的確な応急復旧を行うための防災体制を整備する。

町は、事業者と連携をとりながら、防災体制の確立に向けて協力及び指導する。

第5 社会的備蓄に関する取組みの推進◆新設

町は、平常時には地方創生に資する社会資源として町や企業が使用収益しつつ、災害時には分散型の福祉避難所や応急仮設住宅等、被災地の対策資源として活用することを目的としモバイル建築を導入している。国難級の災害に全国自治体が連携して対応できる仕組みとして官民協働による境町モデルを展開し、社会的備蓄による全国支援ネットワークの構築を推進する。

(1) モバイル建築の運用

町は、平常時には地域振興の場として、災害時には防災拠点や被災者の受入先として、また被災地へ速やかに派遣し応急仮設住宅として利用するなどの被災地支援の取組みとしてモバイル建築^{※1}の運用を進めている。

また、地方創生拠点整備交付金や、地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）など新たな財源を有効に活用し、ハウスメーカーとの協定、民間のノウハウを活用した運営による町の管理費を「ゼロ」にするなど、境町モデルの全国への普及を図る。

さらに、モバイル建築関連の協会と連携し、モバイル建築の運用研究・開発施設を整備し、災害時の防災拠点として活用する。

※1モバイル建築：

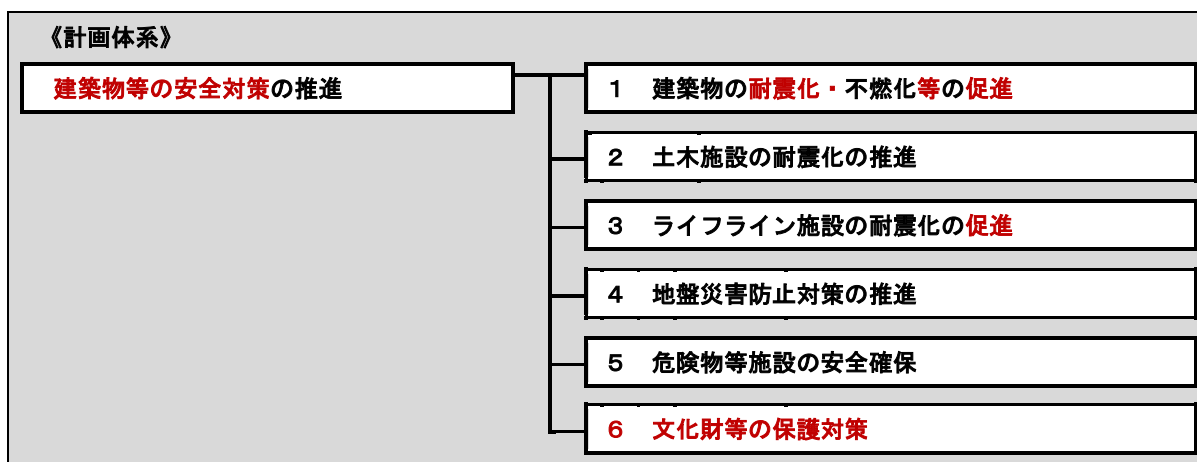
完成した建築物を解体せずに容易に基礎から分離し、ユニット単位でクレーン等を用いて吊り下げ、トラック等に積載し目的の場所に輸送し、迅速に移築することを繰り返し行うことができる建築物（出典：一般社団法人日本モバイル建築協会）

(2) 河川防災ステーションの活用

町は、河川防災ステーションを水害時のみならず、水防センター施設の耐震化や、ライフライン途絶時でも一定期間機能しうる独立性を保持させ、災害用備蓄や、駐車場・ヘリポート等を活用する。また、整備中の防災公園の防災拠点化とともに、モバイル建築を展開し、大規模雑賀時の防災拠点・受入施設や近隣住民の緊急避難場所として活用を図る。

さらに、モバイル建築の一般利用、防災訓練や防災教育の場としての活用など、平常時の利活用を推進することにより、地域の賑わいづくり及び防災に対する意識向上を図る。

第2節 建築物等の安全対策の推進



関係部課	防災安全課、建設課、都市計画課、上下水道課、学校教育課、生涯学習課、地方創生課、財政管財課、各施設管理者
関係機関	県西水道事務所、県西流域下水道事務所、ガス販売事業所、東京電力パワーグリッド(株)、東日本電信電話(株)、(株)NTT東日本

第1 建築物の耐震化・不燃化等の促進

町は、地震による建設物の損壊、焼失、延焼を軽減するため、耐震化・不燃化を推進し、既存（老朽）建築物の耐震改修、応急対策実施上の重要建築物の耐震性の強化を推進する。

また、既存建築物の耐震診断・耐震改修の促進を効率的に実施していくため、耐震診断を行う建築技術者を養成しつつ、建築物の所有者等への理解を求めため普及啓発を行う。

なお、地震発生後の避難、救護、関係機関の応急対策の拠点となる防災上重要な防災拠点や避難所となる公共施設や、警察・消防関連施設の耐震化は、地震対策全体に対して果たす役割が大きいため、重点的に推進するとともに、積極的に働きかける。さらに、役場庁舎、学校など防災上重要施設等で、既に耐震化されている公共施設についても、確実な耐震診断の履行によりその耐震機能を維持する。民間の建築物についても、その重要度に応じて防災対策の周知徹底を図り、安全性向上の指導に努める。

1 建築物の耐震化の推進

(1) 耐震改修促進計画の整備及び耐震化の推進

町は、「建築物の耐震の改修の促進に関する法律」（平成7年法律第123号）（以下「促進法」と言う。）及び国の基本方針に基づき、県の耐震改修促進計画と整合を図りつつ町の耐震化促進計画を整備し、住宅や多数の者が利用する民間施設・公共施設、特に地震発生時の災害応急対策の拠点や、避難所・避難場所となる重要な役割を担う施設について、耐震診断及び改修を行うよう、更なる耐震化を推進する。併せてこれら以外の一般建築物についても、耐震診断・改修に関する普及啓発に努める。

① 耐震化の現状（令和4年3月31日現在）

ア 住宅の耐震化の現状

町の令和3年における住宅推計^{※1}では、住宅総数 8,534 戸のうち、昭和56年の建築基準法における新耐震基準以降に建設された住宅及び以前の住宅で耐震改修済み、又は耐震性を満たしている住宅は 7,430 戸と推測され、耐震化率は約 87%である。

※1 住宅推計：平成30年住宅・土地統計調査に基く推計

イ 特定建築物

a. 1号特定建築物

促進法第14条第1号に該当する町有の1号特定建築物（庁舎、学校、社会福祉施設、その他）は 24 施設で、耐震化率は全体で約 92%であり、民間の1号特定建築物（病院、社会福祉施設、賃貸共同住宅）は 7 施設で、耐震化率は全体で約 43%に留まっている。いずれも庁舎、学校、社会福祉施設、病院等の重要施設の耐震化率は 100%であるものの、一部の施設で耐震化されておらず、更なる推進を図る必要がある。

b. 2号特定建築物

現在、町には促進法第14条2号に該当する2号特定建築物（一定数量の石油類、火薬類などの危険物の貯蔵場又は処理場）はない。

c. 3号特定建築物

現在、町内の促進法第14号第3号に該当する建築物（緊急輸送道路沿いの建築物^{※1}）で、倒壊により道路を閉塞される恐れのある建築物は 1 棟であり、当該施設の所有者に対し、耐震化について理解の促進を図る。

※1 緊急輸送道路沿いの建築物：

県の地域防災計画で指定する第1次、及び第2次緊急輸送路、及びAランクの重要拠点（境町では茨城県西南医療センター病院が該当）までのアクセス道路沿いにある建築物で、地震によって倒壊した場合に、前面道路の2分の1を超えて道路を閉塞する建築物

資料編：8-1 緊急輸送道路

② 耐震化の目標

町は、県の耐震化促進計画を踏まえ、地震被害による「犠牲者《ゼロ》」を目標に、前項の耐震化率に基づき住宅、各特定建築物の耐震化について耐震化促進計画により、対象区分ごとの耐震化目標を設定し、その推進を図る。

③ 公共建築物等の地震対策

公共建築物は、地震時の防災拠点や応急対策活動拠点として重要な役割を担う。

町は、重要性や緊急性を考慮して地震発生後の避難・救護、応急対策活動の拠点となる施設を重視し、耐震化を図る。

ア 不燃堅牢構造化の促進

建物の建築に当たっては、鉄筋コンクリート造、鉄骨造等による不燃堅牢構造化を促進する。

イ 敷地に関する地震予防措置

敷地等の選定、造成をする場合は、地震に対する適切な予防措置を講ずる。

ウ 施設管理者による安全点検等の実施

定期的に安全点検を行い、危険箇所、補修箇所等の補強補修等を実施し、電気設備、電気用品、ガス設備、その他の危険物がある施設では、適切な管理に努める。また、避難所として使用される建物は、エアコンの設置、トイレの様式化、バリアフリーなど避難者、特に要配慮者に配慮した機能を整備する。

④ 民間建築物等の地震対策

近年、都市化の進展に伴い建築物は大型化され、その用途や設備も多様化するなど、地震発生時の被害の拡大が予測される。したがって、町は、防災知識の普及・啓発に努めるとともに、建築物の所有者自らが地震に対する防災性の確保に努めるよう促進する。

ア 住宅相談窓口の設置

町は、住宅等相談窓口を設置し、耐震診断・改修に関する建替費・改修費用及び維持管理費等の判断材料となる情報・資料の提供や、県の推進する住宅耐震・リフォームアドバイザー制度を活用するなど相談・紹介体制を保持するとともに、担当者の耐震化に関する技術的な知識向上を図る。

イ 耐震診断・改修にかかる支援策

町は、昭和56年の新耐震基準以前に建築された木造住宅（軸組工法住宅）の所有者を対象に「木造住宅耐震診断士派遣事業」により、耐震診断にかかる費用の一部を補助するとともに、国の耐震改修促進税制・住宅ローン減税、（独）住宅金融支援機構の融資制度の情報提供を行うなど、住宅等の耐震化を促進する。

(2) 広報活動等

町は、建築技術者及び建築物所有者等を対象に、建築物の耐震化に関する意識啓発を目的とした講習会や防災講話などの開催により広報活動を展開する。

① 住民に対する知識の普及・啓発

町は、公共施設等におけるポスターの掲示や、催事での地震事例の展示などにより、住民に対し建築物の安全性強化等に関する知識の普及・啓発に努める。

② 建設技術者等に対する啓発

町は、国・県が作成するパンフレットや耐震化に関する制度、県の公表する震度予測マップ（県ホームページ掲載）による災害リスクについて普及・啓発し、理解促進に努める。

③ 防災上の助言・指導

町は、主に不特定多数の者が利用する建築物の所有者を対象とし、防災上必要となる空閑地の確保、建築物の安全性の確保を促し、危険地域における防災上の安全性を高めるため、耐震診断・改修の実施について積極的に助言・指導する。

(3) ブロック塀の倒壊防止

① 町は、地震によるブロック塀の倒壊を未然に防止するため、住民に対してブロック塀の安全点検及び耐震性の確保について広報紙等を活用し啓発を図るとともに、

第2節 建築物等の安全対策の推進

ブロック塀の造り方、点検方法及び補強方法等についてパンフレット等を作成し知識の普及に努める。

- ② 町は、行政区、学校と連携し、市街地内のブロック塀の実態調査を行い、ブロック塀の倒壊危険箇所の把握に努める。なお、実態調査は通学路、避難路及び避難先等に重点を置く。
- ③ 町は、ブロック塀を設置している住民に対して日頃から点検に努めるよう指導するとともに、危険なブロック塀に対しては造り替えや生垣化等を奨励する。そのため、通路に接している危険ブロック塀等の撤去工事費用の一部について助成する。
- ④ 町は、ブロック塀を新設又は改修しようとする住民に対し、住宅相談窓口等において、建築基準法に定める基準の遵守を指導する。

2 建築物の不燃化促進

町は、木造等家屋が密集しているところにおいて、建築物の延焼火災を防止するため、建物の不燃構造に対する助言等、住宅の不燃化を推進する。

3 建築物の液状化被害予防対策の推進

平成30年度の茨城県の地震被害想定における町の液状化リスクは、最大震度6強が予定される茨城・埼玉県境地震旧沼地（長井戸沼、一ノ谷沼、鶴戸沼）において5段階の評価のうち最も低く、旧沼地において液状化の可能性がある程度であり、沈下量も想定されていないが、町は、家屋等の地盤調査に基づき、必要な場合は液状化予防対策するよう指導する。

4 防災拠点施設の耐震性の確保

(1) 耐震診断の継続等による耐震機能の維持

町は、前述の防災拠点となる公共の1号特定建築物の耐震化の現状を踏まえ、学校、病院、福祉施設等防災上重要施設など既に耐震化されているものについても、継続的な耐震診断により、その機能維持に努める。

(2) 耐震改修未実施の施設に対する耐震化等の推進

町の耐震化促進計画を整備し、未実施の公共施設について県の耐震化事業の活用により耐震診断・耐震補強工事を推進する。また、併せて地震時の停電に備え、バッテリー、自家発電設備、LPガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備を推進する。

第2 土木施設の耐震化の推進

道路等の公共施設は、住民の日常生活及び社会、経済活動には不可欠であり、また、地震発生後の災害復旧の根幹となるべき使命を担っている。

町は、施設ごとに耐震性を備えるよう設計指針を考慮し、被害を最小限にとどめるための耐震性の強化及び被害軽減のための諸施策を実施する。

1 町道の耐震化の推進

(1) 町道の耐震化の促進

第2節 建築物等の安全対策の推進

町は、町内の公共施設を相互に結ぶ道路について、緊急車両の通行を確保するため、拡幅整備に努めるとともに、経年劣化に伴うひび割れ・陥没など定期的な確認を行い、行政区からの要望に迅速に補修する。

(2) 道路施設の耐震性の向上

町は、橋梁部の耐震について、製造年度、経年劣化に伴い所望の耐震機能を維持するため、必要な場合は、落橋防止構造の設置、橋脚補強等を実施する。

2 ため池の耐震化の推進

町は、受益者の協力のもとに農業用ため池に係る諸元等の詳細情報の整備を行い、地震時に緊急点検を要するため池を決定し、耐震事業化を進める。事業については、国庫補助制度の活用について県からの支援を受けて実施する。

第3 ライフライン施設の耐震化の促進

電力、電話、ガス、上下水道、廃棄物処理施設等のライフライン施設は、地震発生時の応急対策活動において重要な役割を果たすものである。したがって、これらの施設について、災害後直ちに機能回復を図ることはもちろん、事前の予防措置を講じることはより重要かつ有効である。

町は、関係機関と連携し、各施設の耐震性を考慮した設計指針に基づき、耐震性の強化及び代替性の確保、系統多重化等被害軽減のための諸施策を実施して、被害を最小限に止めるよう万全の予防措置を講じていく。

1 電力施設の耐震化

町は、災害時、脆弱かつ最も蓋然性のある電力設備整備について、その主体たる東京電力パワーグリッド株式会社による電力施設の耐震化の現況について承知し、耐震化事業について協力、促進を図る。

(1) 電力施設の現況

① 変電設備

機器の耐震は、変電設備の重要性、その地域で予想される地震動などを勘案するほか、電気技術指針「変電所等における電気設備の耐震対策指針」に基づいて設計が行われている。建物については、建築基準法による耐震設計が行われている。

② 送電設備

ア 架空電線路

電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計が行われている。

イ 地中電線路

終端接続箱、給油装置については、電気技術基準である「変電所等における電気設備の耐震設計指針」に基づき設計が行われている。洞道は「トンネル標準示方書（土木学会）」等に基づき設計を行う。また、地盤条件に応じて可とう性のある継手や管路を採用するなど耐震性を配慮した設計とされている。

③ 配電設備

ア 架空電線路

電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計が行われている。

イ 地中電線路

地盤条件に応じて可とう性のある継手や管路を設計するなど耐震性を配慮した設計とされている。

④ 通信設備

屋内設置装置については、構造物の設置階を考慮した設計とされている。

(2) 耐震化の方針

電気施設は、過去の地震災害の記録を基に、実際に震動波形を与えた実証試験など、各設備に科学的な分析に基づいた耐震設計方針を定め施工が行われている。

(3) 事業計画

全体計画及び実施計画は、「電気施設の現況」に準じ実施するよう努めるとされている。

2 電話施設の耐震化

町は、災害時に汎用性ある重要な通信手段である電話施設耐震課整備について、その主体たるNTT東日本株式会社による施設・システム等の耐震化の現況について承知し、耐震化事業について協力、促進を図る。

(1) 電気通信設備等の耐災性向上対策

災害の発生を未然に防止するため、次のとおり電気通信設備及びその付帯設備（建物を含む。以下「電気通信設備等」という。）の防災設計が実施されている。地震等に備えて、主要な電気通信設備等について耐震対策及び耐火構造化が行われている。

(2) 電気通信システムの信頼性向上対策

地震が発生した場合において、通信を確保するため、次により通信網の整備が行われている。

- ① 主要な伝送路を多ルート構成あるいはループ構成とする。
- ② 主要な中継交換機を分散設置とする。
- ③ 大都市等において、とう道（共同溝を含む。）網を構築する。
- ④ 通信ケーブルの地中化を推進する。
- ⑤ 主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置する。
- ⑥ 重要加入者については、当該加入者との協議により加入者系伝送路の信頼性を確保するため、2ルート化を推進する。
- ⑦ 社内システムの高信頼化を図る。

(3) 電気通信処理システムに関するデータベース等の防災化

電気通信設備の設備記録等重要書類並びに通信処理システム及び通信システム等のファイル類について地震時における滅失或いは損壊を防止するため、保管場所の分散、耐火構造容器への保管等の措置が行われている。

第2節 建築物等の安全対策の推進

(4) 災害時措置計画

災害時等において、重要通信の確保を図るため、伝送措置、交換措置及び網措置に関する措置計画表を作成し現行化が行われている。

3 LPガス供給施設の耐震化

町のガスはLPガスが主体であり、LPガス販売事業者等は震災時の緊急対応、火災発生など二次災害防止のための利用者によるガス栓閉止等必要な措置に関する広報を実施する。併せて、町でも防災講話等において周知に努める。

(1) 地震発生時の緊急対応・処置の周知

① 住民の措置事項の周知

LPガス販売事業者等は、住民に対し、地震が発生した場合のLPガスマイコンメータの機能・操作要領等（震度5弱でLPガスが自動停止、ボタン操作による復旧要領）安全なLPガス使用について周知する。

ア 火災発生の場合

LPガス販売事業者は、火災発見者から通報があった等の場合は、直ちに発火燃焼源を確かめ、周辺LPガス設備のバルブ閉止等により延焼防止に努める。

イ 地震災害発生の場合

LPガス販売事業者は、地震等によりLPガス設備が損壊又は転倒した場合は、LPガスによる災害の発生を防止するため、バルブ閉止等の措置を緊急に講じる。

② 復旧における措置の周知

ア 広報活動

- ・ LPガス販売事業者は、消費先に対し、ガス栓閉止等の広報をする。
- ・ LPガス販売事業者は、消費先に対し、LPガスは、安全が確認されるまで使用しないよう広報する。

イ LPガス供給施設の被害状況把握

- ・ LPガス販売事業者は、安全点検を実施し、被害状況の把握に努める。

ウ 容器の回収（処分）

- ・ LPガス販売事業者は、使用後廃棄された不要容器による二次災害を防止するため、回収に努める。
- ・ LPガス販売事業者は、必要に応じて各種メディアを活用し、周知徹底する。

(2) LPガス販売事業者の措置

LPガス販売事業者は、事業所内及び供給先において地震が発生した場合、境警察署及び坂東消防署境分署等関係機関に協力し、災害の鎮静に努め、災害が沈静化した後は、全力で復旧に努める。

資料編：7-2 危険物・火薬類等関連施設の現況

4 水道施設の耐震化

町は、水道事業者として、水道施設の耐震化について目標を定め、計画的に事業を推進する。

(1) 配水池・貯水池の緊急補強又は更新

町は、配水池等市街地に存する重要施設のうち耐震性に問題があるものについて、二次災害を回避するため緊急に補強又は更新を図る。

(2) 老朽管の更新

町は、老朽化した管、耐震性に劣る管路について速やかに更新を終えることを目標に整備を図る。

(3) 給水装置・受水槽の耐震化

町は、利用者の理解と協力を求め給水装置や受水槽の耐震化を進めるよう指導する。特に、避難所や病院等の防災上重要な施設について優先する。

(4) 緊急時給水能力の強化

町は、緊急時の給水量を貯留できるよう配水池容量を拡大するとともに、浄水施設や配水池等に緊急遮断弁を設置するなど緊急時に備えた施設整備を図る。

資料編：9-5 給水拠点及び給水能力 9-6 給水車等配備状況

5 下水道施設の耐震化

(1) 既存施設の耐震化

町は、被災した場合の影響度を考慮して、処理場・ポンプ場・幹線管渠等の根幹的施設については、より高い耐震性能が保持できるよう配慮する。

① 耐震診断

町は、新耐震設計基準に適合しない施設を中心に耐震診断を実施する。

② 耐震補強工事

町は、補強対策工事の年度計画に従い、耐震補強工事を実施する。

③ 耐震化の実施

- ア 可とう性・伸縮性を有する継手の採用
- イ 地盤改良等による液状化対策の実施

(2) 新設施設の耐震化

町は、施設の計画、調査、設計及び施工の各段階において耐震化対策を進める。

6 廃棄物処理施設

町は、さしま環境管理事務組合の構成団体として綿密な連携を図り、災害時に災害廃棄物処理のほか、入浴施設、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから重要な役割を果たす廃棄物処理施設について各設備の耐震化・強靱化等について促進する。

資料編：11-1 さしま環境管理事務組合の組織
11-2 さしま環境管理事務組合の業務
11-3 各施設の位置
11-4 「さしま環境センター」内処理施設の概要
11-5 「さしまクリーンセンター寺久」内処理施設の概要

第4 地盤災害防止対策の推進

地震による被害を未然に防止するには、その土地の地盤、地形を十分に理解し、その土地の災害に対する強さに適した土地利用を行う必要がある。

町は、災害危険度の高い場所については、災害防除のための対策を実施して、住民の生命、財産の保全に努める。

1 地盤災害危険度の把握

(1) 地盤情報のデータベースの活用

町は、県で実施する地形、地質、土質、地下水位等に関する各種調査、データベースを有効に活用し、地盤災害の危険度把握に役立てる。

(2) 地盤情報の広報

町は、上記データベースを広報し、公共工事、民間工事における液状化対策工法の必要性の判定等に活用する。

また、必要な場合は、データベースに基づき、地域の災害危険度に関する調査を実施し、液状化マップ等の作成などにより公開する。

2 土地利用の適性化の誘導

町は、安全を重視した総合的な土地利用の確保を図る。

(1) 防災まちづくり方針の策定に基づく安全を重視した土地利用の確保

町は、都市の災害危険度の把握を的確に行うとともに、これらの災害を周知する。

また、災害に弱い地区については土地利用について、安全性の確保という観点から総合的な検討を行い、土地利用の適正化を誘導する。

3 地盤沈下防止対策の推進

広域的な低地化をもたらす地盤沈下は地震水害の被害を増大させる可能性がある。また、地盤沈下による建築物、土木建造物等の耐震性の劣化の可能性が指摘されている。

町には、工場用水として地下水を活用した大規模な工場が2か所あるほか、小規模な井戸が多数存在し、必要な場合は、地下水の過剰揚水を規制する。

4 液状化防止対策の推進

町は、液状化による被害を軽減するため、県の地盤データベース、工事調査実績等に基づき危険な地域について、締固め、置換、固結等の有効な地盤改良を行うよう努める。

第5 危険物等施設の安全確保

地震による火災及び死傷者を最小限にとどめるためには、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、町の消防法（昭和23年法律第186号）第2条7項1、火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第3条、第5条及び第12条及び高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第5条、第16条及び第20条の4にある危険物等（石油類等、高圧ガス、火薬類、毒劇物及び放射性物質をいう。）の施設の現況を把握し、消防法令等関係法令に基づく安全確保対策を推進す

第2節 建築物等の安全対策の推進

るため、今後とも法令遵守の徹底を図る必要がある。なお、町には、危険物等の製造・貯蔵・取扱・販売等施設が194か所存在している。

町は、各危険物等取扱事業所等への災害に対するマニュアル（災害時に対する応急措置・連絡システムの確保など）作成指導の徹底のほか、坂東消防署境分署等関係機関と連携し、施設立入検査の徹底を図り、法令遵守に基づく危険物等施設の安全確保を推進する。

また、施設全体の耐震性能向上の確立を図る。

（1）危険物等施設の安全確保

町は、危険物等施設の管理者等に対し、消防法第12条及び同法第14条の3の2等の規定を遵守し、危険物等施設の保全と安全性の強化に努めるよう指導を行う。

【※消防法第12条：施設の基準維持義務】

【※同法第14条の3の2：定期点検義務〔基準維持の保安検査〕】

（2）保安確保の指導

町は、坂東消防署境分署と連携して、危険物等施設の位置・構造・設備の状況及び危険物の貯蔵・取扱いの方法が、危険物関係法令に適合しているか否かについて立入検査を実施し、必要がある場合は、事業所の管理者等に対し、災害防止上必要な助言又は指導を行う。

（3）自主防災体制の確立

町は、危険物等施設の管理者等に対し、消防法第14条の2の規定に基づく予防規程の内容を常に見直し、操業実態に合うよう努めるとともに、従業員等に対する保安教育や防災訓練を実施し、自主防災体制の確立に努めるよう指導を行う。

また、隣接する事業所間の自衛消防隊の相互協力体制の強化を図るとともに、消火薬剤、流出油処理剤等の防災資機材の備蓄に努めるよう指導を行う。

【※消防法第14条の2：予防規定の作成義務】

資料編：7-2 危険物・火薬類等関連施設の現況

第6 文化財等の保護対策

文化財は貴重な国民的財産であり、その保存のために万全の配慮が必要となる。

町は、地震災害から文化財を保護するため、貴重な文化財が集積・保存されている「境町歴史民俗資料館」及び「S-Gallery 肅祭寶美術館」等の施設に対し、耐震化を図るとともに、防災施設・設備（収蔵庫・火災報知器・消火栓・貯水槽・避雷針）の整備を図る。

また、どのような文化財がどこに保管されているかなど、災害時にすぐに全体像を把握できるようにするための管理体制を構築する。さらに、一般外来者に対し、地震に関する注意を喚起するための標識等の設置を図る。

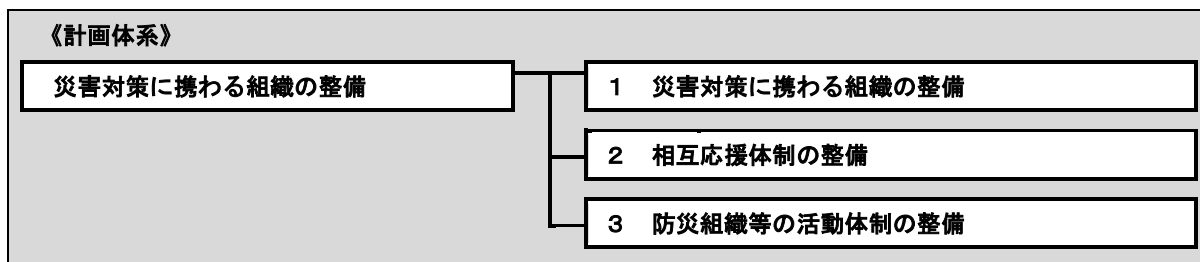
資料編：12-1 県指定文化財
12-2 町指定文化財
12-3 町の文化財の所在地位置図

第3節 災害対策に携わる組織の整備

大規模な災害が発生した場合には、災害の防止又は軽減を図るため、行政や防災関係機関のみならず、住民が自主的に防災活動に参加し、地域で助け合っていく必要がある。

町は、災害時に幅広い知識や技能をもって対応できるボランティアの養成及び登録を行うとともに、円滑な救援活動が行えるよう平常時からボランティア団体や地域内企業間のネットワーク化を促進していく。

また、自主防災組織についても活動環境の整備を積極的に行っていく。



関係部課	総務課、防災安全課、子ども未来課、社会福祉課、介護福祉課、社会福祉協議会
関係機関	坂東消防署境分署

第1 災害対策に携わる組織の整備

1 町の活動体制の整備

(1) 町の防災体制の組織化

町は、地震発生時等の対策にかかる検討及び計画等を立案しその具現化を図る。また、平常時の各課等間の緊密な連携及び災害発生時の初動における迅速かつ組織的な対応により、町の災害等対処能力の実効性を高めるため、平常時から災害担当及び初動対応職員を指定しておくなど、災害時に組織的な連携が図れるように努める。

(2) 組織的活動体制の強化

町は、各課・室で防災担当職員を指定し、平常時から情報交換を緊密に行い、研修及び訓練等を共同で行うなど部署間の連携体制を整備しておく。

2 活動のための計画等の整備

(1) 防災関連の計画の作成・整備

町は、各種防災関連の計画について、一貫性を保持するため、本計画に基づき、明確な方針のもと作成及び整備する。

また、大規模災害時においては、次の計画の整備が重要となる。

① 業務継続計画の整備

町は、災害時、役場自体が被災した場合でも、間断なく防災活動を継続するため、業務継続計画（BCP）を策定する。同計画には、首長不在時の明確な代行順位及び職員

の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理等について定めておく。

第2 相互応援体制の整備

町は、大規模災害が発生した場合に、円滑な応急対策等が行えるよう、あらかじめ相互応援協定を締結する等相互応援体制の確立を図る。

資料編：2-1 災害応援協定一覧
2-2 災害時の相互応援に関する協定及び同実施細目

1 応援要請・受入体制の整備

(1) 市町村間の相互応援

① 協定の締結

町は、大規模災害時の応援要請を想定し、法第67条の規定等に基づき県内外の市町村との相互応援協定の締結を推進する。また、すでに締結された協定については、より具体的、実践的なものとなるよう連絡体制を保持し、災害リスクに応ずる災害情報を交換し、ニーズに応ずる相互支援体制を保持する。

【※災害対策基本法第67条：他の市町村長等に対する応援の要求】

② 応援要請体制の整備

町は、災害時の応援要請が迅速かつ円滑に行えるよう、受援窓口等の開設による受援組織を確立し、応援要請手続、情報伝達方法等についてマニュアルを整備し、職員への周知徹底を図る。

③ 応援受入体制の整備

町は、応援要請後、他都道府県からの応援部隊が効率的に応援活動を実施できるよう、受入窓口や指揮連絡系統の明確化及びマニュアルを整備し、職員への周知徹底を図るとともに、応援部隊の執務スペースの確保に努める。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。

また、平常時から協定を締結した他市町村との間で、訓練、情報交換等を実施する。

2 国等の機関に対する職員派遣の要請及びあっせん

町は、災害時の国等の機関に対する職員派遣の要請及びあっせんが迅速かつ円滑に行えるよう、受援窓口等の開設による受援組織を確立し、国等の各種応援の枠組み、県を通じた応援要請手続、情報伝達方法等についてのマニュアルを整備するとともに、職員への周知徹底を図る。

また、避難、救助・捜索など、救命活動に携わる警察・消防・自衛隊について、初期の段階からリエゾン^{※1}の派遣を要請する。

※1リエゾン（情報連絡員）：地方公共団体等の被害状況や支援ニーズを把握し、地方整備局等への報告のほか、状況に応じて技術的助言を実施（出典：国土交通省）

3 公共的団体等との協力体制の確立

第3節 災害対策に携わる組織の整備

町は、町域内又は所掌事務に関係する公共的団体に対して災害時において応急対策等、特にライフライン、情報通信、建設業にかかる指定公共団体に対しその積極的協力が得られるよう協力体制を整えておく。

このため、公共的団体の防災に関する組織の充実を図るよう指導し、緊急連絡体制を確立して相互の連絡を密にして災害時に協力体制が十分発揮できるよう体制の整備を図る。

第3 防災組織等の活動体制の整備

大規模な災害が発生した場合には、災害の防止又は軽減を図るため、行政や防災関係機関のみならず、住民が自主的に防災活動に参加し、地域で助け合っていく必要がある。

町は、災害時に幅広い知識や技能をもって対応できるボランティアの養成及び登録を行うとともに、円滑な救援活動が行えるよう平常時から国際交流団体、ボランティア団体や地域内企業間のネットワーク化を促進していく。

また、自主防災組織について、防災意識の啓発、備品・拠点など活動環境の整備を積極的に行うよう促進する。

さらに、町は、被害の発生及び拡大を防止するため、次の項目により誰もが理解できる活動マニュアルを作成し、周知する。

1 自主防災組織の育成・連携

町は、自主防災組織の結成や育成の強化を図り、境町消防団とこれらの組織との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図る。

また、防災講話等による防災意識の啓発や研修の実施等による防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備等により、これらの組織の日常化、訓練の実施を促す。その際、女性の参画の促進に努める。

資料編：1-4 自主防災組織等

(1) 災害対策の役割分担

① 住民の役割（自助）

自助とは、「自らの命は自ら守る」といった考え方にに基づき、住民一人ひとりが自分の命や生活を守る活動をいう。各組織が自分の組織を守るための活動を含む。

② 地域の役割（共助）

共助とは、「地域から犠牲者を出さない」といった考え方にに基づき、地域連携による防災活動をいい、自主防災組織による防災活動や、住民一人ひとりが隣人等と協力して地域を守る活動をいう。自治組織や民間組織が、住民や近隣組織と連携して地域の安全を守る活動も含む。

③ 行政の役割（公助）

公助とは、行政が実施主体となり、警察、消防、自衛隊等の関係機関と連携し行う防災対策で、自然災害に強い地域を実現する活動をいう。

(2) 普及啓発活動の実施

町は、防災講演会や研修会の開催、パンフレットの作成等を通じ、広く住民に自主防災組織の活動の重要性や役割を啓発していく。

(3) 自主防災組織の活動内容

① 組織

町は、行政区を単位として自主防災組織を結成しているが、今後、全ての行政区での結成及び結成後の活動を促進し、実効性ある組織とするとともに、区長等と連携し、行政区に未加入の住民を対象に加入促進を図る。

② 編成

自主防災組織は、本部のほか、情報班、消火班、救出・救護班、避難誘導班、給食給水班等を基準とする。しかしながら、行政区の災害リスク、大小、年齢構成、コミュニティ等の特性に応じ、いたずらに形式にこだわることなく、柔軟性をもって実効性ある組織とすることが重要である。

③ 活動内容

ア 平常時の活動

自主防災組織は、防災知識の普及、防災訓練、防災資機材の備蓄・点検、危険箇所の点検・把握、避難計画の作成等を行う。

- ・ 日頃の備え及び災害時の的確な行動等の防災知識の普及や地域の危険箇所の点検・把握等
- ・ 情報の収集及び伝達、初期消火、救出・救護、避難等の防災訓練の実施
- ・ 初期消火、救出・救護用の防災用資機材等の備蓄・整備・点検等
- ・ 家庭及び地域における防災点検の実施
- ・ 地域における要配慮者の把握、要配慮者を含めた地域住民のコミュニティの醸成
- ・ 災害発生時における、行政や境町消防団など地域内との連絡手段や伝達事項等のマニュアルの策定及び再確認

イ 災害時の活動

自主防災活動は、発生した災害の種類、規模、時間の経過等に応じて行う。

<発災前>

- ・ 気象・避難情報等の収集及び伝達
- ・ 行政区内の避難状況の確認
- ・ 要配慮者、特に避難行動要支援者^{※1}の避難支援及び避難誘導
- ・ 町に対する避難支援の要請

※1 避難行動要支援者：

自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（出典：内閣府）

<発災後>

- ・ 初期消火活動、延焼防止活動（取壊しなど）及び搬出作業
- ・ 行政区内の住民の安否^{※1}・行方不明者^{※2}の確認
- ・ 逃げ遅れ者等の救出・救護の要請
- ・ 避難者名簿の確認及び避難所運営への協力（最終的には運営の主体を目標）

第3節 災害対策に携わる組織の整備

※¹安否不明者：災害が原因で所在不明の者（行方不明者を除く。）

※²行方不明者：災害が原因で所在不明、かつ、死亡の疑いのある者

（4） 自主防災組織育成・活性化の支援

町は、自主防災組織の実効性、継続性を高め、自主積極性を助長するため、防災訓練や防災講話などの開催、啓発資料の作成・配布等を通じて自主防災組織の育成・活性化に向け啓発活動を実施するとともに、リーダー養成（防災まちづくりリーダー）のための研修会や資機材整備等によりその活動を支援し、組織強化に努める。その際、要配慮者や女性の参画の促進に努める。

また、区長会と連携し、各地区及び町として自主防災組織間の協力体制の整備を目的として、連絡協議会的な組織を設置し、組織間の情報交換等を行うなど連携体制を強化する。

（5） 住民主体の地域コミュニティにおける防災活動

町は、地域コミュニティを住民防災活動の最も重要な啓発対象と捉え、自主防災組織はもとより、未組織の地域住民や企業に対しても、防災教育の普及に努め、地域コミュニティ構成員が自助・共助の精神を基本として主体的に地域の状況に応じた地域防災活動に参加し、ボランティアや各種団体等とネットワークをつくり、その連携の中で自主的な防災活動ができるよう、指導や助言等に努める。

（6） 地区防災計画の策定

町は、災害による被害を軽減するため、各自主防災組織と協議の上、あらかじめ地区防災計画を定めるよう促進する。防災計画の策定にあたっては、自主積極性の助長に努め、次の事項について助言・指導する。

- ・ 各行政区の住民は、危険が予想される箇所を点検し、その状況を把握するとともに、対策を検討する。
- ・ 各行政区の住民それぞれが分担すべき任務を検討する。
- ・ 各行政区の住民は、町が行う訓練に積極的に参加し、さらに自主防災訓練の時期や内容等について計画を立てる。
- ・ 各行政区の住民は、町の組織・関係防災機関と、各世帯との体系的な連絡方法や連絡の仕組みを定める。
- ・ 各行政区の住民は、出火防止、消火に関する役割分担を定めるほか、消火用その他資機材の配置場所等の周知を図る。
- ・ 各行政区の住民は、努めて自らの避難先を確保する。
- ・ 各行政区の住民は、避難先、避難路、避難情報の伝達方法、誘導方法、避難時の携帯物資等を検討する。
- ・ 各行政区の住民は、負傷者の救出・搬送方法を検討する。
- ・ 各行政区の住民は、その他自主的な防災活動に関する事項について検討する。

2 事業所の防災体制の強化

町は、大規模災害による不測の事態から中小企業の「事業継続」を確保するため、中小企業に対し、災害時における企業の事業継続を目的とした「事業継続計画(BCP)」の作成の促進を図る。

第3節 災害対策に携わる組織の整備

また、各企業における防災力を高めるために、事業所**建物**の耐震耐火対応や防災体制の整備、災害種類に配慮した災害時業務継続計画の作成と対応マニュアル作成、計画に基づく防災訓練の実施等、地域における企業の防災活動の推進に努める。

(1) 防火管理体制の強化

学校・病院・大型店舗等多数の人が出入りする施設については、施設管理者により、消防法第8条の規程により防火管理者を選任し、消防計画の作成、各種訓練の実施、消防用設備の点検及び整備等を行うことになっている。

消防機関は出火の防止、初期消火体制の強化等を指導する。

また、複数の用途が存在し、管理権限が分かれている建物の防災体制については、共同防火管理体制が確立されるよう指導するとともに、発災時には事業所の共同防火管理協議会が中心となった防災体制がとれるよう指導する。

【※消防法第8条：防火管理者の決定及び消防計画作成義務（学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店、複合用途防火対象物等）】

(2) 企業への意識啓発

町は、町内の企業を対象に、企業の業務継続に関して「事業継続計画(BCP)」策定の重要性や必要性、考え方等についてパンフレット等により情報提供を積極的に実施し、企業の意識啓発を推進する。

(3) 「事業継続計画(BCP)」の策定支援

町は、町内の企業が「事業継続計画(BCP)」を策定する際、中小企業庁の策定マニュアル等の情報提供を積極的に**行い**、策定後は、社会活動と評価し内容の一部を広報紙に掲載し普及啓発する。

(4) 防災力向上の推進

企業は、地域コミュニティの構成員であり、地域住民とともに自助・共助の精神を基本として主体的に地域活動に参加することが求められる。

町は、企業がボランティアや地域の各種団体等とのネットワークを構築し、その連携の中で自主的な防災活動が行えるよう、指導・助言等の支援に努める。

(5) 危険物等施設及び高圧ガス関係事業者等の防災組織

危険物等施設は、災害が発生した場合周囲に及ぼす影響が大きいことから、事業所の自主防災体制の強化及び相互間の応援体制を確立する。また、高圧ガスには爆発性、毒性等の性質があり、地震によって高圧ガス取扱施設等に被害が生じた場合には防災機関のみでは十分な対応が図れないことが考えられる。

町は、消防機関と**連携**して、危険物等施設管理者に対し自主防災体制の確立を図るよう指導する。

3 ボランティア組織の育成・連携

近年の大規模災害においては、行政や防災機関のみの災害対応の限界が指摘されると同時に、ボランティアの多彩な活躍が注目され、地域住民とともにボランティアが活躍することが期待されている。

第3節 災害対策に携わる組織の整備

町では、大規模災害時におけるボランティア活動が効果的に生かされるよう、平常時から社会福祉協議会、境町ボランティア連絡協議会、NPO等といった地域内の多様な被災者支援団体と「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成する。また、訓練・研修等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努めるとともに、大規模災害時はボランティアセンターの開設や、受入・支援基盤となる施設の確保が町内では困難であるため、自己完結型による支援及び県、近隣自治体等と連携して支援拠点を確保し、ボランティアの受入体制や環境整備等に努める。

防災ボランティアは、個人の立場で活動するボランティアとNPO等の組織化されたボランティアの両者の意味を持つ。このうち一般ボランティアと専門ボランティア（医療・防疫、語学、アマチュア無線）があるが、基本的に町は社会福祉協議会及び境町ボランティア連絡協議会と連携し、一般ボランティア中心とした受入を行う。専門ボランティアとは、県を通じNPO等のボランティア組織と連携し、ニーズに応じたボランティア団体とのマッチングなどコーディネートに要請する。

<防災ボランティアの区分>

区分	活動内容	要請・登録の有無	担当窓口	受入窓口	
一般	炊き出し、食事の配布、水汲み、清掃、救援物資の仕分け・配布、情報の収集・提供、介助、手話等、がれきの除去、災害ごみの仕分け・搬出、泥等の洗浄	要請有り 登録有り	県（福祉部） 町（福祉部）	県社会福祉協議会 市町村社会福祉協議会	
専門	医療活動（医師、看護師、臨床検査技師、診療放射線技師、理学療法士、作業療法士）、調剤業務、医薬品の仕分け・管理、消毒等の防疫指導（薬剤師）、健康管理・栄養指導（保健師、助産師、栄養士） 歯科診療（歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士）、メンタルケア（精神保健福祉士、臨床心理士）、医業類似行為業務の提供（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師）	要請無し 登録無し	県（保健医療部）	県医師会 県歯科医師会 県薬剤師会 県看護協会 県助産師会 県臨床検査技師会 県診療放射線技師会 県理学療法士会 県作業療法士会 県栄養士会 県歯科技工士会 県精神保健福祉士会 県臨床心理士会 県鍼灸師会 県鍼灸マッサージ師会	
	語学	外国語通訳・翻訳	要請有り 登録有り	県（県民生活環境部）	県国際交流協会
	アマチュア無線	非常通信	要請無し 登録無し	県（防災・危機管理部）	県（防災・危機管理部）

(1) 防災ボランティア団体等との連携

町は、**県と連携し、ボランティアの自主性を尊重しつつ**、日本赤十字社、社会福祉協議会、**境町ボランティア連絡協議会、NPO等との連携を図る。また、中間支援組織(NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織)**を含めた連携体制の構築を図り、**災害時において防災ボランティア活動が円滑に行われるよう、県を通じ支援基盤及び活動環境の整備について推進を図る。さらに、地域における的確なボランティア活動の展開を図るとともに、次に掲げる事項に取り組む。**

- ① 平常時の登録
- ② 災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制の整備
- ③ 防災ボランティア活動の拠点の確保
- ④ 活動上の安全確保
- ⑤ 被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化
- ⑥ ボランティア活動者の育成
- ⑦ ボランティアの組織化
- ⑧ ボランティア個人及びボランティア団体のリスト化
- ⑨ 防災ボランティアコーディネーターの養成
- ⑩ 情報ネットワーク体制の整備
- ⑪ **ボランティア活動や避難所運営等に関する**研修会の開催
- ⑫ 災害時の具体的マニュアルの策定等

(2) ボランティア受入体制等の整備

① 災害ボランティアセンターの開設

町は、NPOやボランティア団体だけでなく、組織化されていないボランティアが円滑な支援活動ができるように、**町社会福祉協議会により、一般ボランティアセンターを開設・運営する。しかしながら、町社会福祉協議会の組織は脆弱であるため、県、NPOなど、他の団体等からの支援により体制が整うまでの間、町により開設・運営を支援する。**

② 大規模地震における受入体制の整備

町は、大規模地震により町内に受入施設を確保できない場合は、近隣自治体の協力のもと、**県、町、近隣自治体の各社会福祉協議会、ボランティア団体、NPOとの連携により、町外に災害ボランティアセンター施設を確保し、運営体制の整備に努める。**

③ 協力体制の確立による受入体制の整備

町は、茨城県社会福祉協議会と町社会福祉協議会との協力体制等により、ボランティアの登録・養成、情報ネットワーク体制の整備、研修会の開催、防災訓練の実施、災害時の具体的な活動指針を示した**災害ボランティアセンターの設置・運営に関するマニュアルの作成支援等**により体制づくりを推進する。

(3) 専門ボランティア活動への支援等

町は、**国や関係機関等による応援の枠組みや、弁護士や行政書士など専門的な協定締結団体との協力体制を踏まえ、その不足する機能、医療・救護などについて調整し、復**

第3節 災害対策に携わる組織の整備

興・復旧にかかる専門知識や特殊な技術を有するボランティアの活動を支援するための方策について、県と連携して、より専門的な知識を有するボランティアが活動しやすく、かつ参加を促進できる体制の整備に努める。

(4) 町社会福祉協議会の役割

町は、町社会福祉協議会の災害発生時における災害ボランティアセンターの開設を支援し、主に一般ボランティア活動の「受入窓口」としてその活動が円滑に行われるよう、あらかじめその機能の整備を促進する。

また、「受入窓口」の円滑なボランティア活動を促進するため、体制整備を進めるとともに、市町村社会福祉協議会間における相互応援協定の締結を促進し、災害時の体制強化を図る。

(5) ボランティア保険への加入促進

町は、ボランティア活動を支援するため、町社会福祉協議会を通じ、一般ボランティアに対して、ボランティア保険への加入促進を図るとともに、ボランティア保険への加入者に対する助成に努める。

(6) 被災者支援の迅速・適切な実施

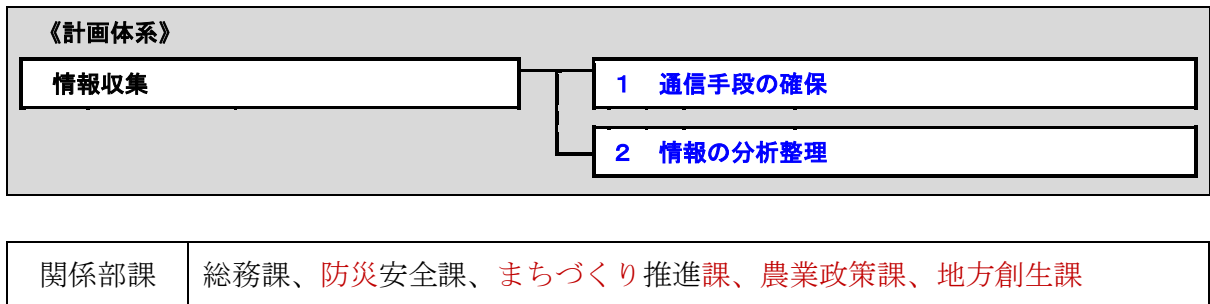
町は、社会福祉協議会と連携し、インターネットを活用したボランティアの募集等に係る情報の収集・提供の充実、資機材の十分な確保等ボランティア実施に係る環境整備の推進、ボランティア等の個人情報の保護や感染症予防における物資の提供などにより、被災者支援の迅速化や適切な実施を促進する。

第4節 情報収集

町は、災害時における情報通信の重要性を考慮し、通信手段確保のため、情報通信施設の耐震性の強化及び停電対策、情報通信施設の危険分散、通信網の多ルート化、無線を活用したバックアップ対策、デジタル化の促進等情報通信体制の整備計画を定める。

また、効果的・効率的な防災対策を行うため、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化を促進する必要がある。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図る必要がある。

さらに、発災時に有効な情報収集手段のひとつであるドローンについて、操作要員の養成など計画的に整備する。



第1 通信手段の確保

1 情報通信ネットワークの拡充

住民に対して災害情報の伝達手段の基本は、防災行政無線であり、災害後の住民アンケート結果を見ても、情報収集手段としては、他の手段に比して依然、重要な位置付けにある。また、災害時に取り交わされる多種多様な情報を扱うためには、様々なレベルの情報通信ネットワークが必要である。

町は、テレビ、ラジオ、携帯電話、電話、FAX、メール、アプリ、インターネット、公共安全LTE (PS-LTE)※¹等それぞれの通信機器、通信手段の利点・欠点を考慮して、情報通信ネットワークの多様化、多層化に努める。この際、リアルタイムでの映像、3次元ハザードマップ等の画像による視覚的情報等を有効に活用する。

※¹公共安全LTE (PS-LTE) :

災害現場等において公共安全機関が共同で利用する無線システム (出典：総務省)
 (平時は通常の携帯電話として利用しつつ、災害発生時等には関係機関相互の円滑な通信や情報共有を確保することで円滑な災害対応の実現が期待されている。また、標準化された技術を利用することから低コスト化のメリットがあるとされている)

(1) 防災行政無線設備の利用

防災行政無線 (固定系・移動系) は2系統ある。町は、坂東消防署設置の無線とも綿密な連絡をとり、令和3年度以降、デジタル化への移行に伴い更なる連携の強化を図り、災害防止に万全を期すべく取り組む。

(2) マルチメディア化

情報技術の急速な発展により、音声のほか、文字情報、映像等多様なメディアによる情報通信が可能となった。町は、これらの技術を活用し、3次元ハザードマップ等で可視化するなど、より容易な状況把握が可能となるよう整備に努める。

(3) 各種情報ネットワークシステム

町には県からの防災に関する情報の収集及び県への通報、メディアへの迅速な災害情報への配信のため、茨城県災害情報共有システムが設置されている。

町は、災害発生時に十分活用できるよう随時保守点検など適切な維持管理を行い、故障等の未然防止に努める。また、地震情報や、各種情報システムなど、端末操作研修や端末操作訓練を通して、担当者の習熟度向上を図る。

資料編：4-4 その他の情報・通信手段

(4) 非常通信対応マニュアルの活用

町は、災害発生時において、通信ルートの設定や災害時に所要の通信を確保するための行動・作業等について定めた「非常通信対応マニュアル」を整備し、県や防災関係機関等との災害情報の迅速な伝達の確保や円滑な非常通信ルートの運用等を行う。

2 防災行政無線の充実整備

町は、町内に配備した防災行政無線を活用し、災害発生時の迅速な情報伝達を行う。

また、町の防災行政無線は、令和3年度にデジタル化を図り、戸別受信機を全戸に無償貸与した。屋外拡声子局の配信は、親局の他再送信子局（中継局）を2局増設し、屋外拡声子局は11基増設して17か所とし、通信網の信頼向上と安定化を図り、確実な通信確保に向け整備した。さらに、携帯電話を含めた多様な手段の整備とともに、その伝達体制の充実を図るよう努める。

なお、全国瞬時警報システム（Jアラート）と接続しているため、国からの情報を瞬時に伝達することができる。

資料編：4-2 防災行政無線関係

3 情報通信設備の災害時の機能確保

町は、発災時における電気通信設備の安全稼働体制整備に向け、災害時の停電に備えた通信設備の機能確保に努め、計画的な設備更改を行い、設備の信頼性向上と安定化を図る。

(1) 衛星携帯電話

町は、電話がつながりにくいときや、停電時に災害発生時の通信手段として、衛星携帯電話を活用する。

資料編：4-4 その他の情報・通信手段

(2) 特設公衆電話回線（NTT東日本）

町は、NTT東日本の協力のもと、災害時に携帯電話などが不通の際も、優先的に直接避難所と通信できる特設公衆電話回線を、指定避難所である各小中高校9か所、中央公民館、町民体育館、勤労青少年ホーム・文化村公民館などの公共施設4か所、町社会福祉協議会の計13か所、41回線を確保し、災害時の優先電話として使用する。

資料編：4-3 特設公衆電話設置場所

(3) バックアップ化

町は、通信回線の多重ルート化、制御装置の二重化等に努め、中枢機器や通信幹線が被災した場合でも通信が確保できるようにする。

(4) 非常用電源の確保

町は、災害時の停電に備え、庁舎地下及び水害避難タワーに併設された予備電源の他、電気、水素、LPガス等を使用した自動車を導入し、災害時の移動式予備電源として確保する。また、再生可能エネルギー等の代替エネルギー等の活用やバッテリー、無停電電源装置、自家発電設備等の整備に努めるとともに、発電機等の燃料の確保を図る。

資料編：9-7 町所有車両

4 災害時の優先通信

町は、必要な部署等に災害時優先電話を配置するとともに、登録状況について管理し、関係機関との情報共有を図る。

5 サーバの負荷分散

町は、災害時の機器の損傷や電力の枯渇によるサーバの停止、災害発生後のホームページ用サーバにアクセスが集中し、情報が閲覧しにくい状況が生じる場合においても、情報発信を継続できるよう、ミラーリング（代替）サーバの確保など、サーバの負荷を分散する手段について情報通信事業者等と調整を図っておく。

6 情報提供に係る多様な通信手段の活用

町は、被災者等への情報提供に当たり、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関及びポータルサイト・サーバ運営業者の協力を得る。

また、住民が災害に関する情報を随時入手したいというニーズに柔軟に応えるため、防災行政無線、テレビ、ラジオ、携帯電話、電話、FAX、メール（緊急速報メール、茨城県防災情報メール）、アプリ（防災アプリ「Sakainfo」）、インターネット（町ホームページ、町公式Twitter、Yahoo!防災情報等）等を活用して、的確な情報を提供できるよう努める。

7 ドローンによる多角的な情報収集

町は、新たな情報収集・輸送手段等としてドローンを導入し、3次元ハザードマップと連携することで効率化を図る。

災害発生時、道路が途絶した場合や、人が直接踏み込めない場所の被害状況や、安否不明者の捜索などにおいて有効な情報収集手段としてドローンを整備し、操作要員の養成に努める。

第2 情報の分析整理◆新設

1 的確な分析整理

町は、収集した情報を的確に分析整理するため、事務局に、情報収集・分析を担当する職員を指定し、組織的かつ一貫した情報活動を行うとともに、システム操作員など人材育

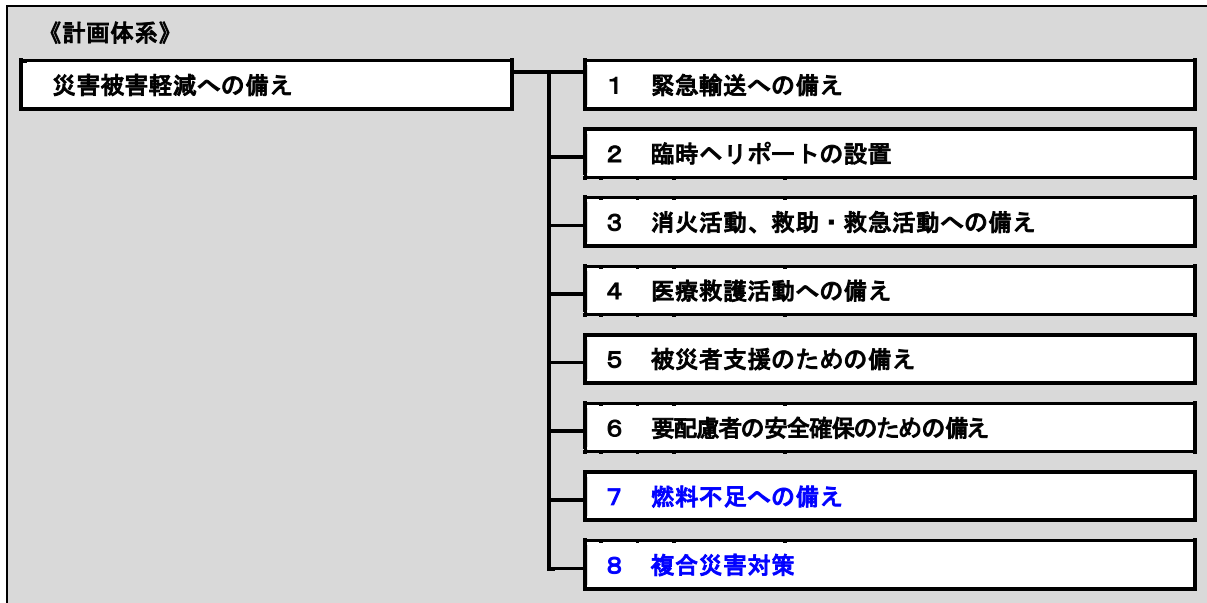
成を図るとともに、必要に応じ、防災アドバイザーを委託するなど、専門家の意見を活用できるように努める。

2 情報の活用

町は、平常時より自然情報、社会情報、防災情報等の防災関連情報の収集、過去の地震の統計資料の分析・蓄積に努める。

また、都市空間情報デジタル機本構築支援事業により、3次元ハザードマップを整備し、水害リスクの可視化を推進する。なお、国及び関係機関と連携して、必要に応じ、災害対策を支援する地理情報システムの構築について推進を図り、情報の充実に努める。

第5節 災害被害軽減への備え



関係部課	防災安全課、社会福祉課、介護福祉課、子ども未来課、農業政策課、建設課、都市計画課、上下水道課、学校教育課、生涯学習課、総務課、多文化共生推進室
関係機関	坂東消防署境分署、県西水道事務所、県西流域下水道事務所、保健所、茨城西南医療センター病院、猿島郡医師会、社会福祉協議会、社会福祉関係機関、ガス販売事業所、東京電力パワーグリッド(株)

第1 緊急輸送への備え

災害による被害を最小限にとどめるためには、消防や人命救助、応急復旧や救援のための物資輸送等の効果的な実施が必要となる。

そのためには、緊急通行車両の調達と、その交通経路（緊急交通経路）の確保のための道路啓開等を地震発生後、迅速に行うことが必要であり、町は県と連携し、指定された緊急輸送道路の整備を推進して、緊急通輸送体制を整備していく。

1 緊急輸送路の指定・整備

(1) 茨城県における緊急輸送路の指定

県は、災害時に輸送路を確保するため、主要幹線道路として第1次緊急輸送道路及び防災活動の重要拠点施設である境町役場や災害拠点病院である茨城西南医療センター病院などの主要な拠点と接続する幹線道路として第2次緊急輸送道路を指定している。

資料編：8-1 緊急輸送道路

2 町における輸送路の確保

町は、県指定の第2次緊急輸送道路につながり、避難所等防災上重要な建物を結ぶ道路を優先的に復旧できるよう努め、災害時の輸送路の確保を図る。

3 緊急輸送道路の整備

町は、関係機関や道路復旧にかかる協定締結者などと連携しながら、緊急輸送道路に指定している道路について、災害時の道路の信頼性向上を図るため、国や県など関係機関と連携しながら、緊急輸送道路の整備を行う。

第2 臨時ヘリポートの設置

町は、緊急輸送の中継基地となる臨時ヘリポートを関係機関と協議の上4か所指定している。また、近隣自治体との連携により安全な地域で新たなヘリコプターの緊急離発着場を設定し、避難先及び緊急輸送道路等その利便性を考慮し、緊急患者輸送及び救援物資空輸拠点として効率的な緊急輸送体制の確保を努める。

なお、水害避難タワーの屋上や移住定住促進住宅の屋上に、レスキューポイントを設定し、緊急搬送のほかヘリやドローンにより緊急物資輸送のための防災拠点として機能強化を図る。

名称	所在地	土地の状況	管理者
境第二中学校グラウンド	境町伏木 1310-1	運動場	境町
多目的広場	境町上小橋 540	土	境町
境町大歩運動場	境町大歩 327-1	土	境町
境町利根川河川敷	境町宮本町 1695 地先	草地	境町

資料編：2-4 茨城県防災ヘリコプター応援要綱

8-6 臨時ヘリコプター離発着場及びレスキューポイント

第3 消火活動、救助・救急活動への備え

町は、火災及び死傷者を最小限にとどめるため、消防力の充実強化、救助・救急体制の整備など、消防対応力・救急対応力の強化を図る。

また、境町消防団の人員確保、消防設備・器材の整備など消防力の整備強化に努めるとともに、初期段階で重要となる地域住民、自主防災組織による初期消火、救出、応急手当能力の向上を図る。

1 火災予防対策の徹底

(1) 一般火気器具からの出火の予防

① コンロ、ストーブ等からの出火の予防

町は、住民に対し、地震を感じたら身体の安全を図るとともに、すばやく火を消すこと、対震自動消火装置の設置とその定期的点検、火気周辺に可燃物を置かないことなどを普及啓発する。

② 電気器具からの出火の予防

町は、住民に対し、地震を感じたら安全が確認できるまで、電気器具のプラグを抜き、避難など長期に自宅を離れる場合には、ブレーカーを落とすことなど通電火災発生の未然防止について普及啓発する。また、揺れを感知すると電気を遮断する感電ブレーカーなどの普及促進に努める。

③ LPガス遮断装置の普及

町は、ガス事業者による地震を感じた場合等自動的にガスの供給を遮断する機能を有する装置（マイコンメーター等）の普及を促進する。

(2) 化学薬品からの出火の予防

町は、化学薬品を保管している事業所、教育機関、研究機関等に、容器の破損が生じないように、管理を適切かつ厳重に行うよう周知・指導する。

また、住民に対する防火思想の普及・高揚を図るとともに、火気使用設備及び危険物施設等からの火災危険の排除指導を徹底的に行い、効果的な火災予防行政を展開することによって火災の未然防止を図る。

(3) 消防同意制度の推進

町は、消防法第7条の規定による消防同意制度^{※1}の効果的な運用を図り、建築面からの火災予防の徹底を期する。

※1消防同意制度：建築物の建築確認の際、建築主事等からの消防庁又は消防署長への同意のことで、対象は「確認等が必要な新築、増築などをする建築物の計画」で、同意の要件は「建築物の計画が防火に関する規定に違反しないこと」

（対象としていないもの：防火地域及び準防火地域以外の区域内における、戸建て専用住宅及び住宅以外の部分の床面積が延べ面積の1/2未満かつ50㎡以下の併用住宅）

【※消防法第7条：建築物の新築、増築、改築、移転、修繕、模様替、用途の変更、使用における許可、認可若しくは確認の権限】

(4) 防火管理者の育成、指導

町は、学校、病院、工場等消防法第8条及び第8条の2に規定する防火対象物の所有者等に対し、必ず防火管理者を置くよう指導し、さらに当該防火管理者に対し、消防計画の作成、防火訓練の実施、消防施設等の整備、点検及び火気の使用等防火管理上必要な業務を行わせるよう努める。

【※消防法第8条：防火管理者の決定及び消防計画作成義務（学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店、複合用途防火対象物等）】

【※同法第8条の2：防火管理者の決定及び消防計画作成義務（高層建築物、地下街等）】

(5) 予防査察の強化指導

町は、消防法第4条及び第4条の2に規定する予防査察^{※1}の実施に当たっては、消防対象物の用途・地域等に応じて、計画的に実施し、常に当該区域内の消防対象物の状況を把握し、当該対象物の関係者に対して、火災発生危険及び火災拡大危険の排除等火災予防上必要な各種の措置の励行を強力に指導する。

※1予防査察（立入検査）：消防法に基づき消防職員が建物や危険物施設に立ち入り、火災予防上の観点から検査するもの（出典：東京消防庁）

【※消防法第4条：火災予防における資料提出若しくは報告、立入及び検査又は質問の権限】

【※消防法第4条の2：火災予防における消防対象物及び期日又は期間を指定した立入及び検査又は質問の権限】

(6) 危険物施設等の保安監督の指導

町又は県は、消防法に規定する危険物施設等の所有者、管理者又は占有者についてこれらの者が自ら計画的に危険物の取扱作業に関し、保安監督するよう指導し、また危険物取扱者に対し指導の強化を図るとともに、これら施設について必要の都度、消防法第16条の5の規定による立入検査を実施し、災害防止上必要な助言又は指導をする。

【※消防法第16条の5：危険物の貯蔵又は取扱いに伴う火災防止における資料提出若しくは報告、立入及び検査、質問又は収去の権限】

(7) 防火思想、知識の普及徹底

町は、住民の防火思想を普及徹底するため、関係機関並びに団体等と協力して、動画や防火訓練、講習会等の開催、広報車の巡回、広報紙の配布、新聞等報道機関の利用等を図る。

2 消防力の強化

町は、火災の特性に対処しうる消防力を確保するため、「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に適合するよう、消防機械器具、消防水利施設、火災通報施設等について整備強化に努める。

(1) 坂東消防署境分署の強化の促進

境分署は、大規模災害時、施設の老朽化により脆弱であり、分署自体が被災する可能性がある。

町は、茨城西南消防本部等と連携し、分署の施設移転、建て替え等による防災基盤の強化など消防体制の見直しの促進に努める。

(2) 消防水利の確保

消防水利は消火活動上欠くことのできないものである。

町は、河川、防火用水、ため池等自然水利の確保とともに、消火栓、防火水槽、耐震性貯水槽等を計画的に設置及び耐震化を促進し、平時におけるこれら消防水利の定期的な点検・整備など水利状況の把握に努める。

また、消火栓は上水道の拡張計画とともに推進されるが、災害時には水源池、送配水管等の損壊により、全域にわたって消火栓が使用不能となる可能性もあり、消火栓の設置と併せて防火水槽の設置のほか、河川・ため池の利用、プールの利用など水利の多様化を図る。

資料編：1-3 消防組織の体制

(3) 消防車両・資機材の充実

町は、通常の消防力の強化に加え、災害時の活用が期待されるタンク車の整備を推進する。

また、停電による通信機能不能に備え、発電機や消防団無線の充実を図るとともに、署所においては燃料の確保対策や自家発電設備の整備を推進する。

(4) 境町消防団の育成・強化

町は、災害時の活動が十分にできるよう、資機材の整備、体制の確保、処遇の改善、団員の教育訓練等を総合的に推進する。境町消防団は、地域社会における消防防災の中核として重要な役割を果たしていることから、団員の確保等の問題に対して、地域の実情を踏まえて、青年層や女性の参加促進、地方公共団体、農業協同組合等の職員の入団促進、施設・装備の整備充実及び啓発活動等により、活性化を図り活動体制の強化に努める。

(5) 消防通信施設の整備

町は、坂東消防署境分署と境町消防団、火災現場等との間で迅速・的確に情報の伝達や指令等を行うための消防通信施設の整備充実を図るとともに、災害時の災害応急対策活動における中核的防災機関として有効に機能するため、医療機関や自衛隊、警察等関係機関との連携を密にし、通信連絡体制の確立を図る。

3 救助力の強化

(1) 救助活動体制の強化促進

町は、茨城西南消防本部等と連携し、災害現場から要救助者を安全な場所へ救出するため、応急対応班の設置、関係機関と連携して救助用資機材の使用について教育し、救助活動体制の整備を図る。

(2) 救助隊員に対する教育訓練への寄与

町は、茨城西南消防本部等と連携し、大規模かつ広域的な災害に対応するため、消防、自衛隊など救助隊員の救助訓練の場を提供するなど積極的に教育訓練を支援し、救助隊員の状況判断能力と救助技術の向上に寄与する。

4 救急力の強化

(1) 救急活動体制の強化

町は、茨城西南消防本部等と連携し、迅速で確実な救急業務が遂行されるよう、平時からの医療関係機関との密接な協調・連携のもと、救急体制・通信連絡体制の確立を図り、救命率の向上に資する。

- ① 自主防災組織等の防災リーダー等に対する救急救命士講習受講の促進
- ② 救急医療機関との連携強化
- ③ 住民に対し防災教育・防災訓練等を通じ応急手当の普及啓発

(2) 防災ヘリコプター等による傷病者の搬送体制の確立

町は、大規模災害時に予想される交通の途絶等に対応するため、臨時離発着場の整備、関係機関との連携強化を図り、ヘリコプターによる救急搬送体制を確立する。

5 地域の初期消火・救出・応急手当能力の向上

(1) 初期消火力の向上

町は、自主防災組織の実効性を高めるため、「消火活動の初動の要は『共助』」であることを啓発し、消火器、バケツ、可搬ポンプ等の消火資機材を備えるとともに、防火用水の確保、風呂水のためおきなどを地域ぐるみで取り組むよう促進する。また、事業所においても、地域の自主防災組織等との連携を図り、自らの初期消火力の向上に努めるよう促進する。

(2) 救出・応急手当能力の向上

① 救出资機材の備蓄

町は、自主防災組織等に対し、家屋の倒壊現場からの救出などに役立つジャッキ、バール、のこぎり、角材、鉄パイプなどの救出资機材の備蓄を地域内の建築業者等から調達することを推進する。

② 救助訓練

町は、自主防災組織を中心として家屋の倒壊現場からの救助を想定した救助訓練を推奨し、その指導助言を行うとともに訓練上の安全の確保に十分配慮し、全面的に支援する。

さらに、救急隊到着前の地域での応急手当は救命のため極めて重要であることから、住民に対する応急手当方法の普及啓発を図る。

(3) 防災訓練の充実、自主防災組織の育成

町は、災害時において消防機関と連携し、地域住民が自主的に防火活動を行えるよう、防火防災訓練の実施、自主防災組織の育成に努める。

① 防火防災訓練の実施

町は、防災機関の訓練と連携し、住民参加による地域ぐるみの防火防災訓練を実施し、初期消火に関する知識と技術の普及に努める。

② 自主防災組織の育成

町は、行政区を単位として、自主防災組織の育成、特に次期行政区を担う防災リーダー、若年層などの後継者の育成に努め、その活動を活性化し、組織の実効性・継続性を高めるよう組織の育成強化と助言・協力する。

また、新たな組織づくりに対しては、各行政区の災害リスク、規模等の特性に応じた規約、要綱の作成を支援する。

③ 町職員緊急招集訓練の実施

町は、町職員の防災力の向上と非常体制における速やかで円滑な初期活動体制の構築を目的とした、緊急招集訓練を実施する。

(4) 防火対象物の防火体制の推進

多数の者が出入りする防火対象物は、火災が発生した場合の危険度が大きい。

町は、消防法に規定する防火対象物について防火管理者を必ず選任させ、その者に災害対策事項を加えた消防計画を作成させる。また、同計画に基づく消火、通報、避難等の訓練の実施、消防用設備等の点検整備、火気の使用又は取扱いに関する指導を行うとともに、防火対象物について消防法の規定に基づく消防用設備等の設置指導を行い、当該対象物における防火体制の推進を図る。

(5) 避難誘導體制の整備

地震等の災害時には、火災等の二次災害から住民の安全を守るための避難活動が必要になることが予想される。

町は、避難情報の伝達、避難誘導體制等について、水害時の避難計画に準じ行動する。

また、避難情報の伝達、避難の誘導等については平素から地域に密着した防災活動を行い、住民の指導的立場にある境町消防団の活動が重要である。なかでも、要配慮者の避難誘導については境町消防団、自主防災組織を中心とした体制の整備に努める。

第4 医療救護活動への備え

災害においては、広域あるいは局地的に、多数の傷病者が発生することが予想され、情報の混乱と医療機関自体の被災などがあいまって、被災地域内では十分な医療が提供されないおそれがある。

町は、医療機関等と連携し、これら医療救護需要に対し迅速かつ的確に対応するため、平常時より医療救護活動への備えを図る。

資料編：9-1	医師会
9-2	第3次医療機関
9-3	救急車保有台数

1 医療救護施設の確保

(1) 医療救護施設の耐震性の確保

町は、医療救護の活動上重要な拠点となる茨城西南医療センター病院、保健センター等の「耐震改修促進法」第14条に示す1号特定建築物に該当する医療・社会救護施設については、現在、耐震性は確保されており、引き続き計画的に耐震診断を行い、必要に応じ、耐震改修を行う。また、災害時に医療救護を担う災害拠点病院等の施設においても、建築物の倒壊等を未然に防止するため、法令等に従い、必要に応じて耐震診断や耐震改修に努める。

(2) ライフライン施設の代替設備の確保

① 自家発電装置の整備

町は、ライフラインが寸断された場合、診療能力を維持するため再生可能エネルギー等の代替エネルギー等の活用や、3日程度の電気供給が可能な自家発電装置の整備を促進する。必要に応じて、町の非常用電源となる庁用車により支援する。

② 災害用井戸等の整備

病院は、ライフラインが寸断された場合、診療能力を維持するための水を確保するため、自家用の井戸を確保する必要がある。

町は、発災時、必要に応じて自衛隊等、国の機関に対し県を通じ給水支援を要請し、医療活動基盤を維持する。

2 医療品等の確保

(1) 医薬品等の調達体制

町は、県を通じて、茨城県医薬品卸業組合など、国や医療団体など各種応援の枠組みを有効に活用し、災害用医薬品等の流通備蓄や、緊急調達を要請する。

(2) 医療ガス等の確保

町は、手術等に要する酸素ボンベ等について災害時においても円滑に確保できるよう促進する。

3 医療関係者に対する訓練等の実施

(1) 病院防災マニュアルの作成支援

町は、施設管理者に対し、災害、特に大規模災害を想定した対応について助言し、病院の防災体制、災害時の応急対策、自病院内の入院患者への対応策、病院に患者を受け入れる場合の対応策等について留意した病院防災マニュアルの作成及び災害時に緊急災害医療活動を継続するため、業務継続計画（BCP）の策定を促進し、支援する。

また、病院の継続した見直し・検証について支援する。

(2) 防災訓練の実施

町は、病院の防災担当と連携し、病院の防災訓練を促進し、積極的に協力するとともに、町及び県が実施する防災訓練において、地域の防災機関や地域住民と災害想定に基づく実際の訓練実施の場を設け、共同連携について訓練する。

4 医療関係団体との協力体制の強化

町は、災害時における医師や看護師等の派遣をはじめとした医療救護活動について、国や医療団体との応援の枠組みを有効に活用するため、受援計画により受援内容、県への要請手続き、緊急連絡先など受援体制を確立し、医療関係団体との協定の締結を進めることにより協力体制の強化を図る。

医療関係団体は、町・県が実施する防災訓練に積極的に参加する。

さらに、町、県及び医療関係団体は、効率的な救助・救急活動を行うため、協議会の設置又は会議等を通じ、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、平時より相互の連携を図る。

第5 被災者支援のための備え

発災後、指定避難所等に避難した被災者のうち、住居等を喪失するなど引き続き救助を必要とする者に対しては、受入れ、保護を目的とした施設の提供が必要である。

また、住宅の被災等による各家庭での食料、飲料水、生活必需品の喪失、流通機能の一時的な停止や低下等が起こった場合には、被災者への生活救援物資の迅速な供給が必要である。

町は、避難所としての施設の指定及び整備を積極的に行っていく。また、災害発生直後から被災者に対し円滑に食料、生活必需品及び飲料水の供給が行えるよう物資の備蓄並びに調達体制の整備を行っていく。

1 避難施設等の整備

<避難施設等の種類と定義>

第5節 災害被害軽減への備え

名称	定義		
指定避難所	災害の危険性があり、避難した住民等を災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させ、また災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させるための施設	町内避難所	災害の危険性があり、避難した住民等を災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させ、また災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させるため町内に設けた施設
		広域避難所 ※1	町内で避難を完結することが困難となるような広域的な水害が発生した場合又はそのおそれがある場合に、緊急に生命若しくは身体を災害から保護することを目的とした施設（災害の危険性がなくなるまで一時的に滞在することを目的とした施設）
指定緊急避難場所	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れるため、洪水や地震など異常な現象の種類ごとに安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所	町内 緊急避難場所 ・町指定施設 ・民間施設	災害が発生し、危険な施設、家屋から地域一時的に避難する施設・場所のほか、大規模水害発生の可能性があり、広域避難を検討中の段階において危険な地域から一時的に避難者を受け入れるための施設
		広域 緊急避難場所 ※1	町内で避難を完結することが困難となるような広域的な水害が発生した場合又はそのおそれがある場合に、緊急に生命若しくは身体を災害から保護することを目的とした施設又は場所（災害の危険性がなくなるまで一時的に滞在することを目的とした施設）
広域避難先※1	広域避難所、広域緊急避難場所の他、安全な地域における親戚、知人、宿泊施設、車中避難等の町が指定する避難所等以外の自主避難先を含む町外の避難先		
福祉避難所	一般の避難所では生活に支障をきたす要配慮者に対し特別の配慮がなされた避難所（発災後の一定期間経過後に必要なに応じて開設する施設）		

※1利根川、渡良瀬川の大規模洪水等による広域避難先のため、地震では開設しない。

(1) 指定避難所、指定緊急避難場所等の指定

① 指定避難所及び指定緊急避難場所の指定状況

町は、現在、指定避難所として59か所、指定緊急避難場所として3か所、指定避難所兼指定避難場所を59か所指定している。このうち、広域避難にかかる避難所及び緊急避難場所は大規模水害を対象とした避難先であり、各行政区の公民館等は、基本的に地震等の災害を対象とし、当該行政区の住民を対象とした自主防災組織（当該行政区）による開設・運営を基本とする。

なお、地震時、住家が使用できる場合は、在宅避難を推奨している。ライフラインが途絶した場合には、状況に応じて、学校・公民館等を拠点とし、水・食料・トイレなどの配給・支援体制を確立する。

また、町で保有する社会的備蓄であるモバイル建築を有効に活用する。これらは、平常時には町の賑わい施設として有効に活用し、発災時には、被災者や避難者の受入れ、首都直下地震など大規模災害時には、仮設住宅としての活用を前提としている。

② 対象施設の要件

指定避難所兼指定緊急避難所は、避難施設の整備に基づき、物資の運搬、炊事、宿泊等の利便性、収容可能人数、エアコン、バリアフリー、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえ、小・中学校、高校の体育館、町民体育館等の公共建築物を対象としている。

また、耐震診断がされていない施設については、速やかに診断を実施し、結果に応じて耐震補強等の措置を行う。

町は、避難所で収容しきれない大規模災害の場合は、県の「災害時支援協力に関する協定」に基づき、ゴルフ場の活用を図る。

③ 住民への周知

町は、平常時から、指定避難所等の場所、収容人数等について、住民への周知徹底を図る。また、災害時に指定避難所等の開設状況や混雑状況等について、茨城県災害情報共有システムによる報道機関からの放送、町ホームページ、町公式Twitter、防災アプリ「Sakaiinfo」、Yahoo!等の民間アプリなどの多様な手段により周知する。

資料編：5-1 指定避難所兼指定緊急避難場所

5-2 指定緊急避難場所（町内）

(2) 福祉避難所の指定

町は、避難所内の一般の避難スペースでは生活することが困難な障がい者等、医療的ケアを必要とする者等、要配慮者のため、福祉避難所として4か所指定している。

また、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。

なお、福祉避難所は災害発生から一定期間経過後、必要に応じて開設する。

- ① 福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられている。町は、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定する。
- ② 町は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として避難所を指定する際に、受入対象者を特定して公示する。
- ③ 町は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。
- ④ 町は、福祉避難所を開設できない場合、指定避難所に要配慮者スペースを設置し、要配慮者を一時的に避難させる。また、福祉避難所開設時には必要に応じて担当職員を派遣するが、大規模災害発生当初には、福祉避難所に派遣する職員を確保でき

ない場合があるため、福祉避難所の設置及び管理に関しては、施設管理者等と連携し協力を得ながら対応を図る。

資料編：5-7 福祉避難所

(3) 避難所の耐震性の確保

町は、平常時より建物の耐震診断を積極的に推進していくものとし、特に避難所に指定され耐震改修促進法第14条に基づく1号特定建築物にあたる公共施設を重視し改築に努める。

(4) 避難所の備蓄物資及び設備の整備

① 避難所の備蓄

町は、指定避難所等に必要な食料及び資機材等をあらかじめ整備し、又は必要なときは直ちに配備できるよう各小学校に災害時に非常用トイレ室として使用できる防災倉庫を5箇所整備している。また、水害避難タワー上に1室、広域避難所である町外の公立高校3校の施設内に防災倉庫として部屋を確保し、庁舎地下及び庁用車駐車場に物置タイプの倉庫を整備している。なお、備蓄にあたっては、乳幼児用の備蓄品や、感染症対策に必要な資材を準備する。

ア 食料、飲料水

イ 毛布、ビニールシート等

ウ ラジオ

エ 通信機材

オ 液体ミルク

カ 照明設備（非常用発電機を含む。）

キ 炊き出しに必要な機材及び燃料

ク 給水用機材

ケ 救護所及び医療資機材

コ 物資の集積所

サ 仮設の小屋又はテント、仮設のトイレ、マンホールトイレ

シ マット、簡易ベッド、段ボールベッド、パーティション（テント）

ス 携帯トイレ、簡易トイレ

セ マスク、消毒液、PPE、体温計、清掃用具、消毒用ポンプ等感染症対策資機材

資料編：10-1 備蓄倉庫の位置及び備蓄品の保管状況

② 避難所設備の整備

町は、空調、洋式トイレ、バリアフリー設備の設置など高齢者・障がい者等の要配慮者への配慮や専用物干し場、更衣室、授乳室の設置など乳児や女性への配慮を積極的に行っていく。

③ 避難所における予備電源の確保

町は、大規模地震に備えた移動式電源として使用できる水素・電気自動車などを配備するとともに、電気の供給が停止した場合でも、施設・設備の機能が確保されるよう、水素やソーラー設備による再生可能エネルギーの活用を含めた非常用電源設備等の整備に努める。

(5) 避難所の運営体制の整備

① 住民主体の運営体制への移行

町は、住民等に対し、マニュアルの作成、訓練、防災講話等を通じて、「自らの地域は自ら・皆で」の精神の下、自助・共助の重要性を啓発し、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、住民等への普及にあたっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努める。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。

② 各施設管理者による指定避難所の運営・管理

町は、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。

また、各避難所の運営者と連携し、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア団体等によるセミナー、シンポジウム等に積極的に参加し、情報交換に努める。

(6) 避難所の感染症対策

町は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、平常時から、避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、関係部局で連携して、必要な措置を講じるよう努める。この際、避難所運営担当職員に対して、病院の感染症対策専門職員による衛生教育、PPE着脱訓練などにより識能の向上に努めるとともに、感染症対策用備品を備蓄する。また、感染症対策を踏まえた避難所運営についてマニュアルを整備し、職員に周知する。

2 食料、生活必需品等の供給体制の整備

(1) 食料、生活必需品等の備蓄並びに調達体制の整備

① 町の体制整備

ア 備蓄品・備蓄場所の設定要領

町は、想定される罹災人口のおおむね3日分を目標として食料、生活必需品等の備蓄に努める。その際、避難所に指定されている施設・町役場、体育館等を備蓄場所として整備に努める。

なお、備蓄・調達品目の設定においては、ライフラインが途絶しても食用可能な食品や、乳幼児、高齢者・障がい者等の要配慮者への配慮や、アレルギー対策、感染症対策等を考慮する。

イ 発災後の物資の確保要領

町は、災害時において被災者に対する食料、生活必需品等の供給が必要となった場合や、町において十分な量を確保できない場合は、必要量を確保するため、茨城県県西農林事務所、関東農政局茨城拠点、農林水産省指定倉庫の責任者等との連絡・協力体制の整備を図っておく。

このほか、生産者、生活協同組合、農業協同組合、その他販売業者と十分協議し、その協力を得るとともに、事業者と物資調達に関する契約及び協定の締結・更新等に努める。

ウ 大規模地震における物資の調達要領

第5節 災害被害軽減への備え

町は、大規模な地震が発生した場合には、町内全体が被災し、生産・流通機能が停止することを考慮し、県及び近隣自治体と連携し、町外の救援物資などの物資拠点・機能の確保に努め、国の物資調達・輸送調整等支援システムなどを有効に活用する。

② 住民、事業所等の備蓄

町は、事業所及び住民に対し、「自らの命は自ら守る」との防災意識を普及啓発し、災害時のライフライン施設や食料等の流通途絶、行政庁舎等の被災による支援の途絶の可能性を踏まえ、自ら必要な食料など、次の物資を最低3日間、推奨1週間分備蓄することを促進する。

また、事業所においても、安全が確保でき、社員の帰宅がかえって危険な場合などは、事業所内での避難施設を確保し、同様に社員分の備蓄品を確保するよう促進する。

<食料品、生活必需品等の備蓄例>

食料等		パックごはん、ビスケット・クッキー、即席めん、味噌汁・スープ、レトルト食品、缶詰、乳児用粉ミルク・液体ミルク、飲料水等
生活必需品等	寝具	毛布等
	日用品雑貨	石鹸、タオル、歯ブラシ、歯磨き粉、トイレットペーパー、ごみ袋、軍手、バケツ、洗剤、洗濯ロープ、洗濯バサミ、蚊取線香、携帯ラジオ、老眼鏡、雨具、ポリタンク、生理用品、ティッシュペーパー、ウェットティッシュ、紙おむつ等、使い捨てカイロ、マスク、消毒液、ガムテープ等
	衣料品	作業着、下着（上下）、靴下、運動靴等
	炊事用具	鍋、釜、やかん、包丁、缶切等
	食器	箸、スプーン、皿、茶碗、紙コップ、ほ乳ビン等
	光熱材料	ロウソク、マッチ、懐中電灯、乾電池、LPガス容器一式、コンロ等附属器具、卓上ガスコンロ等
	その他	ビニールシート等

3 応急給水・応急復旧体制の整備

(1) 行動指針の作成

町は、応急給水・応急復旧の行動指針として次の事項を定めておく。なお、行動指針は職員に周知徹底しておくとともに、水道施設の耐震化の進展等、状況の変化に応じ見直す。

- ① 緊急時の指揮命令系統
- ② 給水拠点及び水道施設並びに道路の図面の保管場所（同一図面の複数の場所への保管場所を含む。）
- ③ 指揮命令者等との連絡に必要な手順等

(2) 応急給水資機材の備蓄並びに調達体制の整備

町は、水道事業者として、地震により水道施設が損壊し、供給が不能となった場合、施設の早期復旧を図るとともに、速やかに応急給水活動が行えるよう、応急給水資機材の備蓄・更新並びに調達体制の整備を行う。なお、各小学校にある耐震貯水槽の水を有効に活用する。

第5節 災害被害軽減への備え

- ① 給水タンク車
- ② 給水タンク
- ③ 浄水器
- ④ ポリ容器
- ⑤ ポリ袋等

資料編：6-1 防災設備等
9-6 給水車等配備状況

(3) 給水支援体制の整備

町は、大規模災害などで、長期かつ広範囲に水の供給が止まり、町の応急給水の能力を超えるような場合には、自衛隊へ災害派遣を要請し、避難所近傍に給水拠点を設定して給水支援を受ける。

(4) 検水体制の整備

町は、井戸、プール、防火水槽、ため池、沈殿池、河川など比較的汚染の少ない水源を浄水処理した水について、飲用の適否を調べるため、事前及び災害時に水質検査が行える検水体制を整備しておく。

4 自宅療養者等への情報提供

新型コロナウイルス感染症の自宅療養者^{*1}への避難に関する情報提供は、基本的に県であり、具体的な検討・調整を行うこととなっているが、町は、感染拡大など状況により町による実施に備え、個人情報に留意しつつ、自宅療養者等に関する情報を共有する。また、濃厚接触者^{*2}（感染症ではない）は、町で避難の責任を有するため、避難方法について検討しておく必要がある。ただし、重症化リスクや、病床圧迫状況など、国の対応の基本方針の変更に伴う対応の変化について柔軟に対応する。

^{*1}自宅療養者：入院病床の状況及び宿泊療養の入居可能状況を踏まえ、外出しないことを前提に、自宅での安静・療養を行う軽症者等（出典：厚生労働省）

^{*2}濃厚接触者：陽性者と一定の期間（発症日の2日前から療養終了までの期間若しくは検体採取時の2日前から療養終了までの期間）に陽性者と接触した者のうち、次の範囲に該当する方（出典：厚生労働省）

- 陽性者と同居している人
- 陽性者と長時間の接触があった人（車内、航空機内等での同乗の場合（航空機は同行家族が原則）を含む。）
- 適切な感染防護なしに陽性者を診察、看護又は介護していた人
- 陽性者の気道分泌液や体液などの汚染物質に直接接触した可能性が高い人
- マスクなしで陽性者と1m以内で15分以上接触があった場合
- ただし、これらはあくまで原則であり、感染状況や各地域の実情に応じて判断される。

5 安否不明者の把握・公表手続きの整備

町は、災害時、主に防災アプリの安否確認機能を使用して安否情報を収集し、その危険度や、救助の優先順位などを判定する。そのため、防災アプリの普及に努めるとともに、安否不明者の氏名等の公表は、県と情報を共有して連携を保持し、安否情報の齟齬を避けるため、基本的に県が一元的に発表する。

6 罹災証明書の交付体制の整備

町は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家の被害認定調査の担当者の育成、他の市町村や民間団体との応援協定の締結、応援の受入体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の充実強化に努める。

また、被災者生活再建支援システムの構築・運用について県と協力するとともに、県によるシステム操作研修や建物被害認定調査、被災者台帳を活用した被災者支援等に係る研修機会等への参加により、罹災証明書の迅速な交付と適切な被災者支援を図る。

資料編：17-1 罹災証明書

第6 要配慮者の安全確保のための備え

近年の災害発生時には、要配慮者の犠牲が多くなっている。

町は、基礎的地方自治体として、住民の意識を高め、関係機関と連携しつつ「自助」「共助」「公助」をもって「犠牲者【ゼロ】」を目指し、災害時の要配慮者等の支援体制を整備する。

1 在宅の要配慮者の安全体制の確保

町は、本計画において、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づき、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うため、防災担当部局と福祉担当部局など関係部局及び行政区長、民生委員・児童委員、町社会福祉協議会、ケアマネージャー等と連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を共有し、避難行動要支援者名簿の作成及び個別避難計画の策定に努める。

(1) 避難行動要支援者の範囲

町は、次に定める基準に基づき、避難行動要支援者の把握に努める。なお、名簿への登載対象者は、生活基盤が自宅にある在宅の方で、個人としての避難能力の有無に加え、避難支援の必要性を総合的に勘案して判断する。

- ① 要介護認定3～5を受けている方
- ② 身体障害者手帳（1級、2級）の交付を受けている方
- ③ 療育手帳Aの交付を受けている方
- ④ 精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている方
- ⑤ 75歳以上の高齢者のみで世帯を構成する方
- ⑥ その他、前各号に準ずる状態にあり、災害時の支援が必要と認められた方

(2) 避難行動要支援者名簿の作成

① 避難行動要支援者名簿の作成と管理

町は、避難行動要支援者を災害から保護するため、必要な避難支援等を実施するための基礎となる「避難行動要支援者名簿」を作成する。また、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努める。

なお、避難行動要支援者名簿には、対象者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録する。

- ア 氏名
- イ 生年月日
- ウ 性別
- エ 住所又は居所
- オ 電話番号その他の連絡先
- カ 避難支援等を必要とする事由
- キ 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し必要と認める事項

② 避難行動要支援者名簿の更新

在宅の要配慮者の状況は、日々変化していく。

町は、避難行動要支援者名簿については、対象者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、更新の仕組みを構築し、必要に応じて随時、名簿を更新して最新の状態に保つよう努める。

③ 避難行動要支援者名簿の情報の共有

町は、避難行動要支援者の避難支援等に必要となる事項に変化が生じたとき、その情報を庁内及び自主防災組織の長、民生委員・児童委員、町社会福祉協議会、警察、消防など避難支援等関係者間で共有する。

また、転居や入院により避難行動要支援者名簿から削除された場合、該当者の名簿情報の提供を受けている避難支援等関係者に対して、避難行動要支援者名簿の登録から削除されたことを周知する。

(3) 個別避難計画の作成

① 個別避難計画の作成と管理

ア 避難行動要支援者の特性に応ずる個別避難計画の策定

町は、避難行動要支援者が迅速に避難できるよう、防災担当部局と福祉担当部局など関係部局の連携の下、避難行動要支援者名簿の作成に合わせ、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに作成の同意を得て、防災関係機関及び福祉関係者と協力し、対象者の特性に応ずる個別避難計画（避難行動要支援者の所在、家族構成、緊急連絡先、日常生活自立度、かかりつけ医、避難手段、避難所までの避難ルート等の情報）の策定に努める。

イ 支援者間の相互協力体制の整備

町は、策定した個別避難計画に基づき、民生委員・児童委員や、避難行動要支援者の近隣住民（自主防災組織や地域防災協力員）、避難行動要支援者を対象とする地域ケアシステムの在宅ケアチームやボランティア組織等との連携により、避難行動要支援者安全確保に係る相互協力体制の整備に努める。

ウ 実効性ある計画の整備

町は、コーディネーターとなる民生委員・児童委員や自主防災組織等を中心に、避難行動要支援者を個別に訪問し、本人と具体的な避難支援等の方法について打ち合わ

せ、町や避難支援等関係者間で避難支援等に必要情報を共有できるよう、避難行動要支援者名簿に記載されている情報に加え、下記の情報等を記録する。

<具体的な支援方法>

- ・ 発災時に避難支援を行う者
- ・ 避難支援を行うに当たっての留意点
- ・ 避難支援の方法や避難先、避難経路

エ 個別避難計画の更新と管理

町は、個別避難計画について、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用を支障が生じないよう、情報の適切な管理に努める。

② 地区防災計画との整合

町は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、自主防災組織により地区防災計画の作成を促進し、定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう指導する。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

(4) 避難支援等関係者への事前の名簿情報及び個別避難計画情報の提供

町は、本計画に定めるところにより、消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織、地域医師会など避難支援等に関わる関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意又は町の条例の定めがある場合には、あらかじめ避難行動要支援者名簿及び個別避難計画情報を提供する。

また、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

① 平常時における情報の外部提供

避難行動要支援者名簿及び個別避難計画情報は、平常時から避難支援等関係者に提供され、共有されていることで、いざというときの円滑かつ迅速な避難支援等の実施に結びつく。

町は、避難行動要支援者の名簿及び個別避難計画情報について、あらかじめ避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に提供する。

情報の提供については要支援者やその家族等が社会生活を営む上で不利益を受けるおそれがあることから、民生委員・児童委員の訪問活動や郵送等により、事前に要支援者や代理人から同意を得ることが必要である。

② 情報の提供先

避難行動要支援者名簿及び個別避難計画情報の提供に際しては、秘匿性の高い個人情報が含まれる。

町は、消防機関、警察署のほか、担当地域の民生委員・児童委員や自主防災組織その他避難支援関係者に限り、情報を提供する。

③ 住民等と情報を共有する場合の留意点

避難行動要支援者名簿及び個別避難計画情報は、その性格上、個人情報保護を大前提に適切な管理、使用が求められる。

町は、避難行動要支援者の情報を共有する際には、個人情報の漏えいを防止するため、情報管理の徹底を図る。

(5) 平常時における避難行動要支援者の名簿及び個別避難計画情報の活用

① 避難支援等関係者の対応原則

避難支援等関係者は、平常時から、避難支援等関係者への名簿及び個別避難計画情報の提供に同意した避難行動要支援者の避難支援について、情報に基づき避難支援を行う。

② 避難支援等関係者の安全確保

町は、平常時から、一人ひとりの避難行動要支援者に避難行動要支援者名簿制度の活用や個別避難計画作成の意義等について理解してもらうことと併せて、避難支援等関係者は全力で助けようとするが、助けられない可能性もあることを理解してもらうよう努める。

③ 個別避難計画が作成されていない避難行動支援者の避難支援

町は、避難支援が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に関わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をする。

(6) 避難行動支援に係る共助力の向上

住民相互の助け合いを促し避難支援等の体制を構築するために、平常時から地域づくりを進める必要がある。

町は、防災に直接関係する取り組みだけでなく、日常の様々な事業の中で避難行動要支援者が地域社会で孤立することを防ぎ、避難行動要支援者自身が地域に溶け込んでいくことができる環境づくりに努める。

《避難行動支援に係る地域づくりの具体例》

- ① 地域行事への避難行動要支援者等の参加の呼びかけ
- ② 避難行動要支援者等への日頃からの声かけや見守り活動

(7) 災害時の情報提供、緊急通報システムの整備

町は、災害時における迅速かつ適切な情報提供を行うため、聴覚障がい者など情報入手が困難な障がい者に対して、視覚で確認できる防災行政無線戸別受信機（文字表示機能付）や、ファクシミリなど通信装置の給付や障がい者団体との連携により情報伝達体制の確立に努める。

また、要配慮者が迅速に避難できるよう、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、防災関係機関及び福祉関係者と協力して、避難に関する情報の伝達マニュアルの策定をするとともに、情報伝達体制の整備に努める。

さらに、災害時における的確かつ迅速な救助活動を行うため、要配慮者に対する緊急通報装置の給付の促進など、緊急通報システムの整備を図る。

(8) 防災知識の普及・啓発、防災訓練の実施

町は、近隣住民（自主防災組織）、地域ケアシステムの在宅ケアチームやボランティア組織等の協力により、要配慮者及びその関係者に対して、災害時における的確な対応能力を高めるため、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかける等、防災意識の啓発に努める。なお、防災訓練等の実施に当たっては、要配慮者の特性に配慮し、地域において要配慮者を支援する体制の整備に努める。

また、要配慮者の防災行動マニュアルの策定など、要配慮者に十分配慮したきめ細かな防災に関する普及・啓発を図る。

(9) 「共助」主体による避難支援体制の構築と避難支援者の安全確保

町は、地域で協力し、「共助」を助長して救命率を上げるため、自主防災組織を主体とした避難支援体制の構築に努める。

なお、町や関係機関等の「公助」においては、避難支援等関係者のうち、真に支援が必要な避難行動要支援者を優先的に支援できるようコーディネーターとなる関係者との連携・協力の下、平常時から対象者の掌握に努める。

また、避難支援者の身体的安全を守るため、避難支援者の行動範囲や最終的な「退避」の判断基準について明確化するなど、避難支援者の安全を最大限確保する。

2 社会福祉施設等の安全体制の確保

(1) 社会福祉施設等による防災組織体制の整備

町は、災害発生時に社会福祉施設等の施設管理者による迅速かつ的確な対応のため、あらかじめ施設職員の職務分担、動員計画及び避難誘導體制等の整備を図るとともに、厚生労働省令に基づく「非常災害対策計画」の作成及び見直しについて助言・指導を行い、施設入所者等の安全を確保する。

(2) 緊急応援連絡体制の整備

町は、社会福祉施設棟の施設管理者による非常用通報措置の設置など、施設の特性に応じた災害時の通信手段の整備を促進するとともに、災害リスクの異なる社会福祉施設との相互応援協定の締結、近隣住民（自主防災組織）、ボランティア組織等との連携等施設入所者等の安全確保について、協力体制の整備を促進する。

また、町と福祉関係団体との協定の締結により、要配慮者支援への協力体制の強化を図る。

(3) 社会福祉施設等の耐震性の確保

町は、社会福祉施設等の施設管理者に対し、利用者の大半が、要配慮者であることから、災害時における建築物の倒壊等を未然に防止するため、耐震診断の実施や耐震補強工事に努めるよう促進する。

また、要配慮者の避難所の拠点となる公立社会福祉施設について、施設入所者の安全を図るため、計画的に耐震診断を行い必要に応じ耐震補強工事を行う。

(4) 防災資機材の整備、食料等の備蓄

社会福祉施設等の施設管理者は、災害に備え、食料、生活必需品、非常用自家発電機、防災資機材等の備蓄に努める。

町は、要配慮者の避難所ともなる社会福祉施設等に対し、防災資機材等の整備や食料等の備蓄を促進する。

(5) 防災教育、防災訓練の実施

町は、施設管理者による施設職員に対する防災教育や防災訓練の実施について指導・助言を行う。また、町として施設管理者に対し、防災知識及び意識の普及、啓発を図るために必要な助言等を行うとともに、防災関係機関、近隣住民（自主防災組織）、ボランティア組織等を含めた総合的な地域防災訓練への参加を促進する。

3 外国人等に対する防災対策の充実

町は、町国際交流協会などの団体と連携し、言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人や旅行者等が災害時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、防災知識の普及、防災教育や防災訓練への参加の推進、外国人への住民登録の推進、災害時マニュアルの携行促進、語学ボランティアの確保等について努めるとともに、簡単な日本語の使用など地域全体で外国人等への支援システムや救助体制の整備等に努める。

(1) 外国人の人数や所在の把握

町は、災害時における外国人の安否確認等を迅速に行い円滑な支援ができるように、日常時における外国人の人数や所在の把握に努める。

(2) 防災知識の普及啓発

町は、町国際交流協会等と連携し、日本語を理解できない外国人のための勉強会において、やさしい日本語による防災講話、町の災害リスクや避難情報、避難先・避難行動等に関する知識の普及に努め、外国語による防災に関するパンフレットを、外国人との交流会や外国人雇用事業所等様々な交流機会や受入機関等を通じて配布を行うほか、インターネット通信等を利用して、防災知識の普及・啓発に努める。

(3) 避難者カード、災害時マニュアルの携行促進

町は、町国際交流協会等と連携し、外国人が被災した場合の確認、連絡や医療活動等を円滑に行うため、氏名や住所、連絡先、言語、血液型等を記載した避難者カードを勉強会等の機会を通じて作成し、また、多言語にかかる災害時マニュアル等を配布してそれらの携行の促進に努める。

(4) 外国人が安心して生活できる環境の整備

① 外国人相談体制の充実

町は、町国際交流協会等と連携し、外国人が日常生活の中で抱える様々な問題について、身近なところで気軽に相談し適切なアドバイスを受けられるように、外国人相談窓口の充実を図る。

② 外国人にやさしいまちづくりの促進

町は、避難先や避難路等の避難施設の案内板について、外国語の併記も含め、その表示とデザインの統一を図るなど、外国人にもわかりやすいものを設置するように努める。

また、町は、県と連携し、案内板の表示とデザインの統一化について検討を進める。

③ 外国人への行政情報の提供

町は、町国際交流協会等と連携し、生活情報や防災情報等の日常生活に係わる行政情報を外国人に周知するため、広報誌やガイドブック、ラジオ、インターネット通信等、各種の広報媒体を利用して外国語による情報提供を行う。なお、多種多様な人種・言語に対応するため、やさしい日本語の使用を推奨する。

④ 外国人と日本人とのネットワークの形成

町は、町国際交流協会等と連携し、外国人も日本の地域社会にとけこみ、その一員として地域で協力し合いながら生活できるよう、地域住民との交流会の開催など様々な交流機会の提供を行い、外国人と日本人とのネットワークの形成に努める。また、同一言語ネットワークの構築により、日本語の通じるキーパーソンを通じて各言語間で情報発信・共有できる仕組みの構築を推進する。

⑤ 語学ボランティアの支援

町は、県と連携し、災害発生時に通訳や翻訳等を行うことにより、外国人との円滑なコミュニケーションの手助けをする語学ボランティアの活動を支援するため、あらかじめその「担当窓口」を設置する。

(5) 外国人を含めた防災訓練の実施

町は、町国際交流協会等の団体、自主防災組織と連携し、平常時から外国人の防災への行動認識を高めるため、外国人を含めた防災訓練を積極的に実施する。

また、自主防災組織による防災訓練への参加を促進し、地域として外国人避難者を考え、体制を整備できるよう「共助」力の向上を促進する。

さらに、防災部署、外国人対応部署、福祉部署など庁内で連携し、県等が実施する外国人を対象とした講習会、避難訓練などへ参加し、対応能力の向上を図る。

4 要配慮者の避難所等における支援体制の確保

町は、避難所における要配慮者支援において、DWA T^{*1}をはじめ福祉専門職による福祉支援を受け入れるため、県、近隣自治体との調整・協力のもと、避難所近傍に受入施設を設定し、支援体制を確保する。

また、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図る。

^{*1}DWA T（災害派遣福祉チーム：Disaster Welfare Assistance Team）：

大規模な災害起きたときに、避難所において、高齢者や障害者などの要配慮者に対して、食事や入用の介助、相談などの支援を行い、生活機能の低下や要介護度の重度化などの二次被害の防止を図るため、福祉専門職から構成されるチーム

（いばらきDWA T：茨城県では、茨城県、茨城県社会福祉協議会及び福祉関係団体等で構成されるチーム）（出典：茨城県）

第7 燃料不足への備え◆新設

町は、大規模災害時、燃料給油が滞る事態が発生した場合に備え、県と県石油業共同組合との協定に基づき指定された災害応急対策車両専用・優先給油所等のほか、町外の給油所を併せ把握するとともに、災害応急対策車両を指定しておくなど、燃料の優成供給体制を整備し、住民の生命の維持及びライフラインの迅速な復旧を図る。

また、庁用車について、水素自動車や電気自動車、災害に強いLPガスの使用できるハイブリット車の導入など予備電源を兼ねた移動式の脱炭素エネルギー化を推進する。

1 災害応急対策車両専用・優先給油所の指定

町は、災害応急対策車両専用の優先給油所又は県の中核給油所について、関係者との認識を共有し、災害応急対策車両の給油所を周知し、災害対応力の強化に努める。

この際、大規模災害に備え、近隣自治体等近隣の給油所を併せ周知し、有効に活用するとともに、給油所への殺到による混雑・混乱による災害応急車両の妨げを防止するため、一般に対しての公表を厳に慎む。

2 災害応急対策車両等の指定

(1) 災害応急対策車両の指定

町は、県及び県石油業協同組合との協定「大規模災害発生時における緊急給油の考え方(26.1)」に基づき、災害応急対策車両を、次の優先順位で指定し、県知事へ報告するとともに、関係機関への指定を促進する。また、指定車両には「応急対策車両ステッカー」を作成し備えておく。(ただし、赤色灯付の車両を除く。)

《災害応急対策車両及び優先順位》

① 第1優先順位(大規模災害発生直後から優先供給対象)

- ア 道路、河川等の応急復旧を行うため必要な車両
- イ パトカー、救急車等赤色灯付の車両(道路交通法第39条及び同施行令第13条に定める緊急車両に限る。)
- ウ 電気、ガス、通信、上下水道等ライフラインの応急復旧を行うため必要な車両
- エ 医療機関の車両(当該医療機関名の表示があるものに限る。)
- オ 県及び市町村(又は一部事務組合)が災害応急対策を行うため必要な公用車(給水車、ごみ収集車等を含む。)
- カ その他、行政機関の依頼に基づき、支援物資等の運搬など災害応急対策を行うため必要な車両

【※道路交通法第39条：緊急自動車の通行区分等の権限】

【※同施行令第13条：緊急自動車の範囲】

② 第2優先順位(大規模災害発生後概ね4日以降優先供給対象)

- ア 訪問看護・訪問介護・訪問薬剤指導を実施するため必要な車両
- イ 薬剤等を医療機関に運搬するため必要な車両

注)ただし、上記に該当する場合においても、個人所有の車両は除く。

資料編：8-4 【様式】災害応急対策車両指定の報告様式

8-5 【様式】災害応急対策車両ステッカー(第1順位、第2順位)

(2) 災害応急対策車両管理者等の責務

町は、重要施設の管理者に対し、災害に伴う停電が発生した場合においても、再生可能エネルギー等の代替エネルギー等の活用や、最低限3日間継続して電力を賄うことができるよう、自家発電設備を備えるとともに、必要な燃料の備蓄を行うよう指導する。

また、災害応急対策車両に指定された車両の所有者又は使用者は、日頃から燃料を満量近く給油しておくよう促進する。

町は、上記対策を含め、各管理者に対し、災害発生時にも必要最低限の業務が継続できるよう、業務継続計画を策定するよう促進するとともに、指定された施設及び車両に変更等が生じた場合には速やかに県に報告する。

4 平常時の心構え

町は、県と連携し、災害発生時の燃料の供給不足に伴う混乱を防止するため、住民及び事業者等に対し、災害時応急対策車両や重要施設に対する優先燃料供給への理解促進、車両の燃料を日頃から半分以上としておくよう心掛けるなど、災害発生時に備えた燃料管理等の普及啓発を行う。

また、日常生活や事業活動において、車両が必要不可欠な住民及び事業所に対し、車両の燃料を日頃から半分以上としておくよう心掛けるなど、自助努力に努めるよう働きかける。

第8 複合災害対策◆新設

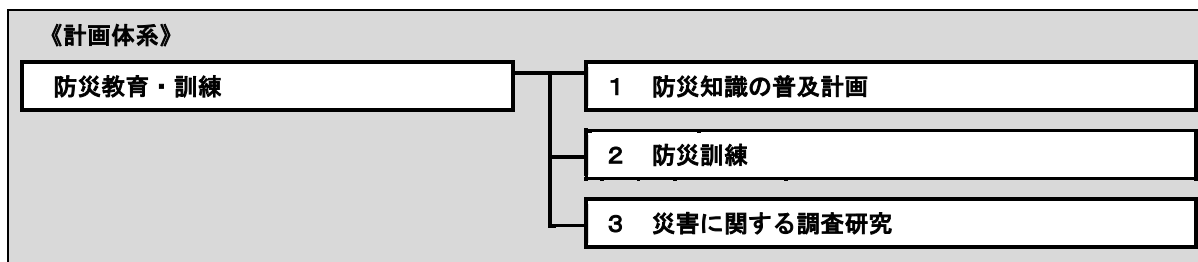
町は、県と連携し、コロナ禍における災害対応など複合災害^{※1}の発生可能性を認識し、各計画等を見直し、備えを充実する。

また、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定した机上訓練を行い、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努める。

※1 複合災害：

同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象（出典：茨城県）

第6節 防災教育・訓練



関係部課	防災安全課、子ども未来課、社会福祉課、介護福祉課、保険年金課、学校教育課
関係機関	医療関係機関、社会福祉関係機関、社会福祉施設管理者、事業所、坂東消防署境分署、区長会、境町消防団

第1 防災知識の普及計画

災害においては、過去の災害の教訓を踏まえ、住民一人ひとりが、「自らの身の安全は自らが守る（自助）」ことを基本認識とし、平常時より防災についての備えを心がけるとともに、発災時には自らの身を守り、ともに助け合う（共助）意識と行動することが重要である。こうしたことから、防災対策をより一層効果的に行うために、住民を挙げての取り組みが重要である。

町は、地域の関係者の連携の下、居住地、職場、学校等において、地域の災害リスクや自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等の必要な知識を教える実践的な防災教育の実施や防災訓練への参加を促すなど、防災思想、防災知識の普及啓発を進め防災意識の高揚に努める。

その際、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

資料編：15-1 大規模地震：平成23年3月11日 東日本大震災
15-4 感染症対応：令和2年～ 新型コロナウイルス感染症

1 住民に対する防災知識の普及

町は、住民の防災に対する意識の高揚を図り、災害時には住民一人ひとりが正しい知識と判断をもって、自らの生命と財産は自らの手で守るという心構えと行動ができるよう、防災週間や防災とボランティア週間等を活用して、防災知識の普及徹底を図る。

また、地震に関する情報を住民が容易に理解できるよう、地震情報（震度、震源、マグニチュード、地震活動の状況等）、過去の地震災害の対応・教訓、南海トラフ地震に関連する情報等の解説に努め、報道機関等の協力を得て、住民に迅速かつ正確な情報を伝達する。

（1）普及すべき防災知識の内容

町は、県及び関係機関と連携し、住民に対し、地域のハザードマップや災害時のシミュレーション結果などを示しながらその危険性を周知する。また、専門家（防災アドバイザー等）の知見も活用しながら、災害による犠牲者「ゼロ」とする方策は、住民等の

「平常時の備え」が基本となることを踏まえ、事前の備蓄や住家の耐震化、家具等の転倒防止など、次の事項について普及・啓発を図る。

- ① 最低3日間、推奨1週間に相当する量の食料及び飲料水等の備蓄、非常持出品の定期的な点検、玄関や寝室への配置等の推進、自動車へのこまめな満タン給油の実施など事前の備えに関すること。
- ② 家具・ブロック塀等の転倒防止、寝室等における家具の配置等の見直しなど転倒防止対策に関すること。
- ③ 地域の緊急避難場所や避難所、危険箇所等を記載した地図などの作成の促進など避難行動をあらかじめ認識するための取組みに関すること。
- ④ 発災当初の安否確認等による輻輳を回避するため、災害用伝言板や災害用伝言ダイヤル、ソーシャル・ネットワーキングシステム等の利用及び複数の手段の確保を促進するなど災害時の連絡に関すること。また、災害時の家庭内の連絡体制等（避難方法や避難ルールの取り決め等）について、あらかじめ決めておくことを推進するなど災害時の家族内の連絡体制の確保に関すること。
- ⑤ 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備えとして、地震保険・共済加入をはじめとした自助による地震への備えに関すること。
- ⑥ 平成30年12月に公表した「茨城県地震被害想定」にて想定される被害状況について周知するなど被害軽減のための対策や行動に関すること。
- ⑦ 地震災害時の危険性を把握するため、簡単な気象知識、余震による二次被害のおそれ、災害危険箇所、過去の主な被害事例などについて防災知識の普及・啓発に関すること。また、気象庁から発表される「緊急地震速報」の特性と限界、具体的内容、発表時に利用者がとるべき行動等についての十分な周知に関すること。
- ⑧ 避難先（町の指定避難先、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等自らの避難先）、避難経路等の確認、避難時や避難先での行動に関すること。また、二次災害を考慮し、基本的に安全が確認できれば在宅避難も有効であること。
- ⑨ 地域で実施する防災訓練への積極的参加、初期消火など初歩的な技術の習得や地域内での顔の見える関係の構築、自主防災組織等の活動を促進するなど地域防災に関すること。
- ⑩ 要配慮者への支援協力に関すること。
- ⑪ 飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備等に関すること。
- ⑫ 地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした公的保険制度であり、被災者の住宅再建にとって有効な手段の一つである地震保険制度の普及・促進に関すること。
- ⑬ 防災関連設備等の準備に関すること。
 - ・ 非常用持出袋
 - ・ 消火器等消火資機材
 - ・ 住宅用火災警報器
 - ・ その他防災関連設備等
- ⑭ 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動に関すること。
- ⑮ その他地域の実情に応じて住民の安全確保に関すること。

(2) 普及の方法

町は、**県及び関係機関と連携し**、住民に対し、**次**のような各種広報媒体や講習会等を活用して防災知識の周知徹底を図る。

① 広報紙、パンフレット、防災マップ等の配付

町は、**県及び関係機関と連携し**、広報紙、パンフレット等を作成し、広く住民に配布することにより、災害・防災に関する知識の普及、防災意識の高揚を図る。

町は、**地域の防災的見地からの防災アセスメントを行い**、地域住民の適切な避難や防災活動に資する**防災マップ、地区別防災カルテ、災害時の行動マニュアル等**を分かりやすく作成し、住民等に配布する。

なお、作成に当たっては、住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解を促進する。

② 講習会、講演会等の開催及び訓練の実施

町は**独自で又は県及び関係機関と連携し**、防災をテーマとした講演会、講習会、シンポジウム、座談会等を、**公民館等の社会教育施設**を活用して催し、広く参加を呼びかけ、知識の普及、意識の高揚を図る。この際、**防災に関する有識者等により**、**防災リーダーや将来を担う学生などを対象とした防災教育**を推進する。

③ その他メディアの活用

- ・ テレビ・ラジオ、**文字放送**及び新聞の利用
- ・ 映画・ビデオ等による普及
- ・ インターネットの利用

2 児童生徒等に対する防災教育

保育園、幼稚園、小学校、中学校、**高等学校及び特別支援学校等**（以下「学校」という。）においては、**園児・児童生徒等の発達段階かつ地域の災害リスクに応じた**防災教育を行い、防災に関する知識の普及啓発、防災意識の高揚を図る。

(1) 児童生徒等に対する防災教育の充実

① 児童生徒等に対する防災教育

町は、**各学校等の危機管理マニュアルや防災計画などの計画に基づき**、児童生徒等の発達段階に応じた防災教育の充実を図ることを促進する。この際、**指導内容として**、町の**災害リスク、大規模災害における避難行動、自助・共助の重要性、過去の地震の惨状と教訓、町の防災への取り組み・対策の現状**など**画像・映像を交えた印象教育**を重視し、**避難訓練等の主体的な学習**により理解を促進する。

② 防災教育内容の充実

町は、**学校に対し**、災害時に一人ひとりがどのように行動すべきかなどを自ら考え学ばせる「**自立的に行動するための防災教育**」、**学校を核とした地域での避難訓練や避難所運営**などを行う「**地域活動と連携した実践的な防災教育**」の視点に立った指導を行えるよう指導する。

実施に当たっては、**登下校時など学校外も含めたあらゆる場面を想定し**、授業等による指導や避難訓練等の**体験的学習の充実**に努めるとともに、**保護者等も一緒に防災に**

関する知識等を学べる機会を設けるよう促進する。また、訓練にあたっては、必要な支援・助言を行う。

この際、境町消防団など関係機関が参加し、努めて現地現物による実践的かつ体験型の防災訓練を推進する。

(2) 教職員の防災意識の高揚と指導力の向上

児童生徒の防災意識及び防災力の向上は、指導者である教職員の指導・感化力によるところが大きい。このため、町は、学校に対し、防災に関する各種研修として、心肺蘇生法等の職員研修会を通じて、学校における防災体制の確立や防災教育のあり方について助言・支援するとともに、必要な防災関係指導資料の提供及び防災教育などにより、教職員の資質向上に努める。

(3) 避難訓練等の実施

町は、学校における防災訓練が形骸化しないよう、大規模災害を想定した焦点を絞った事象別対応訓練又は発災から一連の流れに基づく総合的な対応訓練を定期的実施し、災害に備えるとともに、実施にあたっては、家庭や地域の関係機関と連携した訓練の実施や専門家の協力を得て避難行動を評価してもらう等、避難訓練を工夫するなど実践的かつ効果的な訓練を促進する。

3 防災対策要員に対する防災教育

防災業務に従事する職員及び応急対策を実施する防災対策要員は、災害に関する豊富な知識と適切な判断力が要求される。

町は、次のような防災教育や計画的かつ継続的な研修に努め、長期的な視点に基づいた人材育成を実施する。

(1) 応急対策活動の習熟

町は、被災者救護活動、情報収集活動、応急復旧活動等の現場活動に従事する防災対策要員に対しては、防災対策職員を年度当初に指定し、大規模災害を対象としたマニュアルの作成や対策の周知徹底、活動地域の現地視察・研修などにより習熟を図る。

(2) 研修会及び講習会の開催

町は独自で又は災害に関する学識経験者、防災機関の担当者、災害を被った自治体の担当者等を講師として招き、研修会、講演会、ワークショップ、セミナーを開催するとともに、災害用伝言板や災害用伝言ダイヤルを実際に体験してもらう等の体験型の項目を組み込んでいくよう努める。

(3) 自主防災組織の実効性の向上

大規模地震が起きた際は、「自助」及び自主防災組織を中心とした近隣住民の「共助」による活動が、要救助者の救命率の9割を占めるとの過去の実績もあることから、区長を中心とした自主防災組織等のリーダーとなる人材を養成し、防災士取得を促進・支援するなど、自主防災組織の実効性を高める。

第2 防災訓練

町は、関係機関や自主防災組織との協調体制の更なる強化を目的として各種の**実践型**の防災訓練を定期的実施する。訓練終了後には、その検証を行い、防災対策の課題等を明らかにするとともに、必要に応じて防災対策の改善措置等を講じ、継続的に実施する。

1 町、防災機関等が実施する訓練

(1) 避難訓練

① 町による避難訓練

町は、大規模災害を焦点とし、関係機関や避難施設の管理者等と連携し、一斉メールによる地震発災・被災状況や避難所の開設等の一連の情報発信・伝達訓練、避難所研修・避難所受入訓練や防災マップ作成など機能別訓練を実施し、総合訓練へつなげる。この際、感染症の対応や県や国による防災訓練の枠組みを有効に活用する。

② 保育園、幼稚園、小学校、中学校、病院及び社会福祉施設等における訓練

町は、災害時の幼児、児童生徒、傷病者、身体障がい者及び高齢者等の**要配慮者**、災害対応力の比較的低い施設利用者の生命・身体の安全を図り、被害を最小限にとどめるため、各施設で作成した**危機管理マニュアルや防災計画**などに基づき、施設管理者に対し避難訓練を中心とする防災訓練を実施するよう指導するとともに、**必要な支援**を行い、**実効性を向上**させる。

③ 学校と地域が連携した訓練の実施

町は、学校と連携し、児童生徒を含めた地域住民の参加により、学校における避難所運営や炊き出し等の実践的な訓練を行うよう努める。

(2) 非常参集訓練

町は、防災関係機関の実施する非常参集訓練等などの促進により災害時の即応・連携体制強化する。また、町の実施する災害対策本部訓練に連動し、リエゾンの派遣、本部運営訓練及び情報収集・伝達訓練も併せて実施する。

(3) 通信訓練

町は、地震の発生を想定した被害状況の把握及び伝達が迅速かつ適切に行えるよう定期的に通信訓練を実施するとともに、**非常用電源設備を活用しての通信訓練も実施**する。この際、音声だけでなく、ドローンや携帯電話等による**画像・動画通信**を組み合わせるなど通信の実効性を向上する。

また、有線及び防災行政無線が使用不能になったときに備え、関東地方非常通信協議会^{※1}が実施する非常通信訓練に参加し、非常時の通信連絡の確保を図る。

※1 関東地方非常通信協議会：

電波法（昭和25年法律第131号）第74条の規定に基づき、地震、洪水等の非常事態が発生した場合に、人命救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のため、必要な通信の円滑な運用を図るため昭和29年に設立

防災関係の国の機関、管内各都県、市長会、村町マイ、電子通信・ライフライン関係事業者で構成

2 事業所、自主防災組織及び住民等の訓練

(1) 事業所（防火管理者）における訓練

町は、学校、病院、工場、事業所、大型店舗及びその他消防法で定められた防火管理者に対し、その定める消防計画に基づき避難訓練を定期的実施するよう指導する。

また、地域の一員として、町、所轄消防署及び地域の防災組織の行う防災訓練にも積極的に参加し、事業所の特性に応じた防災対策行動により地域に貢献するよう努めるよう指導する。

(2) 自主防災組織等における訓練

町は、関係機関と連携し、「共助」の要である自主防災組織等の実効性を高めるため、防災意識の向上、地域住民の防災力の強化、組織活動の習熟及び関連防災機関との連携を図る。このため、地域の事業所とも協調して、年1回以上の組織的な訓練実施に努めるよう指導する。

訓練種目は、緊急情報伝達訓練、初期消火訓練、応急救護訓練、避難訓練及び高齢者・障がい者等の避難行動要支援者の安全確保訓練等を主とする。

また、自主防災組織等からの指導協力の要請を受けた場合は、関係機関と連携し、積極的に自主防災組織等の活動を支援する。

(3) 住民の訓練

町は、関係機関と連携し、住民一人ひとりの災害時の行動、すなわち「自助」が犠牲者「ゼロ」達成の根源である重要性に鑑み、防災訓練に際して広く住民の参加を求め、住民の防災知識の普及啓発、防災意識の高揚及び防災行動力の強化に努める。

また、住民に対し、防災対策の重要性の理解を促進し、各種の防災訓練への積極的・主体的な参加、防災教育施設での体験訓練、家庭での防災会議の実施等の防災行動を継続的に実施に努めるよう促進する。

3 町総合防災訓練・避難力強化訓練

(1) 実働訓練と併せた各種訓練の実施

町は、年の訓練の集大成として、防災関係機関相互の連携体制の強化を図り、災害リスクを踏まえた総合防災訓練を実施する。

この際、区長会と連携した実行委員会を立ち上げ、企画段階から実施まで一貫した訓練の実施など自発的防災意識を啓発し、自主防災組織の実効力及び住民の参加率の向上を図る。

また、各機関の防災活動・装備品展示、体験型訓練、合同炊事など総合的な訓練の実施により参加意識の高揚を図る。

なお、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施する。

(2) 訓練項目（例）

- ① 避難訓練（声掛け、安否確認、情報伝達等訓練）
- ② 交通規制及び交通整理
- ③ 避難準備及び避難誘導、指定避難所の開設・運営
- ④ 救出・救助、救護・応急医療
- ⑤ 各種火災消火

- ⑥ 道路復旧、障害物除去
- ⑦ 緊急物資輸送
- ⑧ 災害情報の収集伝達
- ⑨ ライフライン復旧
- ⑩ 要配慮者の支援
- ⑪ 合同炊事、応急給水活動
- ⑫ その他、災害時に起こりうる被害を想定した幅広い項目

(3) 図上訓練（ロールプレイング）

町は、総合防災訓練の場において、特に災害対策本部における初動を重視し、災害対策本部を運営する職員の熟度の向上（組織体制・災害対応能力の向上）及び円滑な運営の検証並びに運営上の課題等を明らかにして改善措置を講ずるために図上訓練を実施する。

(4) 訓練参加機関

町は、県、自主防災組織、ボランティア組織、事業所、要配慮者を含めた、できるだけ多くの地域住民の参加を呼びかけるとともに、警察や消防、自衛隊などの防災関係機関と協力し実施する。

第3 災害に関する調査研究

災害は、建物の倒壊や火災の延焼、ライフライン施設の破壊等災害事象が広範でかつ複雑である。

町は、地震及び地震防災に関する調査研究機関との連携を図りながら、過去に経験した災害等に関する実態を時間的、計数的、視覚的に把握するとともに、地域の自然特性、社会特性等を正確に把握し、災害対策を総合的、効果的に推進していく。

1 基礎的調査研究

町は、地震及び地震防災に関する観測、調査、研究を実施している官民の各研究機関との連携、観測データ及び研究成果の流通並びに情報の一元化等を行い、昨今の全国で発生している地震、町の過去の災害の教訓を踏まえ、総合的な視点から調査研究を行う体制を強化する。

2 防災アセスメントの実施

災害対策の立案や公共施設の災害予防対策、住民の普及啓発のための資料として、町内の危険度評価等を行う防災アセスメントは効果的である。

町は、県及び防災関係機関と協力し、防災アセスメントを実施するよう努める。

3 災害対策に関する調査研究

町は、被害を最小限に食い止める方法を常に調査研究し、その成果に基づき、ハード面の整備や、防災拠点・緊急避難場所の整備、情報伝達手段の改善など災害の防止策の向上に努める。

4 災害教訓の伝承

町は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存する。また、広く一般の人々が閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努める。さらに、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

加えて、自ら災害教訓の伝承に努める。このため、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援するよう努める。

資料編：15-1	大規模地震：平成23年3月11日	東日本大震災
15-4	感染症対応：令和2年～	新型コロナウイルス感染症

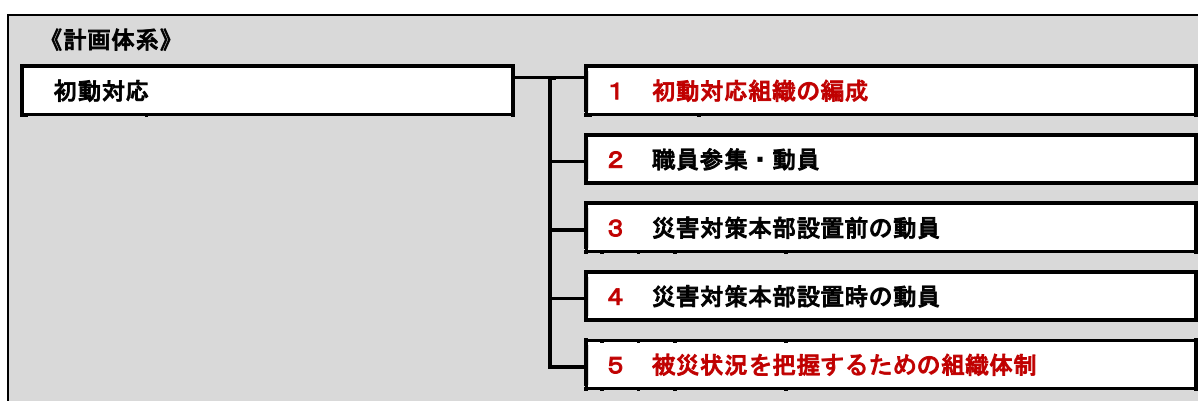
第3編 震災対策計画

第2章 災害応急対策計画

第1節 初動対応

大規模な地震災害等においては、職員の被災、交通機関の途絶等が想定されるが、ハード・ソフト両面にわたる平常時の備えと職員の自動参集体制に基づき状況に応じた応急活動を実施する体制を速やかに整えることが重要である。そのため、職員の動員・配備体制の基準、参集要領、配備の基準などを明確にし、また、町の体制が完了するまでの間、迅速な初動対応が必要となる。

町は、被害状況の拡大に応じた応急対策を実施する上で、職員の動員を速やかに行い初動体制の確立を図る。



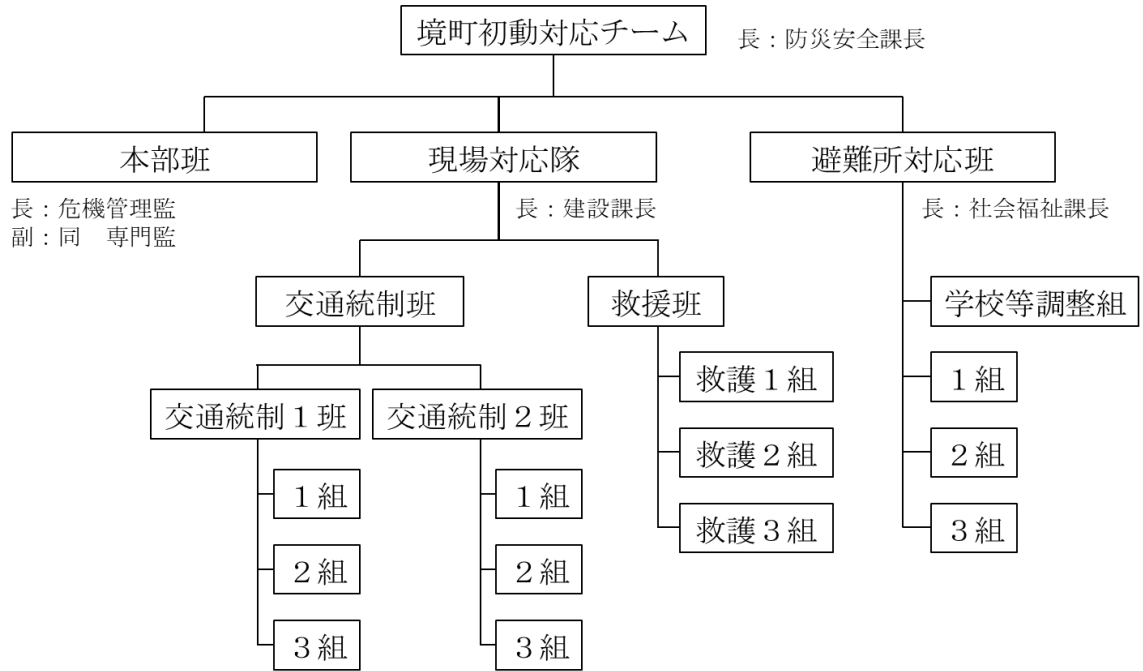
関係部課	総務課、防災安全課、企業立地推進室、新型コロナウイルス接種対策室、秘書広聴課、多文化共生推進室、まちづくり推進課、ふるさと納税推進室、情報システム室、税務課、地方創生課、財政管財課、住民課、人権・協働ハーモニー室、子ども未来課、健康推進課、社会福祉課、介護福祉課、保険年金課、建設課、都市計画課、農業政策課、上下水道課、会計課、学校教育課、生涯学習課、給食センター、議会事務局、農業委員会事務局
関係機関	坂東消防署境分署

第1 初動対応組織の編成

町は、地震発生後の初動において、町の災害対応体制が確立されるまでの間等、迅速かつ組織的な対応により、交通の安全を確保するとともに、住民の救援・救護、避難等の要請に対応するため、年度当初から職員を指定し、初動対応のための組織（以下「初動対応チーム」という。）を編成する。

なお、初動対応チームは、水害対応を基本とした編成となっているが、地震時の対応においても、本編成を準用する。

<初動対応チームの編成>

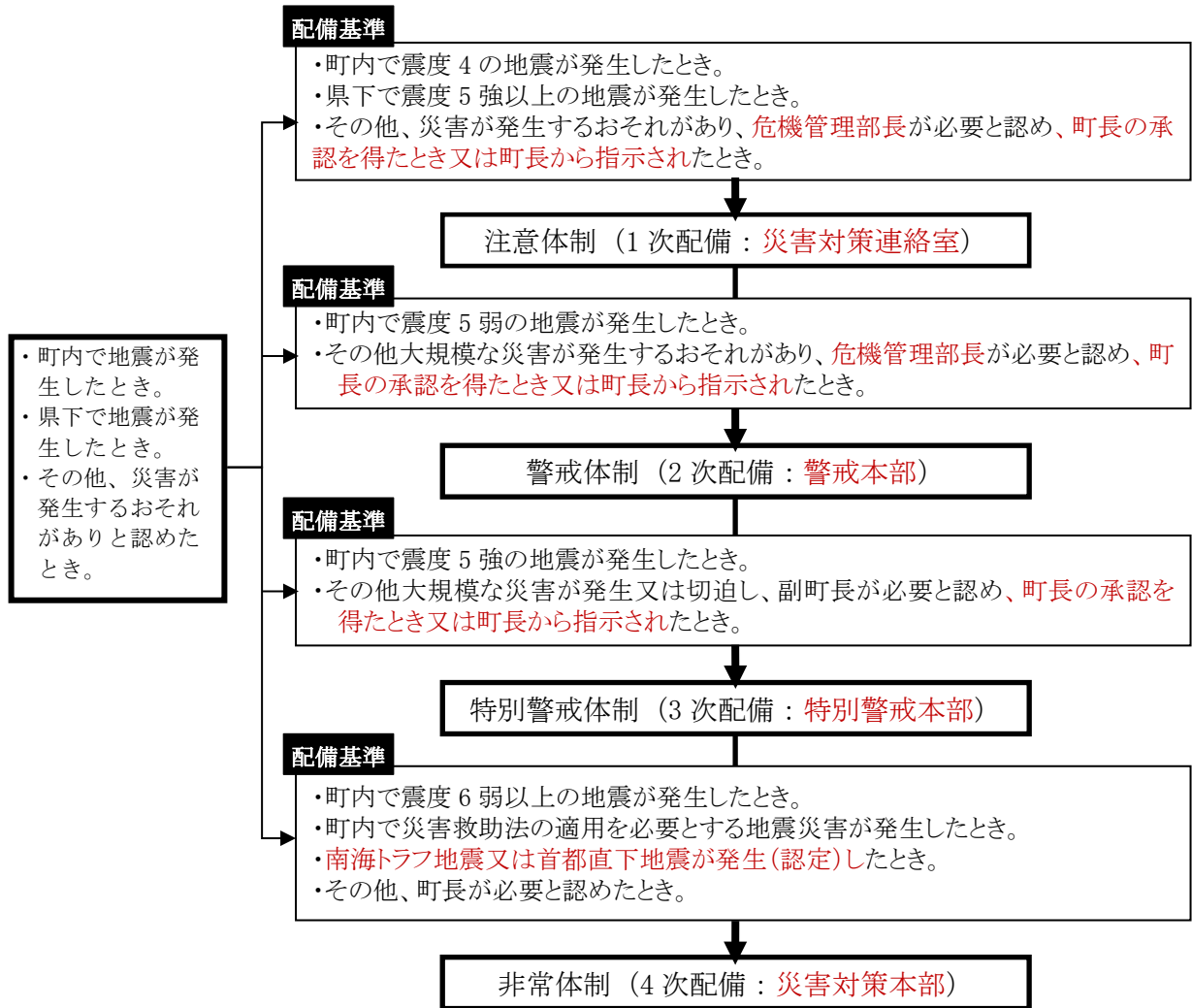


第2 職員参集・動員

1 職員の動員配備体制区分の基準及び内容

地震災害における配備体制は、4段階の配備体制で応急活動を実施する。動員配備の決定基準は、気象庁が発表する町内での地震の揺れの規模、災害の状況等により、次のとおり定める。

< 配備基準 >



< 配備体制 >

配備区分 【災害対策本部等の設置】	配備体制の内容	参集職員
注意体制 (1次配備) 【災害対策連絡室】	<ul style="list-style-type: none"> 地震・気象情報の収集、県への連絡が円滑に行える体制 軽微な災害等で交通統制等の初動対応ができる体制 	長：危機管理部長 <input type="checkbox"/> 初動対応チーム（災害規模の状況により編成）
警戒体制 (2次配備) 【警戒本部】	<ul style="list-style-type: none"> 被害情報収集、把握、連絡活動及び住民の周知、災害応急活動が速やかに実施できる体制 	長：危機管理部長 <input type="checkbox"/> 総務課長 <input type="checkbox"/> 建設課長 <input type="checkbox"/> 各防災職員
特別警戒体制 (3次配備) 【特別警戒本部】	<ul style="list-style-type: none"> 災害応急活動の準備及び必要な災害応急活動を実施 事態の推移に伴い速やかに災害対策本部を設置できる体制 	長：副町長 <input type="checkbox"/> 各部長 <input type="checkbox"/> 各課長 <input type="checkbox"/> 各課災害対策検討委員（総括要員）
非常体制 (4次配備) 【災害対策本部】	<ul style="list-style-type: none"> 全員により災害応急対策が実施できる体制 ①情報収集・運用検討 ②対報道・広報活動 ③災害応急復旧活動 ④被災者支援活動 ⑤学校教育対策 	長：町長 <input type="checkbox"/> 全職員

2 職員の動員・参集時の基本

(1) 職員の動員配備体制の決定

動員は、配備基準及び配備体制に定める基準に至った場合又は災害発生の可能性がある場合等で、危機管理部長が必要と認め、町長が当該配備を承認した場合又は町長が必要と認め指示した場合に決定する。ただし、災害の種類・規模・発生の時期、その他により必要と認められるときは、動員基準と異なる動員を発令することができる。

(2) 職員の動員

① 動員の伝達手段

原則、職員の動員については、防災アプリ及びメール等の一斉配信を基準とし、併せて電話等による複数の手段を利用する。

ア 勤務時間内の場合

災害対策本部の配備体制については、本部長の命に基づき、庁内放送をもって行う。関係機関に対しては、電話、携帯電話、メール等最も速やかに行える方法によるほか、茨城県災害情報共有システムにより、速やかに県へ体制等を報告する。

イ 勤務時間外の場合（休日・夜間）

- | |
|--|
| <p><input type="checkbox"/>町内に震度6弱以上、災害救助法の適用を必要とする地震が発生、南海トラフ地震又は首都直下地震発生の地震情報を警備員又は日直員が受理したときは、直ちに危機管理部長に連絡する。</p> <p><input type="checkbox"/>危機管理部長は副町長に報告する。</p> <p><input type="checkbox"/>副町長は町長に報告する。</p> |
|--|

上記の場合により、職員を動員する必要があるときは、本部長は、**副町長**を通じ**危機管理部長**に災害対策本部設置を発令する。

危機管理部長は、各班長に班員の勤務場所への参集を指示する。

各課（班）長は、班員に勤務場所への参集を指示する。

a. 防災アプリ等による伝達

危機管理部長は、防災安全課に指示し、可能性のある段階から防災アプリ及びメール等の一斉配信により注意喚起し、段階に応じて関係職員の参集を指示する。また、部課長会のLINEグループの配信により、主要職員への徹底を図る。

b. 携帯電話等による伝達

危機管理部長は、緊急連絡網に基づき、関係機関等への電話連絡を指示するとともに、伝達の完全を期すため、メールのほか、必要な場合には主要職員に対し、携帯電話、一般加入電話等により災害対策本部開設に伴う動員の伝達を指示する。

c. ラジオ・テレビの情報による自動参集

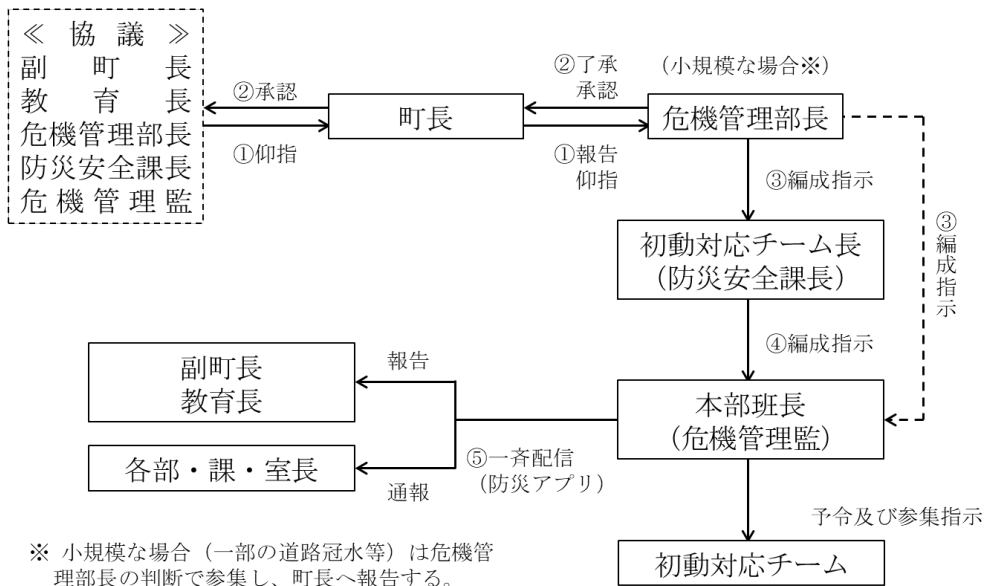
職員は、テレビ、ラジオにより報道される地震災害情報など参集の基準に合致した場合や災害発生のおそれがあると判断した場合は、自ら判断し、指示を待つことなく速やかに自主参集する。

② 動員の伝達系統

動員伝達系統を次に示す。

ア 初動対応チーム

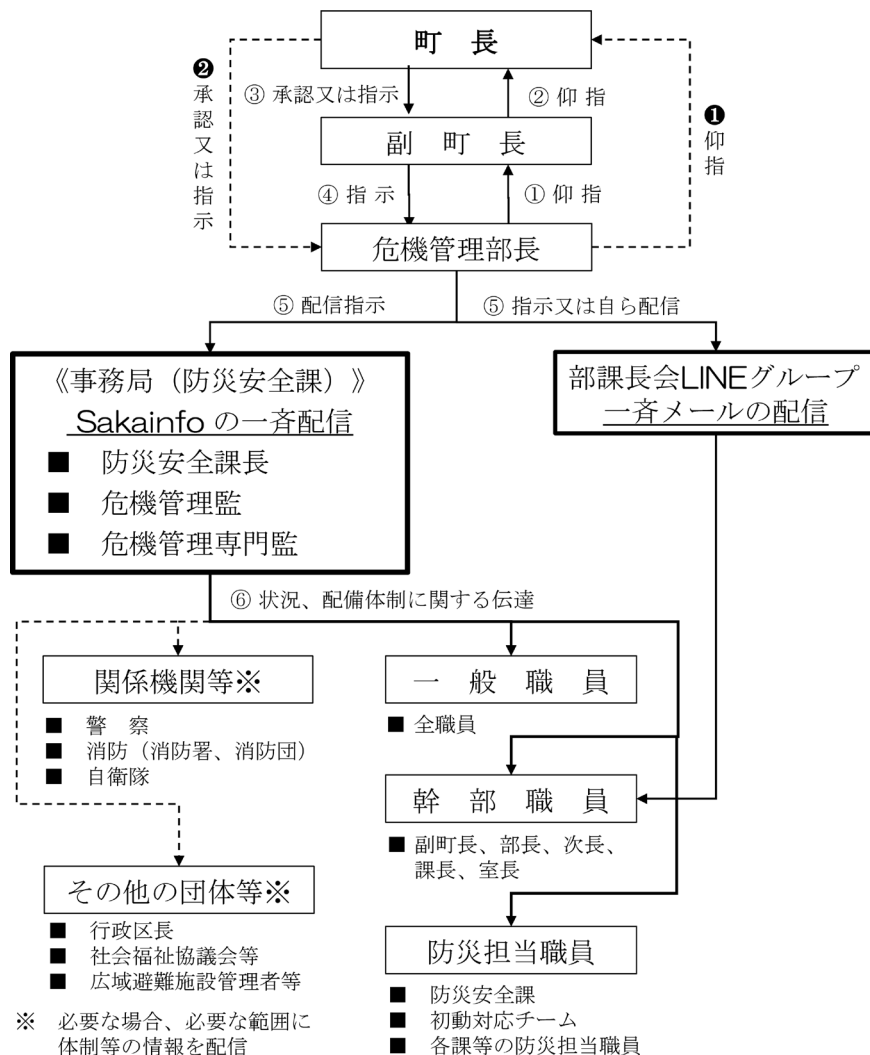
(大規模な場合)



※ 小規模な場合（一部の道路冠水等）は危機管理部長の判断で参集し、町長へ報告する。必要な場合は町長に仰指し、承認を得る。

イ 一般職員等

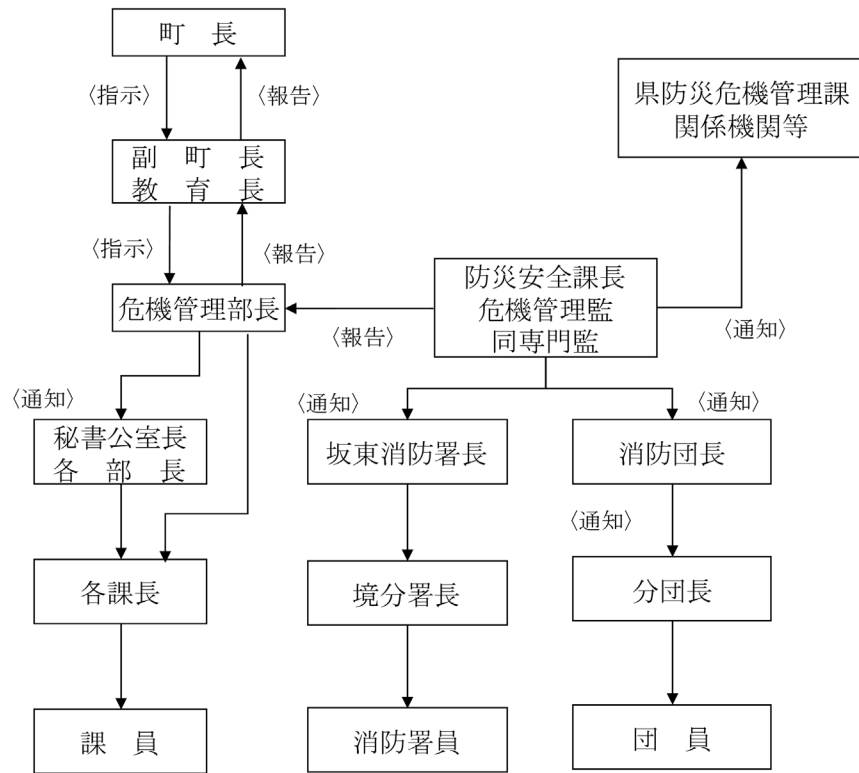
a. 防災アプリ及びメール等による場合（勤務時間内外共通）



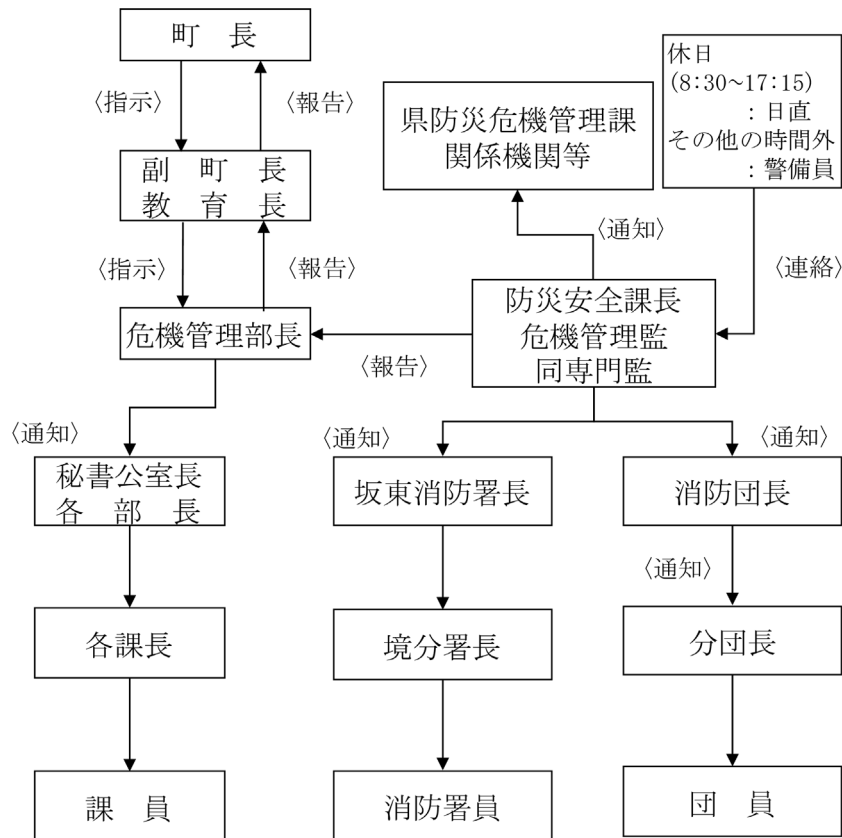
※ 必要な場合、必要な範囲に体制等の情報を配信

b. 電話による場合

【勤務時間内】



【勤務時間外（休日、夜間）】



③ 自動参集

職員は、勤務時間の内外を問わず、庁内で震度6弱以上の地震が発生したときは、直ちに各所属班で配備・参集することとする。

④ 配備の命令を受けた町職員の行動

ア 配備の原則

町から配備命令を受けた職員は、勤務時間の内外を問わず、直ちに各所属班で配備に就くことを原則とし、最低3日分の水・食料、着替え、日用品、雨具など。個人で準備する。そのため、平常時から個人携行品として準備しておくことを推奨する。

イ 勤務時間外に配備の命令を受けた場合

職員自身又は家族の被災等のため配備に就くことができないときは、直ちにその旨を所属長に連絡する。また、居住地の周辺で大規模な被害が発生し、自主防災組織等による人命救助活動等が実施されているときは、これに参加し、その旨を所属長に連絡する。ただし、本部長、副本部長、本部長及び対策検討班要員については、この限りでない。

ウ 交通機関の途絶等のため、勤務場所に赴くことができないとき

通信連絡により、所属長又は災害対策本部の指示を受け災害応急対策に従事する。これらの措置が不可能な場合は、最寄りの町施設、避難所等に参集する。ただし、本部長、副本部長、本部長及び対策検討班要員については、この限りでない。

エ 参集途上において事故等に遭遇したとき

職員は、付近住民と協力し適切な処置をとり、その旨を所属長に連絡する。

オ 参集不要者の基準

次に示すものは、参集に応じない。

この際、異常の有無等を所属長に報告するとともに、自ら報告できない場合は、家族から役場へ連絡するようしておく。また、所要の処置後、参集可能な者は、処置後に速やかに参集する。

- a. 妊娠中の職員
- b. 育児休業中の職員
- c. 病気休職中の職員
- d. 療養休暇中の職員
- e. 家族の中に要介護者や障がい者があり、当該職員しか介護等をする者が存在しない場合
- f. 家族の中に小学生以下の子どもがあり、当該職員しか監護する者が存在しない場合、又は他の監護者が来るまでの間
- g. 当該災害に起因する次の場合
 - ・ 当該災害により負傷した職員
 - ・ 当該災害により、家族が負傷して当該職員しか看護する者が存在しない場合、又は他の看護者が来るまでの間

第3 災害対策本部設置前の動員

災害対策本部設置前の配備体制における職員の動員計画は、災害の発生状況に応じ3段階に分けて計画する。

区分	指揮者	動員配備
注意体制	危機管理部長	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策連絡室を設置 □危機管理部長以下危機管理部^{※1} □防災安全課長、危機管理監、同専門監 □初動対応チーム^{※2}（本部班、現地対応班、避難所対応班） ※1 上項の動員の伝達系統に従い対応 ※2 動員編成は、災害の規模・状況により別示
警戒体制	危機管理部長	<ul style="list-style-type: none"> ・警戒本部を設置 □危機管理部長以下危機管理部 □防災安全課長、危機管理監・同専門監、防災安全課職員 □総務課長、総務課職員 □建設課長、建設課職員
特別警戒体制	副町長	<ul style="list-style-type: none"> ・特別警戒本部を設置 □危機管理部長以下危機管理部、防災安全課長、危機管理監、同専門監 □副町長 □総務部長 □秘書公室長 □企画部長 □町民生活部長 □福祉部長 □建設農政部長 □教育次長 □教育（委員会）参事 □議会事務局長 □上記各部等内の各課・室・センター所 長及び農業委員会事務局長 □上記各課・室の災害対策検討委員（総括要員） □その他、各部長等が必要と認める者

1 各体制共通事項

各体制における本部（事務局）について、危機管理部内（執務エリア）を基準として設置する。

動員配備職員	活動の内容
□本部要員（防災安全課職員等）	<ul style="list-style-type: none"> ・消防・警察、TV等の報道関係、各種システム、ドローン等各種情報収集手段により地震速報・地震災害情報等を収集し、状況を最新の状態にして表示する。 ・境町ホームページ、公式 Twitter 等により、災害のページを開設し、住民へ情報を提供する。 ・時系列による行動の他、指示事項・処置の有無等を記録し、最新の状態を表示する。 ・携帯無線機の通信系や、グループライン等を構成し、野外行動班等との指揮・連絡体制を確立する。

動員配備職員	活動の内容
	<ul style="list-style-type: none"> ・災害情報共有システムや、災害時の報告の基準に基づき、必要事項を県へ報告する。 ・各種会議の準備・統制を行う。
<input type="checkbox"/> 各対策部・課	<ul style="list-style-type: none"> ・現場での情報収集・報告は、写真・動画等リアルタイムでの報告に留意する。 ・各班の電話記録をまとめ、本部（事務局）へ報告し、命に係る情報は優先し、直接、危機管理部長へ報告する。

2 注意体制における活動

注意体制における動員配備職員は、各課の事務分掌に基づいて活動を実施する。

動員配備職員	活動の内容
<input type="checkbox"/> 危機管理部長 <input type="checkbox"/> 防災安全課長 <input type="checkbox"/> 危機管理監 <input type="checkbox"/> 同専門監	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策連絡室を設置する。 ・県及び関係機関と連絡をとり、地震、気象、その他災害に関する情報を収集し、町長、副町長、教育長及び各部長に報告する。
<input type="checkbox"/> 防災安全課職員 <input type="checkbox"/> その他の初動対応チーム職員	<ul style="list-style-type: none"> ・本部班長等の指示に基づき、次の事項を行う。 ・掲示物、地図・無線機、ホームページの開設等を準備する。 ・地震速報・地震災害等の情報収集体制及び県への報告体制を確立する。 ・巡回パトロールにより道路状況を偵察し、必要により自主避難所を開設する。 ・交通統制・誘導、自主避難者に対応する。

3 警戒体制における活動

警戒体制における動員配備職員は、各課の事務分掌に基づいて活動を実施する。

動員配備職員	活動の内容
<input type="checkbox"/> 危機管理部長	<ul style="list-style-type: none"> ・警戒本部を設置する。 ・状況を判断し対応する措置を検討して、指示する。 ・必要に応じ町長及び副町長へ報告の上指示を仰ぐ。
<input type="checkbox"/> 総務課長 <input type="checkbox"/> 防災安全課長 <input type="checkbox"/> 建設課長 <input type="checkbox"/> 危機管理監 <input type="checkbox"/> 同専門監	<ul style="list-style-type: none"> ・本部（事務局）に参集して情報交換を行う。 ・必要に応じ危機管理部執務室に参集して相互に情報を交換する。 ・坂東消防署境分署、境町消防団、警察、必要に応じ自衛隊との連絡調整を行う。 ・職員に対し必要な指示を行う。 ・状況に応じて応援職員、各課防災担当指定職員の動員を行う。 ・必要に応じ住民への周知を行う。
<input type="checkbox"/> 総務課職員 <input type="checkbox"/> 防災安全課職員 <input type="checkbox"/> 建設課職員	<ul style="list-style-type: none"> ・地震速報・地震災害等に関する情報を収集し報告する。 ・関係先との連絡を確保する。 ・災害応急活動の準備を行う。

4 特別警戒体制における活動

特別警戒体制における動員配備職員は、各課の事務分掌に基づいて活動を実施する。

動員配備職員	活動の内容
<input type="checkbox"/> 副町長	<ul style="list-style-type: none"> ・特別警戒本部を設置する。 ・特別警戒本部長として、特別警戒本部員を招集し特別警戒本部会議を開催する。 ・特別警戒本部会議により応急対策内容の決定と各部長等への指示を行う。 ・必要に応じ高齢者等避難の伝達、避難指示を検討する。 ・災害状況の推移により、町長に非常体制への移行の判断を相談する。
<input type="checkbox"/> 教育長	<ul style="list-style-type: none"> ・特別警戒副本部長として特別警戒本部長を補佐する。 ・副町長不在の場合には、特別警戒本部長となる。
<input type="checkbox"/> 総務部長	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の状況、部各課の業務遂行状況について報告する。 ・災害対策本部（総務対策部）の設置準備状況等を報告する。
<input type="checkbox"/> 秘書公室長	<ul style="list-style-type: none"> ・報道対応準備状況を報告する。 ・災害対策本部（政策広報等対策部）の設置準備状況を報告する。 ・必要に応じ住民への広報を実施する。
<input type="checkbox"/> 企画部長	<ul style="list-style-type: none"> ・町営施設、管理物等の状況を報告する。 ・災害対策本部（政策等対策部）の準備状況を報告する。
<input type="checkbox"/> 福祉部長 <input type="checkbox"/> 町民生活部長	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者支援（相談窓口、避難所等）の開設状況を報告する。 ・災害対策本部（被災者支援対策部）の設置準備状況を報告する。
<input type="checkbox"/> 建設農政部長	<ul style="list-style-type: none"> ・道路、河川、ライフラインの被害状況について報告する。 ・災害対策本部（応急対策部）の設置準備状況について報告する。
<input type="checkbox"/> 教育次長 <input type="checkbox"/> 教育（委員会）参事	<ul style="list-style-type: none"> ・学校等施設、教育、児童生徒の状況について報告する。 ・災害対策本部（学校教育対策部）の準備状況について報告する。
<input type="checkbox"/> 危機管理部長 以下防災安全課職員	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部事務局として各種会議の開催・運営を行う。 ・各部等の災害対策本部設置準備状況の把握を行う。 ・県及び関係機関との連絡調整を行う。 ・避難情報の発令を準備する。 ・情報の収集・分析を実施して対策検討の方向性を報告する。 ・関係機関合同調整所を設定する。

5 動員状況の報告

各部長は、職員の動員状況を速やかに把握して総務部長へ報告し、職員参集状況を把握するとともに、最終的に全ての報告内容と併せ事務局へ提出する。危機管理部長は、最終的に参集状況を含めた報告内容を確認し、副町長を通じ町長へ報告することを基本とする。

第4 災害対策本部設置時の動員

1 設置基準

町は、前述の配備の基準に基づき、法第23条の2、境町災害対策本部条例及び本計画の定めるところにより、第4次非常体制として災害対策本部を設置し、全職員は自動参集し災害応急対策を実施する。

【※災害対策基本法第23条の2：都道府県災害対策本部設置の権限】

資料編：1-2 災害対策本部条例

2 廃止基準

本部長（町長）は予想された災害の危険が解消したと認められるとき又は災害に関し応急措置がおおむね終了し、平常の事務分掌により処理できる段階に達したときは、本部の活動を終了し、本部を廃止する。

3 設置及び廃止の通知

本部長（町長）は、災害対策本部を設置し又は廃止したときは、防災会議委員及び関係機関等に通知するとともに、報道機関に発表する。

4 実施責任者

災害対策本部の総括指揮者は本部長（町長）であるが、不在の場合は次の順序による。

第1順位	第2順位	第3順位	第4順位
副町長	教育長	総務部長	所在する先任部長

5 開設場所

災害対策本部会議室は、町長公室とし、防災安全課フロア内に災害対策本部室を開設する。なお、庁舎は耐震化され、予備電源の確保、各種システム、防災情報発令機能など、他の町内施設に比して強靱かつ機能的であり、可能な限り努めて庁舎を利用する。

ただし、町役場が被災するなど何らかの理由で災害対策本部関係室が使用できない場合は、新たな防災拠点（河川防災ステーション、さかいR&Dセンター（仮称）、さくらの丘防災公園等）が整備されるまでの間、次の順序で本部を移設する。

また、状況に応じ関係機関のための関係機関連絡・調整室を設置する。

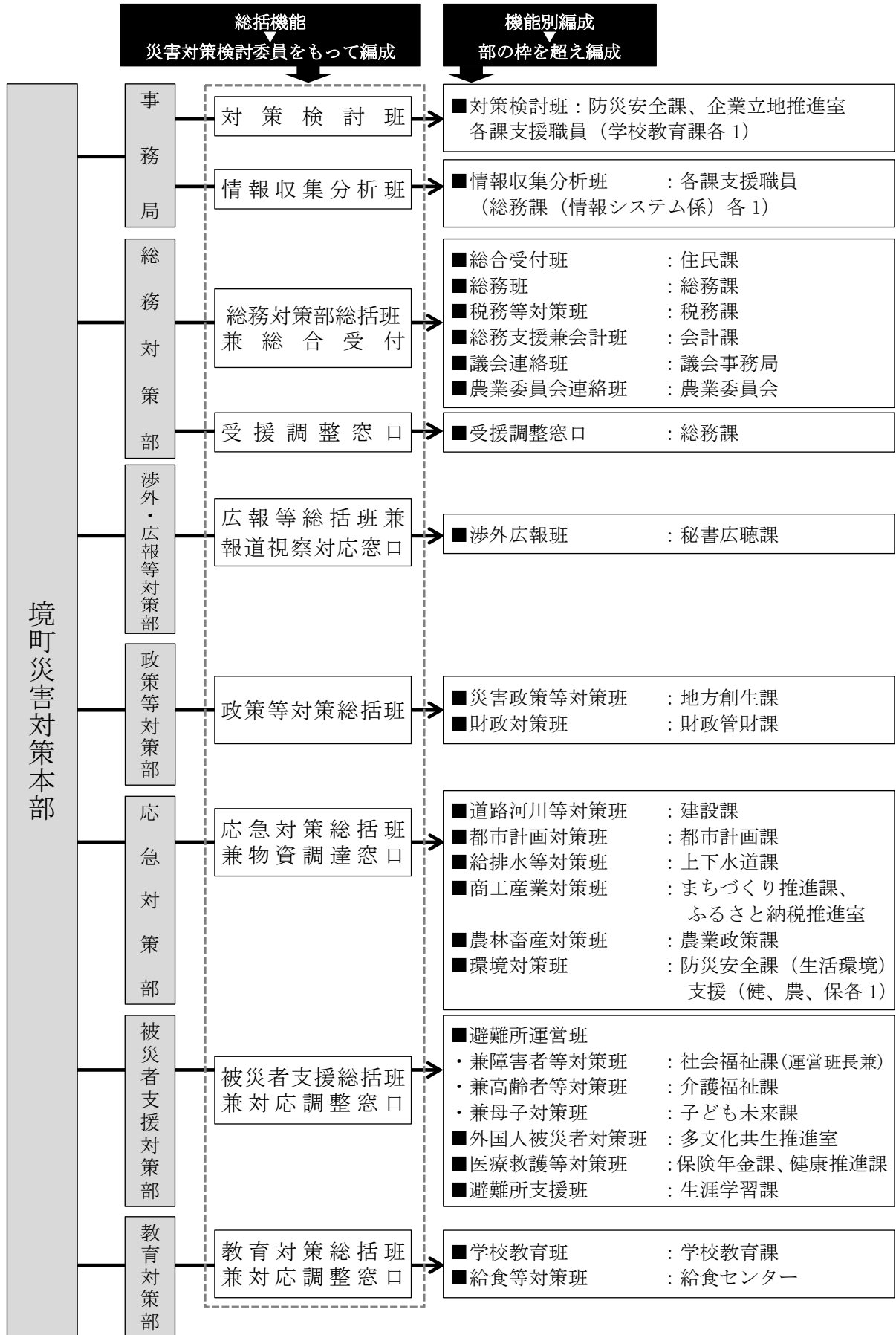
第1順位	第2順位
文化村公民館	長田小学校

6 災害対策本部の組織体制

（1）災害対策本部体制（基準）

町は、配備体制の基準に基づき、災害対策本部を設置する場合には、各対策・支援機能別に、部の枠を超え、次の基準により編成する。

<災害対策本部組織図>



(2) 各班の事務分掌

<事務分掌>

対策部・部長	班名・班長	平時の課等	事務分掌
事務局 〔長〕防災安全課長	対策検討班 〔長〕危機管理監	<input type="checkbox"/> 防災安全課 (生活環境を除く。) <input type="checkbox"/> 学校教育課 各1名	<ul style="list-style-type: none"> ■ 災对本部会議等の開催・運営 ■ 会議資料の作成及び各部への資料作成の統制 ■ 国・県及び関係機関等との連絡調整 ■ 関係機関等合同調整所の開設及び会議開催 ■ 災害応急対策・運用等の検討 ■ 災对本部地図(災害対応図)の整備 ■ 防災行政無線、県災害情報システム等の運用 ■ 警察・消防・自衛隊等関係機関との連絡調整 ■ 関係機関等のリエゾンの受入調整 ■ 自衛隊の災害派遣要請 ■ 交通整理等の連絡調整 ■ 避難所の開設数・場所の検討・福祉部と調整 ■ 避難指示の発信 ■ ボランティア活動に関する福祉部との調整 ■ その他各部・各班に属さない事項
		<input type="checkbox"/> 企業立地推進室	<ul style="list-style-type: none"> ■ 対策検討班への応援協力 ■ 誘致企業との連絡調整 ■ 班内行動記録の取りまとめ及び事務局への報告
	情報収集分析班 〔長〕危機管理専門監	<input type="checkbox"/> 総務課(情報システム係) 各1名	<ul style="list-style-type: none"> ■ 気象、河川情報収集 ■ 各部・班の災害に係る情報の取りまとめ ■ 災对本部地図(状況図)の整備 ■ 対応記録の整備及び各部取りまとめ ■ 災对本部の掲示板の整備及び他部の整備指導 ■ 各部からの情報のトリアージ ■ 事務局電話窓口 ■ 各部からの被害状況の取りまとめ ■ 会議資料における被害状況等の作成 ■ その他班長の指示事項
総務対策部 〔長〕総務部長	受援調整窓口班 〔長〕総務課長	<input type="checkbox"/> 災害対策検討委員 <input type="checkbox"/> 各課長指名者	<ul style="list-style-type: none"> ■ 特別警戒本部、災害対策本部の設置における室及び各部の準備 ■ 各部・班の受援(人・救援物資等)要請における総括窓 ■ 各部・班のニーズ取りまとめ及び支援要請 ■ 支援申出者・団体等とニーズとのマッチング ■ 受援状況集計・記録及び事務局への報告 ■ 受援にかかわる調整会議の開催
	総合受付班 〔長〕住民課長	<input type="checkbox"/> 住民課	<ul style="list-style-type: none"> ■ 住民の総合相談窓口の開設 ■ 相談内容に応じた各部総括班への振り分け ■ 相談状況集計・記録及び事務局への報告 ■ 被災地住民登録票その他証明書の発行等 ■ 総務班への応援協力 ■ 班の行動記録の取りまとめ及び総務班への報告 ■ その他部・課長の命ぜられた事項

対策部 ・部長	班名 ・班長	平時の課等	事務分掌
総務対策部 「長」総務部長	総務班 [長] 総務課長	<input type="checkbox"/> 総務課	<ul style="list-style-type: none"> ■ 職員の動員、配備、参集状況に応じ再配置 ■ 参集状況とりまとめ及び事務局への報告 ■ 事務局への応援協力(システム要員) ■ 災害協定締結団体・機関等との連絡調整 ■ 災对本部の部関連掲示物、会議資料の整備 ■ 部に属する被害情報・行動記録の取まとめ報告 ■ 応援職員、リエゾン等受入れ・管理事項調整 ■ 職員の勤務条件(給食、休養、健康管理)等 ■ 庁内システムネットワークの維持・管理 ■ 電算処理に係るデータの保全・情報保障 ■ 災害ホームページの開設・運用 ■ 災害復興計画の総合企画及び調整 ■ 災害見舞者及び視察者対応の応援 ■ 災害見舞金等の受入れ、礼状送付 ■ 協力者、協力団体に関する功労表彰 ■ 法律相談対応 ■ 公務災害補償及び被災職員に対する援助 ■ 災害対策本部移転準備及び移転統制 ■ 庁舎移転先のシステムネットワークの開設運営
	税務等対策班 [長] 税務課長	<input type="checkbox"/> 税務課	<ul style="list-style-type: none"> ■ 事務局及び総務班等への応援協力 ■ 班に属する被害状況の取まとめ・部総括班へ報告 ■ 班内の行動記録の取まとめ・部総括班への報告 ■ 被災世帯及び被災家屋の調査及び調査指導 ■ 被災台帳の作成及び作成指導 ■ 罹災証明の発行窓口の開設、発行、発行指導 ■ 応援職員の受入れ・統制(被災家屋調査、罹災証明発行時等) ■ 町税等の減免処置
	総務支援兼会計班 [長] 会計課長	<input type="checkbox"/> 会計課	<ul style="list-style-type: none"> ■ 災害に関する経費の出納 ■ 義捐金品の受領及び保管 ■ 総務班及び税務等対策班への応援協力 ■ 班内の行動記録の取まとめ・部総括班への報告
	議会連絡班 [長] 事務局長	<input type="checkbox"/> 議会事務局	<ul style="list-style-type: none"> ■ 議員との連絡調整 ■ 臨時議会開催にかかる事務 ■ 総務班及び税務等対策班への応援協力 ■ 班内の行動記録の取まとめ・部総括班への報告
	農業委員会連絡班 [長] 事務局長	<input type="checkbox"/> 農業委員会	<ul style="list-style-type: none"> ■ 農業委員会との連絡調整 ■ 総務班及び税務等対策班への応援協力 ■ 農林畜産業対策班との連携 ■ 班内の行動記録の取まとめ・部総括班への報告
渉外・広報等対策部 「長」秘書室長	広報等総括班兼 報道視察対応窓 口 [長] 秘書広聴課長	<input type="checkbox"/> 災害対策検討 委員 <input type="checkbox"/> 各課長指名者	<ul style="list-style-type: none"> ■ 特別警戒本部、災害対策本部の設置における室及び各部の準備 ■ 報道視察対応窓口の開設 ■ 対応状況集計・記録及び事務局への報告 ■ 部の行動記録の取まとめ及び事務局への報告 ■ 各班受援ニーズ取まとめ・窓口へ支援要請 ■ 災对本部の部関連掲示物・会議資料の整備 ■ その他部・課長の命ぜられた事項
	渉外広報班 [長] 秘書広聴課長 (兼)	<input type="checkbox"/> 秘書広聴課	<ul style="list-style-type: none"> ■ 本部長の思考環境の整備及び維持管理 ■ 本部長の行動予定及び行動記録作成・報告 ■ 視察等来庁者に対する対応・接遇 ■ 班内の行動記録の取まとめ・部総括班への報告 ■ 災害対応にかかる儀式及び表彰の実施 ■ 渉外対策部の行動記録の取まとめ及び報告 ■ 住民への災害広報の企画及び実施 ■ 報道機関等との連絡調整及び取材対応 ■ 写真撮影等の災害記録の編綴 ■ 広報誌(号外)の発行 ■ 法律相談・行政相談 ■ 広報車両の調達

第3編 震災対策計画
 第2章 災害応急対策計画
 第1節 初動対応

対策部・部長	班名・班長	平時の課等	事務分掌
政策等対策部 〔長〕 企画部長	政策等対策総括班 〔長〕 企画部長	<input type="checkbox"/> 災害対策検討委員 <input type="checkbox"/> 各課長指名者	<ul style="list-style-type: none"> ■ 特別警戒本部、災害対策本部の設置における室及び各部の準備 ■ 政策等対策部の対応窓口の開設 ■ 対応状況集計・記録及び事務局への報告 ■ 部の行動記録の取りまとめ及び事務局への報告 ■ 各班受援ニーズ取りまとめ・窓口へ支援要請 ■ 災对本部の部関連掲示物・会議資料の整備 ■ その他部・課長の命ぜられた事項
	災害政策対策班 財政対策班 〔長〕 地方創生課長	<input type="checkbox"/> 地方創生課 <input type="checkbox"/> 財政管財課	<ul style="list-style-type: none"> ■ 事務局及び部内各班への応援協力 ■ 輸送車両の調達及び配車運行計画の作成 ■ 役場本庁舎及び構内の保守管理 ■ 町有財産の管理、被害状況調査及び対策 ■ 班に属する被害状況の取りまとめ・部総括班へ報告 ■ 班内の行動記録の取りまとめ・部総括班への報告 ■ 災害に係る予算の編成 ■ 災害に伴う財政計画作成 ■ 町営住宅の被害調査及び応急復旧関連 ■ 被災者の町営住宅の優先入居の検討 ■ 災害及び応急対策の総合記録
応急対策部 〔長〕 建設農政部長	総括班兼対応窓口 〔長〕 建設課長 都市計画課長 上下水道課長 交替制	<input type="checkbox"/> 災害対策検討委員(まちづくり推進課及び農業政策課を除く。) <input type="checkbox"/> 各課長指名者	<ul style="list-style-type: none"> ■ 特別警戒本部、災害対策本部の設置における室及び各部の準備 ■ 部にかかる応急対策相談窓口の開設 ■ 対応状況集計・記録及び事務局への報告 ■ 要請内容の関係各班への振り分け ■ 各班の行動記録の取りまとめ及び事務局への報告 ■ 部に関する被害情報、受援要請取りまとめ報告 ■ 救援物資、食料等調達窓口 ■ 部内各班の連絡調整 ■ 災对本部の部関連掲示物・会議資料の整備 ■ その他部長・班長の命ぜられた事項
	道路河川等対策班 〔長〕 建設課長	<input type="checkbox"/> 建設課	<ul style="list-style-type: none"> ■ 河川(準用河川に限定)及び道路・パトロール ■ 緊急輸送道・避難路の確保及び交通規制 ■ 河川等の警戒、救助捜索活動及び洪水防御活動 ■ 初動対応における応急対策部各班の統制 ■ 公共土木施設の被害調査及び応急対策 ■ 道路障害物の除去 ■ 班に属する被害状況の取りまとめ・部総括班へ報告 ■ 班内の行動記録の取りまとめ・部総括班への報告 ■ 道路、橋梁、排水路等の応急復旧 ■ 応急土木資材の調達
	都市計画対策班 〔長〕 都市計画課長	<input type="checkbox"/> 都市計画課	<ul style="list-style-type: none"> ■ 輸送関係機関との連絡調整 ■ 避難者の誘導、救助活動及び人員輸送 ■ 都市計画施設・公園施設の被害状況及び応急措置 ■ 班に属する被害状況の取りまとめ・部総括班へ報告 ■ 班内の行動記録の取りまとめ・部総括班への報告 ■ 被災住宅の応急修理の指導 ■ 住宅被災者に対する融資及びその相談 ■ 応急仮設住宅の建設 ■ 被災者に対する住宅相談 ■ 応援職員の入入れ・統制

対策部 ・部長	班名 ・班長	平時の課等	事務分掌
	給排水等対策班 [長] 上下水道課長	<input type="checkbox"/> 上下水道課	<ul style="list-style-type: none"> ■ 道路河川対策班への応援協力(避難誘導等) ■ 水道施設応急復旧用資機材の調達及び確保 ■ 応急給水 ■ 下水道、農業集落排水施設及び雨水幹線施設の被害状況の調査及び応急措置 ■ 班に属する被害状況の取りまとめ及び部総括班へ報告 ■ 班内の行動記録の取りまとめ・部総括班への報告 ■ 減水、断水等の広報及び運搬給水 ■ 水質の調査 ■ 導水管及び配水管等の復旧管理 ■ 取水、配水の確保及び施設の復旧 ■ 仮設トイレの取得、し尿処理調整・統制 ■ 災害に係る予算措置 ■ 応援職員の受入れ・統制
応急対策部 [長] 建設農政部長	物資調達窓口 [長] まちづくり推進課長	<input type="checkbox"/> 災害対策検討委員(まちづくり推進課及び農政課) <input type="checkbox"/> 課長の指名者	<ul style="list-style-type: none"> ■ 観光協会等との連携・調整 ■ 救援物資等調達関連業務の統括 ■ 物流拠点の確保及び開設・運営(救援物資の受取り、応急食糧、生活必需品等の調達運搬) ■ 物流拠点倉庫等の確保連携、応急食糧の調達及び運搬等に関する調整・統制
	商工産業対策班 [長] まちづくり推進課長(兼)	<input type="checkbox"/> まちづくり推進課 <input type="checkbox"/> ふるさと納税推進室	<ul style="list-style-type: none"> ■ 班に属する被害状況の取りまとめ及び部総括班へ報告 ■ 班内の行動記録の取りまとめ・部総括班への報告 ■ 被災中小企業に対する金融措置及び復旧指導 ■ 中小企業の災害復興支援 ■ 復興に係るイベント等の企画・実施 ■ 商工会議所との連絡調整 ■ 観光業団体との連絡調整 ■ 避難所(勤労青少年ホーム)の開設支援 ■ 商工業・観光業の被害状況調査 ■ 応援職員の受入れ・統制 ■ ふるさと納税・クラウドファンディング対応
	農林畜産業対策班 [長] 農業政策課長	<input type="checkbox"/> 農業政策課	<ul style="list-style-type: none"> ■ 農畜産物、農地、水産業、農業用施設の被害状況調査 ■ 班に属する被害状況の取りまとめ及び部総括班へ報告 ■ 班内の行動記録の取りまとめ・部総括班への報告 ■ 被害農作物等の技術指導 ■ 農畜産団体等との連絡調整 ■ 農畜産団体に対する金融措置 ■ 応援職員の受入れ・統制
	環境対策班 [長] 防安専門員	<input type="checkbox"/> 防災安全課 <input type="checkbox"/> 健康推進課 <input type="checkbox"/> 農業委員会 <input type="checkbox"/> 保険年金課 各1名	<ul style="list-style-type: none"> ■ 事務局の応援協力(発災前) ■ 班内の行動記録の取りまとめ・部総括班への報告 ■ 仮設トイレ、し尿処理調整支援 ■ さしま環境管理事務組合との連絡・調整 ■ 災害ごみの処理及び清掃調整・統制 ■ 健康推進課と連携し被災地域防疫・消毒調整 ■ 遺体等の処理及び埋葬調整・統制 ■ 愛玩動物の保護 ■ 一般廃棄物の処理調整・統制 ■ 産業廃棄物の処理調整・統制 ■ 廃棄物の不法投棄対応 ■ 班に属する被害状況の取りまとめ及び部総括班へ報告 ■ 応援職員の受入れ・統制

第3編 震災対策計画
 第2章 災害応急対策計画
 第1節 初動対応

対策部・部長	班名・班長	平時の課等	事務分掌
被災者支援対策部 〔副〕町民生活部長 〔長〕福祉部長	総括班兼対応窓口 [長] 福祉部各課長 交替制	<input type="checkbox"/> 災害対策検討委員 <input type="checkbox"/> 各課長指名者	<ul style="list-style-type: none"> ■ 特別警戒本部、災害対策本部の設置における室及び各部の準備 ■ 部にかかる被災者支援相談窓口の開設 ■ 相談状況集計・記録及び事務局への報告 ■ 相談内容の関係各班への振り分け ■ 各班の行動記録の取りまとめ及び事務局への報告 ■ 部に関する被害情報、応援要請、支援物資ニーズの取りまとめ物資調達班へ報告 ■ 支援物資受領窓口及び各班への配分 ■ 部内各班の連絡調整 ■ 災对本部の部関連掲示物・会議資料の整備 ■ その他部長・班長の命ぜられた事項
被災者支援対策部 [長]福祉部長 [副]町民生活部長	避難所運営班 [長] 社会福祉課長	班統制・障害者等対策班 <input type="checkbox"/> 社会福祉課 [長]課長	<ul style="list-style-type: none"> ■ 避難所の開設・運営、被災者の生活保護調整 ■ 避難所内の施設配分・利用計画の総括 ■ 自主防災組織との連携・避難者名簿取りまとめ ■ 障害者福祉施設等の被害状況調査・応急対策 ■ 児童福祉施設等の被害状況調査及び応急対策 ■ 救援物資ニーズの取りまとめ、配分計画の作成・受入れ、支給及び管理・保管 ■ 災害援護資金の貸与及び災害弔慰金の支給 ■ 災害救助法適用申請 ■ 社会福祉協議会との連絡調整、ボランティアセンター開設の支援及びボランティアの受入れ ■ 災害見舞金及び義援金の支給 ■ 日本赤十字社との連絡調整 ■ 支援職員受入れ・統制 ■ 対応状況集計・記録、班の行動記録の取りまとめ及び総括班への報告 ■ その他部・班長に命ぜられた事項
	高齢者等対策班	<input type="checkbox"/> 介護福祉課 <input type="checkbox"/> 社会福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ■ 避難所の開設・運営 ■ 高齢者等避難所内の施設配分・利用計画作成 ■ 民生委員・児童委員等との連携・避難者名簿の作成 ■ 高齢者福祉施設等の被害調査及び応急対策 ■ 高齢者にかかる救援物資ニーズの取りまとめ、総括班へ報告及び受入れ・支給及び管理・保管 ■ 対応状況集計・記録、班の行動記録の取りまとめ及び総括班への報告 ■ 介護保険料及びサービス利用負担金の減免 ■ その他部・班長に命ぜられた事項
	母子対策班	<input type="checkbox"/> 子ども未来課	<ul style="list-style-type: none"> ■ 避難所の開設及び運営 ■ 所掌事項の被害情報の調査 ■ 班に属する被害状況の取りまとめ総括班へ報告 ■ 保育園の利用、負担金の減免 ■ 児童相談所の開設 ■ 母子に係る救援物資ニーズの把握・総括班へ報告、受入・配分 ■ 対応状況集計・記録、班の行動記録の取りまとめ及び総括班への報告 ■ その他部・班長に命ぜられた事項
	外国人被災者対策班 [長]多文化共生室長	<input type="checkbox"/> 多文化共生推進室	<ul style="list-style-type: none"> ■ 避難所の開設及び運営に関する応援協力 ■ 外国人に対する災害広報支援 ■ 災害時の男女共同参画に係る広報 ■ 外国人に係る被害状況の調査及びニーズ取りまとめ・総括班へ報告 ■ 避難所等における外国人被災者に対する支援 ■ 避難所における人権問題に関する対策 ■ 班の行動記録取りまとめ及び総括班への報告

対策部・部長	班名・班長	平時の課等	事務分掌
	医療救護等対策班 [長] 保険年金課長	<input type="checkbox"/> 保険年金課	<ul style="list-style-type: none"> ■避難所の開設及び運営に関する応援協力 ■施設の被害状況調査及び応急対策 ■医療機関との連絡調整 ■医療ボランティアの受入調整 ■医療救護所の設置及び運営 ■巡回医療班の編成及び運用統制 ■医療薬品及び衛生材料等の確保 ■医療救護活動及び助産救護活動 ■班内の対応状況集計・記録、行動記録の取りまとめ及び総括班への報告 ■その他部・班長に命ぜられた事項
		<input type="checkbox"/> 健康推進課	<ul style="list-style-type: none"> ■避難所の開設・運営に関する応援協力 ■被災地の公衆衛生・防衛・感染予防・消毒統制 ■被災者のメンタルケア ■職員の健康管理支援
町民生活部長 [長]福祉部長 [副]被災者支援対策部	避難所等支援班 [長] 生涯学習課長	<input type="checkbox"/> 生涯学習課	<ul style="list-style-type: none"> ■避難所の施設管理者等との調整(窓口) ■避難所の運営・管理に関する応援協力 ■避難所用品の調達 ■社会教育施設の被害状況調査 ■スポーツ施設等の被害状況調査 ■文化財・文化施設等の被害状況調査 ■班に属する被害状況、行動記録取りまとめ報告 ■その他部・班長に命ぜられた事項
教育対策部 [長]教育次長	総括班兼対応窓口 [長] 学校教育課長 給食センター所長 交替制	<input type="checkbox"/> 災害対策検討委員 <input type="checkbox"/> 各課長指名者	<ul style="list-style-type: none"> ■部にかかる学校教育相談窓口の開設 ■特別警戒本部、災害対策本部の設置における室及び各部の準備 ■相談状況集計・記録及び事務局への報告 ■相談内容の関係各班への振り分け ■各班の行動記録の取りまとめ及び事務局への報告 ■部に関する被害情報、応援要請、支援物ニーズの取りまとめ、受援調整班へ報告 ■支援物資受領窓口及び各班への配分 ■災对本部の部関連掲示物・会議資料の整備 ■その他教育長、次長、班長の命ぜられた事項
	学校教育班 [長] 学校教育課長 (兼)	<input type="checkbox"/> 学校教育課	<ul style="list-style-type: none"> ■児童生徒の避難及び救護 ■児童生徒の応急教育 ■学校施設等の被害状況調査 ■班に属する被害状況の取りまとめ及び部総括班へ報告 ■班内の対応状況集計・記録、行動記録の取りまとめ及び総括班への報告 ■救援物資、応急食料等のニーズの取りまとめ、配分計画の作成・受入れ、支給・管理・保管 ■学校教育再開にかかる検討及び調整 ■学用品の供与関連 ■その他、部・班長に命ぜられた事項
	給食等対策班 [長] 給食センター長	<input type="checkbox"/> 給食センター	<ul style="list-style-type: none"> ■児童生徒の避難及び救護に関する応援協力 ■児童生徒の応急教育の応援協力 ■避難所に対する応援協力 ■班に属する被害状況の取りまとめ及び部総括班へ報告 ■班内の対応状況集計・記録、行動記録の取りまとめ及び総括班への報告 ■応急食糧の支給 ■その他、部・班長に命ぜられた事項

7 被災者輸送支援等を要する場合の組織体制

被災者輸送支援等を要する場合には、「本計画第2編第2章第1節第4 7 広域避難等を要する場合の組織体制」に準ずる。

第5 被災状況を把握するための組織体制

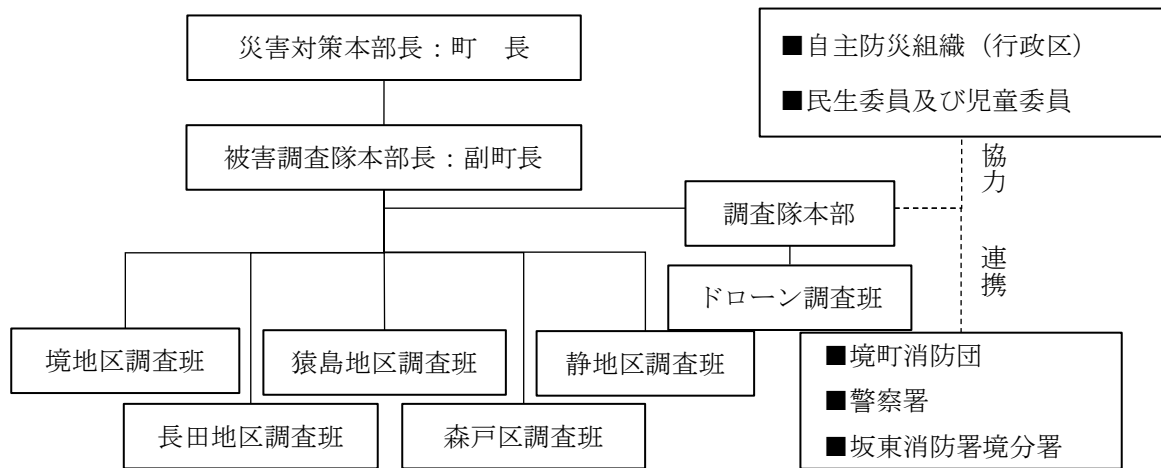
町は、速やかに被害概況を把握するため、発災当初、関係機関と連携し、災害対策本部長の指揮のもと副本部長（副町長）を調査隊長とし、次のような調査隊を編成する。

なお、調査隊は、全職員を対象に各課・室ごと調査地域を振り分け、各行政区を調査単位として調査し、消防団等と連携して被害の傾向、応急対応の重点地域など町内全域の被害概況を把握する。調査隊の規模、勢力の配分は、当時の発災状況による。

この際、人命にかかる情報、及び火災発生情報を特に重視し、人命救助が必要な場面に遭遇したならば直ちに本部に報告し、速やかに救助活動を行う。本部は警察・消防へ通報し、救急・連携体制を確立する。

調査にあたっては、ドローン調査班を編成し、空中調査により各地区の調査班を支援する。また、庁舎、公共施設等の被害状況は、各所掌課・室ごと調査し、本部へ報告する。

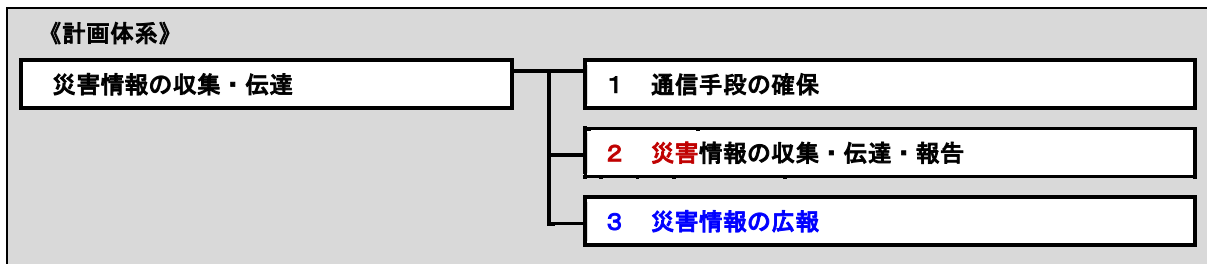
<被害調査隊の編成（基準）>



<本部・各班の主要な役割>

班名等	長	主要な役割
調査隊長	副町長	<ul style="list-style-type: none"> ■ 本部長の命により、調査隊を編成し、調査活動を指揮 ■ 調査結果を本部長へ報告
調査隊本部	<ul style="list-style-type: none"> ■ 危機管理部長 以下危機管理部 ■ 税務課長 	次により調査隊長を補佐 <ul style="list-style-type: none"> ■ 各調査班の編成、調査範囲・重点等の指示 ■ ドローン調査班の統制と調査結果に基づく調査班の運用 ■ 被害概況を取りまとめ、調査隊長へ報告 ■ 調査隊会議、関係機関調整会議等の開催及び資料作成 ■ 関係機関・団体との連絡調整
ドローン調査班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 調査本部直轄 ・ ドローン操作 上記、可能職員等 	本部の指示を受け、次の空中調査により各調査班を支援 <ul style="list-style-type: none"> ■ 住民等の情報に基づく被害甚大と思われる地域 ■ 人の立ち入れない地域又は危険な地域 ■ 災害記録写真の撮影・報告
各地区調査班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 担当課の先任課長以下 担当課・室職員 	調査隊長の指示に基づき、次の事項について調査 <ul style="list-style-type: none"> ■ 2人1組を基準とし、担当地域の被害概況を調査（目視・写真記録、住民からの聞き取り等） ■ 倒壊施設への声掛け、人命救助・火災広報・交通統制など緊急事態への対処 ■ 担当地域の調査結果のとりまとめ及び本部への報告

第2節 災害情報の収集・伝達



関係部課・班	総務課、防災安全課
関係事業者	通信事業者、坂東消防署境分署、境町消防団

第1 通信手段の確保

地震災害等の災害の拡大に応じた応急対策を実施するため、災害の状況、被害の状況を**的確**に把握するための通信手段を確保する。

なお、町は、多様な伝達手段を組み合わせることで、広く確実に伝達するとともに、平時から各伝達手段の点検や災害を想定した操作訓練等に努める。

1 専用通信設備の運用

(1) 有線電話

- ① 町は、市内、市外線の異常の有無を確認する。この場合、勤務時間内にあつては出先機関との通話状態、勤務時間外にあつては、通信事業者、関係機関との通話状態を確認する。
- ② 町は、点検の結果、通話不可能な場合は、直ちに情報収集及び伝達要員の確保に努め「災害対策本部」等への連絡に当たる。

(2) 無線電話

- ① 通信担当者は、直ちに無線通信機器等の点検及び試験を行い、異常の有無を確認する。
- ② 町は、停電時の通信機器及び照明等の非常電源を確保する。
- ③ 町は、有線が途絶した場合は、防災行政無線を利用する。

(3) インターネット回線

- ① 町は、インターネットを介した県、関係機関等による各種災害情報関連システムについて、改めてその操作要領の教育や、システムに不具合のないよう機能を確認する。
- ② 町は、スマートフォンやタブレットなどの端末機器を使用し、災害情報を、画像・映像等によりリアルタイムで情報共有できるように、収集要領など通信の運用について周知する。

2 代替通信機能の確保

第2節 災害情報の収集・伝達

町は、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧を行う。

(1) 通信事業者回線等

町は、NTT東日本等通信事業者の回線等について、専用線の使用などにより、輻輳の防止に配慮しつつ、災害時の通信手段として効果的な活用を図る。

① 災害時優先電話

町は、災害時に優先接続される「災害時優先電話」として、NTT東日本との連携により「特設公衆電話」を、各学校及び公共施設の指定避難所14か所に設置しており、災害時、避難所等として使用される場合の緊急連絡に使用する。

資料編：4-3 特設公衆電話設置場所

② 非常・緊急電報の利用

町は、非常・緊急電報を利用する場合は、市外局番なしの「115番」にダイヤルし、次の事項をオペレータに告げ申込むこととする。なお、電報が著しく輻輳するときは、受付を制限する場合がある。

- ・ 非常扱い電報又は緊急扱い電報の申込みであること。
- ・ 発信電話番号と機関名称等
- ・ 電報の宛先住所と機関名称等
- ・ 通信文と発信人名

③ 携帯無線機の利用

町は、初動対応の段階から、各現場に展開した職員、関係機関等との連絡手段として、携帯無線機を活用し、通信ネットワークを構築する。

(2) 無線系通信の利用

町は、NTT東日本の無線通信設備等の活用を図る。

(3) 非常通信の利用

町は、災害発生時に円滑な通信の確保を図るため、「非常通信対応マニュアル」を整備し、通常通信ルートでの動作確認等を行うとともに、通常通信ルートによる通信が使用不能の場合は、速やかに非常通信ルートによる通信手段を確保する。

また、災害に関する予警報の伝達及び応急措置の実施に関し、緊急かつ特別の必要があるとき、又は一般加入電話が途絶した場合等においては、次の方法により通信施設を優先的に利用することにより通信連絡手段を確保する。

① 通話の内容

- ア 人命の救助に関するもの
- イ 緊急を要する気象、地震、火山等の観測資料
- ウ 電波法第74条実施の指令及びその他の指令
- エ 非常事態に際しての事態の収拾、復旧、交通制限その他秩序の維持又は非常事態に伴う緊急措置に関するもの
- オ 暴動に関する情報連絡及びその緊急措置に関するもの
- カ 非常災害時における緊急措置を要する犯罪に関するもの
- キ 遭難者救護に関するもの

- ク 非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関するもの
- ケ 鉄道線路、道路、電力設備、電信電話回線の破壊又は障害の状況及びその修理復旧のための資料の手配及び運搬、要員の確保、その他緊急措置に関するもの

【※電波法第74条：非常の場合の無線通信の権限】

② 緊急通話（衛星通信回線を含む。）

緊急通話は、災害等の被害の拡大により緊急事態が発生し、又はそのおそれがある場合において、救援等緊急の事項を内容とする通話であって、その事実を知った者と救援機関との間又はこれら機関相互間で行うものは、他の一般通話に優先する。

(4) 他機関の通信設備の利用

① 使用又は利用できる通信設備

町長は、災害発生時における応急措置の実施上必要があるときは法第79条の規定により、それぞれ有線電気通信法第3条4項第4号に掲げる者が設置する有線電気通信設備若しくは無線設備を使用することができる。

- | | | |
|---------|---------|----------|
| ・警察通信設備 | ・水防通信設備 | ・電力通信設備 |
| ・消防通信設備 | ・鉄道通信設備 | ・自衛隊通信設備 |

【※災害対策基本法第79条：通信設備の優先使用権】

【※優先電気通信法第3条第4項第4号：有線電気通信設備の届出〔適用外者〕】

② 事前協議

町長は、法第57条に基づく他機関の通信設備の使用については、あらかじめ当該機関と使用協定を締結するなどの事前協議等の措置を講じておく。（災害が発生した場合の法第79条に基づく優先使用を除く。）

【※災害対策基本法第57条：警報の伝達等のための通信設備の優先利用等の権限】

【※災害対策基本法第79条：通信設備の優先使用権】

(5) 放送の利用

町長は、緊急を要する場合で、他の有線電気通信設備若しくは無線設備による通信ができない場合又は著しく困難な場合においては、あらかじめ協議して定めた手続により、災害に関する通知、要請、伝達、予・警報等の放送をNHK水戸放送局及び(株)茨城放送に要請する。

なお、町長の放送要請は知事を通じて行う。

(6) 自衛隊の通信支援

町は、県と連携し、災害応急対策のため必要がある場合は、知事に対し自衛隊の災害派遣（通信支援）の要請を依頼することができる。

(7) 防災相互通信用無線電話の利用

町は、災害の現地において災害応急対策のため相互の連絡を行う場合は、防災相互通信用無線電話を利用する。

(8) 使送による通信連絡の確保

町は、有線通信及び無線通信が利用不能若しくは困難な場合、使送により通信を確保する。

3 アマチュア無線ボランティアへの協力依頼

県と日本アマチュア無線連盟茨城県支部との災害協定に基づき、情報の収集・伝達、広報等で必要がある場合には、県を通じ必要な協力を要請する。

町は、災害発生後、受援総合窓口により、庁内各部及び社会福祉協議会ボランティアセンターとの連絡調整、情報収集により、アマチュア無線ボランティアを確保し、連絡や広報活動等への協力を依頼する。

4 通信途絶時の対応

(1) 無線通信の確保

町は、有線電話系統が通信不能となった場合は、携帯電話、アプリ・メール・システムなどのインターネット回線、防災行政無線、アマチュア無線などあらゆる通信手段により情報の収集に努める。

(2) 情報収集連絡要員の確保

- ① 町は、有線電話、無線電話による通信が困難な場合は、事務局内の情報収集分析班等により情報収集要員を派遣し、情報収集に努める。
- ② 町は、情報収集連絡員は、避難施設と本部との連携及び連絡途上における被害状況の把握に努める。

第2 災害情報の収集・伝達・報告

地震情報及び周知徹底並びに異常現象発見時の措置、被害情報等の収集、伝達については、本計画の定めるところとする。

1 地震情報の収集・伝達

(1) 地震発生の予測

地震は、突発的に発生するため、完全に予測はできないものの、現在、気象庁等から「緊急地震速報」として、次の2種類の地震情報が発表されている。

① 地震動警報（地震動特別警報）

一般住民を対象に、予測震度「5弱以上（特別警報は6以上）」の時に発表され、NHKなどTV、ラジオ、スマートフォンなどで震度「4以上」の強いゆれが予想される地域を気象庁が自動配信

② 地震動予報

高度利用者を対象とし、発表基準が低く精度は劣るものの、専用端末、防災アプリなどで震度3以上、又はM3.5以上の特定の震度や揺れの到達時間等を気象庁、又は予測事業許可事業者が発表

資料編：3-3 緊急地震速報

(2) 地震発生後の情報の収集・伝達

町は、茨城県震度情報ネットワークシステム及び気象庁から得られる震度情報を迅速に入手し、必要な防災体制を早期にとるとともに、必要な機関に情報を伝達する。

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を190地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する情報	・震度3以上 (津波警報・注意報を発表した場合は発表しない)	「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ^{※1} ・津波警報・注意報発表又は若干の海面変動が予想された場合 ・緊急地震速報(警報)を発表した場合	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
各地の震度に関する情報	・震度1以上 ^{※1}	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響についても記述して発表。
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表。

※1気象庁ホームページでは「震源・震度に関する情報」及び「各地の震度に関する情報」について、どちらかの発表基準に達した場合に両方の情報を発表している。

(3) 地震情報の伝達

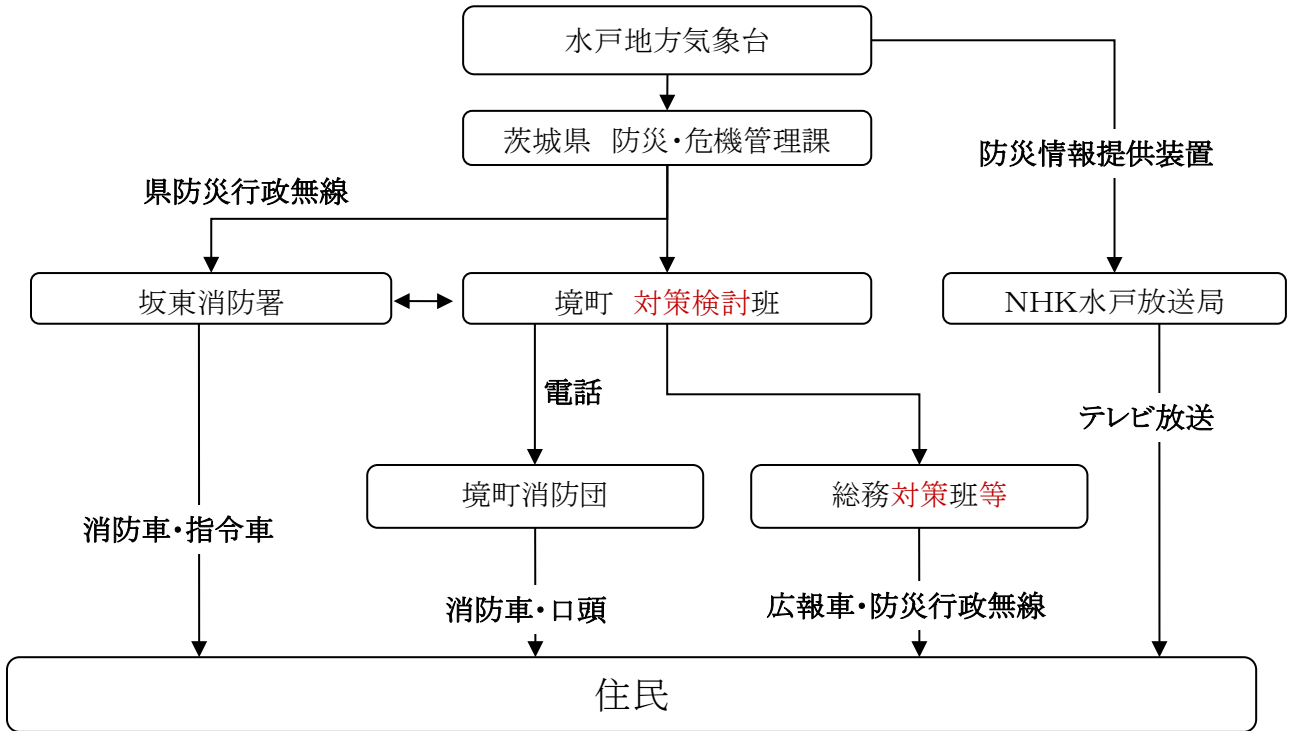
町は、情報の受領に当たっては、関係部課に周知徹底し得るようあらかじめ情報等の内部伝達組織を整備しておく。

町は、情報の伝達を受けたときは、本計画の定めるところにより、速やかに住民その他関係のある公私の団体に周知徹底する。特に、緊急地震速報を受信した場合は、地域衛星通信ネットワーク、防災行政無線等を活用し、速やかに住民等に伝達するよう努める。

地震情報の周知徹底は、おおむね次の系統図により行う。

なお、通信途絶時に備えて携帯ラジオを配備し、地震情報の収集に努める。

<地震情報伝達系統図>



<内部の伝達計画>



(4) 住民への周知徹底

現在、地震発生時は、気象庁等から緊急地震速報が配信され、エリアメールなどの緊急速報メール、各種防災アプリや、TV・ラジオ、インターネットなど各種メディア、SNSなどを通じ、直接住民へリアルタイムに伝達されるようになっている。

このため、町は、地震発生以降、発生情報はもとより、町で本格的な被害状況の調査前の段階から、道路、ライフラインの状況、危険な地域など現段階で判明している事項を速やかに防災行政無線、防災アプリ、インターネット（町のホームページ、町公式Twitter等）、広報車、電話連絡などあらゆる伝達手段により情報を発信するとともに、状況の判明に伴い適宜に情報を更新する。

(5) 発災後の異常現象発見時の措置

町は、地震発災後、被災状況、特に人命に関わる情報や火災、道路陥没・崩壊など2次災害の発生のおそれのある異常現象を発見した者に対し、次の方法により町及び関係機関へ通報するよう周知する。

① 発見者の通報

町は、異常現象を発見した場合は、直ちに、町へ通報するよう周知し、住民からの通報は、基本的に総務対策班（総合窓口）により対応する。現在はTwitterなどSNSの発達によりあらゆる情報が入手できる半面、リツイートが多く、また問い合わせ対応と

の混同も併せ情報が錯綜する。そのため、情報のトリアージが重要となり、次の優先順位に基づき処理し、重要度Aは直ちに事務局により町長へ報告する。

<情報の重要度>

A 救助等の人命に関わる災害情報

- ・瓦礫、倒壊家屋の下敷きとなった人の存在、又は家主など安否不明者の存在
- ・陥没した道路内への転落、瓦礫の下敷き、又は河等へ落ちている車両の存在
- ・火災の発生

B 2次被害の可能性のある災害情報

- ・道路・橋の陥没、崩壊、沈下、ひび割れ等
- ・道路に面した倒壊寸前、又は倒壊し道路をふさぐ建物
- ・河川堤防などのひび割れ・沈下等

C 上記以外の災害情報

② 警察・消防等との連携

町は、警察・消防と連携し、救急・緊急通報など相互に得た情報を共有するとともに、必要な場合は、対策検討について協議し、搜索、救命・救助、交通規制・誘導、立入禁止区域等を設定する。また、災害の規模等によりリエゾンの派遣を要請する。

③ 異常現象の通報・報告

町は、異常現象を知り得た場合には、ライフライン等の関係機関・団体・施設管理者等に通報するとともに、県災害情報共有システム等により県へ報告する。また、町のホームページ、公式 Twitter、防災行政無線や防災アプリなどにより、住民に対し注意喚起し、情報を周知するよう努める。

(6) 住民からの情報提供及び問い合わせ対応

町は、住民からの情報及び問い合わせに対し、基本的に総務対策班の総合窓口で対応する。このうち、問い合わせは災害の状況、道路、ライフライン等の被災情報、安否情報、避難情報の確認が主であるため、最新の情報を共有し、町のホームページを案内する。なお、写真、動画、地図、要図等による理解の促進を図る。

また、情報は、(5)①の優先順位に基づき選別する。

2 被害概況の把握

(1) 被害状況の把握における留意事項

町は、地震発生後、本格的な被害調査開始に先立つ初動段階においては、被害等に関する細かい数値より災害全体の規模(被害概数)・傾向等の全容を知ることが重要である。そのため、得られた断片的な情報を総合的に判断して被害概況を把握し、重点地域や、優先順位、応援を含めた体制の確保に遅れが生じないように留意する。

(2) 調査体制による情報収集努力

町の情報収集においては、被害が甚大であればあるほど、被災地からの情報収集は困難となり、状況が不明なままの災害応急活動となることを踏まえ、現地から情報があがってくるのを待つのではなく、自らが、調査隊を編成し、警察、消防などの関係機関、住民等から積極的な情報収集を行うことが重要である。

第2節 災害情報の収集・伝達

このため、発災後、速やかに副町長を長とする境町被害調査隊を編成し、全庁を挙げて町内全域の被害状況の解明にあたる。この際、重点地域、人の立ち入れない地域等には、地上調査に先立ちドローン調査班による空中偵察を実施し、各地区の地上調査班と連携させるとともに、SNSによる住民等からの情報、気象庁からの発信情報を有効に活用する。また、境町消防団の出動を要請し、担当地域の調査班と連携し、人的被害、要救助者・安否不明者の情報を入手したならば直ちに調査本部へ報告し、警察等関係機関と連携し、救命・救助活動を優先して実施する。

(3) 防災ヘリからの映像情報による全容の把握

町では、災害発生後の全容を把握する1つの手段として、令和4年6月以降、国土交通省関東地方整備局の防災ヘリコプターからのリアルタイム映像情報が、WEB会議システム(Microsoft Teams)を利用し受信が可能となった。このため、その情報を有効に活用し、他の情報を含め総合的に判断し、その後の調査の重点、優成順位を定め地上偵察に反映する。

(4) 町の行政機能の確保状況の把握

町は、震度6弱以上の地震等大規模災害により被災した場合、自らの行政機能の確保状況を的確に把握するため、原則として発災後12時間以内に、次の3点を把握し、市町村行政機能チェックリストにより県に報告する。

- ① トップマネジメントは機能しているか
- ② 人的体制(マンパワー)は充足しているか
- ③ 物的環境(庁舎施設等)は整っているか

(5) 重点的に把握すべき被害概況

被害状況は、人的被害、要救助者、安否不明者の状況が最優先である。しかしながら、被害概況把握の段階では、発災直後の混乱の中、情報の錯綜、通信等の途絶及び体制の未確立などにより細部の情報が把握できないことは明確である。このため、今後の対応検討に必要な次の地域情報について重点的、かつ努めて速やかに把握する。この際、「異常なし」の情報も極めて重要な要素であることを認識し、収集に努める。

- ① 火災発生の状況(炎上、延焼、消防隊の配置)など二次災害の可能性のある地域
- ② 多くの建物・電柱等が倒壊し、通信が途絶する等甚大な被害が予想される地域
- ③ 現に救助を求めている人の存在する地域
- ④ 道路・橋等の状況(崩壊・陥没、閉塞、落下、等)で救助・応急復旧活動に影響を及ぼす地域
- ⑤ 警察、消防等の関係機関の施設等の被害状況
- ⑥ ライフラインの途絶した地域

(6) 安否確認(要救助者)の把握

町は、町による情報収集活動、警察、消防団、住民からの情報及び防災アプリによる「安否確認」を配信し、住民からの救助依頼の返信に基づき要救助者をデジタルマップ上で把握し、災害概況の把握等、入手した情報に基づき、要救助者の優先順位を決定する。この際、返信のない空白地帯は、特に被害甚大である可能性があることに留意し、総合的に判断する。

3 被害情報の収集及び報告

(1) 継続した被害情報収集体制の保持

町は、被害概況把握に基づき速やかに全容を把握し、災害対策本部会議により調査地域の重点、優先順位等を定め対応方針を決定する。方針決定後、関係機関等との調整会議により人命救助・安否不明者の搜索、避難誘導等の担任、編成、必要な資機材等の配分などを定める。また、引き続き、詳細情報の収集に努め、被害情報を集約し、被害状況の解明に伴い常に最新の情報に更新し、応急対応活動に反映する。

この際、インターネット、電話回線等の通信の被災状況を踏まえ、移動式無線機等により通信手段を確保するとともに、ライフライン関係機関等からの被害状況、復旧見込みに関する情報を収集する。

(2) 県に対する被害状況及び応急対策等の報告

① 被害の状況に関する報告

町は、次に掲げる事項のいずれかに該当する事態が発生した場合、直ちに被害の状況及び応急対策の実施状況に関する情報を収集し、「茨城県被害情報等報告要領」に基づき、県の災害対策本部、その他必要とする機関に対して災害情報共有システム等を利用して報告する。ただし、緊急を要する場合は電話等により行い、事後速やかに報告する。

また、被害の把握ができない状況にあっても、把握している事項、把握できていない事項を明らかにして、判明している事項を適宜に報告する。

なお、確定した被害及びこれに対してとられた措置の概要については、被害状況報告を災害応急対策完了後10日以内に行う。併せて、「火災・災害即報基準」に基づく直接即報基準該当事案については、消防庁に対しても、原則として覚知後30分以内に可能な限り早く報告する。

ア 市町村災害対策本部が設置されたとき

イ 災害救助法の適用基準に該当する程度の災害が発生したとき

ウ 災害による被害が当初は軽微であっても、以後拡大発展するおそれがあるとき

エ 地震が発生し、震度4以上を観測したとき

オ 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められるとき

この際、県に報告することができない場合には、国（消防庁）に対して直接報告（エの震度4以上を観測した場合を除く。）するものとし、報告後速やかにその内容について連絡する。

② 町の情報収集能力を超える場合等の対応

ア 災害規模が大きく、町の情報収集能力が著しく低下した場合は、その旨を県その他の防災関係機関に伝達し、被害情報の収集活動に対して応援を要請する。

イ 地域住民等から119番への通報が殺到している状況下にあっては、直ちに県及び国（消防庁）へ同時に報告する。

③ 安否不明者数の報告

ア 安否不明者の数については、搜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、町は、住民登録の有無にかかわらず、町域内で行方不明となった者について、警

第2節 災害情報の収集・伝達

察等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努める。また、安否不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に連絡する。

なお、安否不明者数については、「災害報告取扱要領における人的被害の把握に係る運用」（平成24年3月9日消防応第49号第2項）に基づき取り扱う。

- イ 安否不明者の公表は、混乱をさけるため町及び警察等からの情報に基づき、基本的に県が一元的に実施する。また、公開捜索については、人命救助を第1とし、警察等と連携して家族等の理解を取り付け、躊躇なく実施する。

資料編：13-1 災害救助法の適用基準

13-4 災害報告取扱要領における人的被害の把握に係る運用

13-7 【様式】災害概況即報

13-8 【様式】被害状況即報

(3) 国への報告

町は、県に報告することができない場合には、国（消防庁）に対して直接報告するものとし、報告内容は、県への報告内容に準ずる。報告後、速やかにその内容について連絡する。

(4) 被害情報の種類等

被害情報は、次表に関する被害とし、次の内容とする。

- ① 被害発生時刻
- ② 被害地域（場所）
- ③ 被害様相（程度）
- ④ 被害の原因

区分	被害の内容
ア 人の被害	被害状況
イ 住家の被害	被害状況
ウ 土木関係	公共土木施設被害、都市計画施設被害、下水道施設被害
エ 農林水産関係	一般被害、農林水産業施設被害
オ 建築関係	公営住宅被害
カ 商工関係	中小企業（大企業）関係被害
キ 民生・福祉・保健衛生関係	水道施設被害、清掃施設被害、医療施設被害、社会福祉施設等被害
ク 教育関係	学校、文化財、社会教育施設被害
ケ 公共施設等の被害状況	公共施設等の被害状況、道路の不通状況、交通機関の被害状況（不通状況）、電力施設の被害状況（停電状況）、通信施設の被害状況（電話不通状況）、上水道施設の被害状況、下水道施設の被害状況
コ その他	その他の被害状況

(5) 措置情報

措置情報の報告は、次のとおりとする。

- ① 災害対策本部の設置状況

- ② 主な応急措置（実施、実施予定）
- ③ 応急対応実施上の措置
- ④ 応援の必要性の有無
- ⑤ 救助法適用の必要性

(6) 被害種類別の情報収集・伝達・報告方法

町は、発生する被害の種類によって関係する機関、伝達経路が異なるため、被害認定基準に基づき、次の要領で情報の収集・伝達・報告を実施する。

資料編：13-2 被害認定基準

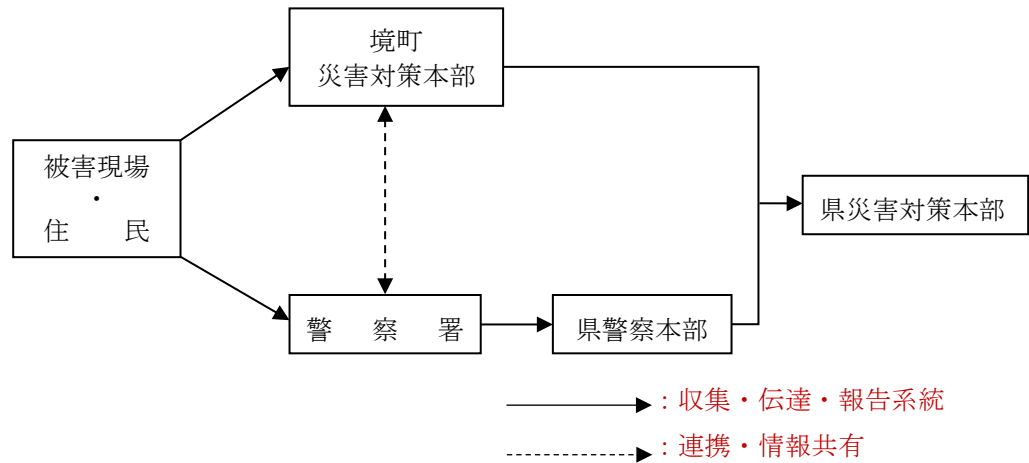
① 県災害情報共有システムによる情報の伝達・報告

町の被害情報、措置情報の収集・伝達及び報告は、原則として災害情報共有システムを利用して行う。なお、報告すべき内容の主なものは、次のとおりである。

- ア 被害状況
- イ 人的被害状況
- ウ 災害対策本部設置状況
- エ 避難所状況
- オ 避難勧告、避難指示（緊急）、避難準備・高齢者等避難開始発令状況
- カ 道路規制情報

① 情報収集・伝達・報告システム 1

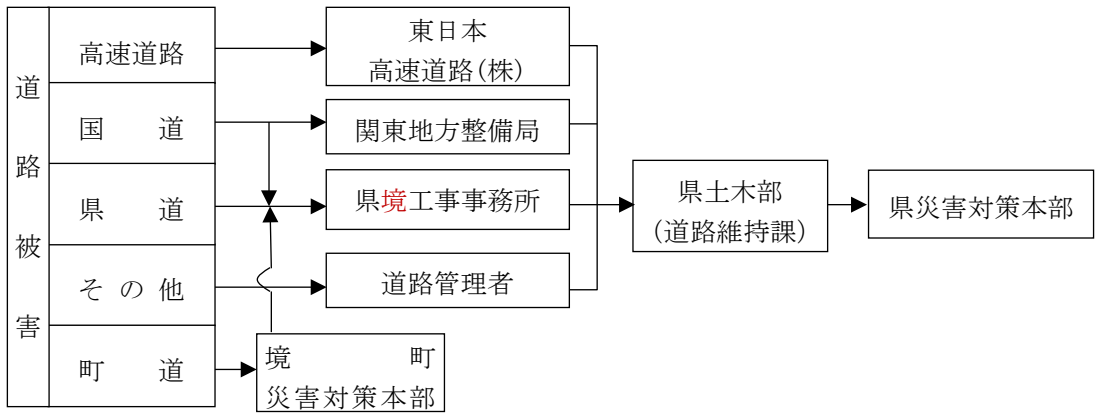
死者、負傷者、建物被害、その他の被害については、境町災害対策本部及び警察署を通して県災害対策本部に報告する。



② 情報収集・伝達・報告システム 2

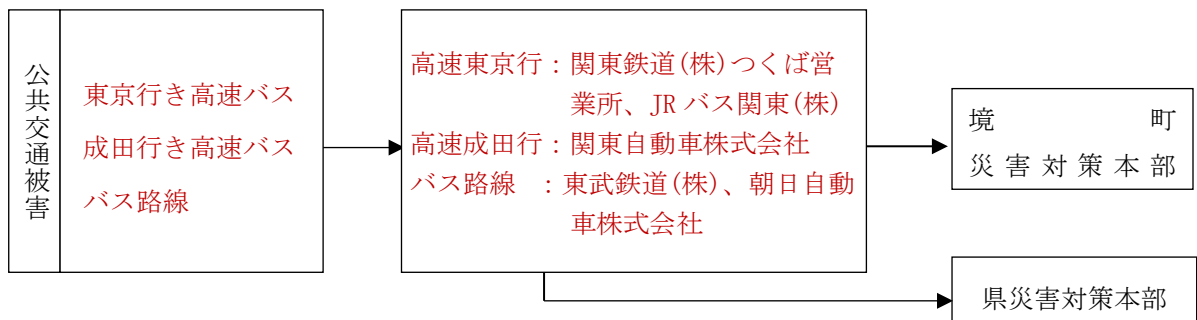
町道の道路被害については、県境工事事務所、県土木部を通じて県災害対策本部に報告する。

第2節 災害情報の収集・伝達



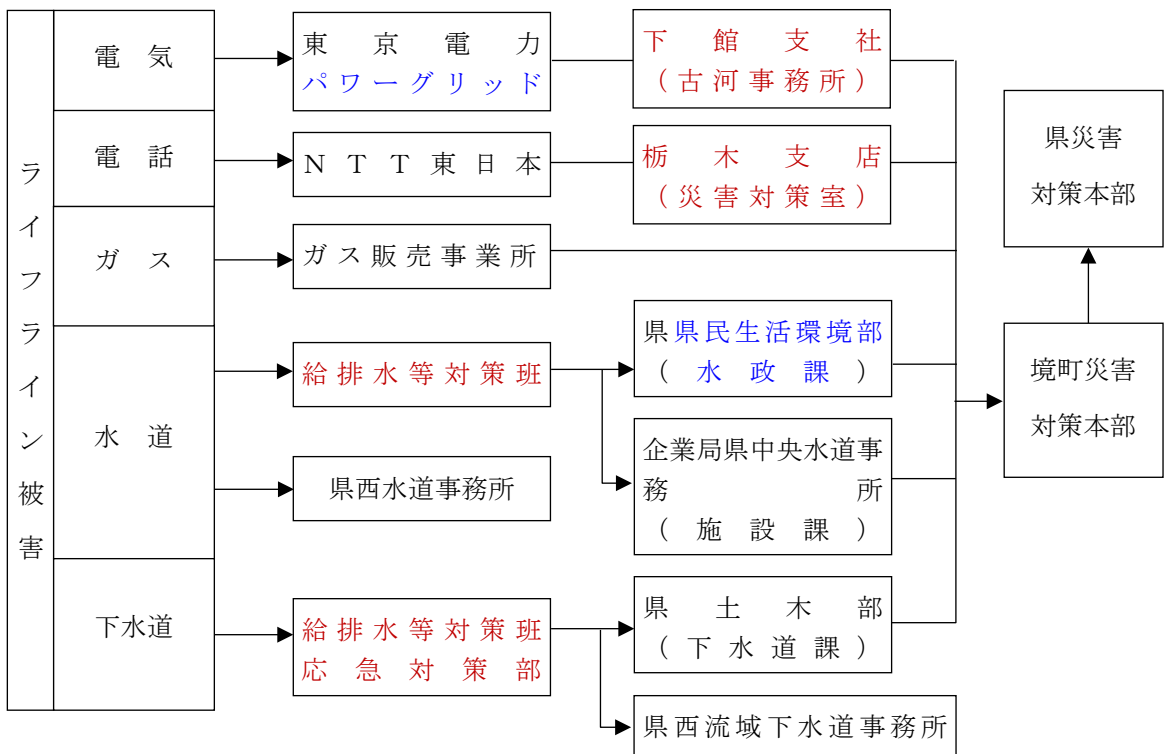
③ 情報収集・伝達・報告系統3

町内における公共交通被害については、事業者が境町災害対策本部及び県災害対策本部に報告する。

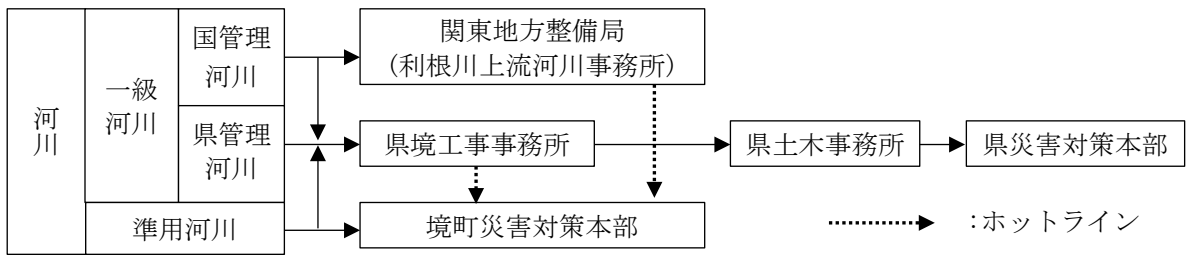


④ 情報収集・伝達・報告系統4

水道の被害については、給排水等対策班から県県民生活環境部及び企業局を通して、県災害対策本部に報告する。下水道被害については、給排水等対策班若しくは応急対策部から県土木部を通して県災害対策本部に報告する。

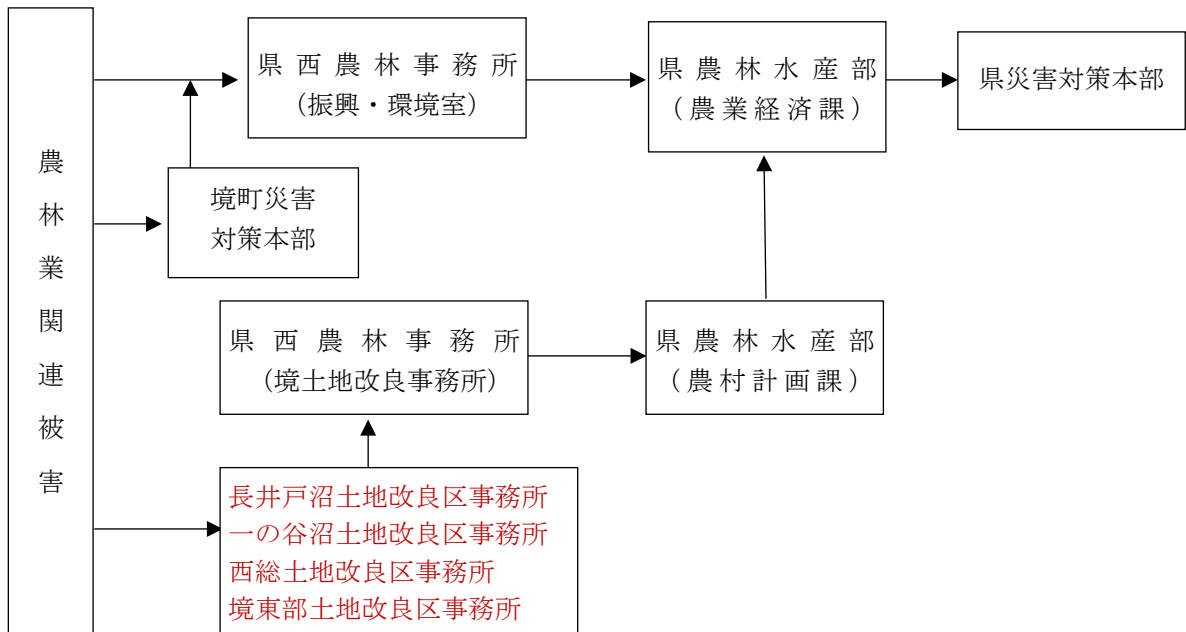


⑤ 情報収集・伝達・報告系統5



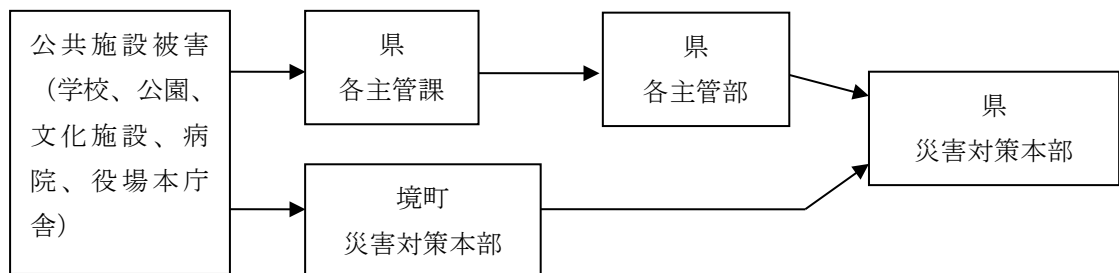
⑤ 情報収集・伝達・報告系統5

農産物、農地、農業基盤及び農業集落排水施設の被害については、建設農政部から県農林水産部を通して県対策本部に報告する。



⑥ 情報収集・伝達・報告系統6

公共施設被害（学校、公園、病院、庁舎、保健施設等）については、施設管理部課が県各主管課及び境町災害対策本部を通じて県対策本部に報告する。



第3 災害情報の広報◆新設

町は、流言、飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、住民等の適切な判断と行動を助けるため、県及び防災関係機関と相互に協力し、正確な情報の速やかな公表と伝達、広報活動を実施する。

また、住民等から被災者の安否情報について照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り回答するよう努める。

この場合において、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとするとともに、安否情報の提供に当たっては、家族や県と連携し、被災者の個人情報の管理を徹底するように努める。

1 広報活動

(1) 広報内容

① 被災地区住民に対する広報内容

町は、被災地区の住民の行動に必要な次の情報を優先的に広報する。なお、本情報は、すべてが同時期に配信されるものではなく、発災から避難生活に至るまでの時間的要素・状況の判明度等により住民への広報内容、精度、優先順位は異なり、また情報は錯綜するため、憶測ではなく、明らかになった正しい事実のみを伝えるように努める。

また、聴覚障がい者に対する広報は、防災行政無線戸別受信機（文字盤付）や防災アプリ、わかりやすい文章による文字放送等により実施する。

- ア 災害発生状況
- イ 全般的な被害状況
- ウ 避難情報の出されている地域及び内容
- エ 公的な避難所、救護所の開設状況
- オ 防災関係機関が実施している対策の状況
- カ 電気・電話・ガス・上下水道の被害状況、復旧状況
- キ 鉄道、バスの被害状況、運行状況
- ク 近隣の助け合いの呼びかけ
- ケ 治安状況、犯罪防止の呼びかけ
- コ 流言、飛語の防止の呼びかけ
- サ ボランティア組織からの連絡
- シ 被災者への相談サービスの開設状況
- ス 救援物資、食料、水の配布等の状況
- セ 臨時休校等の情報
- ソ し尿処理、衛生に関する情報
- タ 死体の安置場所、死亡手続き等の情報
- チ 各種相談窓口の開設

② 被災地外の住民に対する広報内容

町は、被災地外の住民に対して、被災地での応急対策が円滑に行われるようにするための協力の呼びかけを中心に広報を行う。この際、被災地の被害状況や避難状況など正しい情報の広報を重視し、被災地住民向けの情報と齟齬はないように同様の内容について広報する。

なお、県、警察等との認識共有のもと、個人情報の取り扱いについて十分に注意し、親戚・親族等に対して可能な範囲で人的被害、避難者、安否不明者等の安否情報を提供する。

- ア 災害発生状況
- イ 全般的な被害状況
- ウ 避難情報の出されている地域及び内容
- エ 防災関係機関が実施している対策の状況
- オ ボランティア活動への参加の呼びかけ
- カ 被災地への見舞い電話や役場への問い合わせ自粛の呼びかけ
- キ 被災地への物資支援自粛の呼びかけ
- ク 治安状況、犯罪防止の呼びかけ
- ケ 流言・飛語の防止の呼びかけ

(2) 広報手段

① 町による広報

- ア 防災行政無線
- イ テレビ、ラジオ
- ウ 携帯電話、電話、FAX
- エ メール（緊急速報メール、茨城県防災情報メール）
- オ アプリ（防災アプリ「Sakainfo」）
- カ インターネット（町ホームページ、町公式Twitter、Yahoo!防災情報等）
- キ 広報車やハンドマイクによる呼びかけ
- ク 口頭伝達（境町消防団、自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員等）
- ケ ビラの配布
- コ 立看板、掲示板

② 報道機関への依頼

町は、県に対して、報道機関（NHK水戸放送局、茨城放送等）を通じた広報に関する要請を行い、あらかじめ定めた協定に基づいて県は、報道機関に対して依頼する。

③ 自衛隊等への広報要請

町は、必要な広報を自機関で行うことが困難な場合は、県を通じて自衛隊、他都道府県等に要請し、ヘリコプター等による広報活動の展開を依頼する。なお、自衛隊等に対する派遣要請は、「本章第4節第1 自衛隊派遣要請・受入体制の確保」に準ずる。

④ 県災害情報共有システム（Lアラート）の活用

町は、避難情報を発令又は解除した場合及び避難所を開設又は閉鎖した場合、県の災害情報共有システム（以下「Lアラート」という。）に迅速・確実に情報を送信する。

なお、庁舎の被災等、特段の事情により、町が上記の情報送信を実施することができない場合は、町に代わり県が実施する。

⑤ 境町ホームページによる災害用コンテンツ（一例）

被災者向け	他自治体向け	報道機関・被災地外向け
<ul style="list-style-type: none"> ■ ライフラインの復旧状況 ■ 食料の提供・給水所情報 ■ 住宅被害にあわれた方へ ■ ゴミの分別収集のお願い ■ ボランティア支援を希望される方へ ■ 罹災証明書の発行手続き ■ 税の減免手続き ■ 各相談窓口 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 必要な支援について <ul style="list-style-type: none"> ① 人的支援※1 ② 物的支援 <ul style="list-style-type: none"> ・ 支援物資 ・ 施設の提供 ■ 大口物資支援のお願い 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 避難情報の発令状況※2 ■ 被災状況※3 ■ 避難所の開設状況※4 ■ 道路の通行規制※5 ■ 災害対策本部会議資料 ■ 物資支援をご検討の方へ ■ 議損金等による支援のお願い ■ 各種ボランティア支援のお願い

※1：必要な人的支援等は、災害の規模、被災状況に応じ、相互応援協定、応急対策職員派遣制度、県災害対応支援チーム等の枠組みにより要請する。なお、協定に基づく職員派遣は、各制度に縛られるものではない。

※2～5：避難情報、被災状況、措置情報等にかかる情報は、Lアラートにより報道機関と直結している。

2 報道機関への対応

(1) 報道活動への協力

町の報道機関対応については、渉外・広報対策部の報道視察対応窓口をもって、一元的に対応する。この際、報道機関の独自の記事、番組制作にあたっての資料提供依頼については、個人情報等の取り扱いに十分配慮し、可能な範囲で提供する。

(2) 報道機関への発表

① 報道機関への対応の基本

町は、災害に関する報道機関の発表を積極的に実施する。報道機関の発表は被災者のみならず、広く全国民に対し発信され、影響力が大きいことから、被災状況、町の対応、安否不明者の捜索などあらゆる面でその実態を適宜に公表することにより、更なる理解及び協力を得ることが可能である。

② 報道機関への発表要領

災害に関する情報の報道機関への発表は、応急活動状況、災害情報及び被害状況等の報告に基づいて収集されたもののうち、災害対策本部が必要と認める情報について、あらかじめ定めた様式に基づき、速やかに実施する。

③ 報道機関への発表の実施

発表は、原則として本部長が行う。なお、発表を行う場合は、あらかじめ発表事項及び発表場所等について、渉外広報班長と災害対策本部事務局とで協議の上、案を作成し、本部長の承認を得て発表する。

④ 町内の事業者の報道発表への対応

指定公共機関、指定地方公共機関、町及び県内に事業所を有する事業者が、災害に関する情報を公表・広報する場合は、原則としてその内容について、災害対策本部と協議

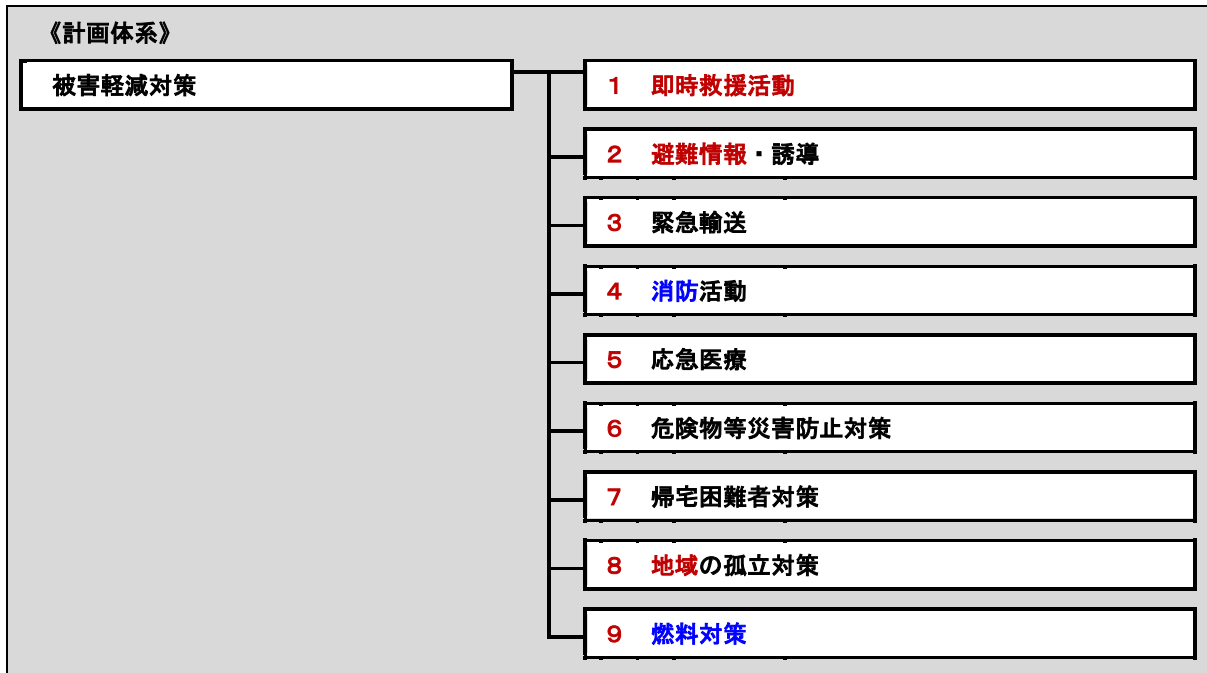
の上実施する。ただし、緊急を要する場合は、発表後速やかにその内容について報告する。

⑤ 報道内容の共有

災害対策本部渉外広報班長は、報道機関に発表した情報を、災害対策本部各班のうち必要と認められる班及び関係機関に送付する。

資料編：4-5 【様式】放送申込書

第3節 被害軽減対策



関係部課・班	総務課、 財政管財課 、住民課、 防災安全課 、保険年金課、健康推進課、 農業政策課 、建設課、 都市計画課
関係機関	坂東消防署境分署 、自衛隊、県、警察署、公安委員会、保健所、茨城西南医療センター病院、猿島郡医師会、自主防災組織、火薬類取扱責任者、危険物施設管理者、 毒劇物取扱施設管理者 、 境町消防団

第1 即時救援活動

町は、安否確認、調査隊の調査結果等、入手した被害情報に基づき、消防団、警察、自衛隊、消防医療機関等と緊密に連携し、倒壊家屋、瓦礫の下敷き、火災現場等からの逃げ遅れ者（以下「要救助者等」という。）の救助救出及び安否不明者^{※1}の搜索を最優先して実施する。

なお、救助・救急活動は、関係機関により組織された救助・救急隊等により実施することを基本とする。

この際、存命率の高い72時間は、交代制により昼夜間、不眠不休の即時救援活動を実施するとともに、施設等の倒壊状況、余震等による二次被害を防止するため、安全体制を確立して実施する。

※1 安否不明者と行方不明者等の定義

I 行方不明者：当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるもの。

II 安否不明者：当該災害が原因で所在不明となったもの（Iを除いたもの）

（茨城県の「災害時における人的被害情報の公表方針について」（令和元年9月2日茨城県知事記者発表資料）

1 要救助者等の救助・救出

(1) 要救助者の把握

町は、自主防災組織、民生委員、親戚・家族等の住民から要救助者の情報を入手するほか、防災アプリの「安否確認」による住民からの救助依頼の返信に基づき要救助者をデジタルマップ上で把握する。

(2) 救助・救出要領

町は、要救助者情報に基づき、次の要救助者の救助・救出を行う。

- ① 倒壊した建物、瓦礫等の下敷きになっている（又は思われる）住民
- ② 陥没した道路、橋から落下した車両内に閉じ込められた（又は思われる）住民
- ③ 火災発生、又は類焼火災により危険な住家等に取り残された（又は思われる）住民

なお、救出・救助にあたっては、消防団、警察、自衛隊、消防等の関係機関との調整会議により、各組織の編成、勢力、装備等の特性、緊急度等を踏まえて総合的に判断し、重点・優先地域、役割、担任地域、又は要救助者等を決定する。

この際、現場において複数の要救助者が確認される場合は、「助かる命を必ず救う」ことを重視し、生命反応の有無、怪我の程度、二次災害の可能性等を踏まえ、現場指揮官は要救助者の優先順位（救助トリアージ）を決定するとともに、救助の応援を要請する。また、災害協定に基づく県猿島郡医師会や、茨城西南医療センター病院等の医療機関と連携し、負傷者の救急搬送等について調整する。なお、医療機関が被災している場合や、医療の逼迫、緊急を要する場合は、県を通じ搬送先、ドクターヘリ・救難ヘリの派遣、災害時医療派遣チーム（DMAT）等医療に関する応援を要請する。

(3) 搬送

医療救護所の開設避難所等に医療救護所を必要に応じ配置し、傷病者の応急手当、トリアージを行い、医療機関への搬送を行う。なお、傷病者が多数発生している場合の医療救護所等への搬送は、必要により付近住民及び自主防災組織等の協力を求め実施する。

2 安否不明者の搜索

町は、住民からの情報、防災アプリの安否確認に基づき、搜索を実施する。

この際、返信の空白地帯は、返信できない最も危険地域である可能性もあるため、被災調査結果等を踏まえて重点地域を検討する。

なお、安否不明者の搜索は次のとおり実施し、行方不明者の搜索は、「本章第7節第5行方不明者の搜索」に準ずる。

(1) 安否不明者相談窓口の開設

町は、総務対策班内に安否不明者搜索窓口を開設し、届け出のあった安否不明者について、搜索者名簿等を作成し、警察情報、避難所などの避難者名簿等と照合して、行方不明者及び真の安否不明者を明らかにし、警察等の関係機関と情報を共有する。

(2) 安否不明者の公開搜索

安否不明者の搜索においては、人命救助を迅速、かつ円滑に行うため、無事に生存している情報は極めて重要であり、その情報は本人や、一般住民からの情報によるところが大きい。特に生存率の高い72時間以内の搜索に努力を傾注するには、一刻の猶予もな

らない。そのため、町では、警察等と連携して家族等の理解を取り付け、公開搜索を躊躇なく実施する。また、情報の錯綜・混乱をさけるため町及び警察等からの情報に基づき、基本的には県が一元的に実施する。なお、公表する情報は、茨城県の「災害時における人的被害情報の公表方針」に基づき実施し、迅速性を期すため、氏名、住所、性別（住民基本台帳に記載の性別）とし、可能な場合に年齢を公表する。

（3） 安否不明者の搜索

町は、関係機関等からの搜索情報を一元的に集約し、搜索地域の割り当てなど搜索活動を有機的に実施するため、必要により安否不明者搜索隊本部を開設する。搜索にあたっては、各機関に対し基本的に地域を割り当て担任させるとともに、搜索に必要な消耗品など物資の調達は、町で実施し、配分する。

資料編：13-5 災害時における人的被害情報の公表方針
17-34 搜索者名簿

第2 避難情報・誘導

町は、地震発生後、被災状況の解明に伴い、二次災害による住民の生命を守り、被害の拡大を防止するため、避難を要する住民に対し「避難指示」を発令する。町は、土砂災害や津波災害のリスクはない。そのため、地震における避難情報の発令が必要となる場合は、延焼火災など緊急な場合が多く、風水害と異なり「高齢者等避難開始」発令など段階を踏む間もなく、速やかに「避難指示」を発令しなければならない可能性が高い。

なお、避難支援・誘導にあたっては、特に支援が必要な高齢者等の要配慮者や負傷者を重視し、自主防災組織、民生委員・児童委員、警察・消防・自衛隊等の関係機関等との連携が重要である。

1 避難情報

（1） 避難が必要となる災害

地震発生後、被害の拡大要因となる災害としては次のようなものがある。

町は、被害情報の収集においては、特に二次災害を警戒し、被害拡大の予測（被害発生時期、避難方向、避難先）について関係機関と認識を共有し、人命救助・救出活動と避難を支援する。

- | | |
|----------------|-----------------|
| ・地震による建物倒壊 | ・延焼火災 |
| ・地震水害（河川、ため池等） | ・危険物漏洩（劇毒物、爆発物） |
| ・その他 | |

（2） 避難情報の種類と発令責任者

町は、上記の二次災害が発生する恐れがあり、住民の生命・身体に危険を及ぼすと認める時は、危険地域の住民に対し、速やかに避難情報を発令する。なお、災害対策基本法等の関係法令に基づく避難情報の実施責任者及び発令要件は、次のとおりである。

また、混乱期における情報の錯綜等に十分注意し、県、各関係機関との情報・認識を共有する。

<避難情報の実施責任者>

実施責任者	災害の種類	要件	根拠
町長 【※1】 【※2】	災害全般 (指示等)	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるとき及び急を要すると認めるときは立ち退き避難を指示できる。 また、立退きによって生命に危険が及ぶおそれがあるときは緊急安全確保措置を指示できる。	災害対策基本法 第56条、第60条
知事 【※3】	災害全般 (指示等)	町が事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、町長に代わって実施しなければならない。	災害対策基本法 第60条
警察官 【※4】	災害全般 (指示)	町長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき又は町長から要求があったとき立退き避難又は緊急安全確保措置を指示できる。	災害対策基本法 第61条
		警察官は、住民等の生命、身体に危険が切迫しているときは、直ちに当該地域住民に立退きを指示する。	警察官職務執行法 第4条
自衛官 【※5】	災害全般 (指示)	災害派遣を命じられた自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいないときに立ち退き避難を指示できる。	自衛隊法 第94条

【※1 災害対策基本法第56条：市町村長の警報の伝達義務及び警告の権限】

【※2 同法第60条：市町村長の避難の指示等の権限】

【※3 同法第61条：警察官等の避難の指示の権限】

【※4 警察官職務執行法第4条：避難等の措置の権限】

【※5 自衛隊法第94条：災害派遣時等の権限】

【※6 水防法第29条：立退きの指示の権限】

(3) 避難情報の基準

避難指示は、次の状況が認められるときを基準として実施する。また、これらの状況が切迫し急を要するときは、緊急安全確保を指示する。

- ① 地震火災の拡大により、住民に生命の危険が及ぶと認められるとき。
- ② 地変が発生し、又は発生するおそれがあり、付近の住民に生命の危険が認められるとき。
- ③ 有毒ガス等の危険物質が流出拡散し、又はそのおそれがあり、住民に生命の危険が認められるとき。
- ④ 余震により建物倒壊の危険が認められるとき。
- ⑤ 地震による河川堤防の被害等による水害の危険性が認められるとき。
- ⑥ その他災害の状況により、町長が必要と認めるとき。

(4) 避難情報の内容

町は、避難情報について、次の内容を明示して実施する。

- ① 避難情報発令の理由
- ② 要避難対象地域（行政区単位）
- ③ 避難所の開設状況（開設場所・開設時期、通用門の統制等）及び緊急避難場所
- ④ 風向等の気象情報、避難方向、避難経路の状況（通行制限、渋滞情報）
- ⑤ 危険の度合い
- ⑥ とるべき行動や注意事項

⑦ その他の必要な事項

(5) 避難措置の周知

町は、避難情報を発令した場合は、当該地域の住民、特に要配慮者及び支援者へあらゆる情報伝達手段によりその内容を周知する。また、関係機関とその役割・担任等について連携する。

① 住民への周知徹底

ア 避難情報の発令要領

町は、避難情報の発令にあたっては、住民や要配慮者等に対して、緊急性を訴え、緊迫感をもって、繰り返しわかりやすい言葉で確実に伝達する。また、避難の必要がなくなった場合も、速やかに周知する。

イ 要配慮者への避難情報の周知

a. 避難行動要支援者名簿の平常時からの提供に不同意であった者への避難支援

町は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために特に必要があるときは、その同意の有無にかかわらず、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に名簿情報を提供する。

同意のない避難行動要支援者の名簿の情報提供に際しては、予想される災害種別や規模、予想被災地域の地理的条件や過去の災害経験等を総合的に勘案し、適切に判断することとする。例えば、危険の可能性がない地区に居住する同意のない避難行動要支援者の名簿情報まで一律に提供することはしないよう配慮する。

b. 避難行動要支援者の安否確認の実施

発災時は避難行動要支援者が無事であっても、介護者や保護者等の支援者が被災することも想定される。

町は、安否未確認の避難行動要支援者がいる場合には、避難行動要支援者名簿を有効に活用し、在宅避難者等の安否確認を進める。

また、避難行動要支援者に該当しない要配慮者についても、発災又は発災のおそれがあるときは、地域の高齢者や障がい者等を対象とした民生委員・児童委員の見守りのための名簿等を活用し、安否確認を行うための協力体制等をつくる。

ウ 自主防災組織との連携

町は、自主防災組織、民生委員・児童委員等と連携し、緊急連絡網による速やかな情報情報の伝達を呼びかけるとともに、支援が必要な住民に対しては、区長を通じ、総務対策班により支援を要する住民の人数、乗車場所・時間、車種について確認し、バス、庁用車、消防団等、状況に応じて最も迅速かつ適切な手段により支援し、「逃げ遅れ」がないよう留意する。

② 避難情報の伝達手段

町は、避難情報の伝達にあたっては、あらゆる情報伝達手段を活用し、住民に対し周知を図る。この際、直接的な広報により緊迫感を与えるほか、Lアラート等の活用による報道機関等の協力を得て、間接的に住民に広報する。

ア 防災行政無線（屋外拡声子局（防災スピーカー）、戸別受信機）

- イ Lアラートとの連動によるテレビ、ラジオ等の報道機関
- ウ 携帯電話、電話、FAX
- エ メール（緊急速報メール、茨城県防災情報メール）
- オ アプリ（防災アプリ「Sakainfo」）
- カ インターネット（町ホームページ、町公式Twitter、Yahoo!防災情報等）
- キ 広報車
- ク 口頭伝達（境町消防団、自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員等）
- ケ 境警察署による伝達
- コ 職員による個別訪問及び信号（サイレン）
- サ 施設管理者を通じての伝達（公共施設、学校等）

（6）関係機関等との連携

町は、避難情報発令に先立ち、災害対策本部を設置した段階から警察、消防、自衛隊からのリエゾンの派遣を要請し、消防団長を参集するなど早期から連携を図り、情報を共有する。

2 警戒区域の設定

（1）町による警戒区域の設定

町は、災害の発生により住民等の生命、身体に対する危険を防止するため、次の警戒区域の設定が必要と認められるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域への立入りを制限、禁止し、又は退去を命ずる。

- ① 延焼火災により被害が及ぶと予想される地域
- ② 崩壊危険のある大規模建物周辺地域
- ③ 施設の被害により有毒ガスの危険が及ぶと予想される地域
- ④ 施設の被害により爆発の危険が及ぶと予想される地域
- ⑤ 放射線使用施設の被害により被曝の危険が及ぶと予想される地域
- ⑥ その他住民の生命を守るために必要と認められるとき

なお、警戒区域の設定（後述の町長の職権代行者を含む。）を行った者は、避難情報と同様に、住民への周知及び関係機関への連絡を行う。

（2）警察官、自衛官による町長職権の代行

警察官及び災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、町長及びその職務を行う吏員が現場にいないとき又はこれらの者から要請があったときは、町長の職権を代行することができる。この場合、直ちにその旨を町長に通知しなければならない。（災害対策基本法第63条）

（3）消防職員による警戒区域の設定

消防職員は、消防活動を確保するために、消防関係者以外を現場近くに近づけないよう措置をすることができる。（消防法第28条）

3 避難の誘導

町は、避難誘導にあたっては、気象状況（特に風速・風向）、関係機関等の専門的見地からの意見を踏まえ、今後の被害拡大を的確に予想し、その避難する範囲、避難方向・避難

先を決定し、避難支援を行うことが重要である。また、避難誘導にあたり、避難所、避難路及び危険箇所・警戒区域等の所在、災害の概要、その他、住民の避難行動に資する情報の提供に努め、次のように避難誘導を実施する。

(1) 避難誘導の実施

- ① 町は、警察官、消防団員、自主防災組織等と連携して避難誘導を実施する。
- ② 町は、学校、社会教育施設及び社会福祉施設等において、各施設の管理者に対し、児童生徒、施設利用者等を安全に避難誘導するよう指導する。
- ③ 町は、避難方向、避難経路、避難先については、風向等を注視し、被害の及ぶ方向・範囲を予測し、安全を確認した上で、経路・避難先を選定するよう努める。
- ④ 町は、避難誘導に当たり、避難所及び緊急避難場所や危険箇所・警戒区域等の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。
- ⑤ 町及び警戒区域設定者等は、危険箇所・警戒区域等がある場合は、標識、なわ張り等を行うほか要所に誘導員を配置し、事故防止に努める。

(2) 住民における避難時の注意点

- ① 避難に際して、隣近所等でお互いに助け合い、集団行動をとる。
- ② 周囲に避難を呼びかけつつ、自ら率先して避難する。自主防災組織のリーダーなど地域のリーダーが、周囲に避難を呼びかけながら率先して避難し、その姿を住民に見せ、避難を促す。
- ③ 要配慮者を優先して避難誘導を行う。
- ④ 服装は軽装とする。安全のため靴をはき、帽子をかぶる。
- ⑤ 緊急を要する場合は、リュック等により手を使用できるようにし、貴重品（現金、貯金通帳、印鑑、有価証券等）、常備薬のほか、携行品は必要最小限とする。また、平常時に直ちに持ち出せるようにしておくことが必要である。

(3) 避難者の移送

町は、避難者が自力で避難できない場合及び遠隔地の避難所へ早急に避難させる必要があると認められる場合は、要請に基づき、車両等により避難者を移送する。

4 地震災害等における避難施設の基準

町は、地震発生後、被災家屋、ライフライン等被害状況等を踏まえ、避難施設の開設場所・開設数を決定し、避難施設を開設・運営する。避難施設は、町が指定した公共施設・学校を基本とするが、各自主防災組織又は各行政区において、必要な場合は、公民館等の避難所を開設・運営する。この場合、避難者の支援物資等は、町で準備する。

なお、ライフラインが途絶した場合でも、家屋等の被害は軽微で倒壊の恐れのない場合は、在宅避難を奨励し、給水・給食などの配給所を設定して支援する。また、避難施設の開設・運営においては、感染症対策を踏まえた避難所運営マニュアルを整備して対応する。

避難施設の開設については、次の基準により避難施設を指定する。

避難の理由	避難施設等
ごく少数の家屋の被害 (不安者を含む。)	1 役場庁舎4階に自主避難所を開設 2 モバイル建築施設 3 縁故先等

避難の理由	避難施設等
局地的、かつ小規模な被害の発生	避難所を開設する場合の優先順 1 被災地域を校区とする小学校 2 地域近傍の耐震化された町の公共施設（モバイル建築を含む。） 3 被災地域を校区とする中学校
全域にわたる大規模な被害の発生	避難所を開設する場合の優先順 1 各小学校 2 町の複数の耐震化された公共施設（モバイル建築を含む。） 3 各中学校
備考	1 避難所を開設する被害の程度 基本的に住家の倒壊（余震による倒壊の可能性を含む。）により、生活基盤を失った（可能性のある）住民、又は延焼火災、危険物資の流出（可能性のある）により、避難を余儀なくされた住家からの避難者を主対象とする。 2 学校・公共施設 各小学校は、耐震化され、防災倉庫、耐震貯水槽、特設固定電話、エアコン等の設置等、防災設備等が充実しており、速やかな受入体制の確保が容易であるため第1優先としている。なお、教育再開への影響などを考慮し、長期化が予想される場合は、時間の経過に伴い速やかに公共施設の避難所の体制を整え、移転・集約化に努める。 3 各自主防災組織の行政区公民館等 公民館等の開設・運営は、行政区内の住民を対象とし、各自主防災組織の計画によることを基本とする。 4 福祉避難所 要配慮者は、被災していない福祉避難所を開設する。 この際、医療的処置が必要な避難者等、特別な配慮が必要な避難者は、医療機関等と調整し、医療環境上適切な場所へ移送する。 5 その他 災害救助法の適用、要配慮者、被災者数、避難の長短等を考慮し、モバイル建築（宿泊タイプ）を有効に利用するとともに、状況により宿泊施設（さかいパークホテル等）の借上げを考慮する。

5 避難所等の開設

町は、地震発生後、速やかに開設する避難所を決定し、避難所施設管理者等と連携して避難所の開設予定・体制について調整する。運営にあたっては、保全、備品・施設の使用等の観点から施設管理者から担当職員の派遣協力を依頼する。

なお、避難所の開設にあたっては、次の事項に注意する。

（1）開設する避難所の決定

町は、避難施設の基準に基づき避難所を決定し開設する。決定にあたっては、地震の発生形態、被害状況、実際に避難している現状等を踏まえ最も適する施設を総合的に判断し、柔軟性をもって決定する。また、余震など不安を訴える住民などに対し、自主避難所として役場庁舎4階を一時的に開放する。

この際、住民に対し、速やかに開設場所・時期を広報し、周知する。

（2）開設準備

町は、広域避難体制への移行に伴い、被災者等支援対策部を主体に各避難所支援チームを編成し、各チーム長は、担当施設の開設準備を統制する。

この際、ライフラインが途絶している場合は、避難所へ電気自動車、水素自動車等の移動予備電源車を準備する。また、小学校を避難所として使用する場合は、各小学校の防災倉庫の鍵を事務局から受領するとともに、消防団と連携し、耐震貯水槽の使用を準備する。

なお、衛生環境を整え、感染症に備えるため、衛生用備品を事務局から確実に受領する。

資料編：6-1 防災設備等
6-2 防災施設

(3) 指定避難所の開設

町は、避難所の開設・避難所の運営にあたっては、大規模水害時における避難所運営に準ずる。感染症がまん延している場合は、各受付（一般・要配慮者用）の避難施設等のほか、動線、濃厚接触者等の受入施設・トイレの設定・表示を統制するなど基本的な感染症対策を確実に実施する。

資料編：5-1 指定避難所兼指定緊急避難場所
15-4 感染症対応：令和2年～ 新型コロナウイルス感染症

6 指定緊急避難場所の開設

町は、車中等で一時的に安全を確保する避難者のため、学校、公共施設のほか、グラウンド、公園など野外の緊急避難場所を指定しており、避難情報発令の有無にかかわらず野外は常時使用できる体制にある。なお、発災当初は、基本的に緊急避難場所には職員を配置せず、巡回等により避難状況等を把握する。

この際、避難情報、避難所の開設及び給食・給水支援に関する情報を広報する。

資料編：5-1 指定避難所兼指定緊急避難場所

第3 緊急輸送

町は、災害時の緊急輸送を効率的に行うため、関係機関と協議の上、指定の緊急輸送道路の被害状況を迅速に把握し、建設業・レッカー業関係等との災害協定に基づき、瓦礫の撤去など緊急輸送道路の啓開作業を行う。また、輸送車両、ヘリコプター等の確保、救援物資の輸送拠点の整備等を行うとともに、緊急交通路の確保、被災地並びにその周辺道路の交通渋滞の解消等を目的とした交通規制を迅速・的確に実施する。

1 緊急輸送の実施

(1) 実施機関

町は、防災関係機関と連携し、それぞれ緊急輸送を実施する。

(2) 緊急輸送活動の基本方針

① 総括的な優先事項

町は、防災関係機関と連携し、輸送活動を行うに当たって、次のような事項を優先して行う。

ア 人命の救助、安全の確保

- イ 被害の拡大防止
- ウ 災害応急対策の円滑な実施

② 災害発生後における優先事項

ア 第1段階（地震発生直後の初動期）

- ・ 救助・救急活動、医療活動従事者、医療品等人命救助に要する人員、物資
- ・ 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
- ・ 政府災害対策要員、県・他市町村災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資等
- ・ 後方医療機関へ搬送する負傷者等
- ・ 緊急輸送に必要な輸送施設・輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

イ 第2段階（応急対策活動期）

- ・ 上記アの継続
- ・ 食料、飲料水等生命の維持に必要な物資
- ・ 傷病者及び被災者の被災地外への輸送
- ・ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

ウ 第3段階（復旧活動期）

- ・ 前記イの継続
- ・ 災害復旧に必要な人員及び物資
- ・ 生活必需品
- ・ 郵便物
- ・ 廃棄物の搬出

(3) 緊急輸送活動の実施及び管理

① 緊急輸送の実施及び運営

町は、県、道路管理者、輸送・道路啓開にかかる協定締結者（茨城県トラック協会県西支部、猿島土建一般労働組合、境町ふるさと祭り協力会、全国車載車レッカー協同組合等）、警察、消防、医療機関と連携し、次のように緊急輸送活動を実施する。

ア 道路輸送

a. 応急輸送路の設定

町は、道路輸送にあたり、避難輸送、食料・水等の生活支援物資、応急補修資材等の緊急輸送に際し、県、トラック協会等の協定締結団体、消防団、自衛隊等に対し輸送支援を要請する。輸送にあたっては、被害情報、調査結果等に基づき使用可能な道路、瓦礫等による道路閉塞、崩壊・陥没、水道管破裂箇所などの道路啓開・応急修理について全体像を明らかにして速やかに応急輸送路を設定するとともに、輸送・応急対策を実施する関係機関等と情報を共有し、間断のない緊急輸送活動を実施する。

この際、必要に応じて迂回路・代替路の設定を行う。また、車両が通行できない場所へは必要に応じ、バイク、自転車を効果的に活用する。

b. 公用車による緊急輸送

町は、必要な場合は、公用車により輸送活動を実施する。財政管財課は、各部の配車要求と本部の指示に従い、支援内容に応じ車種を選定し速やかに配車する。また、町公用車及び協力機関の登録車両を配車し、同時に災害の規模と作業内容に応じ、民間車両を緊急調達する。

なお、状況により相互応援協定に基づき、隣接市町村の輸送力の応援を求める。

イ 空中輸送の支援

町は、負傷者、病院の機能不全による入院患者等の人命にかかる緊急搬送、緊急支援物資の輸送が必要となった場合は、県、自衛隊に対し、ヘリコプターによる空中輸送を要請する。

この際、空中輸送を担当する機関と調整し、緊急輸送に必要なヘリコプターの臨時発着場を確保するとともに、水害避難タワーや移住定住促進住宅の屋上に設定したレスキューポイントを有効に活用するとともに、拠点的にドローン基地を設定し、緊急物資輸送に活用する。

ウ 鉄道による輸送

町内には鉄道網がない。町は、災害時において、自動車による輸送が不可能なとき、あるいは遠隔地で物資機材等を確保したとき、東武動物公園駅・古河駅を利用した緊急輸送を行うため、東武鉄道(株)及び東日本旅客鉄道(株)に列車の特発等を要請する。

資料編：2-1	災害応援協定一覧
8-1	緊急輸送道路
8-6	臨時ヘリコプター離発着場及びレスキューポイント

2 緊急輸送道路の確保

(1) 道路啓開等の実施

① 道路啓開の優先等

町は、応急輸送路の開設により、輸送路を確保しつつ道路啓開にかかる協定締結者と連携し、速やかに所管する幹線道路の啓開作業を実施する。

啓開作業にあたっては、緊急輸送道路及び救命・救助にかかる道路を優先し、当初1車線の啓開(片側通行)により速やかに路線を確保し、その後2車線に拡幅する。

② 道路啓開情報の共有

町は、境工事事務所とそれぞれの所管する道路の啓開状況・予定等について情報を共有し、併せて警察、消防、自衛隊、医療県警等関係機関等に情報を提供する。

この際、道路の啓開情報を、ホームページ、防災アプリ等により住民に対しリアルタイムで広報する。

(2) 放置車両対策

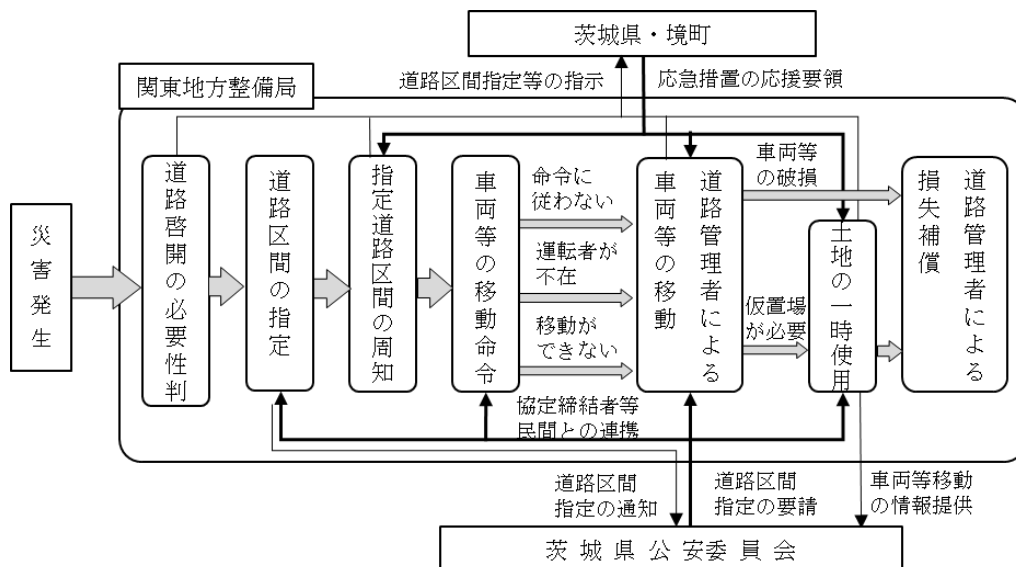
町は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合など、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、災害対策基本法の一部を改正する法律^{※1}に基づき、警察、境工事事務所等関係機関と協力し、管理道路について運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者が措置命令に従わない場合や不在の場合等においては、道路啓開関連の災害協定者等に要請し、基本、警察の立ち合いのもと放置車両等の移動・撤去を行う。

法令に基づく放置車両移動の一般的な流れは、次のとおりである。

※¹ 災害対策基本法の一部を改正する法律（平成26年法律第114号）：

道路法では、放置車両の移動は、原則50m以内の範囲で、かつ車を破損させられない。しかし、本法律の改正により緊急通行車両の通行を確保するため必要な場合には、その管理する道路の区間を定め、緊急運行車両の通行の妨げになっている車両や車両から落下した積載物等の物件の所有者に対し、所有者が車両等移動等の措置命令に従わない、不在の等場合は、道路管理者自ら車両の移動等の措置ができるとともに、当該措置のため止むを得ない限度において、車両等を破損することができる」と規定された。

<災害対策基本法に基づく放置車両移動の流れ>



(3) 啓開資機材の確保

町は、警察・境工事事務所等関係機関と連携し、道路警戒等応急復旧にかかる災害協定締結者との協定に基づき、応急復旧にかかる資機材、飲料水、簡易トイレ等については、原則として町が経費を負担する。なお、災害救助法が適用される場合は、同法の定めるところによる。

3 交通規制

町は、災害時において、災害応急対策に従事する者及び災害応急対策に必要な機材等の災害輸送を円滑に行うため、警察、道路管理者等と連携し、不通箇所の通報連絡、交通規制に関する措置を実施する。

(1) 実施責任者

町は、道路の破損、欠壊その他の事由により交通に危険があると認められる場合、また道路に関する工事のため、やむを得ないと認める場合には、警察と緊密に連携し、町道にあっては交通規制をし、町道以外の場合は、関係管理者と密接な連絡をとり交通規制を要請する。

＜実施責任者及び根拠＞

	実施責任者	範囲	根拠法
道路管理者	国土交通大臣 知事 市長 【※1】	1 道路の破損、欠壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合 2 道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合	道路法 第46条第1項
警察	公安委員会 【※2】 【※3】	1 周辺地域を含め、災害が発生した場合又はまさに発生しようとしている場合において災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他応急措置を実施するための緊急輸送を確保する必要があると認めるときは、道路の区間を指定して、緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。 2 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑のため必要があると認める場合、通行禁止その他の交通規制をすることができる。	災害対策基本法 第46条第1項 道路交通法 第4条第1項
	警察署長 【※4】	道路交通法第4条第1項により、公安委員会の行う規制のうち、適用期間が短いものについて交通規制を行う。	道路交通法 第5条第1項
	警察官 【※5】	道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において交通の危険が生ずるおそれがある場合において、当該道路における危険を防止するため必要があると認めるときは、必要な限度において当該道路につき、一時歩行者又は車両等の通行を禁止し、又は制限することができる。	道路交通法 第6条第4項

【※1 道路法第46条第1項：通行の禁止又は制限の権限】

【※2 災害対策基本法第46条第1項：災害予防及びその実施責任 [組織の整備]】

【※3 道路交通法第4条第1項：公安委員会の交通規制の権限】

【※4 道路交通法第5条第1項：警察署長等への委任の権限】

【※5 道路交通法第6条第4項：警察官等の交通規制の権限】

(2) 実施要領

① 緊急輸送確保のための交通規制

町は、災害対策基本法、道路法等の関係法令に基づき、警察、境工事事務所等と連携し、被災者の救難、救助のための人員の輸送車両、緊急物資輸送車両等、緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、必要があると認めるときは、緊急通行車両以外の通行を禁止又は制限する。

② 災害地における交通処理

ア 町は、混乱している交差点、主要道路等の近くに公園、空き地その他車両の収容可能な場所があるときは、道路上の車両をできるだけそこへ収容し、車道をあけるようにする。

イ 町は、運転者に対して、ラジオ等の交通情報の受信に努め、現場の警察官及びラジオ等による交通規制の指示に従うよう協力を求める等の広報をする。

- ウ 町は、住民に対して、絶対に家具等を車道又は支障になる場所に持ち出させないようにする。
- エ 町は、避難誘導道路において、被災者と緊急通行車両等とが混乱した場合、被災者を優先して誘導する。
- オ 町は、自動車を用いて避難する者が予想されるため、自動車による避難の自粛を求める。

③ 災害地周辺における交通規制

- ア 町は、警察との連携により、交通遮断線の手前に相当の距離をとって、要所に検問所を設ける。検問所には緊急車両以外の車両通行禁止標識の設置、周辺の災害状況の告知、検問所の明示等を行い、交通をはじめとする秩序の維持を図る。
- イ 町は、交通の妨害となっている倒壊家屋、樹木、電柱その他障害物及び危険物の状況並びに崩壊した道路、橋梁等の応急修理、復旧計画等を考慮し、適切な交通の確保を図る。
- ウ 町は、災害応急対策の従事者及び緊急物資輸送車両等について、災害対策基本法施行規則第6条に規定する標章及び緊急通行車両確認証明書の交付を申請する。なお、町は、緊急通行車両の実施責任者及び当該車両の使用人は、交付を受けた標章は、当該車両の前面の見やすい部位に表示するよう指導する。この際、町は、公用車両について、努めて事前に県、又は県公安委員会に確認申請を行い、交付を受けておく。

資料編：8-4 【様式】災害応急対策車両指定の報告様式

8-5 【様式】災害応急対策車両ステッカー（第1順位、第2順位）

④ 交通規制及び道路交通情報の周知

ア 町による交通規制

- ・ 町は、交通規制を行った場合は、適当な分岐点、迂回路線に指導標識板を設置するとともに、速やかに防災アプリ、境町ホームページ、公式TwitterなどのSNSや、防災行政無線、看板の設置、広報車、報道を通じ直接的に住民に周知徹底する。
- ・ 町は、不通箇所、迂回路、復旧見込み等道路交通情報についても、上記に準じあらゆる情報発信手段により住民に周知徹底する。

イ 高速道路の応急対策

町は、高速道路における応急対策（首都圏中央連絡自動車道等の高速道路は、計測震度5弱以上の地震が発生した場合は、即時通行止めとなり、道路管理者による速やかな点検結果異常なしが確認されるまで通行止め）についても同様に住民に周知し、関係機関と情報を共有する。

⑤ 運転者のとるべき措置の徹底

町は、大規模な地震が発生したときの運転者のとるべき措置として、次の事項の周知徹底を図る。

ア 走行中の場合は、次によること。

- ・ できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停車させること。

- ・ 停車後は、カーラジオ等により**災害**情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。
 - ・ 車両を置いて避難するときは、できる限り**道路外に移動しておく**こと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて停車させ、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。
- イ 避難のために車両を使用しないこと。
- ウ 法に基づく交通規制が行われたときには、通行禁止区域等（交通規制が行われている区域又は道路の区間をいう。以下同じ。）における一般車両の通行は禁止又は制限されることから、同区域等内に至る運転者は次の措置をとること。
- a. 速やかに、車両を次の場所に移動させること。
 - ・ 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所
 - ・ 区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路外の場所
 - b. 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。
 - c. 通行禁止区域等内において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること。その際、警察官の指示に従わなかったり、運転者が現場にいないために措置することができないときは、警察官が自らその措置をとることがあり、この場合、やむを得ない限度において、車両等を破損することがあること。

資料編：8-1 緊急輸送道路

第4 消防活動

1 消火活動

町は、防災関係機関と相互の連携を図り、地域住民、自主防災組織等の協力のもと、**地震**発生による**火災及び瓦礫の下敷き**などによる死傷者等をできる限り軽減するため、効果的な対策を実施する。

また、大規模災害時に発生する火災は、同時多発的に発生することから、発生状況に応じ次の原則に基づき鎮圧にあたる。

なお、大規模な火事災害については、「本計画（一般災害対策計画）第4章 大規模な火事災害対策計画」に準ずる

（1）境町消防団及び坂東消防署境分署による消火活動

① 情報収集、伝達

ア 被害状況の把握

町は、119番通報、駆け込み通報、参集職員からの情報、消防団員及び自主防災組織等からの情報などを総合し、被害の状況を把握し初動体制を整える。

イ 災害状況の報告

町は、坂東消防署境分署長及び消防団長からの報告を受け、火災・被災者・要避難者の状況、消防機関の活動状況等の消防情勢を把握し、応援、救助、避難に関する措置等が必要な場合に備え、手続きに漏れないように努めるとともに、災害情報共有ネットワーク等により県に報告する。

この際、住民に対する広報、特に避難を要する地域の住民に対する避難情報等を重視し、あらゆる伝達手段により周知を図る。

避難情報の発令等避難に関する事項は、「本節第1 即時救援活動及び第2 避難情報・誘導」に準ずる。

② 同時多発火災への対応

町は、火災の発生状況に応じ、次の原則にのっとり、坂東消防署と連携し、消防団の出動計画に基づく消火活動についてその状況を把握し、応援、資機材等の提供、避難施設の準備、避難情報の発令、避難誘導等の必要な措置を行う。

ア 避難地及び避難路確保優先の原則

延焼火災が多発し拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難地及び避難路確保の消火活動を行う。

イ 重要地域優先の原則

同時に複数の延焼火災を覚知した場合、重要かつ危険度の高い地域を優先に消火活動を行う。

ウ 市街地火災消火活動優先の原則

大工場、大量危険物貯蔵取扱施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消火活動を優先とし、部隊を集中させて消火活動に当たる。

エ 重要対象物優先の原則

重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、重要対象物の防護上に必要な消火活動を優先する。

オ 火災現場活動の原則

- ・ 出場隊の指揮者は、火災の態様を把握し、人命の安全確保を最優先とし、転戦路を確保した延焼拡大阻止及び救助・救急活動の成算等を総合的に判断し、行動を決定する。
- ・ 火災規模と対比して消防力が優勢と判断したときは、積極的に攻勢的現場活動により火災を鎮圧する。
- ・ 火災規模と対比して消防力が劣勢と判断したときは、住民の安全確保を最優先とし、道路、河川、耐火建造物、空き地等を活用し、守勢的現場活動により延焼を阻止する。

(2) 応援協力体制

① 応援派遣要請

町は、消防団及び西南広域消防本部では十分な活動が困難である場合には、消防相互応援協定に基づき消防本部を通じて他市町村に対して、応援を要請する。また、消防相

互応援協定に基づく応援をもってしても対応できないときは、知事に対し、電話等により他都道府県への応援要請を依頼する。

資料編：1-3 消防組織の体制 2-3 茨城県広域消防相互応援協定書

(3) 境町消防団による活動

① 活動範囲

原則として分団区域を優先して行うが、**境町**消防団本部又は町本部からの指示並びに隣接区域等の火災発生及び被害状況等により応援活動を実施する。

② 任務

- ア 消火活動並びに各消防隊との連携及び飛火警戒
- イ 人命救助及び避難誘導
- ウ 中継送水等の相互応援
- エ 残火処理の徹底
- オ その他命令による業務

(4) 自主防災組織等による消火活動

消火活動においては、初期消火が最も有効である。このため、自主防災組織による初期消火活動、避難誘導は自発的に行われることが望ましい。そのため、町は、自主防災活動の重要性に鑑み、次の事項について、平素から周知に努め、発災時は官民一体となった活動を行う。

① 出火防止

住民及び自主防災組織等は、発災後直ちに火気の停止、ガス・電気の使用停止等を近隣へ呼びかけ、火災が発見された場合は自発的に初期消火活動を行うとともに、消防機関に協力するよう努める。

② 消火活動

住民及び自主防災組織は、初期消火に努め、消防機関の到着に伴い消火活動を移行し、特に空き家・留守宅等の住民情報の提供、非常持ち出し・被災者の避難誘導、飛び火などの警戒活動への協力を努め、いたずらに消火活動・人命救助に自ら飛び込み、二次災害に巻き込まれないよう、立入禁止など消防の現場指揮官の統制に確実に従う。

この際、行政区の公民館等が使用でき、安全が確保できる場合は、避難者を一時的に避難させるとともに、細部の被災者情報について入手し、消防に提供する。

2 救助・救急活動

町は、消防団長指揮のもと、関係機関と連携を密にし、「本節第1 即時救援活動」のとおり救助・救急活動を実施する。なお、坂東消防署による活動は、次のとおりである。

(1) 坂東消防署による活動

① 救助活動

- ア 正確な情報収集を行い、速やかに分析し、人命の危険性が高いと判断したところから救助活動に当たる。また、救助活動は、自力脱出不能者を救助することを原則とする。
- イ 延焼火災が多発し、同時に多数の救助・救急が必要となる場合は、火災現場付近を優先に救助活動を行う。
- ウ 救助活動は、要救助者の安全に留意し、状況により重機等を活用する。
- エ 救助活動が長時間にわたる場合は、交替要員を配置する。

② 救急活動

- ア 重傷者から順次救急搬送を実施する。
- イ 避難所等に医療救護所を必要に応じ配置し、傷病者の応急手当、トリアージを行い、医療機関への搬送を行う。なお、傷病者が多数発生している場合の医療救護所等への搬送は、必要により付近住民及び自主防災組織等の協力を求め実施する。
- ウ 医療機関に対し、診療、収容の可否等の確認をするとともに、情報の提供を行い、また必要により現場へ赴き医療搬送を行う。

③ 後方医療機関への搬送

- ア 医療救護所は、トリアージの結果によって、傷病者の傷病程度に応じ必要な応急手当を行い医療機関に搬送する。
- イ 坂東消防署境分署は、搬送先の医療機関が施設・設備の被害、ライフラインの途絶等により、治療困難な場合も考えられるため、いばらき消防指令センター等から、各医療機関の応需状況を早期に情報収集し、医療救護班に対して情報伝達する。
- ウ 県防災ヘリコプター等による重篤傷病者等の搬送について、搬送体制の整備を行い、積極的に活用を図る。

④ 応援派遣要請

町は自らの消防力で十分な活動が困難である場合は、消防相互応援協定に基づき他の消防本部に対して応援を要請する。また、消防相互応援協定に基づく応援をもってしても対応できない時は、知事に対して電話等により他都道府県への応援要請を依頼する。

さらに、地震災害等における消防機関の行う人命救助、消火活動等について、被災を受けていない事業所の自衛消防隊、その他応急活動に必要な重機、装備を保有する事業所に対し、応援協力要請をする。自主防災組織、事業所の自衛防災組織、住民等は、自発的に救出活動を行うとともに、救出活動を実施する各機関に協力するよう努める。

(2) 自主防災組織等による救助・救急活動

町は、住民及び自主防災組織等に対し、自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに、救助・救急活動を実施する各機関に協力を依頼する。

資料編：1-3 消防組織の体制
1-4 自主防災組織等

第5 応急医療

災害発生時には、広域あるいは局地的に、救助・医療救護を必要とする多数の傷病者の発生が予想される。特に広域に被害が拡大し、傷病者が多数発生した場合は、災害拠点病院である茨城西南医療センター病院、県の保健医療行政の第一線機関である古河保健所のライフラインの途絶による機能低下、医療逼迫は明らかである。

そのため、町は、発災当初から県及び猿島郡医師会（以下「医師会」という。）等と連携し、災害時における被災情報を適宜に提供して共有を図るとともに、応援を前提とした応急医療体制を速やかに確立し、関係医療機関及び各防災関連機関との密接な連携のもとに一刻も早く医療救護活動を行うことができるよう努める。

1 応急医療体制の確保

(1) 初動体制の確保

災害時に迅速かつ的確に救援・救助を行うためには、町の災害対策本部設置に併せ、各医療機関、医療関係団体等の災害対策部門と、速やかな連携体制を確立することが初動において特に重要である。

町は、全ての医療関係者に対し、可能な手段を用いて迅速かつ正確な情報の把握に努め、被災により医療機能の一部を失った場合においても可能な限り医療の継続を図るとともに、自らの施設において医療の継続が困難と認めた場合には、自発的に医療救護所等の医療提供施設に参集するなど応急医療の確保に協力するよう指導する。

この際、傷病者の発生状況、医療施設等の被害状況等を踏まえ、医療・防災関係機関等と調整し、救護の拠点場所、開設数を決定する。

(2) 医療救護班の編成

町は、被害状況に応じ、住民、防災関係機関等の情報に地域の救護状況の把握に努めるとともに、必要に応じて保健センターを基幹とした医療救護班を避難所で編成するとともに、災害の種類・程度により医師会に出動を要請し、災害の程度に即応した医療救護活動を行う。

医療救護班は、医師会の協力を得て、医師1名、看護師2名、連絡員1名の4名で一つの班を編成する。また、医師会は、状況により自らの判断で医療救護班を編成し派遣できる。なお、医療救護班の数は、医療、防災関係機関等との調整会議に基づき、町が決定する。

医療救護活動に従事する医療従事者が不足し、対応できない場合は、次の事項を明示して県に医療従事者の派遣を要請する。

- ① 必要人数
- ② 期間
- ③ 派遣場所
- ④ その他必要事項

(3) DMAT等への協力要請

町は、災害の程度により町の能力をもってしては十分でないとき、広域災害救急医療情報システム^{*1}（以下「EMIS」という。）等に基づく、県及びその他関係機関を通じて、県立病院をはじめ国立病院機構病院、日赤茨城県支部、県医師会、

県歯科医師会等関係団体、災害拠点病院、DMA T^{※2}指定医療機関及びDPAT^{※3}登録機関に対し協力を要請する。

この場合、次の事項を示して応援要請を行う。

- ① 医療救護班の派遣場所及び派遣期間
- ② 必要とする医療活動の内容（内科、外科、産婦人科等の別）及び必要資器材
- ③ 応援必要班数
- ④ 現地への進入経路、交通状況
- ⑤ その他参考となる事項

※¹EMISS（広域災害救急医療情報システム：Emergency Medical Information System）
災害拠点病院をはじめとした医療機関・医療関係団体、消防機関、保健所、市町村間の情報ネットワーク化及び国、県との広域情報ネットワーク化を図り、災害時における被災地内・外における医療機関の活動状況など災害医療に関わる情報を収集・提供し、被災地の迅速かつ適切な医療・救護活動を支援することを目的としたシステムであり、次の3つの機能を有する。

I 基本機能：医療機関の被災状況・受入れの可否・可能数等の情報

II DMA T管理機能：派遣要請、活動状況を管理

III 医療搬送患者管理機能：医療搬送の対象となる患者、広域搬送を行う航空機の管理

※²DMA T（災害派遣医療チーム：Disaster Medical Assistance Team）：

医師、看護師、業務調整員（医師・看護師以外の医療職及び事務職員）で構成され、大規模災害や多傷病者が発生した事故などの現場に、急性期（おおむね48時間以内）から活動できる機動性を持った、専門的な訓練を受けた医療チーム（出典：厚生労働省）

※³DPAT（災害派遣精神医療チーム：Disaster Psychiatric Assistance Team）：

自然災害や航空機・列車事故、犯罪事件などの集団災害の後、被災地域に入り、精神科医療及び精神保健活動の支援を行う専門的なチーム（出典：DPAT事務局）

（4） 救護所の設置

災害救助法が適用された場合、医療の途を失った者への応急的処置は、災害発生の日から14日以内とする。町は、医療機関の医療機能が低下した場合、多数の負傷者が生じた場合、被災地と医療機関が離れている場合等で医療機関のみでは対応できないときは、救護所を設置する。救護所は、学校、集会所等の避難所、病院、保健センター等に設置する。

救護所を設置したときは、速やかに、県に対してDMA Tや日本赤十字社茨城県支部及びその他の関係機関に救護班の派遣を要請する。また、必要に応じ、医師会等に救護班の組織編成を要請し、救護所に派遣する。

《救護所設置にあたっての留意事項》

- ① 町は、次の場合に救護所を設置する。
 - ・ 現地医療機関が被災し、その機能が低下又は停止したため、現地医療機関では対応しきれない場合
 - ・ 患者が多数で、現地医療機関だけでは対応しきれない場合

- ・ 被災地と医療機関との位置関係、あるいは傷病者の数と搬送能力との問題から、被災地から医療機関への傷病者の搬送に時間がかかるため、被災地での対応が必要な場合
- ② 町は、救護所の設置予定場所、名称、収容人員などをあらかじめ定めておく。
- ③ 町は、地域の医療機関の復旧状況、受診者数及び疾病構造を勘案し、地域医療に引き継ぐことが適当と判断した場合は、医師会と協議の上、救護所を廃止する。
- ④ 医療救護班の事務処理に必要な帳簿は、次に掲げる。
 - ・ 医療救護班活動状況
 - ・ 医療実施状況
 - ・ 助産台帳

2 応急医療活動

(1) 医療施設による医療活動

町は、医師会を通じ、町内で被災していない利用可能な病院等に対し、被災者、救護班の受入れ等について依頼し、患者の急増に即応できる応急治療体制を確保する。

この際、トリアージの状況に応じ、重傷者など設備・人員の整った搬送先・手段について県、医師会等と調整する。

(2) 医療救護所での医療活動

- ① 被災者の病状判断、傷病者の程度判定（トリアージ：傷病者の振り分け業務）
- ② 後方医療救護機関への転送の要否及び転送順位の決定
- ③ 重傷者の応急処置及び中等症者に対する処置
- ④ 転送困難な傷病者及び避難所等における軽症者に対する医療
- ⑤ 助産
- ⑥ 巡回医療救護班と連携したメンタルケア
- ⑦ 記録及び災害対策本部への状況報告

(3) 医療救護班・DMAT等の業務

医療救護班・DMAT等は、自らの移動手段の確保等に努める。

町は、医師会、県及び県DMAT調整本部及び県DPAT調整本部等とDMAT等の派遣先・配置等について調整する。なお、DMATの活動はEMISにより管理される。

この際、医療救護活動が円滑に実施できるよう、医療救護班・DMAT等への災害時緊急給油票の発行など配慮する。

また、県に対し、災害医療コーディネーターの派遣を要請する。

- ① 医療救護班の業務は次に示すとおりである。
 - ア 被災者のスクリーニング（症状判別）
 - イ 傷病者に対する応急処置の実施及び必要な医療の提供
 - ウ 医療機関への転送の要否の判断及びその順位の決定
 - エ 死亡の確認
 - オ 死体の検案
 - カ その他状況に応じた処置
- ② DMAT等被災地における活動（域内搬送病院内支援、現場活動を含む）及び広域医療搬送を行う。

(4) 避難行動要支援者への対応

町は、自主防災組織、民生委員・児童委員等と連携し、避難行動要支援者名簿等に基づく避難者情報を、医療救護班と共有し、適切な避難の実施及び避難先を把握する。

この際、問診等によるスクリーニングによる医療機関、福祉施設等適切な搬送先への転送を考慮する。

(5) 傷病者の搬送

傷病者の医療機関への搬送は、消防、医療機関、自衛隊等により、EMISやトリアージに基づき、その対象に応ずる適切な移動手段・優先順によりそれぞれ医療機関へ搬送する。

町は、軽微な場合で、医療設備の要しない車両で移動可能な傷病者に限り搬送を支援する。道路や交通機関の不通時又は緊急に特別な治療を要する傷病者の搬送は、消防防災ヘリコプターあるいは自衛隊によるヘリコプターの輸送等について県又は自衛隊に支援を要請する。

なお、航空搬送はEMISにより管理される。負傷者などを搬送する町内の病院施設は、基本的に災害拠点病院である茨城西南医療センター病院とするも、被災状況に応じ、近隣の災害拠点病院等、医療関係機関等とも調整する。

3 巡回相談チーム・ボランティアとの連携

町は、被災者の健康相談を行うために医療救護班のほか、県、医師会等の医療機関・医療団体等と連携し、医師及び保健師等で構成された巡回相談チームや災害医療ボランティアからの心身両面の医療処置を必要とする被災者の情報収集に努め、必要な医療活動を行う。

なお、災害医療ボランティアは、医療関係団体が運営する医療ボランティア調整本部を通じボランティアの募集、登録、協力依頼、派遣を行う。

町は、必要な場合は県を通じ派遣要請する。県又は医療関係機関は、ボランティア登録手続の済んだ医療ボランティアを受入れ、被災地内保健所において、必要な医療救護所等に配置する。なお、発災に備え、平常時から各種医療関係の応援に関し、受援マニュアルを整備しておく。

4 後方支援活動

町が設置した医療救護所で対応できない中等・重症患者は、医療機関等の医療的判断（トリアージ）のもと、適切な手段により、後方医療施設（被災をまぬがれた全医療施設）へ搬送する。搬送先は、県により、EMISを中心として、県全域の救急医療施設の情報等を収集・提供し、提供を受けた消防機関等は重傷者を搬送するための対応可能な後方医療施設を選定する。

5 医薬品、医療資器材の調達及び供給

(1) 調達と供給

医療関係の資器材の調達・供給は、専門的な知見から、各派遣医療チーム、病院は各医療機関・医療団体等を通じ、県等に対し要請することを基本とし、町は、医療関係機関等と調整し、必要な場合は緊急調達を実施する。

なお、病院、各医療チームは、医療及び助産を実施するため必要な医薬品及び衛生材料について、当面の間、各病院に備蓄しているものを使用し、不足するときは、茨城県災害用医薬品等確保対策要綱により指定備蓄業者から災害医薬品等の確保供給を受けるようになっている。

(2) 血液の確保

輸血用血液製剤については、茨城県赤十字血液センターが直接、医療機関の要望に基づき供給する。

町は、医療機関・医療団体等と連携し、医薬品等の陸路での供給が困難な場合など、状況により県又は自衛隊を通じ速やかにヘリコプターによる搬送を要請する。

(3) 人工透析の供給

町は、人口透析患者に対し、災害時においても継続して透析医療を提供する必要がある。また、クラッシュ・シンドロームによる急性患者に対しても提供できるよう、必要な場合は、県を通じ茨城透析医災害対策連絡協議会から被災地域内における人工透析患者の受療状況及び透析医療機関の稼働状況等の情報を収集し、透析患者、患者団体及び病院等へ提供するなど受療の確保に努める。

なお、町内で透析の治療が行うことができない場合は、県、日本赤十字社茨城県支部及びその他の関係機関に応援を要請する。

資料編：9-1 医師会 9-2 第3次医療機関

第6 危険物等災害防止対策

町は、関係機関と連携し、地震による危険物等災害を最小限にとどめるため、危険物等施設の被害程度を速やかに把握し、二次災害を防止するための応急措置を講じて施設の被害を最小限にとどめる。また、施設の従業員や周辺住民に対する危害防止を図るため、総合的な被害軽減対策を確立する。

細部は、「本計画第5編第3章 危険物等災害対策計画」に準ずる。

1 危険物等流出対策

(1) 連絡体制の確保

町は、消防法にある危険物等を取り扱う事業所に対し、地震等により危険物等流出事故が発生した場合、速やかにその状況を把握し、県、町等に通報するとともに、防災関係機関、隣接事業所とそれぞれの業務等について相互に密接な連携をとり、応急措置を迅速かつ的確に行えるよう協力して実施するよう指導する。

(2) 危険物等取扱事業所の自衛対策

町は、危険物等取扱事業所に対し、危険物等が大量に流出した場合の拡散を防止するため、あらかじめ定めた防災マニュアルに基づき、迅速に危険物等の作業の停止、施設等の緊急停止等の自衛措置を実施するとともに、化学処理剤等により処理するよう指導する。

(3) 町の対応

町は、危険物等取扱事業所から危険物等流出の連絡を受けた場合は、**消防等防災関係機関と連携を図り、速やかに応急処置を実施する。**

2 石油类等危険物施設の安全確保

(1) 事業所における応急処置の実施

町は、地震による被害が発生した場合、危険物施設の管理者に対し、各危険物施設の災害マニュアルなどに基づく応急処置を適正かつ速やかに実施するよう**指導する**。また、被害状況等については坂東消防署境分署、警察等防災関係機関に速やかに報告するよう**指導する**。

(2) 被害の把握と応急措置

町は、管轄範囲の危険物施設の被害の有無を確認し、被害が生じている場合は、消火・救助等の措置を講じる。また、被害状況を県に対して報告し、自地域のみでは十分な対応が困難な場合には応援を要請する。

3 高圧ガス及び火薬類取扱施設の安全確保

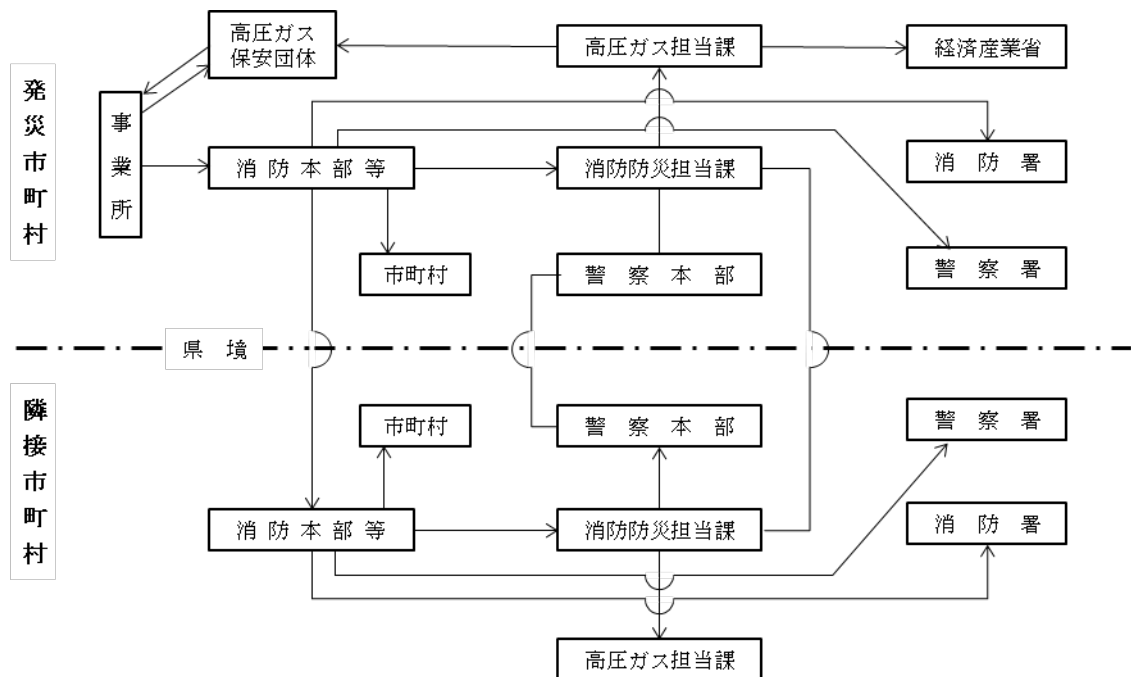
(1) 防災活動の実施

町は、**高圧ガス保安法及び火薬類取締法**にある高圧ガス取扱事業所、液化石油ガス販売事業者及び火薬類取扱事業所に対し、地震発生後、緊急に行う高圧ガス設備等の点検や応急措置について定めた防災マニュアルに基づき適切な処置を行うよう**指導する**。

(2) 毒性ガス漏洩事故発生時の情報収集及び連絡系統

町は、**県高圧ガス保安協会**に対し、地震発生時には、被災事業所と密接な連携をとりつつ、被災情報の収集に努めるとともに、関係機関等に対し速やかに情報を伝達するよう**指導する**。なお、**毒性ガス漏洩事故発生時の連絡系統は、次のとおりである。**

<毒性ガス漏洩事故発生時の連絡通報系統図>



(3) 高圧ガス取扱事業所及び液化石油ガス販売事業者間の相互応援体制の活用

町は、県高圧ガス保安協会に対し、高圧ガス取扱事業所間及び液化石油ガス販売事業者間の相互応援体制が円滑に機能するよう連絡調整を行うよう指導する。

4 毒劇物取扱施設の安全確保

(1) 施設の調査

町は、毒劇物取扱施設の管理者に対し、毒物又は劇物のタンク及び配管に異常がないかどうかの点検を行うよう指導する。

また、施設外への毒物又は劇物の流出等を起こすおそれがある場合、又は流出等を起こした場合には、直ちに応急措置を講ずるとともに、管轄保健所、警察署又は消防機関に連絡し、併せて、町に連絡するよう指導する。

(2) 施設付近の状況調査及び住民の避難誘導

町は、毒物又は劇物の流出等の届出を受けた場合には、速やかに施設付近の状況を調査し、県に報告する。また、町は、警察署、消防機関と協力の上で住民への広報活動及び避難誘導を行う。

(3) 流出等のあった毒劇物の処理

町は、毒物又は劇物の流出等の連絡を受けた場合、消防機関等関係機関と連携をとり、毒物又は劇物の中和、希釈等の応急措置を講じ、被害の拡大防止に努める。

5 有害物質の漏えい及び石綿飛散防止対策

建築物等への被害があり、有害物質の漏えいが懸念される場合は、有害物質の漏えいを防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策が必要である。

町は、建築物等の倒壊・損壊により石綿の飛散が懸念される場合は、石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策について「災害時における石綿飛散防止に係るマニュアル」（平成29年9月 環境省水・大気環境局大気環境課）により行う。

6 地域住民に対する広報及び避難情報の発令等

町は、地震により危険物等の流出、有毒ガス等の漏洩が発生した場合は、地域住民の安全確保を第1とし、応急災害対応に従事する各機関・団体等と情報を共有し、次のように直ちに広報活動を実施する。

なお、町は、避難に関する措置等が必要な場合に備え、手続きに漏れないように努めるとともに、災害情報共有ネットワーク等により県に報告する。

この際、各種危険物等の取扱事業所、警察、消防等営家機関と連携を密にし、避難を要する住民に対しては、速やかに避難指示等を発令し、避難所を準備する。

避難情報の発令、避難等については、「本節第1 即時救援活動及び第2 避難情報・誘導」に準じて実施する。

① 危険物等取扱事業所

町は、危険物等取扱事業所による広報車、拡声器等を利用した迅速かつ的確な広報の実施を指導するとともに、危険物等取扱事業所から必要な広報の依頼を受け、県、防災関係機関と協力して対応する。

② 町の対応

町は、広報車、防災行政無線、防災アプリ、ホームページ、公式 Twitter 等のあらゆる手段により災害の状況や避難の必要性等の広報を行うとともに、県及び報道機関の協力を得て周知を図る。

この際、必要に応じ、立入禁止・危険区域を設定するとともに、禁止事項等の周知を図る。また、防災関係機関、医療機関等と情報を共有し、それぞれの応急対策活動への影響を検討し、消防の指導のもと、必要な対策を講ずる。特に、危険物の種類に応ずる個人防護について、二次災害を防止するため、各派遣元は、現場指揮官を通じ全員に周知するとともに、必要な資機材を町で緊急調達する。

資料編：7-2 危険物・火薬類等関連施設の現況

第7 帰宅困難者対策

町は、地震発生直後において、救助・救援活動、消火活動、緊急輸送道路の応急活動を迅速・円滑に行う必要があり、帰宅困難者等の発生による混乱等を防止するため、「むやみに移動を開始しない」という基本原則や安否確認手段について平時から積極的に広報する。

また、企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な備蓄等を促す必要がある。

なお、帰宅困難者には、交通機関の被災状況、帰宅に必要な各種情報を提供し、最寄りの公共施設に誘導するよう鉄道事業者やバス事業者と連携した対応を行う。

1 情報の提供

町は、「本章第2節第2 3(3)③情報収集・伝達系統3」に基づき、名高速バス、鉄道、路線バス運行会社と連携して、帰宅困難者発生状況を把握し、交通機関の被害状況や交通状況等の帰宅に必要な情報提供を、防災行政無線や防災アプリ、ホームページ、公式 Twitter などインターネット等を利用して行う。

2 帰宅困難者への支援

本町における帰宅困難者は、町外からの自家用車による通勤者が、勤務先で被災し車や道路も破損するような状況が考えられる。このため、企業自ら処置を講ずるほか、必要に応じ町として備蓄品等の提供や、宿泊施設や避難所の利用について調整を行う。道路が使用できるようになった場合は、要請により最寄り駅・地域などへの輸送支援を実施する。

3 普及啓発

町は、企業等における一斉帰宅抑制が実行性あるものとなるように安否確認方法等の周知や備蓄の促進等必要な対策を実施するとともに、各企業等に一斉帰宅抑制に係る普及啓発を行う。

第8 地域の孤立対策

町は、道路被災状況及び情報収集状況から孤立地域の予測を行い、孤立地域からの救助を行う。

1 孤立地域の把握

町は、住民からの情報、防災アプリによる安否確認、地上偵察、ドローンや県の防災ヘリを要請し、航空写真等により被害状況の全体を把握し、道路の被災状況、危険度などから孤立地域を判断する。

2 救出の要請

町は、孤立地域の状況が不明、あるいは支援が必要な場合は、県を通じて自衛隊、県防災ヘリコプター等の出動を要請する。その際、孤立地域のヘリコプター着陸可能場所の位置情報等を提供する。

3 救助活動

町は、孤立地域の解消に向けて次の対策を実施する。

(1) 情報の収集・整理

町は、孤立地域内の傷病者、要配慮者等の情報を収集する。要救助者がいる場合は、容態、人数等に関する情報を収集し県に報告する。

(2) 食料・生活必需品等の供給

災害発生当初は、原則的に地域内の備蓄食料や住民が所有する食料を融通し合って生活することを原則とし、努めて高所において救助を待つように広報し、その要救助者の所在する目印を掲げておくように呼びかける。町は、救助までの間又は道路が応急復旧するまでの間、孤立地域住民の生活の維持のため、ヘリコプター等による食料、生活必需品等の輸送を実施する。

(3) 孤立地域からの救出

町は、県及び自衛隊に対して、傷病者について最優先でヘリコプター等により救出を行うよう要請する。この際、救出した傷病者の搬送先、ヘリポートから医療機関までの搬送手段を確保しておく。また、傷病者が多数いる場合、状況により現地へDMAT等の応急医療派遣チームの派遣を県に要請するとともに、境町消防団、自衛隊等と連携して、住民の救出活動を実施する。

傷病者の発生及び救助については「本節第4 消防活動」に準ずる。

(4) 道路の応急復旧

町は、孤立地域と連携する道路の被災状況及び人命救助等の状況を踏まえて優先順位を決定し、応急復旧にかかる協定締結者及び自衛隊との調整により、災害廃棄物の除去等速やかに実施し、交通を確保する。

道路啓開等については、「本節第3 緊急輸送」に準ずる。

第9 燃料対策◆新設

災害時においても、町の庁舎や災害拠点病院等の重要施設の自家発電用燃料、応急対策を実施する応急対策車両等の燃料は継続して供給する必要がある。

町は、燃料の供給状況や給油所の被災状況を確認するとともに、応急対策車両の優先・専用給油所の開設等を、迅速・的確に実施する。

1 連絡体制の確保と情報収集

町は、県及び県石油業協同組合と連携し、災害発生直後、あらかじめ連絡手段が使用可能な状態にあるか確認を行うとともに、必要に応じて連絡先の確認を行う。

2 災害応急対策車両への燃料の供給

(1) 災害応急対策車両専用・優先給油所の設置

町は、県と連携し、燃料の供給が途絶え、災害応急対策車両への燃料の供給が難しいと判断した場合には、県石油業協同組合に対し、あらかじめ指定した給油所において災害応急対策車両への優先給油を行うよう依頼する。

(2) 「災害時緊急給油票」の発行

町は、県及び防災関係機関等と連携し、事前に指定のできない県外からの応援車両や応急復旧等に必要な工事・調査等を実施する車両に対し、必要に応じて「災害時緊急給油票」を発行する。

なお、「災害時緊急給油票」により給油を行う場合は、その車両がどのような応急対策等を実施するのかわかるような表示を行っておくこととする。

(3) 緊急車両への燃料の供給

町は、災害応急対策車両専用・優先給油所に対し、災害応急対策車両及び「災害時緊急給油票」を持参した車両に燃料の供給を行うよう指導する。

災害応急対策車両及び災害時緊急給油票の交付を受けた車両の利用者が専用・優先給油所において給油を行う場合には、あらかじめ定めるルールに従い給油を受ける。

資料編：8-4	【様式】災害応急対策車両指定の報告様式
8-5	【様式】災害応急ステッカー（第1順位、第2順位）

3 住民への広報

町は、給油所における車列の発生などの混乱を防ぐため、住民に対し、燃料の供給状況や今後の見込み等について定期的に情報を提供する。ただし、優先給油所情報については、関係機関等の関係者に限定し、不必要な渋滞等・錯綜等を防止する。

第4節 応援・受援

大規模な災害においては、過去の災害から得た教訓から応援の枠組みが整備され、国・都道府県を主体として地方公共機関などの応援の制度、協定締結者、NPO、災害ボランティアなどの各種支援業務・組織がある。受援にあたっては、受援組織・体制の確立が重要であり、応援要請にあたっては、協定締結者以外は、総務対策部を受援窓口とし、県へ要請するのが基本的な枠組みである。このため、受援に関する計画等を整備し、具体化を図る必要がある。なお、ここでは、支援について広範多岐にわたる自衛隊の災害派遣及び発災後の職員の応援業務にかかる地方公共団体による応援について記述する。特に、警察、消防など関係機関の救助隊等の広域応援部隊は、地元の境警察署、坂東消防署のリエゾンを通じ調整し、町の県への派遣要請手続き・活動は、自衛隊の災害派遣の項に準じて活動する。

《計画体系》	
応援・受援	1 自衛隊派遣要請・受入体制の確保 2 他の地方公共団体等に対する応援要請
関係部課	総務課、防災安全課、建設課、上下水道課
関係機関	自衛隊、境警察署、坂東消防署、境町消防団

第1 自衛隊派遣要請・受入体制の確保

1 自衛隊に対する災害派遣要請

(1) 災害派遣の担任及び派遣要請手続き

町は、発災後、人命又は財産保護のため、自衛隊の災害派遣を要請する必要があり、自衛隊の災害派遣の3要件（「公共性」、「緊急性」、「非代替性」）を満たした場合は、自衛隊の災害派遣を要請する。

なお、自衛隊には、県、市町村ごと災害の支援を担当する部隊（災害隊区（分区）担任部隊）が決められている。編成・装備は、災害の規模・態様に応じ、上級部隊からニーズに応ずる多種多様の派遣部隊が編成され、派遣部隊が編成される。また、町の災害対策本部を設置した段階から、担任部隊から町に対しリエゾンが派遣され派遣前から緊密に調整・連携する。

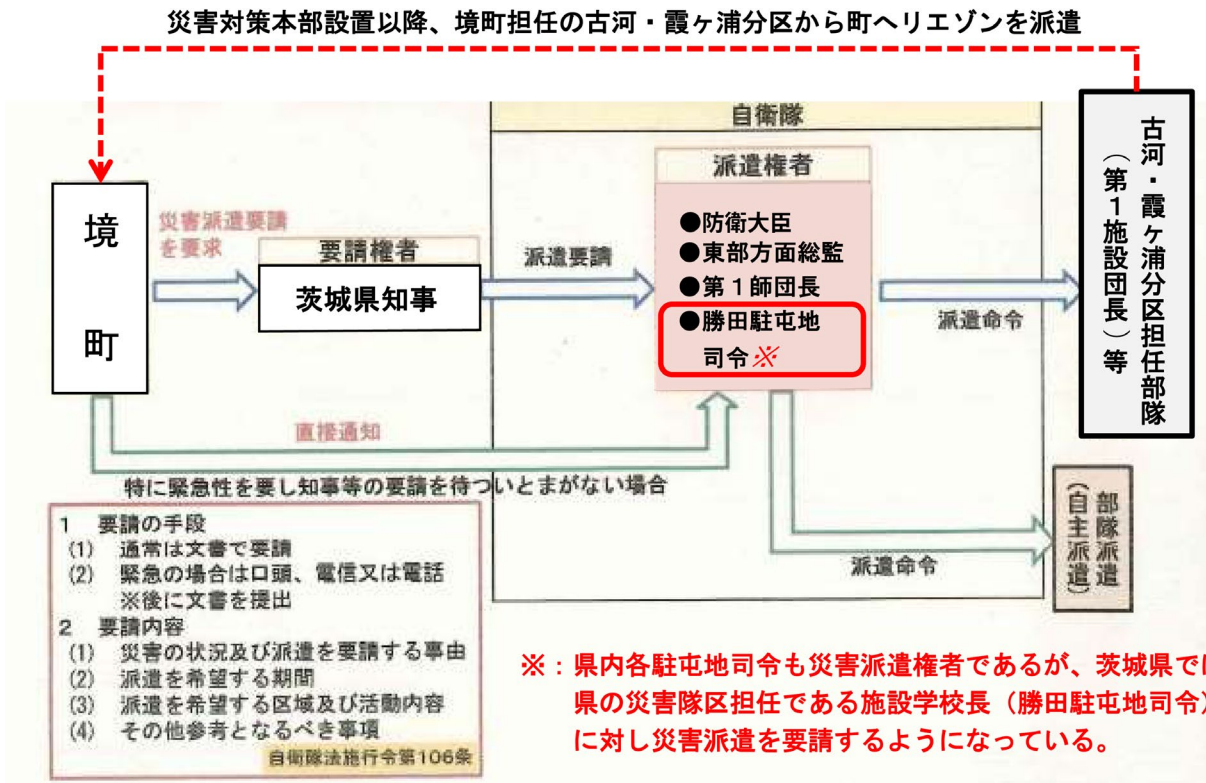
なお、本町を担当する部隊は、古河駐屯地に所在する陸上自衛隊第1施設団である。

資料編：2-6 自衛隊への災害派遣関係

なお、派遣要請については、書面により県知事に対し要請する。緊急を要する場合は、電話等により要請し、事後速やかに文書を提出する。

自衛隊への災害派遣手続きは、次のとおりである。

＜茨城県における自衛隊災害派遣要請の流れ＞



この際、県知事に対する要請文書は、次の「災害派遣依頼書」により派遣事由等を明らかにして要請する。

＜依頼書＞

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 災害の状況及び派遣を要請する事由 <ul style="list-style-type: none"> ア 災害の種類-水害、地震、風害、火災、遭難、交通事故、その他 イ 災害発生の日時 ウ 場所 エ 被害状況 オ 要請する理由 ② 派遣を希望する期間 ③ 派遣を希望する区域及び活動内容 <ul style="list-style-type: none"> ア 派遣希望区域 イ 活動内容 ④ その他参考事項 <ul style="list-style-type: none"> ア 現地において協力しうる団体、人員、機材等の数量及びその状況 イ 派遣部隊の宿営（宿泊）地又は宿泊施設の状況 ウ 現地における要請者側の責任者及びその連絡方法 エ 気象の概況 オ その他 |
|---|

資料編：2-6 自衛隊への災害派遣関係

(2) 通信等が途絶した場合の要請

町は、通信の途絶等により、県知事に対して自衛隊の災害派遣要請ができない場合には、自衛隊からのリエゾンを通じ、分区担任部隊に対し災害の状況や、災害派遣を要請に関し通知し、その後、速やかに県知事にその旨を通知し、派遣を要請する。

(3) 自衛隊の判断による災害派遣

町は、災害が発生し、人命にかかわる緊急の事態が発生した場合等は、自衛隊のリエゾンを通じて調整し、自衛隊は、その事態に照らし、特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たずに部隊を派遣する。

2 自衛隊による災害派遣活動

町は、自衛隊の活動においては、警察、消防等関係機関と連携し、災害派遣の3要件に基づき、次の派遣活動について調整する。特に人命にかかわる活動を優先するとともに、派遣要件がなくなった場合には、撤収を要請する。

(1) 情報収集活動

車両、ボート、航空機（固定翼、ヘリ）等による情報収集

- ① 被災・被害状況の確認・把握
- ② 要救助者の把握

(2) 通信支援

- ① 通信途絶による通信の確保
- ② 救助・情報収集活動等における通信ネットワークの構築

(3) 即時救援活動

ボート、ヘリによる捜索・救命活動等

- ① 負傷者・孤立者等の被災者の救助・避難輸送
- ② 安否不明者の捜索
- ③ 救急患者等の緊急搬送
- ④ 他の機関の救援部隊、医療関係者等の輸送

(4) 応急復旧活動

人力、機械力等による応急復旧

- ① 障害物、泥等の除去による道路啓開
- ② 瓦礫の除去・運搬
- ③ 災害廃棄物仮置場の開設・運営
- ④ 応急ヘリポートの構築
- ⑤ 橋の崩壊等に伴う応急架設
- ⑥ 道路途絶箇所の迂回路の構築
- ⑦ 危険流出物等の危険物の保安・除去
- ⑧ 地震被害に伴う水防活動

(5) 生活支援活動

- ① 給水・給食支援
- ② 応急浴場の開設による入浴支援

- ③ 宿泊用テント等による簡易宿泊施設の構築
- ④ 人員・物資輸送
- ⑤ 救援物資の無償貸与又は譲与：「防衛省の管理に属する物品の無償貸与及び譲与等に関する総理府令」に基づき、被災者に対し救援物資の無償貸付又は譲与することができる。
その他、上記以外で、救急救命、感染症対策支援等の医療支援

(6) その他

その他、当時の状況に応じ、自衛隊の能力で対処可能なもの

3 自衛隊受入体制の確立

(1) 災害派遣部隊到着前後の体制・活動

① 災害派遣部隊到着前の活動

町は、自衛隊への災害派遣要請後、派遣部隊の本部と調整し、次のような受入の体制を確立する。

ア 支援実施期間中の現場責任者の設定

基本的に受援窓口は総務対策部であるが、自衛隊との担当調整窓口は、災害対策本部事務局とする。

イ 情報の収集・提供

派遣に先立ち、最新の被害状況、現在の町等の活動内容、懸案事項、自衛隊へのニーズ・優先順位など、派遣部隊の構想決定に資する情報を提供する。

ウ 災害対策本部内に派遣部隊本部用の部屋等及び備品等の準備

派遣本部室等については、可能な範囲で、努めて他の関係機関との合同調整所、仮眠室（場所）等を併せ設定する。

エ 派遣部隊の活動拠点適地（宿泊施設、駐車場等）の準備

派遣部隊の活動拠点に必要な要件（1次派遣部隊50人の場合の一例）は、次のとおりである。

- ・ 宿泊施設は、努めて体育館等の既存の公共施設が使用できれば望ましい。
- ・ 公共施設が使用できない場合は、宿営用テント（10m×6m）×25張が展張できる地積（約1,500～2,400㎡）が必要である。
- ・ 活動に必要な車両が駐車できる地積（参照：「資料編2-6」）がある。
- ・ 大型トレーラの進入・進出路がある。（道路幅、回転半径を考慮）
- ・ 大型トレーラに建設機械を搭載した重量に耐える地盤（舗装が望ましい。）
- ・ 電気、トイレ、水道のインフラが使用できれば望ましい。

オ 派遣活動に必要な自衛隊の装備品以外の器資材等の準備

派遣活動における自衛隊の装備品の燃料・整備、派遣部隊の食料については自衛隊が準備し、装備品以外で活動に必要な器資材、薬剤、消耗品、施設等は町が準備する。

カ 災害派遣に関する協定の締結

状況により、派遣部隊等と災害派遣協定を締結し、支援の内容・条件・範囲、及び災害派遣の3要件に照らし、撤収要請の要件を明らかにする。

資料編：2-6 自衛隊への災害派遣関係

② 災害派遣部隊到着後

ア 派遣部隊の受入れ・調整

町は、先遣部隊到着後、先遣隊の到着後、直ちに災害対策本部会議、又は調整会議を開催し、最新の状況、町の方針を伝えるとともに、派遣部隊の編制・装備、行動時程等を確認する。併せて、関係機関と支援の担任、連携要領等について調整し、準備した施設・活動拠点、細部事項等は現地現物により確認する。なお、主力部隊等の進入路の選定、受入は、基本的に自衛隊の偵察班・先遣部隊が実施する。

イ 緊急を要する場合の活動

町は、救助・救助など緊急性がある場合は、主力は、直ちに救助活動が行えるよう、現地において、現場指揮官、警察・消防等関係機関と担任地域・手段、要領について最小限の調整とし、すみやかに自衛隊の派遣活動が実施できるように対応する。

ウ 日々の調整会議等の実施

町は、日々の活動終了後、関係機関との調整会議を実施し、支援作業内容、進捗状況、明日の支援予定について報告を受け、問題点・懸案事項について関係機関内で共有し、解決策・方向性について協議して翌日以降の支援内容等を決定する。

(2) ヘリコプターによる支援体制の確立

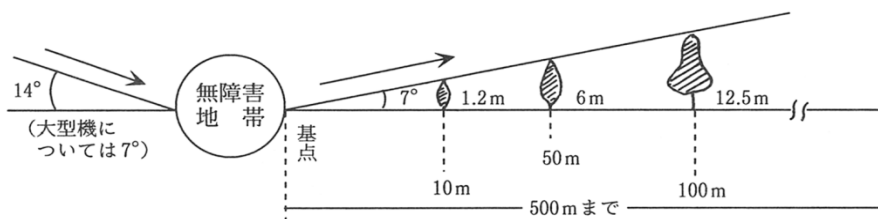
ヘリコプターは、情報収集、救助、搜索、緊急搬送、特に、大規模な災害においては非常に重要な役割を担う。

町は、ヘリコプターの派遣を要請する場合は、緊急離発着場など受入基盤を確実に設定する。このためリエゾン、派遣部隊、又はヘリ部隊の地上の誘導員等と綿密に調整し、次の次項に留意して受入体制を整える。

この際、町内にヘリポートが設定できない場合は、近隣自治体と学校の校庭、公共のグラウンドなどの適地を調整するとともに、必要な場合は、自衛隊により臨時ヘリポートを構築することがある。

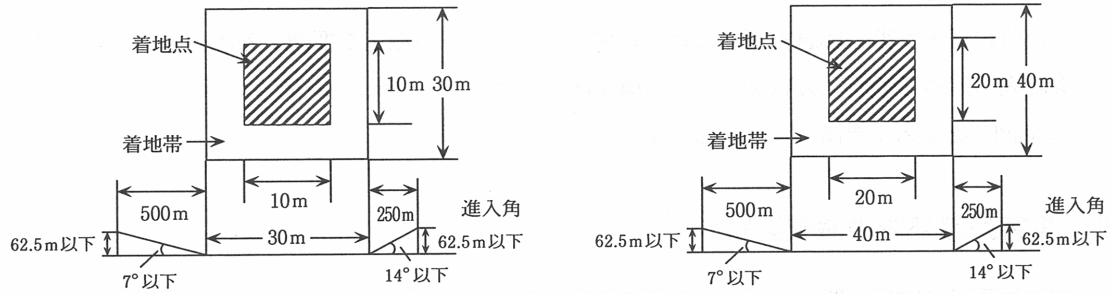
また、これらの留意事項等は、県、警察、消防の防災ヘリの離・発着場にも準用する。

① ヘリポート設定の基準

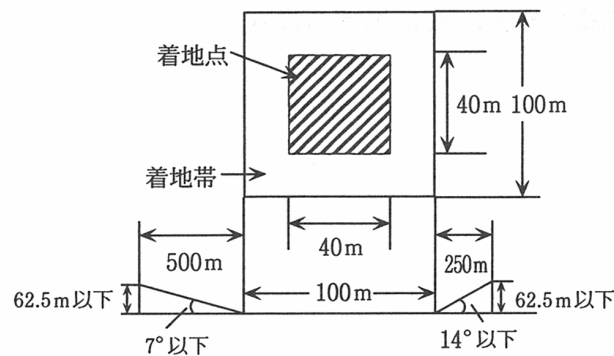


ア 離着地点及び無障害地帯の基準

- ・ 小型機 (OH-6) の場合
- ・ 中型機 (UH-1、UH-60J) の場合



- ・ 大型機 (CH-47) の場合



イ 離着陸地点の地盤

離着陸地点の地盤は、堅固で平坦であること。特に、UH-60J、CH-47 などの場合は、ダウンウォッシュ^{*1}が激しいため、砂利、飛散物が発生しないようエリア内の状態に注意する。

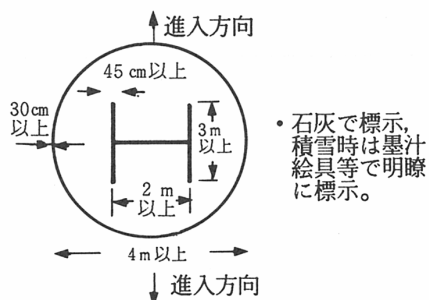
^{*1}ダウンウォッシュ：

ヘリコプターがローターにより上昇するため反作用的に吹き下ろされる強い気流(風)で大型機の風速は、大型台風並みの 30m/s 程度

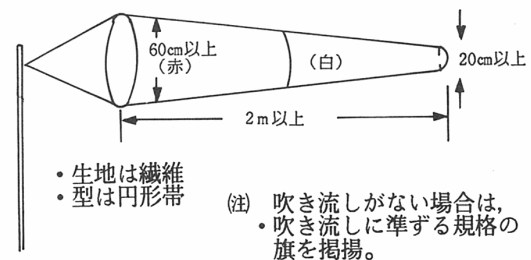
② 着陸地点

着陸地点には、下記標準のH記号を風と平行方向に向けて標示するとともに、ヘリポートの近くに上空から風向、風速の判定ができる吹き流しを掲揚する。夜間使用時には、着陸に必要な灯火施設を設置する。

・ H記号の基準



・ 吹き流しの基準



③ 危害予防の措置

ア 離着陸地帯への立入禁止

離着陸地帯及びその近傍において運行上の障害となるおそれのある範囲には、立ち入らせないように、立入禁止表示や、警戒要員を配置し、通信を確保して安全体制を確立する。また、火災など不測の事態に備え、消防自動車を近くに待機させる。

イ 防塵措置

表土が砂塵の発生しやすいところでは、航空機の進入方向に留意して散水等の措置を講ずる。

ウ 住民に対する広報

ヘリポートを設定する際は、設定場所、立入禁止区域、防塵・暴風の影響などの危害予防措置について、防災行政無線、ホームページ、防災アプリ等により住民に広報し、周知する。

④ ヘリの誘導

ヘリとの通信の確保、離着陸の誘導は、自衛隊により実施し、立入制限や、広報などは町が実施する。

4 災害派遣部隊の撤収要請

町は、自衛隊の災害派遣3要件に照らし、自衛隊の災害派遣の目的を達成したとき、あるいは建築業協会などとの競合による民事圧迫の影響などを考慮し、関係機関の長、派遣部隊の長等と協議の上、県知事を通じ、「部隊撤収要請依頼書」により部隊の撤収要請を依頼する。

5 経費の負担

自衛隊の災害派遣活動に要した経費のうち、町（依頼者）が負担する経費はおおむね次のとおりである。

- (1) 派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機材等（自衛隊装備に係るものを除く。）の購入費、借上料及び修繕費
- (2) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料、借上料
- (3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水道費及び電話料等
- (4) 派遣部隊の救援活動中発生した損害に対する補償費（自衛隊の装備に係るものを除く。）なお、疑義が生じた場合は、自衛隊と依頼者が協議する。

第2 他の地方公共団体等に対する応援要請

現在は、多種多様な応援の枠組みが整備され、国・都道府県を主体として地方公共機関などの応援の制度、自治体間の相互応援協定などにより協力体制が確立され、不足する機能、特に人的応援が必要となる。応援職員については、避難所運営や被災状況の把握、罹災証明書の発行など、早期から長期にわたり生起する業務に対しては、被災者支援等に関するシステムの導入・操作教育など、共通ツールによる支援体制も整備されてきている。

大規模氾濫においては、役場、職員自体が被災し、かつ、周辺自治体も被災する。このため、自力による応急対策等が困難となる場合に備え、受援にかかる計画等を整備し、迅速・的確な応援要請手続きを行うとともに、受入体制を確保することが重要である。

1 応援要請の実施

(1) 「応急対策職員派遣制度」による応援職員の要請

直接的な応援職員の仕組みとして、総務省、地方三団体（全国知事会、全国市長会、全国町村長会）、指定都市市長会により構築された全国一元的な「応急対策職員派遣制度」がある。

町は、被災状況に応じ、必要な場合は、県を通じて各災害フェーズに応じた応援職員の派遣を要請する。本制度では、次の職員が派遣される。

- ① 助言者として、被災市町村の災害マネジメントを総括的に支援する「総括支援チーム」
- ② 被災市町村の避難所の運営や罹災証明書の交付などの災害対応業務を対口方式で支援する「対口支援チーム」

(2) 災害協定に基づく要請

町は、大規模災害に備え、人的・物的支援にかかる各種の災害協定を現在、56団体と締結している。町では、大規模災害の常態化、国難級の災害の蓋然性などから、応援を受けるのみならず、モバイル建築の社会的備蓄や、ふるさと納税代理受付などの構築を通じ、全国的支援のネットワークの展開・普及が重要である。

資料編：2-1 災害応援協定一覧

2-2 災害時の相互応援に関する協定及び同実施細目

① 人的支援にかかる他市町村への応援要請

災害協定の中で、人的支援で、直接職員の応援業務に関わるのは主に自治体間の「相互応援協定」による職員派遣である。町は、適切な災害応急対策を実施する必要がある場合には、他の市町村に対し応援要請を行う。なお、協定に基づく職員派遣は、前述の「応急対策職員派遣精度」に縛られるものではなく、協定締結者の相互調整により応援が可能である。

② 人的以外の災害協定締結者との応援要請

災害協定においては、人的以外では、専門的見地からの役務形態等により、次のような関係団体等と協定を締結しており、各フェーズに応じ必要な応援を要請する。

- ア 全国車載レッカー共同組合との「緊急妨害車両の排除」
- イ 土建組合との「道路の復旧及び倒壊建物の撤去」
- ウ トラック協会との「緊急物資の輸送及び配達等」
- エ 医師会、歯科医師会との「医療チーム派遣」
- オ 県弁護士会、行政書士会との「被災者相談窓口の開設」
- カ 葬儀事業者団体との「ご遺体の処理」

(3) 県への応援要請又は職員派遣のあつせん

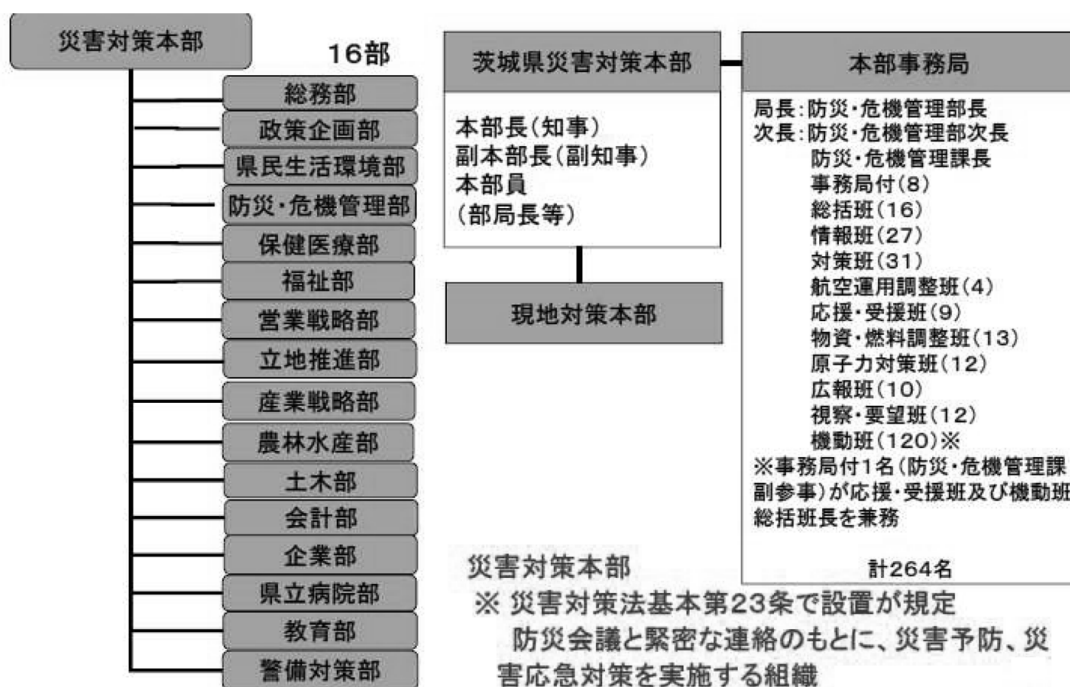
① 県からの応援の枠組み

県では、県内で災害が発生した場合は、非被災市町村から当初、前述の「応急対策職員派遣制度」に準じた「茨城県災害対応支援チーム」を被災地支援に対し、応援職員を派遣する枠組みがある。また、避難所における要配慮者の生活機能低下や要介護度の重度化を防止するため、「茨城県災害派遣福祉チーム（DWAT）」や、被災市町村の保健活動を支援する「災害時危機管理支援チーム（DHEAT）」がある。町は、被災した場合には、県と連携を密にし、これらの応援について要請する。

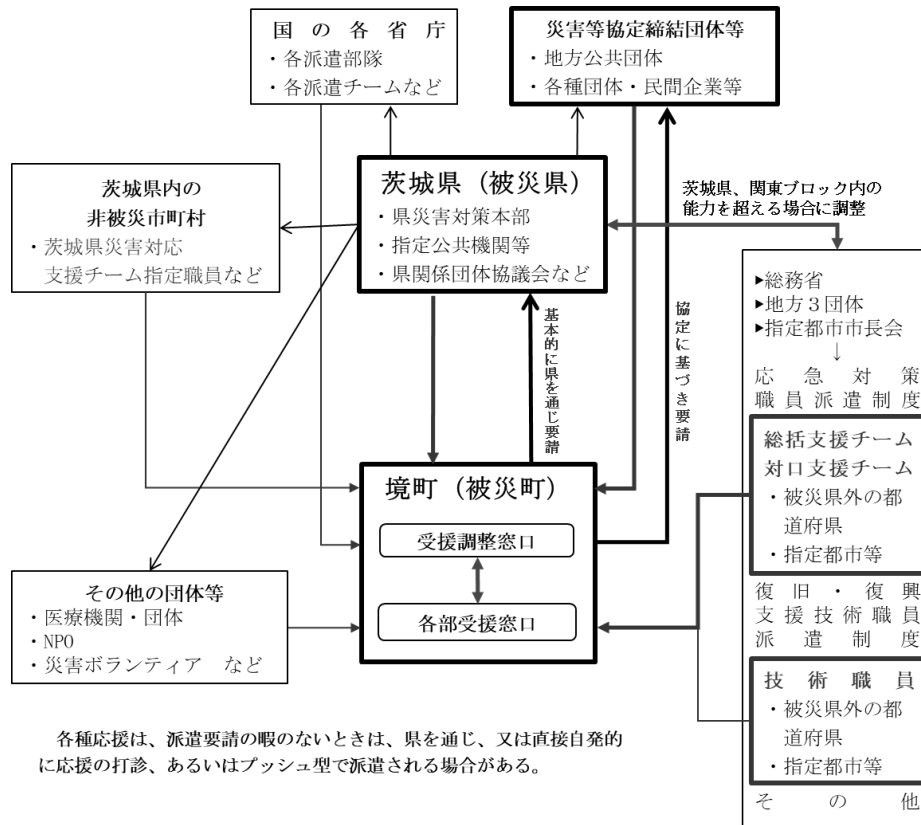
② 県への応援要請

町は、国など協定締結者以外からの応援要請は、基本的に県を通じ実施する。県の災害対応体制及び各団体等に対する応援要請の流れは、次のとおりである。

<茨城県の災害対策本部の体制>



<各団体・組織に対する応援要請及び派遣要領>



町は、知事等に応援、職員派遣のあつせんを求める場合は、県に対し、次の事項を記載した文書をもって要請する。ただし、緊急を要し、文書をもってすることができないときは、口頭又は電話等により要請し、事後速やかに文書を送付する。

<応援要請時に記載する事項>

- ア 災害の状況
- イ 応援（応急措置の実施）を要請する理由
- ウ 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
- エ 応援（応急措置の実施）を必要とする場所
- オ 応援を必要とする活動内容（必要とする応急措置内容）
- カ その他必要な事項

<職員派遣あつせん時に記載する事項>

- ア 派遣のあつせんを求める理由
- イ 派遣のあつせんを求める職員の職種別人員
- ウ 派遣を必要とする期間
- エ その他職員の派遣のあつせんについて必要な事項

(4) 国の機関に対する職員派遣の要請

町は、災害応急対策又は災害復旧のため、必要があると認めるときは、指定地方行政機関の長に対し、次の事項を記載した文書をもって当該機関の職員の派遣を要請する。

- ① 派遣を要請する理由
- ② 派遣を要請する職員の職種別人員
- ③ 派遣を必要とする期間

④ その他職員の派遣について必要な事項

(5) 民間団体等に対する要請及び自主的な応援活動団体

災害により機能低下・損失した機能を補うため、各医療関係の地方公共機関、医療団体による応急医療から、避難所における精神的ケア、リハビリ、栄養指導など専門的な医療チームや、復旧・復興にかかる各種団体等があり、町は、必要があると認める時は、これら民間団体に協力を要請する。また、自主的な応援活動として民間企業、NPO、災害ボランティア等の様々な団体・個人の支援があり、特に災害ボランティアは、被災者に直接寄り添い、行政の限界を補うマンパワーとして必要不可欠であり、期待値も高い。このため、町としては、災害ボランティアセンターの開設・運営について、町社会福祉協議会、県・NPOと連携を図る。

2 応援受入体制の確保

(1) 受援体制の確立及び受援優先業務

町は、大規模災害等が発生する場合は、庁舎機能の喪失等から、受援を前提に体制を整備する。この際、担当窓口を明確、かつ一元化し、県、関係機関、他の市町村との連絡体制を保持する。この際、人的支援における受援優先業務は、次のとおりである。

- ① 避難所の運営
- ② 健康・保健活動（保健師・栄養士の派遣）
- ③ 物資集積拠点の運営
- ④ 被災建築物応急危険度判定
- ⑤ 住宅被害認定調査
- ⑥ 罹災証明書交付業務
- ⑦ 災害廃棄物処理

(2) 受入体制の確保

① 受援担当窓口の設置

町は、受援に関する庁内外の総合調整を行う「受援調整窓口班」を災害対策本部の総務対策部に設置し、人的支援及び業務資源調達等に各調整班をもって組織する。受援調整窓口の役割は、次のとおりである。

- ア 受援に関する全体の状況把握・とりまとめ
- イ 受援に関する全体の管理
- ウ 外部との調整（県、協定締結団体等）
- エ 庁内調整（ニーズ把握等）
- オ 受援に係る調整会議の開催

また、各対策部においては、受援窓口を指定し、それぞれの対策部の受援にかかる状況把握・とりまとめ、応援対する管理受援など受援調整窓口と連携を図る。

なお、警察、消防、自衛隊に関する調整は、災害対策本部事務局を調整窓口とする。

② 受入基盤の整備

町は、基本的に総務対策部をもって一元的に確保・設定（全般統制）する。

この際、各対策部及び事務局と連携し、各候補地は下記から当時の被災及び避難の状況に応じて決定する。

ア 活動拠点

- ・ 支援先の各活動施設又はその近傍、各避難所等

イ 宿泊施設

- ・ 発災当初（3日間程度）は、応援元又は県に自己完結を要請
 以降は災害の状況に応じて、次の施設のうち可能なものを検討して使用
- ・ 予備の災害対策本部又は近傍施設
- ・ 民間宿泊施設の借り上げ
- ・ 近隣自治体又は県へ公共施設等の確保を依頼
 なお、河川防災ステーション、さかいR&Dセンター（仮称）、さくらの丘防災公園等の防災拠点が整備された後は、これらの施設の使用を検討する。

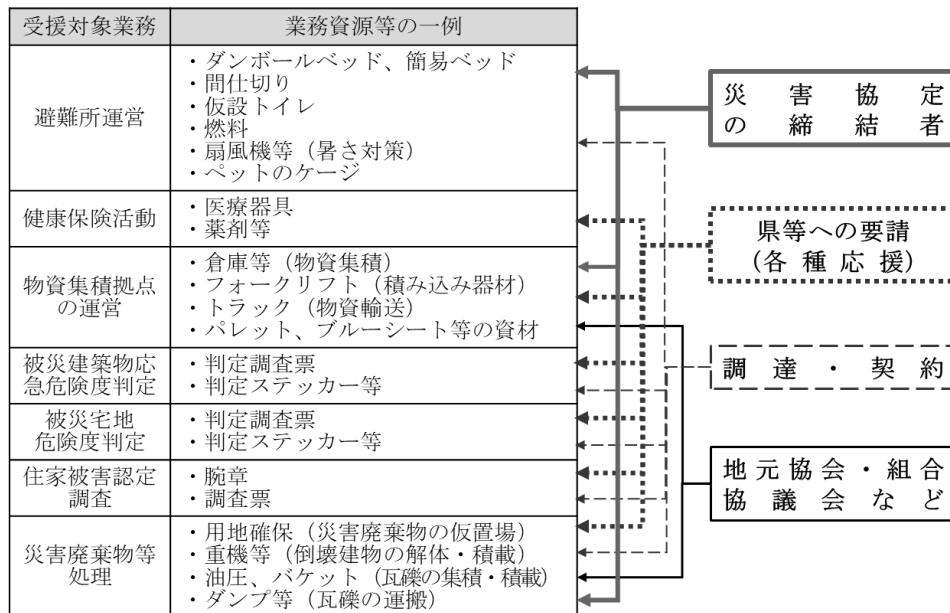
ウ 食料

- ・ 発災後当面（3日間基準）は応援元又は県に自己完結（自前確保）を要請
- ・ 支援物資をもって対応
- ・ 職員用の食料調達も含め確保

エ 業務資源

- ・ 応援業務に必要な器資材、応援活動に必要なものは、応援元に携行を要請
- ・ 境町関係の地図（被害状況を含む）は事務局で逐次に準備
- ・ 備品関係は、総務対策部をもって準備
 なお、主要受援対象ごとの業務資源確保要領は、次の要領を基準とする。

<主要受援対象ごとの業務資源確保要領>



(3) 経費の負担

応援に要した費用は次に掲げるものとし、原則として応援を受けた町の負担とする。

- ① 職員等の応援に要した交通費、諸手当、食料費
- ② 応援のために提供した資機材等物品の費用及び輸送費等

なお、町は、共助のボランティア活動と救助の調整事務について、町社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

3 消防機関の応援要請・受入体制の確保

(1) 町の応援要請

町は、町の消防機関の消防力では十分な活動が困難である場合、県下の他の消防機関に対し、茨城県広域消防相互応援協定に基づき、他の市町村長に対し、応援要請を速やかに行う。

知事は、県内の消防力をもってしても被災地の災害防御に対処できない場合には、消防組織法第44条の規定により、緊急消防援助隊^{*1}又は「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく他の都道府県及び消防機関所有のヘリコプターの派遣等を消防庁長官に要請する。

なお、広域にわたる災害で通信の途絶、あるいは要請を待っている間に被害が拡大するなど緊急性がある場合等は、消防庁長官から被災していない都道府県知事へ派遣要請が行われる場合がある。

^{*1} 緊急消防援助隊：

都道府県ごとに編成され、消防庁長官からの出動の指示などを受けて、全国各地の被災地に迅速に出動（出典：総務省消防庁）

【※消防組織法第44条：非常事態における消防庁長官等の措置要求等の権限】

《応援派遣要請を必要とする災害規模》

- ① 大規模災害又は災害の多発等により、災害の防御が困難又は困難が予想される災害
- ② 災害が拡大し茨城県内の他市町村又は茨城県外に被害が及ぶおそれのある災害
- ③ 多数の要救助者があり、早期に多数の人員、資機材等が必要な災害
- ④ 特殊資機材を使用することが災害防御に有効である災害
- ⑤ その他応援派遣要請の必要があると判断される災害

＜緊急消防援助隊の要請先＞

町からの要請については、あくまでも県を通じ要請する。

平日	消防庁応急対策室	N T T 東日本	03-5253-7527
		衛生	048-500-90-49013
休日・夜間	消防庁宿直室	N T T 東日本	03-5253-7777
		衛生	048-500-90-49102

資料編：2-3 茨城県広域消防相互応援協定書

(2) 応援受入体制の確保

消防の応援隊からの支援を受けるには、活動拠点の確保等の受入準備から、応援活動開始までの体制の確立が重要であり、他の応援機関等との調整が必要である。なお、応援隊の受入れは、「本節第1 3 自衛隊の受入体制の確立」に準ずる。

① 受入窓口の明確化

町の応援受入窓口は、原則的に**防災安全課**又は**坂東消防署境分署**とする。ただし、災害対策本部が設置された場合は、**境町災害対策本部事務局（消防担当）**とする。

② 応援隊との連携

町は、坂東消防署境分署と連携し、次の内容について明らかにして消防関係の応援隊との連携を図る。

- ア 災害状況の情報提供、連絡・調整（応援部隊指揮本部等の設置）
- イ 応援部隊の配置・活動場所の協議及び指示（指揮本部と消防機関協議）
- ウ 部隊の活動、宿営等の拠点の整備・提供（公園等）
- エ 消防活動資機材の調達・提供

③ 日々調整会議の実施

町は、自衛隊等他の機関との連携を図るため、日々の活動終了後、関係機関との調整会議を実施し、支援作業内容、進捗状況、明日の支援予定について報告を受け、問題点・懸案事項について関係機関内で共有し、解決策・方向性について協議して翌日以降の支援内容等を決定する。

④ 経費負担

応援隊が応援活動に要した費用は、原則として応援を受けた町の負担とする。

4 地域や災害の特性を考慮した派遣職員の選定

町は、災害対応のため職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努める。

第5節 被災者生活支援

地震による災害が発生した場合には、迅速かつ的確な応急並びに復旧対策を推進していくことが必要である。特に、災害救助法の適用、避難所の開設、救援物資の供給、応急仮設住宅入居者の選定、義援金の配分、災害弔慰金等の支給等被災者の生活支援に関わる対策については、被災者状況を十分に把握し、それに基づいた対策を推進していくことが重要である。

町は、被災者の把握に関わる業務を積極的に行っていく。



関係部課	総務課、税務課、住民課、防災安全課、まちづくり推進課、財政管財課、子ども未来課、社会福祉課、介護福祉課、保険年金課、健康推進課、農業政策課、建設課、都市計画課、上下水道課、学校教育課、生涯学習課、多文化共生推進室、学校給食センター
関係機関	県西水道事務所、社会福祉協議会、社会福祉関係機関

第1 被災者の把握等

1 避難者、疎開者、自宅被災者の把握

(1) 登録窓口の設置及び被災者台帳の作成

町は、発災後、避難者の氏名、自宅住所、性別、年齢等について登録できるよう、避難所において登録窓口を設置する。

また、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を積極的に作成し、被災者の支援の総合的かつ効率的な実施に努める。

(2) 避難者等の調査の実施

① 調査体制の整備と調査の実施

町は、災害救助法の適用、避難所の開設、食料・水・生活必需品等の供給、義援金の配分、災害弔慰金等の支給、応急仮設住宅の入居者選定等被災者に関わる事項の調査体制を整備し、これを効率的に実施する。

ア 被害調査の実施

各班は、被災者状況、建物被害等を把握するため、地震発生後、事務分掌に基づく被害調査を行う。必要があれば、県に調査を要請する。

イ 調査・報告方法の確立

町は、調査用紙、報告用紙を作成し、その周知徹底を図るとともに、調査方法、報告方法についてもあらかじめ定める。

② 調査結果の報告

町は、調査結果を統括し、災害救助法の適用、避難所の開設、食料・水・生活必需品等の供給、義援金品の配分、災害弔慰金等の支給、応急仮設住宅の入居者選定について県に対し調査結果を報告する。

2 安否不明者の把握

町は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行う。また、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、県と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努める。

3 罹災証明書の交付

町は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。

なお、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明する。また、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施する。

さらに、町は、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努める。

資料編：17-1 罹災証明書

第2 避難生活の確保、健康管理

1 避難所の開設、運営

(1) 避難所の開設

町は、大規模な災害が発生した場合（おそれがある場合を含む。）などに、必要な時期・場所に指定避難所兼指定緊急避難場所を開設する。また、住民が自発的に避難を開始した場合には、速やかに必要な避難所を開設し、職員を配置する。

なお、施設の使用にあたっては、施設管理者と緊密な連絡をとり、管理全体に十分留意する。

① 夜間等の受入れ

非常参集職員又は居合わせた職員は、夜間等に発生するなど突発的な災害の場合、避難の必要が生じると自主的に判断されたとき、町長（本部長）からの指示がなくとも施設入口（門）の錠を解き、門を大きく開け放ち、避難所開設の準備を行う。

② 災害救助法が適用されない小災害の場合

町は、避難した住民の受入スペースの指定にあたっては、事情の許す限り、行政区等の意見を聞き、地域ごとにスペースを設定し、避難した住民による自主的な統制に基づく運営となるようにする。また、要配慮者に配慮した区画の指定（別途にスペースを確保する等）を行う。そのほか、スペースの指定の表示については、床面に色テープ又は掲示等を施し、わかりやすいものになるよう努める。

③ 避難所開設の要請

町は、避難所が不足する場合は、県に対し、避難所の開設及び野外収容施設の設置に必要な資材の調達への協力を要請する。

④ 避難所開設の報告

避難所開設に当たった職員は、避難住民の収容を終えた後、速やかに対策本部に対して、電話（FAX若しくは口頭）又は無線によりその旨を報告する。

対策本部は、避難所の開設を確認後、**渉外広報班**に対して、住民に対する避難所開設に関する広報活動の実施を要請する。

併せて、**避難所を開設した場合には、直ちに次の事項を県に報告する。**

- ア 避難所開設の目的
- イ 箇所数及び受入人員
- ウ 開設期間の見込み

(2) 開設についての留意事項

- ① 町は、要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、宿泊施設等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努める。
- ② 町は、避難者の状況を早期に把握し、避難時における生活環境が常に良好であるよう努める。
- ③ 町は、避難生活の長期化に対応して、女性や子育て家庭など、避難者のプライバシー確保に配慮するよう努める。
- ④ 町は、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供等により、避難所の早期解消に努めることを基本とする。
- ⑤ 町は、災害時における罹災者用の住居として利用可能な公営住宅や空き家等を把握し、災害時に迅速にあっせんできるように努める。

- ⑥ 町は、文教施設の避難所へ駆けつけた教職員に対し、教育に支障のない範囲の協力を求める。
- ⑦ 町は、住民及びボランティア団体等への支援要請を実施する。
- ⑧ 町は、必要に応じ、県の「災害時支援協力に関する協定」に基づき、ゴルフ場の活用を図る。
- ⑨ 町は、特定の避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、町ホームページや県の混雑状況確認アプリ等を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。

(3) 避難者収容時の確認事項

- ① 避難者の住所、氏名、年齢等の調査及び避難者数の把握
- ② 避難者の負傷及び健康状態
- ③ 応援必要物品等の把握
- ④ 安全配置及び避難所の秩序

(4) 避難所の運営管理

町は、避難所の運営に当たって、職員及び自主防災組織、NPO・ボランティアを各避難所に配置し、県作成の「市町村避難所運営マニュアル基本モデル」や「新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた避難所運営マニュアル作成指針」に基づき、町作成の避難所運営マニュアルを整備し、避難所の運営管理を行う。その際、女性の参画を推進し、避難の長期化等必要に応じて、男女によるニーズの違い等男女双方の視点や避難所の安全確保に十分配慮するよう努める。

また、女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、次の項目に配慮するよう努める。加えて、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。

【配慮する項目】

- ① 女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する。
- ② トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する。
- ③ 照明を増設する。
- ④ 性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載する。

さらに、公営住宅や空屋等利用可能な既存住宅のあっせん等により避難先の早期解消に努める。必要があれば、県、近隣市町村に対しても協力を要請する。

【男女双方の視点】

- ① 避難所運営担当職員や保健師に女性を配置する。
- ② 避難所運営体制への女性の参画を進める。
- ③ 避難所内に女性専用の物干し場、授乳室の設置、男女別の更衣室等を確保する。
- ④ 生理用品・女性用下着等の女性用品の女性による配付
- ⑤ プライバシーを確保するために間仕切り等を設置する。
- ⑥ 関係機関等と連携し、女性相談窓口を開設する。

【避難所の安全性の確保】

- ① 男女ペアによる巡回警備
- ② 防犯ブザーの配布

(5) 避難所への要配慮者の収容と配慮

避難所への収容は、要配慮者を優先とする。

町は、避難所では要配慮者に配慮した施設・設備の整備に努める。また、避難者の心身の健康状態に十分配慮し、必要に応じて保健師等による巡回健康相談、社会福祉施設等への緊急入所、ホームヘルパーの派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得て、計画的に実施する。

さらに、要配慮者に向けた情報の提供について十分配慮するとともに、要配慮者の応急仮設住宅への優先的入居、高齢者・障がい者向け仮設住宅の設置等に努める。

(6) 避難所における住民の心得

町は、避難所に避難した住民に、避難所の混乱回避、秩序維持及び生活環境悪化防止に努め、次のような点に心がけるよう、平常時から避難所における生活上の心得について、周知を図る。

- ① 自治組織の結成と主体的な運営及びリーダーへの協力
- ② 正確な情報の伝達、食料・飲料水等の配布、清掃等への協力
- ③ ごみ処理、洗濯、入浴等生活上のルールへの遵守
- ④ 要配慮者への配慮
- ⑤ 乳児への授乳場所の確保
- ⑥ プライバシーの保護
- ⑦ 情報入手手段の確保（携帯電話等の充電ケーブルの避難所への持参等）
- ⑧ その他避難所の秩序維持に必要なと思われる事項

(7) 福祉避難所における支援

町は、施設の安全性確保やバリアフリー化等、要配慮者のために特別の配慮がなされた福祉避難所として、民間の特別養護老人ホーム等の施設を使用することについて、社会福祉法人等との間で協定締結を進める。なお、協定を締結した社会福祉施設については、受入れ可能状況を把握する。

① 福祉避難所の周知

町は、様々な媒体を活用し、福祉避難所に関する情報を広く住民に対して周知する。特に、要配慮者やその家族、避難支援者に対しては、直接配布するなどして、周知を徹底する。

② 食料品・生活用品等の備蓄

町は、食料品の備蓄に当たっては、メニューの多様化、栄養バランスの確保に留意し、食事療法を必要とする内部障がい者や食物アレルギーがある者等へ配慮する。

③ 福祉避難所の開設

町は、一般の避難所において福祉避難所の対象となる者がおり、福祉避難所の開設が必要と判断する場合は、対応可能な福祉避難所を開設する。

④ 福祉避難所開設の報告

町は、福祉避難所を開設した場合には、直ちに次の事項を県に報告する。

- ア 避難者名簿（名簿は随時更新する）
- イ 福祉避難所開設の目的

- ウ 箇所名、各対象受入人員（高齢者、障がい者等）
- エ 開設期間の見込み

2 広域避難者の受入れ

町は、大規模災害が発生した場合、近隣の都県等から多数の避難者の受入れが想定されるため、広域避難者の受入れを実施する。

（1）被災地からの情報収集及び連絡体制の整備

町は、広域避難者の受入れが想定される場合、被災地や県と連携をとり、避難者数や避難者住所等の情報について情報収集に努める。この際、必要に応じて職員を派遣するなど連携強化を図る。

（2）受入れ可能な避難施設情報の把握

町は、町施設の中から、広域避難者受入れ可能な施設を把握し、その結果を茨城県に報告する。必要に応じて町営住宅の空室状況等を調査し、広域避難者の入居を検討する。

（3）広域避難者用避難所の開設

町は、茨城県及び被災地から避難所の開設依頼を受けた場合、若しくは町独自で開設を判断した場合、地域の状況等を勘案し、広域避難者用避難所を開設する。交通手段を持たない広域避難者の移動は、原則、被災県又は被災市町村が実施することとするが、被災県又は被災市町村が手配できない場合は、必要に応じて、バス等の移動手段を検討する。

（4）その他留意事項

① 応急仮設住宅等の提供

町は、広域避難者の健全な住生活の早期確保のため、必要に応じて、町営住宅を応急仮設住宅等として提供する。また、提供に当たっては、要配慮者の優先的入居に配慮する。

② 保育所・小中学校等における被災児童生徒の受入れ

町は、広域避難の避難児童生徒の町内保育所・小中学校等への通所・通学等が必要となる場合、避難児童生徒及びその保護者の意向を確認し、被災地と調整し、転入学や学校への一時受入れなどの対応を実施する。

③ 県との協力

町は、県と広域避難者の受入れに係る情報共有に努めながら、広域避難者への支援に当たる。

3 避難所生活環境の整備

（1）衛生環境の維持

町は、避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努める。被災者が健康状態を損なわずに生活維持するために必要な各種生活物資及び清潔保持に必要な石鹼・うがい薬の提供、仮設トイレの管理、必要な消毒及びし尿処理を行う。

また、移動入浴車の活用等により入浴の提供を行うほか、食事供与の状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。さらに、必要に応じて避難所における家庭動物のためのスペース、災害応急対策に必要な車両の駐車スペースの確保に努める。

避難の長期化等必要な場合には、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、冷暖房器具の提供等の暑さ寒さ対策等を講じるよう努める。

やむを得ず避難所以外の場所に滞在する被災者に対しても、食料等必要な物資の配布等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

資料編：9-4 移動入浴車保有状況等

(2) 対象者に合わせた場所の確保

町は、避難所に部屋が複数ある場合には、乳幼児用や高齢者用、障がい者用、体調不良者用等対象別に割り当てる。体育館等の場合には安全のための通路の確保や着替えの場所等の確保を行う。

なお、一般の避難所で対応が困難である場合は、必要に応じて町は福祉避難所を設置する。

(3) 感染症や食中毒の予防に必要な知識の普及

町は、インフルエンザ等の感染予防のため、手洗い、うがいや咳エチケット、部屋の換気及びトイレ消毒等の保健指導や健康教育を行う。

また、限られた空間の中で、多人数の人間が生活していくために必要な環境の清潔保持に関すること、プライバシー保護に関すること等具体的な衛生教育を実施する。

4 健康管理

(1) 被災者の健康（身体・精神）状態の把握

- ① 町は、避難所において、被災者の健康（身体・精神）状態の把握及び健康相談などの災害時保健活動を実施する。また、必要時は、医師及び保健師等で構成するチームを編成し、対応する。
- ② 町は、災害時保健活動について、「茨城県災害時保健活動マニュアル」に基づき健康ニーズの把握や継続治療、災害による生活不活発病等の二次的疾患の予防など、フェーズに応じた活動を実施する。
- ③ 町は、活動で把握した内容や問題等について、災害時保健活動マニュアルに示す記録様式に記載し、その内容等は、チームカンファレンスにおいて、情報の共有と効果的な処遇検討ができるよう努める。
- ④ 町は、継続的内服が必要な者及び食事指導の必要な者についても配慮する。

(2) 避難所の感染症対策

町は、避難所において、感染症の発生を防止するため、県の「避難所感染症対策の手引き」を参考に、感染症予防対策を実施する。

また、避難所感染症サーベイランスを行い、感染症発生状況を把握し、感染症の拡大防止に努める。

なお、避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難者の過密抑制、ホテルや旅館等の活用等を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して検討するよう努める。

(3) 要配慮者の把握

町は、避難者の中から要配慮者を早期に把握し、処遇に十分配慮する。必要に応じて福祉避難所への移動、社会福祉施設への緊急入所、避難所内の個室利用等を行う。

(4) 被災者の精神状態の把握

- ① 町は、避難所生活の長期化に伴い、身体的・精神的ストレスが蓄積している被災者を対象に、レクリエーション等を行い、ストレスの軽減に努める。
- ② 町は、幼児や児童の保育について、避難所に遊び場を確保しボランティア等の協力を得ながら行う。

(5) 継続的要援助者のリストアップ

町は、援助者が変更しても継続援助が提供できるよう、個別的に継続援助が必要な者について、健康管理票及びリストを作成する。

(6) 関係機関との連携の強化

町は、支援を必要とする高齢者、障がい者等に必要なケアの実施やニーズに応じて介護・福祉サービス、ボランティア等の支援につなぐための連携や調整を行う。

また、症状の安定のために一時的な入院が必要な者、ターミナルケアが必要な者に対しては、福祉施設・一般病院及び精神病院等と連携をとり入院を勧奨する。さらに、本人及び家族が退院後の生活に不安を抱くことがないよう継続的な援助を行う。

5 精神保健、心のケア対策

町は、県、精神保健福祉センター、保健所と連携して心のケア活動を実施する。

(1) 精神保健医療体制

- ① 町は保健所と連携して次のことを実施する。
 - ア フェーズ1～2
 - ・ 心の健康相談、D P A Tによる避難所への巡回診療のサポート及び必要時D P A Tとの同行訪問
 - イ フェーズ3（近隣の精神科医療機関による診療再開）
 - ・ 継続的な対応が必要なケースの把握、対応、D P A Tへの情報提供
 - ウ フェーズ4
 - ・ 仮設住宅入居者及び帰宅者等への巡回診療、訪問活動（必要時同行訪問）
 - ・ P T S D（心的外傷後ストレス障害）への対応
- ② 町は、保健所と連携し、特に心理的サポートが必要となる遺族、安否不明者の家族、高齢者、子ども、障がい者、外国人に対しては十分に配慮するとともに、適切なケアを行う。

(2) 町における災害時のこころのケアへの対応

① 支援情報の周知

町は、災害後の一過性ストレス反応（急性ストレス障害、A S D）や心的外傷後ストレス障害（P T S D）の情報や災害時の心的反応プロセスを、被災者や関係者に周知する。また、相談機関や相談窓口を明示し、必要な支援が得られるようにする。

② ハイリスク者の把握

町は、災害直後から、見守りの必要があると思われる住民に対して、こころのチェックリスト等（様式13）を用いてスクリーニングを行う。

※参考：(財)東京都医学総合研究所のホームページ I E S-R改定出来事インパクト尺度日本語版 www.ncnp.go.jp/pdf/mental_info_check.pdf

③ ハイリスク者の対応

町は、医療が必要と判断される場合は、避難所を巡回しているD P A Tの医師等に相談する。また、かかりつけ（精神科）医療機関がある場合は、その精神科医療機関の受診につなげる。その後も継続して支援する。

■心理的応急対応「サイコロジカル・ファーストエイド（P F A）」

災害やテロの直後に子ども、思春期の人、大人、家族の心理的ニーズに対して行うことのできる効果の知られた心理的支援の方法（災害やテロの直後に行う支持的な介入方法）共感と気づかいに満ちた災害救援者からの支援は、初期反応の苦しみをやわらげ、被災者の回復を助けます。

各対象の状態に合わせた理解の仕方や具体的な援助方法なども記載されています。

出典：「サイコロジカル・ファーストエイド 実施手引き第2版」

アメリカ国立子どもトラウマティックストレス・ネットワーク（アメリカ国立P T S Dセンター）

D P A T事務局ホームページ <http://www.dpat.jp>

第3 ボランティア活動の支援

大地震により大きな災害が発生した場合、町及び防災関係機関等だけでは、災害応急対策を迅速かつ的確に実施することができないことが予想される。

町は、各種ボランティア団体等の協力により、被災者の早期生活再建を図る。

1 一般ボランティア「受入窓口」の設置・運営

(1) 受入体制の確保

町は、災害発生後直ちに、町社会福祉協議会にボランティア現地本部を設置するとともに、一般ボランティアの受入体制を確保する。

(2) 「受入窓口」の運営

① 災害ボランティアセンターにおける活動内容

町社会福祉協議会が運営する災害ボランティアセンターにおける主な活動内容は、次のとおりとする。

- ・ 被災者ニーズの把握、町からの情報収集
- ・ ボランティア活動用資機材、物資等の確保
- ・ ボランティアの受付
- ・ ボランティア調整及び割り振り
- ・ 関係機関へのボランティア活動の情報提供
- ・ ボランティア支援本部への応援要請
- ・ ボランティア保険加入事務
- ・ 関係機関とのボランティア連絡会議の開催
- ・ 町との連絡調整

- ・ ボランティア活動のための地図及び在宅援護者のデータ作成・提供
- ・ その他被災者の生活支援に必要な活動

2 一般ボランティア「担当窓口」の設置・機能

(1) ボランティア「担当窓口」の設置・機能

町は、災害発生後、ボランティア「担当窓口」の開設時に、コーディネートを担当する職員を配置し、町と災害ボランティアセンターとの連絡調整、情報収集・提供活動を行う。

(2) ボランティアに協力依頼する活動内容

ボランティア「受入窓口」において、ボランティアに協力依頼する活動内容は、主として次のとおりとする。

- ① 災害・安否・生活情報の収集・伝達
- ② 避難生活者の支援（水くみ、炊き出し、救援物資の仕分け・配布、高齢者等の介助等）
- ③ 在宅者の支援（高齢者等の安否確認・介助、食事・飲料水の提供等）
- ④ 配送拠点での活動（物資の搬出入、仕分け、配布、配達等）
- ⑤ その他被災者の生活支援に必要な活動

(3) 活動拠点の提供

町は、ボランティア活動が円滑かつ効率的に行われるよう、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供するなど、その支援に努めるほか、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO等との連携を図る。

また、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握する。

さらに、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの生活環境について配慮する。

第4 ニーズの把握・相談窓口の設置・被災者への情報伝達

町は、地震後に被災者が余儀なくされる不便で不安な生活を助け、できるだけ早期の自立をうながしていくために、きめ細かく適切な情報提供を行う。また、被災者の多種多様な悩みに対応するため、各種相談窓口を設置する。

1 ニーズの把握

(1) 被災者のニーズの把握

町は、被災者のニーズ把握を専門に行う職員を避難所等に派遣するとともに、住民代表、民生委員・児童委員、ボランティア等との連携により、ニーズを集約する。

さらに、被災地域が広域にわたり、多数の避難所が設置された場合には、数箇所の避難所を巡回するチームを設けて、ニーズの把握にあたる。

- ① 家族、縁故者等の安否

第5節 被災者生活支援

- ② 不足している生活物資の補給
- ③ 避難所等の衛生管理（入浴、洗濯、トイレ、ごみ処理等）
- ④ メンタルケア
- ⑤ 介護サービス
- ⑥ 家財の持ち出し、家の片付け、引っ越し（荷物の搬入・搬出）

（2）高齢者等要配慮者のニーズの把握

町は、自力で生活することが困難な高齢者（寝たきり、独居）、障がい者等のケアニーズの把握については、町職員、民生委員・児童委員、ホームヘルパー、保健師等の地域ケアシステムチーム員等の巡回訪問を通じて、各種サービス供給の早期確保を図るとともに、円滑なコミュニケーションが困難な外国人についても、語学ボランティアの活用等により、ニーズ把握に努める。

- ① 介護サービス（食事、入浴、洗濯等）
- ② 病院通院介助
- ③ 話し相手
- ④ 応急仮設住宅への入居募集
- ⑤ 縁故者への連絡
- ⑥ 母国との連絡

2 相談窓口の設置

（1）総合相談窓口の設置

町は、各種の相談窓口を代表する総合相談窓口を設置し、県、防災関係機関、その他団体の設置する窓口業務を把握しておき、様々な形で寄せられる問合せに対して、適切な相談窓口を紹介する。

この総合窓口は、災害被害の程度及び原子力事故等の複合災害の状況に応じて開設時間を延長するなど、弾力的な運営を行う。

（2）各種相談窓口の設置

町は、被災者のニーズに応じて次のような相談窓口を設置する。相談窓口は、専門的な内容が多いため、関係団体、業界団体、ボランティア組織等の協力を得て準備、開設及び運営を実施する。

- ① 生命保険、損害保険（支払い条件等）
- ② 家電製品（感電、発火等の二次災害）
- ③ 法律相談（借地借家契約、マンション修復、損害補償等）
- ④ 心の悩み（恐怖、虚脱感、不眠、ストレス、人間関係等）
- ⑤ 外国人（安否確認、母国との連絡、避難生活、災害関連情報等）
- ⑥ 女性（避難生活での困りごと等）
- ⑦ 住宅（仮設住宅、空き家情報、公営住宅、復旧工事）
- ⑧ 雇用、労働（失業、解雇、休業、賃金未払い、労災補償等）
- ⑨ 消費（物価、必需品の入手）
- ⑩ 教育（学校）
- ⑪ 福祉（障がい者、高齢者、児童等）
- ⑫ 医療・衛生（医療、薬、風呂）

- ⑬ 廃棄物（がれき、ごみ、産業廃棄物、家屋の解体）
- ⑭ 金融（融資、税の減免）
- ⑮ ライフライン（電気、ガス、水道、下水道、電話、交通）
- ⑯ 手続（罹災証明、死亡認定等）
- ⑰ 複合災害に関する相談（原発事故に伴う健康・避難・風評被害等）

3 被災者への情報伝達

町は、被災者のニーズを十分把握し、地震の被害、地震活動の状況、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の生活関連情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報など、被災者等に役立つ情報を適切に提供する。

なお、その際、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅への避難者等それぞれに配慮した伝達を行う。

（1） テレビ・ラジオの活用

町は、県内のテレビ、ラジオ局の協力を得て、定期的に被災者に対する放送を行い、生活情報の提供を行う。なお、聴覚障がい者のために文字放送による情報提供に努める

（2） インターネットメールの活用

町は、インターネットポータル会社の協力を得て、災害情報サービスの提供入手が可能となる場を設けるとともに、防災関係機関は情報の提供に努める。

（3） インターネットの活用

町は、町ホームページや町公式 Twitter 等を活用して、被災者に不可欠な生活情報の提供を行う。

（4） ファクシミリの活用

町は、避難所に対する文書情報の同時提供のため、通信事業者、電機メーカー等の協力を得て、ファクシミリを活用した定期的な生活情報の提供を行う。

（5） 災害ニュースの発行

町は、様々な生活情報を集約して、新聞紙面を借り切るなどの措置を講じ、災害ニュースとして、避難所、各関係機関等に配布する。

（6） 臨時災害放送局の設置、運営

阪神・淡路大震災時に設置されたような臨時災害放送局を設置し、災害復興・被災者支援の専門局として位置付けて運営する方法も考えられる。

町は、臨時災害放送局の設置に当たっては、関東総合通信局及びNHK他の技術的協力並びにボランティアの企画運営協力を得る。

4 安否情報の提供

町は、被災者の安否情報について照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り回答するよう努める。

安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとともに、安否情報の提供に当たっては、被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

第5 生活救援物資の供給

災害により生活を維持していくために必要な物資の確保が困難になった場合においても、住民の基本的な生活は確保されなければならない。

町は、食料、生活必需品、飲料水等の生活救援物資について、国の物資調達・輸送調整等支援システムの活用などにより迅速な供給活動を行う。

資料編：2-5 災害救助に必要な物資の調達に関する協定（流通在庫備蓄）

1 食料、生活必需品等の供給

町は、あらかじめ定めた調達方法により食料・生活必需品等を確保し、被災者及び災害応急対策に従事する者等に対し、食料及び生活必需品等の供給並びに炊出し等を行う。

また、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努める。

さらに、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅への避難者等に対しても食料及び生活必需品等が提供されるよう努める。

(1) 食料、生活必需品等の調達

① 公的備蓄

町は、被災者に対する食料・生活必需品等の供給について第1次的には町の備蓄物資を活用する。

② 流通在庫の調達

町は、備蓄物資が不足する場合又は備蓄品以外の物資等を必要とする場合は、災害救助に関する協定を結んでいる町内の販売業者等から調達する。

③ 県、近隣市町村等への調達要請

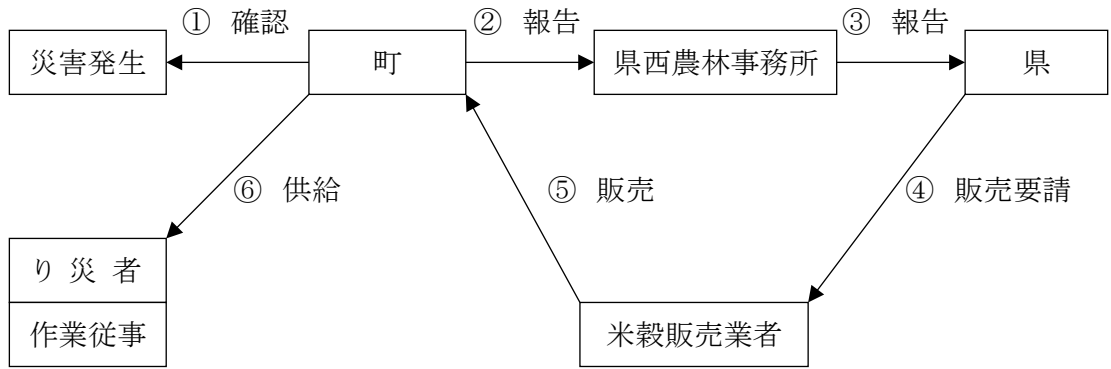
町は、食料・生活必需品の調達が困難な場合には、県に物資の調達を要請する。

なお、災害救助法が適用され応急食料が必要と認める場合は、「災害救助法又は国民保護法が発動された場合における災害救助用米穀の緊急引渡要領」に基づき、知事を通じ、又は連絡がつかない場合は、当該地域を管轄する農政事務所に対して、災害救助用米穀の引渡しを要請する。

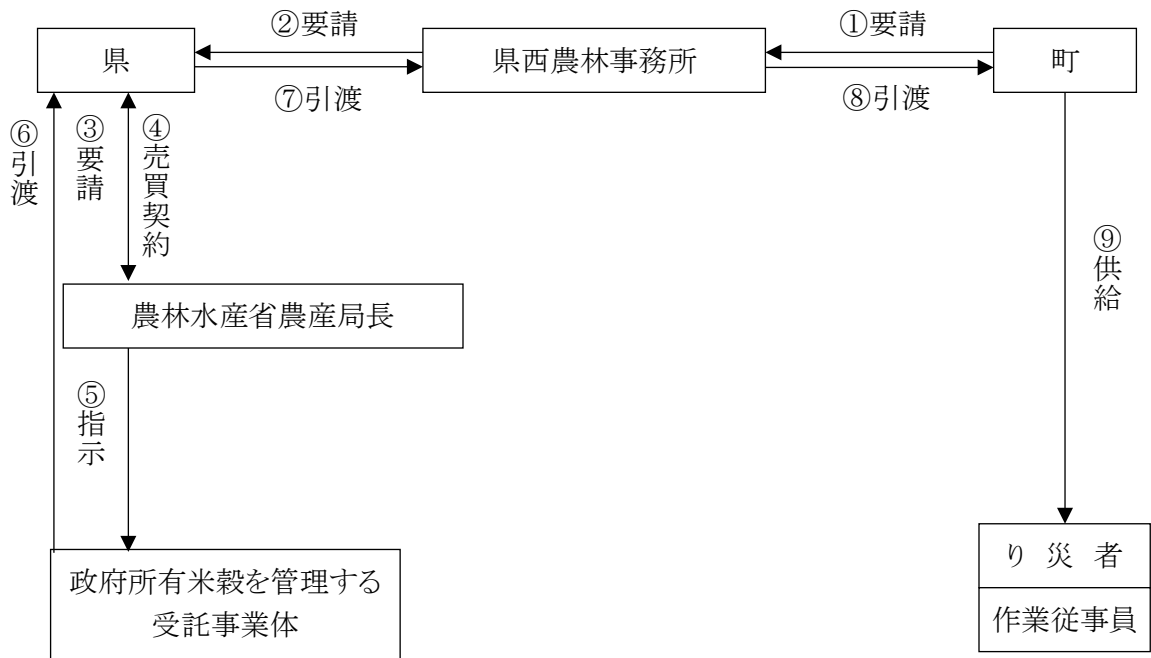
<政府所有の米穀・乾パンの調達>

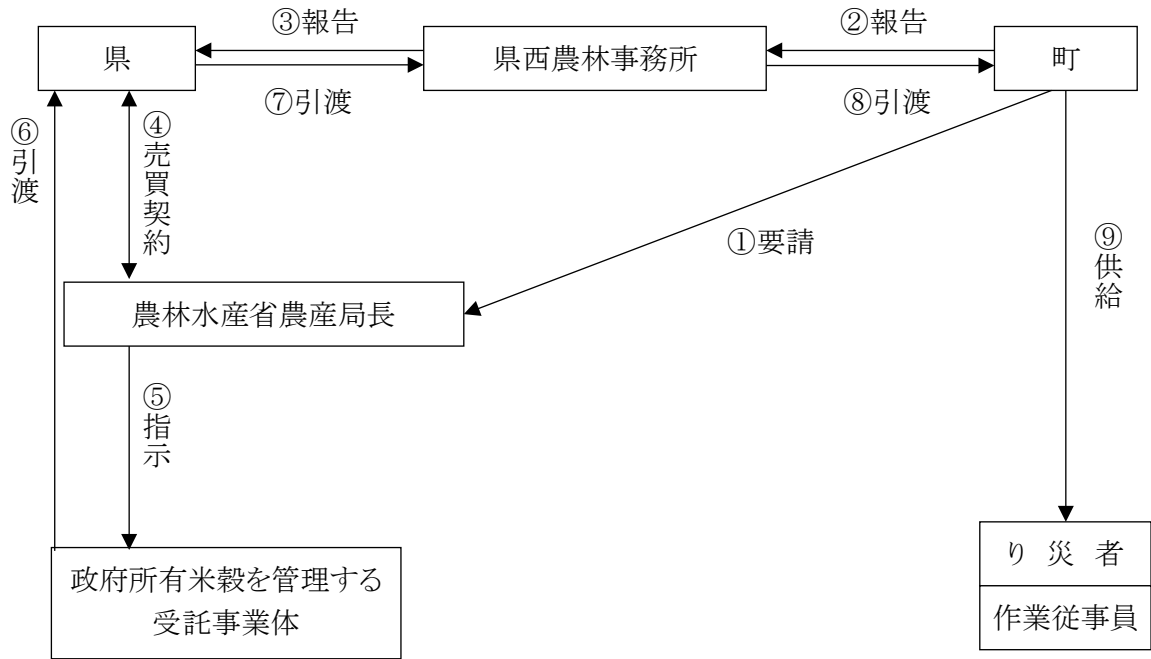
【米穀】

ア 町は、販売業者から所要の米穀を購入し、罹災者等に供給する。町は、応急食料の供給を必要とする人員について県西農林事務所を通じ県に報告する。県は、町の報告に基づき、必要とする応急用米穀の数量等を卸売業者に通知し、手持ち精米の販売を要請する。



イ 町は、災害の状況等により必要と認める場合は、**県**に要請する。**県**は、**農林水産省農産局長**に災害救助用米穀の引渡しを要請する。
 なお、町が直接、**農林水産省農産局長**に連絡した場合は、事後速やかに**県**に報告しなければならない。





(2) 食料・生活必需品等の給与

① 食品、生活必需品等の配分

ア 供給方法

<避難所に収容された者に対するもの>

町は、調達した食料をあらかじめ避難所ごとに組織された班等の責任者を通じて供給する。

<罹災者に対するもの>

町は、調達した食料を直接に供給するか、あるいは小売業者又は取扱者を指定して行う。

<その他災害対策要員等に対するもの>

町は、<避難所に収容された者に対するもの>に準じて行う。

イ 品目例

<食料>

パックごはん、おにぎり、弁当、パン、ビスケット・クッキー、即席めん、味噌汁・スープ、レトルト食品、缶詰、乳児用粉ミルク・液体ミルク、飲料水等

<生活必需品等>

① 寝具	毛布等
② 日用品雑貨	石鹸、タオル、歯ブラシ、歯磨き粉、トイレットペーパー、ごみ袋、軍手、バケツ、洗剤、洗濯ロープ、洗濯バサミ、蚊取線香、携帯ラジオ、老眼鏡、雨具、ポリタンク、生理用品、ティッシュペーパー、ウェットティッシュ、紙おむつ、使い捨てカイロ、マスク、ガムテープ等

③ 衣料品	作業着、下着、靴下、運動靴、雨具等
④ 炊事用具	鍋、釜、やかん、包丁、缶切等
⑤ 食器	箸、スプーン、皿、茶碗、紙コップ、ほ乳ビン等
⑥ 光熱材料	ロウソク、マッチ、懐中電灯、乾電池、LPガス容器一式、コンロ等付属器具、卓上ガスコンロ等
⑦ その他	ビニールシート、仮設トイレ、土嚢袋等

ウ 輸送

町は、販売業者に対し、町の指定する場所まで搬送するよう依頼する。なお、これに寄り難いときは、町の指定する集積場に持参する。

エ 配分

町は、被害状況や要望をもとに、配分を行う。

② 県、近隣市町村への協力要請

町は、多大な被害を受けたことにより、町において炊き出し等による食料、生活必需品等の給与の実施が困難と認めたときは、県及び災害時相互応援に関する協定に基づき近隣市町村に炊き出し等について協力を要請する。

県は、町から食料の給与要請を受けたときは、次により措置を講ずる。

- ・ 日赤奉仕団、自衛隊等への応援要請
- ・ 集団給食施設への炊飯委託
- ・ 調理不要なパン、おかゆ等の供給

③ 物資及び救援物の輸送配分

町は、調達された物資について、災害の状況等を考慮し、その都度被害状況別、避難所別、世帯別に配分計画を立てて支給する。

町は、救援物資について、町が指定する集積場で受付、仕分け等の業務を行い、町職員により配分計画に基づき、被災者に配分する。仕分け、配分等に際しては、日赤奉仕団等の民間団体やボランティアに協力を求める。

なお、個人からの救援物資の受入れに関して、次の事項について総務班を通じて呼びかける。

- ・ 救援物資の送付は依頼品目に限定し、可能な限り義援金による支援に替える。
- ・ 荷物には、物資の内訳及び数量等を明記してもらう。
- ・ 腐敗しやすい生鮮食料品の送付を行わないようにしてもらう。

(3) 炊き出し等の実施

町は、炊き出し場について、被害の状況及び避難所の開設状況を考慮の上、校庭等で炊き出し、避難所に供給する。

1人当たりの主食の応急供給数量は、次のとおりとする。

- ・ 罹災者炊き出し用として供給する場合：1人1食当たり200グラム
- ・ 通常の流通経路を通さないで供給する場合：1人1日当たり400グラム
- ・ 救助作業に従事する者に対し供給する場合：1人1食当たり300グラム

① 炊き出し要員

町は、炊き出し作業について、日赤奉仕団、各種女性団体、避難者等の協力を得て実施する。

② 炊き出し用具の調達

町は、炊き出し用具について、小学校等の給食用施設、器具を使用し、借上げできないものについては適宜、現地において調達する。

③ 品目

町は、米穀（米飯を含む）、乾パン及び食パン等の主食のほか、必要に応じて漬物及び野菜等の副食、味噌、醤油及び食塩等の調味料についても給与するよう配慮する。なお、乳児に対する給与は、原則として粉ミルクとする。

④ 炊き出しの協力要請

町は、多大な被害を受けたことにより、町において炊き出し等による食料の給与が困難と認めたときは、県及び近隣市町村に炊き出し等について協力を要請する。

⑤ 炊き出しの食品衛生

町は、常に食品の衛生に心がけ、次のことに留意する。

- ・ 炊き出し施設には飲料水を供給する。
- ・ 必要な器具、容器を十分確保する。
- ・ 炊き出し施設に皿洗い設備、器具類の消毒設備を設ける。
- ・ ハエ、その他害虫の駆除に十分留意する。
- ・ 原料は新鮮なものを仕入れ、保管にも十分留意する。
- ・ 炊き出し施設は原則として既存の施設を利用するが、これがないときは湿地、排水の悪い場所等から遠ざけて設ける。

2 応急給水の実施

町は、給水状況や住民の被害状況など必要な情報を把握し、次に示す応急給水の行動指針に基づき応急給水を実施する。

<応急給水の行動指針>

- ・被災者が求める給水量は、経時的に増加するので、それに応じた供給目標水量を設定すること
- ・保管上の注意事項の広報等、応急給水された水の衛生の確保の方策を盛り込むこと
- ・水道事業者等が果たす役割、他の公共機関が果たす役割、自治会等による住民相互の協力やボランティア活動に期待する役割を定めること
- ・高齢者等の要配慮者や中高層住宅の住人等が行う水の運搬への支援方策を盛り込むこと
- ・継続して多量の給水を必要とする救急病院等の施設を明らかにすること
- ・応急給水実施時に行うべき広報について、給水の場所や時間等の内容及び文字情報等の迅速かつ確実に伝達できる方法を明らかにすること

(1) 実施機関

応急対策部は、被災者等への飲料水の供給を行う。町のみでは、十分な飲料水の供給ができないと認めたときは、県等に支援要請を行う。

(2) 給水対象者

災害のために、現に飲料水に適する水を得ることができない者

(3) 給水量

① 水源

応急対策部は、浄水場、配水池、貯水槽等の水道施設（運搬給水基地）の使用を原則に、予備水源の量、水質等を把握しておき、迅速に対応する。

② 給水量

町は、災害発生から3日以内は、1人1日30ℓ、7日までには20～300ℓ、14日目までにはできる限り速やかに被災前の水準（約250ℓ）にまで回復させる。

内容 時系列	災害発生 からの日数	1人当たり水量 (ℓ/人・日)	住民の水の 運搬距離	主な給水方法	備考 (用途)
第1次 給水	災害発生から 3日間まで	3	概ね1km以内 ※1	拠点給水（耐震性貯水 槽等）運搬給水を行う。	飲料等
第2次 給水	7日 ※2	20～30 ※3	概ね250m以内	配水本管付近の消火栓 等に仮設給水栓を設置 して仮設給水を行う。	飲料、水栓 トイレ、洗 面等
第3次 給水	14日	約250 被災前給水量	概ね10m以内	宅内給水装置の破損に より断水している家屋 等において仮設給水栓 及び共用栓等を設置し て仮設給水を行う。	

注) 医療施設、避難所、災害対策本部拠点等の重要施設への給水は、災害発生直後から確保する。

注) 目標水量、水運搬距離は、当該地区での井戸水使用等の水確保手段、地形などの条件にできるだけ配慮する。

※1本例では概ね1km以内としているが、住民の水運搬労力の軽減を考慮してできる限り短縮することが望ましい。また、住民等に対して日常から水の備蓄等呼びかけ、応急給水を確保する必要がある。

※27日目以降は必要に応じて更に仮設給水栓を設置し、住民の水運搬距離を短縮し応急給水を充実する。

※3目標水量は、飲料、洗面等の使用水量として20ℓ/人・日とし、これに水洗トイレ（1～2回/人・日程度）の使用水量を見込む場合は30ℓ/人・日とした。20ℓ/人・日とする場合、水洗トイレの水量は、風呂の貯めおき水や河川水等水道以外で確保する。

(4) 給水方法及び広報

① 町は、飲料水について、おおむね次の方法によって供給し、又は確保する。

ア 町は、被災地において確保することが困難なときは、被災地に近い水源地から、タンク車又は容器により運搬供給する。

イ 町は、飲料水が防疫その他衛生上の理由で浄水の必要があるときは、次亜塩素酸ナトリウム溶液を投入し、又は支給して飲料水を確保する。

② 町は、必要な人員、資機材等が不足するときは、指定水道事業者等へ要請するほか、県に次の事項を可能な限り明らかにして、他の水道事業者等の応援を要請する。

ア 給水を必要とする人員

イ 給水を必要とする期間及び給水量

ウ 給水する場所

エ 必要な給水器具、薬品、水道用資機材等の品目別数量

- オ 給水車両借上げの場合は、その必要台数
 - カ その他必要な事項
- ③ 町は、断水した場合、住民に対し応急給水の実施、復旧の見通し等について広報車や口頭などの伝達手段を通じて広報を実施する。

(5) 検査の実施

町は、車両輸送が困難な場合や配水管の破損等による一時的な断水が生じた場合など、井戸水等を飲用しなければならない場合は、飲用の適否を調べるための検査を行う。検査を行うことができない場合は、県に検査の実施を要請することができる。

第6 要配慮者の安全確保対策

町は、災害発生時において、要配慮者に対して配慮した災害応急対策を実施する。

1 在宅要配慮者に対する安全確保対策

(1) 避難行動要支援者等の安否確認、救助活動

町は、民生委員・児童委員、自主防災組織、福祉団体（社会福祉協議会、老人クラブ等）、ボランティア組織等の協力を得て、居宅に取り残された避難行動要支援者の安否確認、救助活動を実施する。町は、あらかじめ定める避難の情報に関する伝達マニュアルや避難支援計画、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づく適切な避難支援を実施する。

(2) 搬送体制の確保

要配慮者の搬送手段として、救急自動車や社会福祉施設所有の自動車を用いる。

(3) 要配慮者の状況調査及び情報の提供

町は、民生委員・児童委員、ホームヘルパー、点訳・朗読・手話・要約筆記の奉仕員及びボランティア等の協力を得てチームを編成し、在宅や避難所等で生活する要配慮者に対するニーズ把握など、状況調査を実施するとともに、保健・福祉サービス等の情報を随時提供する。

(4) 要配慮者への配慮

町は、要配慮者に配慮した食料、飲料水、生活必需品等を確保する。なお、町は、福祉避難所の食料品の備蓄に当たっては、メニューの多様化、栄養バランスの確保に留意し、食事療法を必要とする内部障がい者や食物アレルギーがある者等へ配慮する。また、配布場所や配布時間を別に設けるなど要配慮者に配慮した配布を実施する。

(5) 保健・医療・福祉巡回サービス

町は、医師、民生委員・児童委員、ホームヘルパー、保健師など地域ケアシステムの在宅ケアチーム員等によりチームを編成し、住宅、避難所等で生活する要配慮者に対し、巡回により介護サービス、メンタルケアなど各種保健・医療・福祉サービスを実施する。

(6) 保健・医療・福祉相談窓口の開設

町は、災害発生後、直ちに保健・医療・福祉相談窓口を開設し、総合的な相談に応じる。

2 社会福祉施設入所者等に対する安全確保対策

(1) 救助及び避難誘導

施設等管理者は、避難誘導計画に基づき、入所者等について安全かつ速やかに救助及び避難誘導を実施する。

町は、施設等管理者の要請に基づき、施設入所者等の救助及び避難誘導を援助するため、職員を派遣するとともに、近隣の社会福祉施設、自主防災組織、ボランティア組織等にも協力を要請する。

(2) 搬送及び受入先の確保

施設等管理者は、災害により負傷した入所者等を搬送するための手段や受入先の確保を図る。町は、施設等管理者の要請に基づき、救急自動車等を確保するとともに、病院等の医療施設及び他の社会福祉施設等受入先の確保に努める。被災していない社会福祉施設等の施設等管理者は、可能な限り、緊急一時入所等、施設への受入れに努める。

(3) 食料、飲料水及び生活必需品等の調達

施設等管理者は、食料、飲料水、生活必需品等についての必要数量を把握し供給するとともに、不足が生じたときは、町に対し応援を要請する。町は、施設等管理者の要請に基づき、食料、飲料水、生活必需品等の調達及び配布を行う。

(4) 介護職員等の確保

施設等管理者は、介護職員等を確保するため、施設間の応援協定に基づき、他の社会福祉施設、町に対し応援を要請する。町は、施設等管理者の要請に基づき、介護職員等の確保を図るため、他の社会福祉施設やボランティア組織等へ協力を要請する。

(5) 巡回相談の実施

町は、被災した施設入所者や他の施設等に避難した入所者等に対して、自主防災組織、ボランティア等の協力により巡回相談を行い、要配慮者の状況やニーズを把握するとともに、各種サービスを提供する。

(6) ライフライン優先復旧

電気、ガス、水道等の各ライフライン事業者は、社会福祉施設機能の早期回復を図るため、優先復旧に努める。

3 外国人に対する安全確保対策

(1) 外国人の避難誘導

町は、語学ボランティアの協力を得て、広報車や防災無線などを活用して、外国語による広報を実施し、外国人の安全かつ速やかな避難誘導を行う。

(2) 安否確認、救助活動

町は、警察、自主防災組織、語学ボランティア等の協力を得て、住民登録等に基づき外国人の安否の確認や救助活動を行う。

(3) 情報の提供

① 避難所及び在宅の外国人への情報提供

町は、避難所や在宅の外国人の安全な生活を支援、確保するため、語学ボランティアの協力を得て外国人に配慮した継続的な生活・防災・気象情報の提供や、チラシ、情報誌などの発行、配布、外部からの語学ボランティア「受入窓口」の設置・運営、外国人の避難誘導等への支援を行う。

② テレビ、ラジオ、インターネット通信等による情報の提供

町は、外国人に適正な情報を伝達するため、テレビ、ラジオ、インターネット通信等を活用して外国語による情報提供に努める。

③ 観光施設・宿泊施設などと連携した外国人旅行者に対する情報の提供

町は、外国人旅行者に対して、災害時に速やかに防災情報が提供できるよう、国の示す災害時におけるガイドラインの周知や災害情報を提供するアプリケーションの利用の促進などに観光施設・宿泊施設などとともにも県と連携を図る。

(4) 外国人相談窓口の開設

町は、速やかに外国人のための「相談窓口」を設置し、生活相談に応じる。また、町は「相談窓口」のネットワーク化を図り、外国人の生活相談に係る情報の共有化に努める。

第7 応急教育

教育委員会は、関係機関の協力を得て、災害のため、平常の学校教育の実施が困難となった場合、児童生徒等の安全及び教育を確保する。

1 児童生徒等の安全確保

(1) 情報等の収集・伝達【町、校長等】

- ① 町は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、学校の長（以下「校長等」という。）に対し、災害に関する情報を迅速・的確に伝達するとともに、必要な措置を指示する。
- ② 町は、校長等に対し、関係機関から災害に関する情報を受けた場合、教職員に対して速やかに伝達するとともに、自らテレビ・ラジオ等により地域の被害状況等災害情報の収集に努めるよう指導する。なお、児童生徒等への伝達に当たっては、混乱を防止するよう配慮するよう指導する。
- ③ 町及びその他関係機関は、児童生徒等及び学校施設に被害を受け、又はそのおそれがある場合は、直ちにその状況について、校長等から報告を受ける。
- ④ 町は、各学校と連携し、停電等により校内放送設備等が使用できない場合を想定し、電池式可搬型拡声器等の整備に努めるとともに、情報の連絡方法や伝達方法を定めておく。

(2) 児童生徒等の避難等【校長等】

① 避難の指示

校長等は、的確に災害の状況を判断し、屋外への避難の要否、避難先等を迅速に指示する。なお、状況によっては、教職員は個々に適切な指示を行う。

② 避難の誘導

校長等及び教職員は、児童生徒等の安全を確保するためあらかじめ定める計画に基づき誘導を行う。

なお、状況により校外への避難が必要である場合は、町その他関係機関の指示及び協力を得て行う。

③ 下校時の危険防止

校長等は、下校途中における危険を防止するため、児童生徒等に必要な注意を与えるとともに、状況に応じ、通学区域ごとの集団下校又は教員による引率等の措置を講ずる。
なお、通学路の安全について、日頃から点検に努める。

④ 校内保護

校長等は、災害の状況により、児童生徒等を下校させることが危険であると認めた場合は、校内に保護し、速やかに保護者へ連絡し、引渡しの措置を講ずる。

なお、この場合、速やかに町に対し、児童生徒数や保護の状況等必要な事項を報告する。また、保護者との連絡がとれない場合や保護者が迎えに来ることが困難な場合は、保護者への引渡しができるまで校内での保護を継続する。

なお、通信網の遮断等を想定し、児童生徒等の引き渡し方法等について、日頃から保護者と連携を図り、共通理解に努める。

⑤ 保健衛生

校長等は、災害時において、建物内外の清掃等、児童生徒等の保健衛生について必要な措置を講ずる。

町は、各学校と連携し、帰宅できず校内で保護する児童生徒等のため、日頃から飲料水、食料、毛布等の備蓄に努める。

2 応急教育

(1) 教育施設の確保

学校教育班は、校長等と相互に協力し教育施設等を確保して、教育活動を早期に展開するため次の措置を講ずる。

- ① 校舎の被害が軽微なときは、速やかに応急修理をして授業を行う。
- ② 校舎の被害は相当に大きいが、一部校舎の使用が可能な場合は、残存の安全な校舎で、合併又は2部授業を行う。
- ③ 学校施設の使用が不可能又は通学が不能の状態にあるが短期間に復旧できる場合は、臨時休校し、家庭学習等の適切な指導を行う。
- ④ 校舎が全面的な被害を受け、復旧に長期間を要する場合は、公民館、体育館その他の公共施設の利用又は他の学校の一部を使用し授業を行う。
- ⑤ 施設・設備の損壊の状態、避難所として使用中の施設の状況等を勘案し、必要があれば仮校舎を設営する。
- ⑥ 校舎の被害状況を速やかにかつ安全に確認する体制を日頃から整備するよう努める。

(2) 教職員の確保

学校教育班は、災害発生時における教職員の確保のために次の措置を講じる。

第5節 被災者生活支援

- ① 災害の規模、程度に応じた教職員の参集体制を整備する。
- ② 教職員の不足により、応急教育の実施に支障がある場合は、学校間における教職員の応援、教職員の臨時採用等必要な教職員の確保を図る。
- ③ 災害により、教員の死傷者が多く、平常授業に支障をきたす場合は、教員免許所有者を臨時に雇用するなどの対策を立てる。

(3) 教科書・学用品等の給与

- ① 町は、災害により教科書・学用品等（以下「学用品等」という。）を喪失又は損傷し、就学上支障をきたしている小・中学校の児童生徒等に対して学用品等を給与するよう努める。なお、災害救助法が適用された場合の学用品等の給与についての対象者、期間及び費用の限度額については、茨城県災害救助法施行細則による。
- ② 町は、自ら学用品等の給与の実施が困難な場合は、県へ学用品等の給与の実施、調達について応援を要請する。

(4) 避難所との共存

教育委員会は、学校と連携し、学校が教育の場としての機能と、避難所としての機能を有するために、災害応急対策を行う前に次の措置を講ずる。

- ① 町は、学校を避難所に指定する場合、教育機能維持の視点から使用施設について、優先順位を教育委員会と協議する。
- ② 町は、避難所に指定する学校の担当職員を決め、教育委員会、学校、自主防災組織等と災害時の対応を協議し、それぞれの役割分担を明確にする。
- ③ 町は、避難所に指定された学校に対し、あらかじめ教職員の役割を明確にし、教職員間で共通理解しておくとともに、マニュアル等を整備するよう指導する。
- ④ 町は、学校に対し、帰宅できず校内で保護している自校の児童生徒等への対応と、避難してきた地域住民等への対応の双方に留意するよう指導する。
- ⑤ 町は、避難所に指定されていない学校に対し、災害時には地域住民等が避難してくることを想定し、同様の対応ができるよう努めるよう指導する。

第8 義援物資対策◆新設

1 義援物資の情報の収集・発信

- (1) 町は、各避難所等における必要な物資・数量を集約し、不足する場合には、県に対し、要請を行う。
- (2) 町は、各避難所等のニーズ及び受入方針等を、町ホームページ等を通じて情報発信する。

2 物資の受入れ

- (1) 町は、町社会福祉協議会やボランティア等と連携して、物資拠点等に指定した管理・配送拠点施設を活用し必要としている物資を受け入れる。大規模災害時に保管スペースが不足する場合に備え、事前に候補施設を選定しておくよう努める。また、民間倉庫等も活用できるよう倉庫業協会等との災害時応援協定の締結など体制の整備に努める。

- (2) 町は、提供申出者による被災地への配送が困難な場合は、一時保管し、在庫管理を行う。
- (3) 町は、義援物資の管理に当たって、災害時応援協定に基づき県トラック協会等物流事業者の資機材や人材、ノウハウ等を活用することで、的確に管理を行う。

3 物資の配送

町は、物資の配送について、必要に応じて、災害時応援協定に基づき県トラック協会等に要請し、実施する。

第9 愛玩動物の保護対策◆新設

過去の災害においては、飼い主不明の動物や負傷動物が多数生じた。また、愛玩動物は、飼い主にとっては家族同然であり、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。

町は、動物愛護の観点から、県等関係機関や県獣医師会、動物愛護関係団体等と協力体制を確立し、愛玩動物の保護及び適正飼養について支援する。

1 飼い主不明及び負傷した愛玩動物の保護

町は、県と連携し住民避難の際に被災地に残された愛玩動物の保護収容、危険動物の逸走防止を行うとともに、関係機関等と協働して愛玩動物の一時預かりや、飼い主の発見に努める。

2 避難所における動物の適正飼養に係る措置

(1) 発災当初の愛玩動物の避難の考え方

町は、発災当初の避難所への受入れは、人を優先する。避難者の中には、動物アレルギー、動物が苦手な人も存在し、また、興奮状態から吠える、危害を及ぼす、逃げ出すなど安全管理上からも、盲導犬、介助犬以外は人間と同じ居住スペースにおくことはできない。更に、専属職員の配置も困難である。このため、上記趣旨に基づき「飼い主の責任による確実な管理のもと、避難当初は人の受入れを重視し、車中避難を基本」とし、避難者の安全を第一として事前の問い合わせ対応、同行避難者への対応・説明を丁寧、かつ適切に実施し、理解を得るように努める。

① 問い合わせに関する対応

町は、総合窓口において、上記趣旨で基本的に居住スペースには入れない旨を説明し、「飼い主の責任で管理を基本」の理解を得て、次の事項について願います。

- ア 避難の際には、できれば事前に動物を預ける処置を依頼（親戚・知人、ペットホテル）
- イ 動物を同行する場合は、可能な場合は、自らの縁故先等の避難先への避難、車中避難について依頼
- ウ 避難所へ避難する際は、必ずゲージ、食事、トイレシート・おむつ等の携行を依頼

② 動物と同行避難者の対応

動物を連れてきた避難者には、上記趣旨を説明し、次の事項について周知する。

- ア 避難所内では、飼い主とともに車中避難を基本とし、居住スペース内への搬入を禁止
- イ 避難所敷地内を連れて移動する場合は、ゲージなどに入れて移動
- ウ 犬等の散歩は、避難所敷地外において実施し、確実に首輪を着け、確実にフンを始末
- エ 状況により、駐輪場などの屋根付の屋外に、ペット避難所を設定する場合がある。この場合、予防接種、去勢・避妊、性格上他のペットとの共存が可能なものに限定し、食事・トイレ・運動は飼い主の責任で実施する。

(2) 避難後の愛玩動物の避難の考え方

町は、時間の経過とともに愛玩動物の管理のため、避難所に隣接した場所を指定し、愛玩動物を受け入れられるよう配慮するとともに、動物伝染病予防等を含めた災害時における動物の管理について必要な措置を講ずる。

① 動物用施設の準備

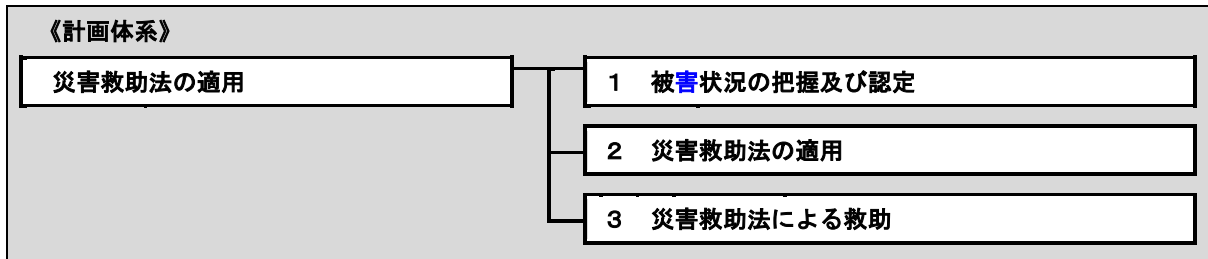
町は、屋根付きで風雨を避けられる適切な場所に、基本的に各種別ごと個々にゲージに入れて集中的に設定し、施設管理者の了承を得て可能な場合は屋内の施設を利用する。また、大型犬、屋外犬等は、狂犬病等の予防接種の確認、他の動物との喧騒の恐れがないなど可能な場合は、屋外に施設を設けることも検討する。

② 動物用施設の管理

施設の管理に当たっては、個々の動物の飼い主の責任において食事、トイレ、運動を実施し、可能な場合は、共有の運動施設を設定する。この際、町で、動物の避難所におけるルールについて定め、一般の避難者の理解のもと共通の認識で管理するとともに、飼い主間で管理組織の編成し、ゲージから出す場合は、首輪・リードを確実に装着する等の安全管理や、鍵の管理、清掃等を徹底するなど、一般避難者との不要なトラブルを防止する。

第6節 災害救助法の適用

町は、町の被害が一定基準以上であり、かつ応急的な救助を必要とする場合、災害救助法の適用による救助を行うことにより、被災者の保護と社会の秩序の保全を図る。



関係部課	総務課、財政管財課、税務課、住民課、防災安全課、子ども未来課、社会福祉課、介護福祉課、保険年金課、健康推進課、建設課、都市計画課
関係機関	坂東消防署境分署、境町消防団

第1 被害状況の把握及び認定

1 被災世帯の算定

被災世帯の算定は、住家が全壊、全焼、流失等により滅失した世帯を1世帯とし、住家が半焼、半壊等著しく損傷した世帯については1/2世帯、床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住不能となった世帯にあつては1/3世帯とみなして算定する。

2 住家の滅失等の算定

(1) 住家の全壊、全焼、流失

住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その延床面積の70%以上に達した程度のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のことをいう。

(2) 住家の半壊、半焼

住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その延床面積の20%以上70%未満のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のことをいう。

(3) 住家の床上浸水

(1)及び(2)に該当しない場合であつて、浸水がその住家の床上に達した程度のもの又は土砂、竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったものをいう。

3 住家及び世帯の単位

(1) 住家

現実に居住のために使用している建物をいう。ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているものは、それぞれ1住家として取り扱う。

(2) 世帯

生計を一にしている実際の生活単位をいう。

第2 災害救助法の適用

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条に定めるところによるが、災害による被害が、次に掲げる基準に該当し、知事が救助を必要と認めるとき、町単位にその適用地域を指定し実施する。

【※災害救助法施行令第1条：災害の程度】

1 町の住家滅失世帯数

町における全壊、全焼、流失等による住家の滅失した世帯数が50世帯以上に達したとき。(災害救助法施行令第1条第1項第1号)

<令別表第1>

市町村の人口		住家滅失世帯数
	5,000人未満	30世帯
5,000人以上	15,000 "	40 "
15,000 "	30,000 "	50 "
30,000 "	50,000 "	60 "
50,000 "	100,000 "	80 "
100,000 "	300,000 "	100 "
300,000 "		150 "

2 県、町の住家滅失世帯数

町の区域を包括する県の区域内の被害世帯数が、その人口に応じ、それぞれ次の表第2に示す数以上であって、町の区域内の被害世帯数がその人口に応じ、全壊、全焼、流失等による住家の滅失した世帯数が25世帯以上であること。(災害救助法施行令第1条第1項第2号)

<令別表第2>

都道府県の区域内の人口		住家滅失世帯数
	1,000,000人未満	1,000世帯
1,000,000人以上	2,000,000 "	1,500 "
2,000,000 "	3,000,000 "	2,000 "
3,000,000 "		2,500 "

<令別表第3>

市町村の人口		住家滅失世帯数
	5,000 人未満	15 世帯
5,000 人以上	15,000 "	20 "
15,000 "	30,000 "	25 "
30,000 "	50,000 "	30 "
50,000 "	100,000 "	40 "
100,000 "	300,000 "	50 "
300,000 "		75 "

3 県の住家滅失世帯数

町の区域を包括する県の区域内の被害世帯数が、その人口に応じ次の表に示す数以上であって、町の区域内の被害世帯数が多数あること。(災害救助法施行令第1条第1項第3号)

<令別表第4>

都道府県の区域内の人口		住家滅失世帯数
	1,000,000 人未満	5,000 世帯
1,000,000 人以上	2,000,000 "	7,000 "
2,000,000 "	3,000,000 "	9,000 "
3,000,000 "		12,000 "

4 災害救助法の適用手続

町長は、町内の被災状況、救助の措置に関する情報を収集し、「被害状況報告表」を用いて、県に対して報告する。

資料編：13-6 【様式】被害状況報告表
13-9 【様式】災害救助法適用申請書

第3 災害救助法による救助

1 救助の実施機関

救助は、国の責任において行われるものであるが、その実態に関する事務は、県の法定受託事務となっている。

救助活動を迅速に実施するため必要なときは、救助の実施に関する事務の一部を町長が行うこととする。この場合、事務の内容及び期間を町長に通知する。

町長は、救助を実施したときは、速やかにその内容を知事に報告することとする。

2 救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償等

「茨城県災害救助法施行細則に定める救助の程度、方法及び期間早見表」による。

【参考】災害救助法による救助の種類と権限

町長（知事の補助機関として）及び知事は、災害救助法、同法施行令及び同法施行細則（昭和36年県規則第83号）に基づき、次の救助を実施する。

- 1 町長は、救助を迅速に実施することが必要で知事による救助実施を待つことができないときは、（知事の補助機関として）救助を実施することができる。その場合、町長はその状況を速やかに知事に報告する。
- 2 知事が救助を迅速に実施するために必要と認めるときは、救助の実施の一部を町長が行うことができる。この場合、知事は救助の期間、内容を町長に通知する。

（救助の種類）

- 1 避難所及び応急仮設住宅の供与
- 2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- 3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- 4 医療及び助産
- 5 被災者の救出
- 6 被災した住宅の応急修理
- 7 生業に必要な資金の貸与
- 8 学用品の給与
- 9 埋葬
- 10 死体の搜索
- 11 死体の処理
- 12 障害物の除去
- 13 救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費
- 14 救助事務費

茨城県災害救助法施行細則に定める救助の程度、方法及び期間早見表

(内閣府「令和3年度災害救助基準」令和4年4月1日)

※本表内において、災害救助法を「法」という。

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
避難所の設置 (法第4条第1項) 【※1】	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり 330円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。(ホテル・旅館の利用額は@7,000円(食費込・税込)／泊・人以内とするが、これにより難しい場合は内閣府と事前に調整を行うこと)
避難所の設置 (法第4条第2項) 【※2】	災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり 330円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	法第2条第2項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間(災害が発生し、継続して避難所の供与を行う必要が生じた場合は、法第2条第2項に定める救助を終了する旨を公示した日までの期間)【※3】	1 費用は、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金や光熱水費とする。なお、夏期のエアコンや冬期のストーブ、避難者が多数の場合の仮設トイレの設置費や、避難所の警備等のための賃金職員等雇上費など、やむを得ずその他の費用が必要となる場合は、内閣府と協議すること。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○建設型応急住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、知事が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額 1戸当たり 6,285,000円以内 3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から20日以内 着工	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として6,285,000円以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間 2年以内
		○賃貸型応急住宅 1 規模 建設型仮設住宅に準じる 2 基本額 地域の実情に応じた額	災害発生の日から速やかに借上げ、提供	1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 2 供与期間は建設型仮設住宅と同様。
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若し	1人1日当たり 1,180円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)

第6節 災害救助法の適用

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
	くは災害により現に炊事のできない者			
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者（飲料水及び炊事のための水であること）	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	1 輸送費、人件費は別途計上
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季（4月～9月）冬季（10月～3月）の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること

区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上 1人増すごとに加算
全壊 全焼 流失	夏季	円 18,700	円 24,000	円 35,600	円 42,500	円 53,900	円 7,800
	冬季	31,000	40,100	55,800	65,300	82,200	11,300
半壊 半焼 床上浸水	夏季	6,100	8,200	12,300	15,000	18,900	2,600
	冬季	9,900	12,900	18,300	21,800	27,400	3,600

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
医療	医療の途を失った者（応急的処置）	1 救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所…国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は別途計上
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって、災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は別途計上
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の搜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上
被災した住宅の応急修理	1 住家が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住する	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分 一世帯当たり ①大規模半壊、中規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 655,000円以内 ②半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 318,000円以内	災害発生の日から3か月以内（災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1	

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
	ことが困難である程度に住家が半壊(焼)した者		項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、6月以内) 【※8】【※9】 【※10】	
学用品の給与	住家の全壊(焼)、流失、半壊(焼)又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学生児童 4,700円 中学生生徒 5,000円 高等学校等生徒 5,500円	災害発生の日から (教科書) 1か月以内 (文房具及び通学用品) 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人(12歳以上) 213,800円以内 小人(12歳未満) 170,900円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)をする。	(洗浄、消毒等) 1 体当たり 3,500円以内 一時保存： ○既存建物借上費：通常の実費 ○既存建物以外：1体当たり 5,400円以内 検案、救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイス購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	町内において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均 138,300円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費(法第4条第1項)	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の搜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費(法第4条第2項)	避難者の避難に係る支援	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	災害が発生するおそれ段階の救助は、高齢者・障害者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり、以下の費用を対象とする。 ・避難所へ輸送するためのバス借上げ等に係る費用

第6節 災害救助法の適用

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
				・避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者【※11】)	法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等(法第3条に規定する都道府県知事等をいう。)の総括する都道府県等(法第17条第1号に規定する都道府県等をいう。)の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める【※4】【※5】【※6】	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額
救助の事務を行うのに必要な費用	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費(消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料) 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	救助事務費に支出できる費用は、法第21条に定める国庫負担を行う年度(以下「国庫負担対象年度」という。)における各災害に係る左記1から7までに掲げる費用について、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。 【※7】【※12】	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。
<p>イ 3千万円以下の部分の金額については100分の10 ロ 3千万円を超え6千万円以下の部分の金額については100分の9 ハ 6千万円を超え1億円以下の部分の金額については100分の8 ニ 1億円を超え2億円以下の部分の金額については100分の7 ホ 2億円を超え3億円以下の部分の金額については100分の6 ヘ 3億円を超え5億円以下の部分の金額については100分の5 ト 5億円を超える部分の金額については100分の4</p>				

注) この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事等は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

【※1 災害救助法第4条第1項：救助の種類等〔避難所及び応急仮設住宅の供与〕】

【※2 同法第4条第2項：救助の種類等〔炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給〕】

【※3 同法第2条第2項：救助実施市の長による救助の実施】

【※4 同法第7条第1項：従事命令の権限】

【※5 同法第3条：都道府県知事等の努力義務】

【※6 同法第17条第1項：事務の区分〔都道府県又は救助実施市〕】

【※7 同法第21条：国庫負担】

【※8 災害対策基本法第23条の3第1項：特定災害対策本部設置の権限】

【※9 同法第24条第1項：非常災害対策本部設置の権限】

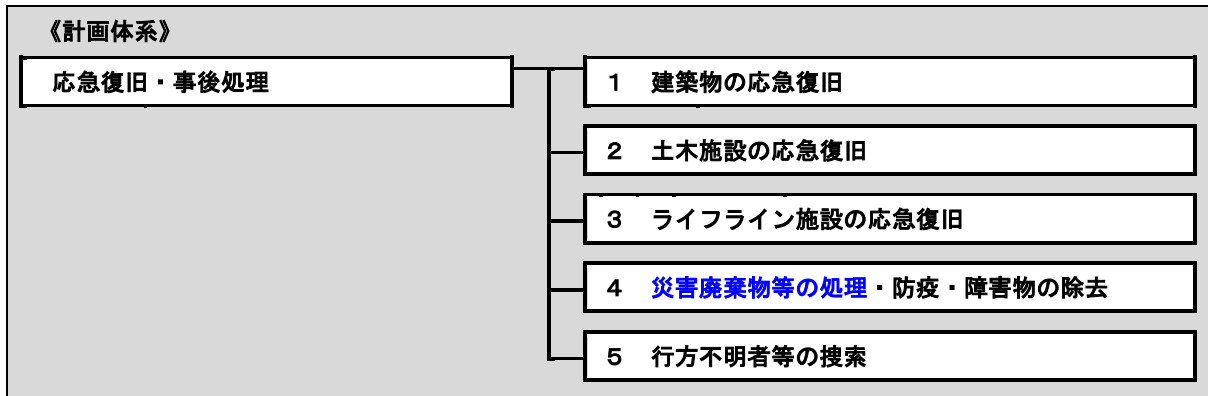
【※10 同法第28条の2第1項：緊急災害対策本部設置の権限】

【※11 災害救助法施行令第4条第1号～第4号：災害の程度】

【※12 地方自治法施行令第143条：歳出の会計年度所属区分】

第7節 応急復旧・事後処理

町の被害が一定基準以上であり、かつ応急的な救助を必要とする場合、災害救助法の適用による救助を行うことにより、被災者の保護と社会の秩序の保全を図る。



関係部課	防災安全課、保険年金課、健康推進課、農業政策課、建設課、都市計画課、上下水道課
関係機関	坂東消防署境分署、県西水道事務所、県西流域下水道事務所、境警察署、ガス販売事業所、東京電力パワーグリッド(株)、東日本電信電話(株)、(株)NTT東日本、境町消防団

第1 建築物の応急復旧

1 応急危険度判定

(1) 判定士派遣要請

町は、地震等による二次災害を防止するため、応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の派遣を県に要請する。

(2) 判定士による応急危険度判定活動

① 判定の基本的事項

- ア 判定対象建築物は、町が定める判定街区の建築物とする。
- イ 判定実施時期及び作業日数は、2週間程度で、原則として一人の判定士は3日間を限度に判定作業を行う。
- ウ 判定結果の責任については、町が負う。

② 判定の関係機関

- ア 町は、判定の実施主体として判定作業に携わる判定士の指揮、監督を行う。
- イ 町は、判定士の派遣計画や後方支援等について、県と連携を図る。

③ 判定作業概要

- ア 判定作業は、町長の指示に従い実施する。

第7節 応急復旧・事後処理

- イ 応急危険度の判定は、「被災建築物応急危険度判定マニュアル」（（財）日本建築防災協会発行）の判定基準により、木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造の3種類の構造種別ごとに行う。
- ウ 判定調査票を用い、項目に従って調査の上判定を行う。
- エ 判定は、原則として「目視」により行う。
- オ 判定は外部から行い、外部から判定が可能な場合には、内部の調査を省略する。
- カ 判定の結果は、「危険」、「要注意」、「調査済」に区分し、表示を行う。
- キ 町は、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査及び民間の保険損害調査との違い等について被災者に明確に説明を行う。
- ク ドローンを活用した空撮した映像により、地上からは目視できない屋根等の被害状況を把握する。
- ケ サーモグラフィーを活用した撮影により、周辺に残された被災者の位置を確認する。

(3) 被災宅地危険度判定

① 判定の基本的事項

- ア 被災宅地危険度判定は、町長が行う。
- イ 町は、町内における危険度判定活動を支援するよう県に要請する。
- ウ 判定結果の責任については、町長が負う。

② 判定の関係機関

- ア 町は、判定の実施主体として判定作業に携わる被災宅地危険度判定士の指揮、監督を行う。
- イ 町は、被災宅地危険度判定士の派遣計画や後方支援等について、県と連携を図る。

③ 判定作業概要

- ア 判定作業は、町長の指示に従い実施する。
- イ 危険度の判定は、「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」により行う。
- ウ 判定の結果は、「危険宅地」、「要注意宅地」、「調査済宅地」に区分し、表示を行う。
- エ 判定調査票を用い、項目に従って調査の上、判定を行う。
- オ 町は、被災建築物の応急危険度判定調査、住家被害認定調査及び民間の保険損害調査との違い等について被災者に明確に説明を行う。

2 住宅の応急修理

(1) 修理を受ける者

- ① 住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により、応急修理をすることができない者
- ② 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者

(2) 応急修理の実施範囲と費用

- ① 住宅の応急修理は、居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分とする。
- ② 修理に要する費用は、災害救助法及び関係法令の定めるところによる。

(3) 応急修理の期間

災害発生の日から3か月以内とする。

3 応急仮設住宅の建設

(1) 入居対象者及び入居予定者の選定等

- ① 入居対象者及び入居予定者の選考業務は町長が行う。その際、町長は、民生委員・児童委員の意見を聞く等、罹災者の資力、生活条件を十分調査する。
- ② 入居資格については、下記の「応急住宅に収容する罹災者の条件」に挙げる。

＜応急住宅に収容する罹災者の条件＞

ア 住宅が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者

イ 自らの資力では、住宅を得ることができない者

(例)

- ・ 生活保護法の被保護者及び要保護者
- ・ 特定の資産がない寡婦、母子世帯
- ・ 特定の資産がない失業者
- ・ 特定の資産がない高齢者、病弱者、障がい者
- ・ 特定の資産がない中小企業者
- ・ 上記に準ずる経済的弱者

注) ただし、玄関や浴槽での段差解消や手すりの設置など、入居者に配慮した仮設住宅を建設するとともに、選考に当たっては要配慮者について、優先的に選考する。また、多地域に仮設住宅を建築する場合、要配慮者を独居させない選定を行う。

(2) 設置計画の作成等

町は、被災状況等を基に必要となる応急仮設住宅の戸数を県へ報告する。

(3) 建設用地の選定

町は、応急仮設住宅の建設予定地について、災害に対する安全性や危険性に配慮するとともに、要配慮者に配慮した場所及び飲料水の確保、保健衛生、交通の便、教育施設等を考慮の上、次のうちから災害時の状況により選定する。また、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。

- ① 町の所有地で、住宅建設に適当な土地
- ② その他

(4) 建設資材の調達

町は、応急仮設住宅の建設について、協定締結団体の協力を得て建設する。

(5) 着工及び完成の時期

- ① 建設の時期
災害発生の日から20日以内に着工する。
- ② 供与期間
完成の日から2年以内とする。

4 空き家住宅のあっせん

都市計画対策班は、応急仮設住宅の建設適地がない場合、応急仮設住宅の完成を待ついとまがない場合、要配慮者用住宅が必要となる場合等を考慮し、応急仮設住宅を計画すると同時に、次の住宅についての空き家情報を収集し、状況によっては、あっせんを行う。

- (1) 町営住宅、県営住宅等公営住宅
- (2) 民間アパート等賃貸住宅
- (3) 企業社宅等

第2 土木施設の応急復旧

地震発生時の避難、救護及びその他応急対策活動上重要な公共施設をはじめ、道路、鉄道等の交通施設、港湾、河川及びその他の公共土木施設は、住民の日常生活及び社会、経済活動、また、地震発生時の応急対策活動において重要な役割を果たすものである。

町は、これらの施設について、それぞれ応急体制を整備し、相互に連携をとりつつ迅速な対応を図る。また、重要な役割を持つため、管理者は地震発生後、必要に応じて、施設の緊急点検等を実施し、当該施設の被災状況等の把握に努めるとともに、被災した所管施設に対して応急対策を実施し、当該施設の機能の維持を図る。

1 道路の応急復旧

(1) 応急措置

町は、被害を受けた道路、橋梁及び交通状況を速やかに把握するため、車両による巡視を実施する。収集した情報は、速やかに境工事事務所に報告する。

(2) 応急復旧対策

町は、被害を受けた道路について、各道路管理者の連携のもとに速やかに、復旧工事を実施し、道路上の障害物の除去を警察、占用工作物管理者等の協力を得て行い、交通の確保に努める。特に緊急輸送道路を優先して復旧作業を行う。

2 その他土木施設の応急復旧

(1) 河川等の応急復旧

町は、地震により堤防、護岸等の河川管理施設が破壊、崩壊等の被害を受けた場合に、施設の応急復旧に努めるとともに被害の拡大防止に努める。

堤防及び護岸の破壊等については、発生したクラック等からの雨水の浸透による増破を防ぐため、ビニールシート等で覆うとともに、速やかに復旧計画を立てて復旧する。また、水門、排水機等の破壊については、故障、停電等により運転が不能になることが予測されるので、土のう、矢板等により応急に締切を行い、移動ポンプ車等を動員して内水の排除に努める。

(2) 農地・農業用施設の応急復旧

町は、地震により農地・農業用施設が被害を受けた場合、被害状況を速やかに調査し、応急復旧に努める。

ア 点検

土地改良区等は、農地、農業用ため池、農業用水施設、農業用排水施設、幹線管水路施設について、点検を行う。

町は、農道について通行の危険等の確認、点検を行う。

イ 用水の確保

町は、土地改良区と連携し、農業用ため池、用水施設、幹線管水路について、人命、人家、公共施設等に被害を及ぼすおそれの高いと判断されるものを優先に補修を行う。

ウ 排水の確保

町は、土地改良区と連携し、排水機による常時排水地帯については、可搬ポンプを確保し、優先的に排水を行う。

エ 農道の交通確保

町は、路面に崩落した土砂の取り除き等を行い交通の確保を図る。

第3 ライフライン施設の応急復旧

住民生活に密着したライフライン施設及び通信施設は、重要な役割を持つ。

町は、管理者に対し、地震発生後、必要に応じて、施設の緊急点検等を実施し、当該施設の被災状況等の把握に努めるとともに、被災した所管施設に対する応急対策を実施し、当該施設の機能の維持を図るよう指導する。

1 電力施設

(1) 電力停止時の代替措置

① 応急送電

公共機関、避難先、その他重要施設に対し、状況に応じて、発電車・応急ケーブル等の活用により応急送電などの措置を行う。

② 仮送電

長期浸水地区における重要施設への供給に対しては、必要に応じて、負荷切替、応急ケーブルの新設等により仮送電などの措置を行う。

(2) 応急復旧の実施

① 通報、連絡

通報、連絡は、「通信連絡施設及び設備」に示す施設、設備及び加入電話等を利用して行うこととする。

② 災害時における情報の収集、連絡

災害が発生した場合は、情報を迅速、的確に把握し、速やかに災害対策本部に報告する。

③ 災害時における広報

ア 広報活動

災害の発生が予想される場合又は発生した場合は、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況及び復旧状況についての広報を行う。

また、災害による断線、電柱の倒壊、折損等による公衆感電事故や通電による火災を未然に防止するため、一般公衆に対し、防災無線施設等を活用し、広報活動を行う。

イ 広報の方法

広報については、テレビ、ラジオ、インターネット、新聞等の報道機関を通じて行う。

第7節 応急復旧・事後処理

(3) 対策要員の確保

① 対策要員の確保

- ア 夜間、休日に災害発生のおそれがある場合、あらかじめ定められた各対策要員は、気象、地象情報その他の情報に留意し、非常体制の発令に備える。
- イ 非常体制が発令された場合は、対策要員は速やかに所属する本部に出動する。
- ウ 交通途絶等により所属する本部に出動できない対策要員は、最寄りの事業所に出動し、所属する本部に連絡の上、当該事業所において災害対策活動に従事する。

② 対策要員の広域運営

復旧要員の相互応援体制を整えておくとともに、復旧要員の応援を必要とする事態が予想され、又は発生したときは応援の要請を行う。

(4) 災害時における復旧資材の確保

① 調達

本部長は、予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達が必要となる資材は、速やかに確保する。

② 輸送

災害対策用の資機材の輸送は、あらかじめ調達契約をしている請負会社の車両、舟艇等により行う。

③ 復旧資材置場等の確保

災害時において、復旧資材置場及び仮設用用地が緊急に必要となり、この確保が困難と思われる場合は、町災害対策本部に依頼して、迅速な確保を図る。

(5) 応急工事の基本方針

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、迅速・適切に実施する。

(6) 復旧計画

本部は、各設備ごとに被害状況を把握し、次に掲げる各号の事項を明らかにした復旧計画をたてると同時に、上級本部に速やかに報告する。

(7) 災害時における復旧順位

復旧計画の策定及び実施に当たっては、各設備の復旧順位によることを原則とするが、災害状況、各設備の被害状況、各設備の被害復旧の難易度を勘案して、供給上復旧効果の最も大きいものから復旧を行う。

2 電話施設

災害時における東日本電信電話(株)及び(株)NTT東日本茨城支店の応急対策計画は、本計画の定めるところによる。

(1) 基本方針

災害時における電信電話サービスの基本的な考え方は、公共機関の通信確保はもとより被災地域における孤立する地域をなくすため、また一般公衆通信を確保するため、電気通信設備の応急復旧作業を迅速かつ的確に実施する。

(2) 応急対策

- ① 災害が発生し、又は発生が予想される場合は、次の各号の準備を行う。
 - ア 電源の確保
 - イ 予備電源設備、移動電源車の発動
 - ウ 移動無線機、移動無線措置局等の発動
 - エ 応急対策用車両、工具の点検
 - オ 応急対策用資機材の把握
 - カ 災害輸送対策
 - キ 復旧要員の確保
 - ク 通信設備の巡回点検
- ② 災害の発生が予想される場合又は発生した場合は、災害の規模、状況等により災害情報連絡室又は災害対策本部を設置し、情報の収集伝達及び応急対策、復旧計画等の総合調整を図り、速やかに応急対策、復旧対策等ができる体制を確立するほか、県、町、指定行政機関と連絡を密にする体制をとる。
- ③ 電気通信設備に被害が発生した場合は、災害の規模により次の各項の応急措置をとる。
 - ア 町外回線網の措置
交換措置等を実施し、通話を確保する。
 - イ 臨時町外、中継回線の作成
可搬型無線機、応急復旧ケーブル等により、臨時の伝送器を作成し、必要限度の町内、町外通話の確保を図る。
 - ウ 臨時電報電話取扱所の開設
町の指定する避難先、救護所等に臨時電報電話取扱所を設置し、電報電話が利用できるよう努める。
 - エ 特設公衆電話等の措置
 - ・ 孤立する地域をなくすため、地域の主要場所に特設公衆電話を設置する。
 - ・ 町の指定する避難先等に特設公衆電話を設置する。
 - ・ 市街地主要箇所臨時公衆電話を設置する。
 - オ 通信の利用制限
各種問合せや見舞電話等が集中し、通信の疎通が著しく困難となった場合は、電気通信事業法に基づき規制措置を行い、利用制限を実施する。
 - カ 非常緊急電報、非常緊急電話の優先利用
災害に関する通信については、電気通信事業法に基づく非常緊急電報、非常緊急電話として他の通信に優先して取り扱う。
- ④ 災害のため通信が途絶したとき、若しくは通信の利用制限を行ったときは、トーキ装置による案内、広報車、報道機関、窓口掲示等の方法によって、次の各項について広報する。
 - ア 被災区間又は場所
 - イ 回復見込み日時
 - ウ 通信途絶、利用制限の理由
 - エ 通信途絶、利用制限の内容
 - オ 通信利用者に協力を要請する事項
 - カ その他の事項

- ⑤ 災害発生時に、被災地に向けた電話が輻輳した場合、安否情報等を確認するための、災害用伝言ダイヤル「171」を開設する。

(3) 回線の復旧順位

災害により電気通信設備に被害を受け、回線に故障が生じた場合は、通信の途絶の解消及び重要通信の確保に努めるとともに、被災状況に応じた措置により回線の復旧を図ることとするが、復旧順位は社会的影響等を勘案の上、次のような段階的復旧を実施する。

① 電気通信サービスの復旧順位

電気通信サービスの復旧順位は、通信途絶の解消及び重要通信の確保の上で必要な最小限の回線を示すものであって、具体的な回線数の決定、次順位回線への復旧移行時期、その他特に定めない事項については、被害の状況、通信疎通状況、回線構成、災害時優先電話の有無等の実情を考慮し、社内関係機関及び関係会社と協議の上、事業部門の長が判断する。

- ア 複数の回線を契約している場合、同一設置場所にある電話、ISDN（令和6年1月以降は、サービス終了のためインターネット回線に切り替え）、専用線等の同時復旧が困難なときには、これらのうち最低1回線以上の疎通を確保する。
- イ 公共の利益のために特に必要があると認めたときは、後順位の回線であっても繰り上げて復旧できる。
- ウ 対地別の復旧順位はネットワーク構成の上位局相互間の回線を優先する。
- エ 端末回線、中継回線、町外回線が同時に被災した場合、疎通状況を考慮し、均衡を図って復旧する。

② 契約約款に基づき重要通信を確保する機関

契約約款に基づき重要通信を確保する機関の順位は、次のとおりとする。

<電気通信サービスの復旧順位>

順位	復旧回線		
第1順位	電話サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・重要通信を確保する機関（第1順位）の加入電話回線各1回線以上 ・交換局所前（無人局を含む。）に公衆電話1個以上 ・ZC以下の基幹回線の10%以上 	
	総合デジタル通信サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・重要通信を確保する機関（第1順位）の各第1種、第2種双方について、1契約回線以上。なお、システム利用のユーザ回線については事業所ごとに1契約回線以上 ・ZC以下の基幹回線の10%以上 	
	電報サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・電報中継回線の1回線以上 	
	専用サービス等	専用サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・重要通信を確保する機関（第1順位）の専用回線各1回線以上 ・テレビジョン放送中継回線1回線（片方向）以上
		国際通信事業者回線	<ul style="list-style-type: none"> ・対地別専用線の10%以上
		国内通信事業者回線	<ul style="list-style-type: none"> ・対地別専用線の10%以上
		社内専用線	<ul style="list-style-type: none"> ・第1順位復旧対象回線の復旧に必要な社内専用線
パケット交換サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・重要通信を確保する機関（第1順位）の当該回線各1回線以上 ・第1順位復旧対象回線の復旧に必要な中継回線数 		

順位	復旧回線	
第2順位	電話サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・重要通信を確保する機関（第2順位）の加入電話回線各1回線以上 ・人口1千人当たり公衆電話1個以上
	総合デジタル通信サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・重要通信を確保する機関（第2順位）の各第1種、第2種双方について、1契約回線以上。なお、システム利用のユーザ回線については事業所ごとに1契約回線以上
	専用線サービス等	<ul style="list-style-type: none"> ・重要通信を確保する機関（第2順位）の専用回線各1回線以上
	パケット交換サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・重要通信を確保する機関（第2順位）の当該回線各1回線以上 ・第2順位復旧対象回線の復旧に必要な中継回線数
第3順位	第1順位、第2順位に該当しないもの	

注) その他新規のサービスについては、別途定める。

< 契約約款に基づき重要通信を確保する機関の順位 >

順位	復旧回線
第1順位	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係のある機関、通信の確保に直接関係のある機関、電力の供給の確保に関係のある機関
第2順位	ガス・水道の供給の確保に直接関係のある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社、通信社、放送事業者及び第1順位以外の国又は地方公共団体
第3順位	第1順位、第2順位に該当しないもの

3 LPガス供給施設

LPガス販売事業者は、災害からの円滑な避難を確保し、火災等の二次災害を防止するため、利用者によるガス栓閉止等必要な措置に関する広報を実施する。また、災害時におけるLPガス施設の応急対策計画は、本計画の定めるところによる。

(1) 災害時の緊急対応

① 火災発生の場合

LPガス販売事業者は、火災発見者から通報があった等の場合は、直ちに発火燃焼源を確かめ、周辺LPガス設備のバルブ閉止等により延焼防止に努める。

② 災害の場合

LPガス販売事業者は、地震によりLPガス設備が損壊又は転倒した場合は、LPガスによる災害の発生を防止するため、バルブ閉止等の措置を緊急に講じる。

(2) LPガス販売事業者の措置

LPガス販売事業者は、事業所内及び供給先において災害発生の防止に努め、災害が発生したときは、警察署及び坂東消防署境分署等関係機関に協力し、災害の鎮静に努め、災害が鎮静化した後は、全力で復旧に努める。

① 広報活動

ア 消費先に対し、ガス栓閉止等の広報をする。

第7節 応急復旧・事後処理

イ 消費先に対し、LPガスは、安全が確認されるまで使用しないよう広報する。

② LPガス供給施設の被害状況把握

LPガス販売事業者は、安全点検を実施し、被害状況の把握に努める。

③ 容器の回収（処分）

ア 使用後廃棄された不要容器による二次災害を防止するため、回収に努める。

イ 必要に応じて各種メディアを活用し、周知徹底する。

4 上水道施設

(1) 復旧方針

町は、地震発生時における飲料水の確保及び応急給水を行うとともに、次により水道施設の復旧対策を実施する。

(2) 復旧手順

① 応急対策人員の動員

地震発生後直ちに応急対策人員を動員し、災害対策を実施する。

② 被害状況調査

水道施設ごとに、被災状況の調査を実施し、被害状況を早急かつ的確に把握することとする。

③ 復旧計画策定

応急復旧に必要な人員体制及び資機材の調達、施設復旧の手順、方法及び完了目標等を定め、計画的に応急復旧対策を実施する。

④ 復旧作業

復旧に当たっては、緊急度の高い避難所、病院、社会福祉施設、防災拠点等防災上重要な施設を優先して行う。

ア 配管設備破損の場合

配水管の破損が小規模な場合は、応急修理により給水を開始するほか、弁操作により他系統の管網より給水を行う。また、配水管の破損が大規模な場合は、復旧が困難な地区に対して路上又は浅い土被りによる応急配管を行い、仮設共用栓を設置する。

イ 水源施設破壊の場合

取水施設が破壊され復旧困難な場合は、河川水路の最寄り地点に応急的ポンプ設備を設けて、仮設配管によって導水路へ連絡する。

ウ 水道水の衛生保持

上水道施設が破壊されたときは、破壊箇所から有害物等が混入しないよう処理するとともに、特に浸水地区等で悪水が流入するおそれがある場合は、水道の使用を一時停止するよう住民に周知する。

⑤ 応急復旧資機材の確保

水道事業者等は、削岩機、掘削機等の応急復旧用資機材が不足する場合は、県に対し調達を要請する。

県は、町から要請があった場合は、他の関係機関に対し、協力を要請するなど資機材の確保に努める。

⑥ 住民への広報

水道事業者等は、断減水の状況、応急復旧の見通し等について、住民への広報を実施する。また、被災施設の被害の最小化と迅速な復旧を図るため、「災害対策マニュアル」を整備し、災害対応体制や関係機関との連絡方法、応急復旧の具体的方針を定める。

発災直後の巡視や応急工事実施を円滑に行うため、あらかじめ建設業者等と協定を締結しておく。

ア 作業体制の確保

災害時は直ちに本局災害対策本部、現地災害対策本部を設置するとともに、受水団体や関係機関との連携により、速やかな応急復旧を図るための体制を確保する。

イ 災害復旧資機材の備蓄

a. 資材

応急復旧用の資材は水道用水供給事業者の備蓄品を利用するが、不足がある場合はメーカーや各工事会社等の貯蔵品で対応する。

b. 車両、その他機材

緊急工事の協定業者から動員する。

(3) 支援要請

町は、応急復旧の実施に必要な人員、資機材等が不足する場合には、近隣市町村や県を通じ、広域的な支援要請を行う。

5 下水道（集落排水）施設

(1) 下水道（集落排水）停止時の代替措置

① 緊急汲取りの実施

町は、便槽等が使用不能となった地域に対し、応急的に部分汲取りを実施する。

② 仮設トイレの設置

町は、避難施設等に仮設トイレを設置する。

(2) 応急復旧の実施

① 作業体制の確保

町は、被害状況を迅速に把握し、速やかに作業体制を確立する。また、広域的な範囲で被害が発生し、町のみでは作業が困難な場合は、県に対し協力を要請する。

② 応急復旧作業の実施

町は、次のとおり応急復旧作業を実施する。

ア 下水管渠

管渠、マンホール内部の土砂の浚渫、止水バンドによる圧送管の止水、可搬式ポンプによる下水の送水、仮水路、仮管渠の設置等を行い排水機能の回復に努める。

イ ポンプ場、終末処理場

停電のため、ポンプ施設の機能が停止した場合は、自家発電により運転を行い、機能停止による排水不能が生じない措置をとる。また、断水等による二次的な被害に対しても速やかな対応ができるよう努める。

終末処理場が被害を受け、排水機能や処理機能に影響が出た場合は、まず、市街地から下水を排除させるため、仮設ポンプ施設や仮管渠等を設置し、排水機能の応急復旧を図る。次に、周辺の水環境への汚濁負荷を最小限にとどめるため、処理場内の使用可能な池等を沈殿池や塩素消毒槽に転用することにより簡易処理を行うとともに、早急に高度処理機能の回復に努める。

③ 住民への広報

町は、被害状況、応急復旧の見通し等について、住民への広報を実施する。

第4 災害廃棄物等の処理・防疫・障害物の除去

災害による大量の廃棄物（粗大ごみ、不燃性ごみ、生ごみ、し尿等）や倒壊物・落下物等による障害物の発生及び感染症等の発生は、住民の生活に著しい混乱をもたらすことが予想される。

町は、同時大量の廃棄物処理、防疫、解体・がれき処理等の活動を迅速に行い、地域住民の保健衛生及び環境の保全を積極的に図っていく。

1 災害廃棄物等の処理

(1) 災害廃棄物等の処理

① 災害廃棄物の処理

ア 町は、被災状況を的確に把握した上で、「町災害廃棄物処理計画」を整備し、人員体制等の確保、仮置場の設置及び住民への周知広報等を迅速に行い、仮置場等へ災害廃棄物を円滑に誘導する。

加えて、ボランティア等の支援を得て、被災家屋等の片付けや廃棄物の運搬を行う場合には、社会福祉協議会等と連携して支援内容を調整するなど、効率的に作業を進める。

イ 町は、災害ごみが大量に発生した場合における仮置場の設置等について検討する。仮置場を設置する場合には、当該仮置場において、定期的な消毒を実施し、廃棄物の飛散、流出、悪臭等による生活環境への支障や、火災の発生を防止するとともに、廃棄物の処理方法に応じた分別を進める。また、アスベスト等の有害物質の適切な処理にも努める。

ウ 町は、災害廃棄物の処理にあたっては、適正な処理ルートを構築し、腐敗性のある廃棄物の早期処理や、廃棄物の再資源化に努める。

エ 町は、災害廃棄物の総排出量及び処理能力を勘案して、処理が難しいと判断したときは、県等に処理の応援を要請する。

② 広域処理

町は、災害廃棄物処理事業に支障が生じた場合には、県、関係一部事務組合及び（一社）茨城県産業資源循環協会と締結した協定に基づき、協定の当事者に対して協力を求めることができる。

③ 生活ごみの収集処理

町は、ごみ処理施設の被害状況を把握し、応急復旧に努めるとともに、被災地における生活ごみを迅速かつ適正に処理を行う。また、住民に対して、その内容を周知し、収集及び処理を実施する。

④ 住民への周知

町は、災害廃棄物に関する情報のほか、災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）、災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）、地域ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等において公開する等、周知に努める。

（2）し尿処理

① 災害時におけるし尿処理

ア 災害時におけるし尿処理は、生活環境の保全上、平常時と同様の収集運搬や処理を維持することが求められるとともに、避難所の設置や下水道施設の機能の停止等により、仮設トイレを設置した場合には、当該仮設トイレのし尿処理が必要となる。

イ し尿処理施設の機能停止その他災害に起因する理由により、平常時におけるし尿の汲み取りや浄化槽の清掃、収集運搬及び処理に支障が生ずる可能性がある。

町は、被災状況を的確に把握した上で、「町災害廃棄物処理計画」を整備し、人員体制等の確保及び住民への周知広報等を迅速に行うとともに、関係部局と連携し、速やかに、仮設トイレに係るし尿の収集運搬計画の策定や、し尿処理施設の機能停止等の支障の解消を図る。

ウ 町は、損壊家屋等における汲み取り便槽や浄化槽の管理方法、携帯用トイレの処理方法など、生活環境保全上必要な情報について、住民への周知を行う。

エ 町は、仮設トイレの排出量を考慮した、総排出量及び処理能力を勘案して、処理が難しいと判断したときは、県等に処理の応援を要請する。

② 広域処理

町は、災害時におけるし尿等の処理事業に支障が生じた場合には、県、関係一部事務組合及び（一社）茨城県産業資源循環協会と締結した協定又は県及び（一社）茨城県環境保全協会と締結した協定に基づき、協定の当事者に対して協力を求めることができる。

2 防疫活動

（1）感染症予防対策

町長は、「防疫組織」を編成し、保健所と緊密な連携をとりながら、被災地における感染症対策を実施する。また、必要な教育訓練を行う。ただし、災害状況により町のみでは実施が困難な場合は知事に応援要請を行うなど適宜の処置をとるが、特に知事が必要

と認めるときは、感染症法の規定に基づき、廃棄、その他予防、まん延防止に必要な措置を実施する。

(2) 災害後の衛生管理と感染症予防

災害後の泥のかき出し、片付けに関連する感染症として次の感染症が考えられる。いずれの場合も作業後の手洗いを徹底し、注意が必要だが、糖尿病、透析治療、がん治療などの免疫力低下が予想される人については特に注意が必要である。

手洗いは石鹸と流水により行い、洗い流すことが基本である。断水の場合はウェットティッシュで汚れを落とした後、アルコールを含む擦り込み式の消毒薬を使用する。

けがに伴う感染症	破傷風、創傷感染症 ^{※1}	<ul style="list-style-type: none"> ■けが防止のため、作業は素肌を露出しない服装で行う。(長袖・長ズボン、ゴム手袋や軍手、長靴、安全靴など) ■ガラスやトゲなどでけがをした場合、傷口を清潔な水で十分に洗い流し、カットバン等で保護する。 ■傷が深い場合や、トゲが残ったり傷口に泥などが入り込んだ場合は、創傷感染予防のため受診する。
舞い上がったほこりやしぶきを吸い込むことに関連する感染症	レジオネラ ^{※2}	<ul style="list-style-type: none"> ■作業中はマスクを着用する。 ■作業後に全身倦怠感、頭痛、発熱、呼吸器症状(咳や痰)が生じた場合は受診する。
水や土壌と皮膚が触れることに関連する感染症	レプトスピラ症 ^{※3}	<ul style="list-style-type: none"> ■作業を行う際にゴム手袋をつけるなど、汚水との直接の接触を避ける。(皮膚に傷がある場合は特に注意する。) ■汚水に触れた手で、口や目に触れないようにする。 ■作業後に発熱、悪寒、筋肉痛、結膜充血などの症状が現れた際は受診する。

※1 破傷風菌が産生する毒素によって引き起こされる感染症です。破傷風菌は土壌に広く分布します。破傷風菌が傷口から体内に入ることによって感染(経皮感染)し、破傷風毒素を産生します。軽微な傷から感染する可能性があります。人から人に直接感染することはありません。潜伏期間は3日～3週間(平均1～2週間)、口を開けにくい、飲み込みにくいなどの局所症状が現れ、激しいけいれんや呼吸障害が生じて亡くなることもあります。抗菌薬による治療を行います。

※2 レジオネラ属菌による感染症です。レジオネラ属菌は自然界の土壌や淡水(川や湖)に広く生息しています。レジオネラ属菌をふくむエアロゾルを吸入することで感染します。(空気感染・飛沫感染)人から人に直接感染することはありません。潜伏期間は2～10日、全身倦怠感、頭痛、筋肉痛などの症状に始まり、乾いた咳、痰、高熱、悪寒、胸痛が出現するなど重篤な肺炎に至り、亡くなることもあります。抗菌薬による治療を行います。

※3 レプトスピラ(細菌の一種)による感染症です。レプトスピラ症に感染しているネズミなどの野生動物や家畜の尿、その尿で汚染された水・土壌と直接接触することによ

って感染します（経皮感染）。また、その尿で汚染された水や食品を介した感染（経口感染）もあります。人から人に直接感染することはありません。潜伏期間は2～21日程度、発熱、悪寒、筋肉痛・結膜充血などの症状が現れ、重症化すると黄疸・出血傾向などがみられます。抗菌薬による治療を行います。

出典：東京都福祉保健局「西多摩圏域 市町村災害時保健活動ガイドライン～保健師の活動を中心に～」及び国立感染症研究所「災害と感染症ポータル」

（3） 防疫措置情報の収集・報告

町は、災害の発生後において、気象庁、警察及び消防等との連絡をとり、その被害の状況等の情報を収集するとともに、防疫措置の必要な地域又は場所等を把握し、相互に情報の伝達を行う。

また、医療機関においても、被災者にかかる感染症患者や食中毒の発見に努めるとともに、発見した場合又は疑いのある場合など、保健所への通報連絡を迅速に行う。

なお、適切な防疫措置を講じるため、被災地に設けられる救護所との連絡を密にするとともに、避難所感染症サーベイランスシステムを活用し、定期的な状況の把握に努める。

（4） 防疫計画及び対応策

町は、地理的環境的諸条件や過去の被害の状況等を勘案し、災害予想図を作成するとともに、できるだけ詳しい防疫計画を樹立しておく。

災害発生後においては、防疫計画を整備し、当該災害の被害状況に応じた防疫対応策を講じる。

（5） 防疫措置等の実施

町は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく県の指示により、防疫措置等を行う。

（6） 消毒薬品・器具器材等の調達

町長は、あらかじめ防疫用資材の調達方法を確立しておく。なお、防疫用薬品資材は、一般販売店から迅速に調達するが、必要に応じて近隣市町村あるいは県に協力を求める。

- ① 噴霧器（各種）
- ② 消毒薬品
- ③ 昆虫駆除薬剤
- ④ 検便用資材等

（7） 予防教育及び広報活動の実施

町は、平常時から、災害時の感染症や食中毒予防等に関する教育を行う。また、災害発生地域や避難所において同様の教育を行うとともにパンフレット、広報車及び報道機関等を活用して広報活動を実施する。

（8） 記録の整備及び状況等の報告

町長は、警察、消防等のその他関係団体等の緊密な協力のもとに、災害防疫に関する記録を整備するとともに次の事項について、速やかに保健所長を経由して知事に報告する。

- ① 被害の状況

第7節 応急復旧・事後処理

- ② 防疫活動の状況
- ③ 防疫活動に必要な物品及び経費
- ④ 防疫活動の終息と事務処理の結果等
- ⑤ その他

(9) 医療ボランティア

町長は、必要に応じて、薬剤師会等関係団体に医療ボランティアの確保を依頼し、消毒の指導等について協力を仰ぐ。

① 健康相談等

町は、関係機関と連携し避難所等を巡回して、避難者の健康状態について調査を行うとともに、要配慮者に配慮しながら必要に応じて保健指導及び健康相談を行う。

② 栄養指導等

町は、県及び栄養士会等の関係団体と密接な連携をとりながら、避難施設での巡回相談、指導の実施及び栄養相談に関する活動を行う。

ア 要配慮者への指導、相談

イ 長期に食事管理が必要な糖尿病、腎臓病患者等の指導、相談

ウ 被災生活が長期にわたることに伴う食生活上の問題点（ビタミン・ミネラルの不足、繊維質の不足、高塩分食等）についてのケア

エ その他必要な指導、相談

③ 派遣要請

町は、災害の規模が大きく対応が困難であると判断した場合は、県を通じて他市町村等へ保健師等の派遣要請を行う。

3 障害物の除去

(1) 障害物除去の実施

- ① 町は、応急措置を実施するため障害となる障害物等の除去を行う。
- ② 水防管理者又は坂東消防署長は、水防活動を実施するため障害となる工作物等の除去を行う。
- ③ 道路、河川等の維持管理者は、道路、河川等にある障害物の除去を行う。
- ④ 町長は、住家又はその周辺に運ばれた障害物の除去を行うものとし、災害対策本部だけで実施困難なときは知事に対し応援・協力を要請する。
- ⑤ 施設、敷地の所有者又は管理者は、施設、敷地内の障害物の除去を行う。

(2) 機械器具の調達

町長は、障害物の種類、規模により道路等の管理者が所有する機械器具類のみで不足する場合は、建設業者又は機械器具所有者との間に必要な協定を締結しておき、機械器具の必要な種類及び数量を調達する。

(3) 所要人員の確保

町長は、災害時の障害物除去に要する人員について、道路等の管理者が所有する人員をもって充てるが、不足する場合は、建設業者と必要な協定を締結しておき、人員の供

給を受ける。このほか、労務供給計画に定めるところによるが、必要に応じ地区住民の協力、自衛隊の派遣等を要請する。

(4) 災害救助法が適用された場合

災害救助法が適用された場合の障害物の除去については、知事（権限を委任された場合は町長）が行うが、費用の対象等は次のとおりである。

① 障害物除去の対象

居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれているため生活に支障をきたしている場合で自力では当該障害物を除去することができない者。

② 費用

ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費及び賃金職員等雇上費等。

③ 実施期間

災害発生の日から10日以内とする。

第5 行方不明者等の搜索

町は、災害により行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情によりすでに死亡していると推定される行方不明者等を搜索し、又は災害の際に死亡した者について死体識別等の処理を行い、かつ死体の埋葬を実施する。

1 搜索要領

(1) 対象者

災害により行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者とする。

(2) 実施方法

- ① 行方不明者及び死体の搜索については、町長が実施する。ただし、災害救助法適用時に知事が自ら行うことを妨げない。
- ② 町は、警察と協力して、行方不明者及び死亡していると推定される者の届出受理を行う。
- ③ 町は、被災者支援対策部を主体とし、警察、自衛隊等の関係機関及び地域住民、ボランティア等の協力のもとに行う。

(3) 応援の要請等

町は、災害対策本部において、被災その他の理由により搜索が実施できないとき又は死体が流出等により他の市町村にあると認められるとき等にあつては、次の方法で応援を要請する。

- ① 災害対策本部は、県に死体搜索の応援を要請する。ただし、緊急を要する場合等にあつては、隣接市町村に搜索応援を要請する。
- ② 災害対策本部は、応援の要請に当たって、次の事項を明示して行う。
 - ア 死体が埋没又は漂着していると思われる場所

第7節 応急復旧・事後処理

- イ 死体数、氏名、性別、年齢、容貌、特徴、持ち物等
- ウ 応援を求めたい人数又は舟艇器具等
- エ その他必要な事項

(4) 災害救助法適用時の基準

災害救助法の適用時における基準は次による。

① 搜索期間

災害発生の日から10日以内とする。

② 費用

災害救助法により支弁されるのは、舟艇その他搜索のために使用する機械器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。

2 遺体の処理

町長は、遺体の処理を実施する。ただし、災害救助法を適用したときは、知事及び町長が行う。なお、町長は、遺体を発見したときは、速やかに警察署に連絡し、検視及び検案を待って処理する。遺体が多数にのぼる等、町では対応が困難な場合は、県に要請し、周辺市町村に応援を要請する。

(1) 方法

災害対策本部において、環境対策班又は医師は、境町消防団その他奉仕団等の協力により、処理場所を借上げ、次の方法により遺体を処理する。ただし、災害対策本部において実施できないときは、警察等関係機関の出動応援を求める。

- ① 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理
- ② 検案（死因その他についての医学的検査を行う。）

(2) 遺体の収容（安置）、一時保存

町は、検視、検案を終えた遺体について、町の設置する遺体収容所に収容する。

① 遺体収容所（安置所）の設置

町は被害地域の周辺の適切な場所（寺院、公共建物、公園等）に遺体の収容所（安置所）を設置する。被害が集中した場合は、遺体の収容、収容所の設営が困難な場合も考えられるため、必要に応じて周辺市町村に、設置、運営の協力を要請する。

② 棺の確保

町は、死者数、行方不明者数を早期に把握し、棺、ドライアイス等を確保する。

③ 身元不明遺体の集中安置

町は、延焼火災等の発生により身元不明遺体が多数発生した場合、遺骨、遺品共に少なく、身元確認に長期間を要する場合も考えられることから、寺院等に集中安置場所を設定し、身元不明遺体を集中安置する。

④ 身元確認

町は、警察の協力を得て、遺体の身元を確認し、遺体処理票及び遺留品処理票を作成の上納棺する。また、埋火葬許可証を発行する。

(3) 災害救助法適用時の基準

① 期間

災害発生の日から10日以内とする。

② 費用の範囲

遺体の検案、洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用及び遺体の一時保存のための費用。

3 遺体の埋葬

町は、遺体の埋葬を実施する。ただし、災害救助法を適用したときは、知事及び町長が行う。

(1) 方法

埋葬の実施は、災害対策本部において環境対策班により火葬に付すものとし、棺、骨つぼ等を遺族に支給する等現物給付をもって行う。なお実施に当たっては次の点に留意すること。

- ① 事故死等による死体については、警察機関から引継ぎを受けた後埋葬する。
- ② 身元不明の死体については、警察その他関係機関に連絡しその調査に当たるとともに、遺品の保管等身元確認のための適切な措置を行った後埋葬する。
- ③ 被災地以外に漂着した死体等のうち身元が判明しない者の埋葬は行旅死亡人としての取扱いの例による。

(2) 災害救助法適用時の基準

① 埋葬期間

災害発生の日から10日以内とする。

② 費用の範囲

棺（付属品を含む。）、骨つぼ及び骨箱、埋葬又は火葬に要する経費で埋葬の際の人員及び輸送に要する経費を含む。

第3編 震災対策計画

第3章 災害復旧・復興対策計画

第1節 復旧・復興の基本方向の決定◆新設

《計画体系》	
復旧・復興の基本方向の決定	1 基本方向の決定
	2 対策の推進
関係部課	総務課、防災安全課、地方創生課、財政管財課、上下水道課、都市計画課、建設課、農業政策課、学校教育課、生涯学習課
関係機関	国、県

第1 基本方向の決定

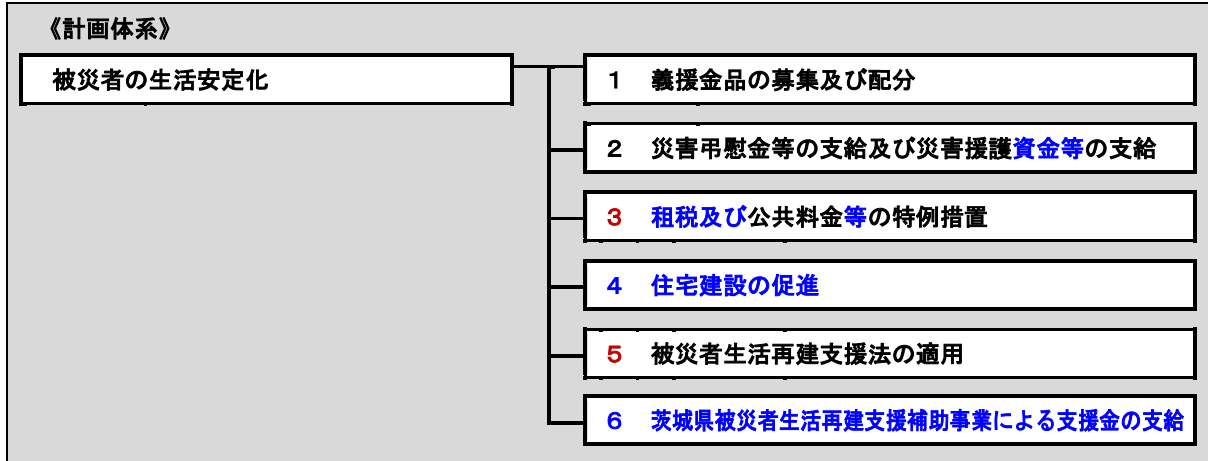
町は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又は更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定める。

第2 対策の推進

町は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、国、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求める。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用する。

第2節 被災者の生活安定化

町は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。



関係部課	財政管財課、税務課、住民課、子ども未来課、社会福祉課、介護福祉課、農業政策課、建設課、都市計画課、会計課
関係機関	国、県、社会福祉協議会、住宅金融支援機構、金融機関

第1 義援金品の募集及び配分

1 義援金品の募集及び受付

町は、県及び関係団体と密接な連携をとりながら、住民及び他都道府県民等への義援金品の募集が必要と認められる災害が発生した場合、直ちに義援金品の受付窓口を設置し、義援金品の募集及び受付を実施する。

また、募集に当たっては、新聞、テレビ、ラジオ等の報道機関と協力し、義援金品の受付方法等について広報・周知を図る。

2 委員会の設置

(1) 委員会の設置

町は、被災者あてに寄託された義援金を、被災者に公平かつ適正に配分することを目的として委員会を設置する。

(2) 委員会の構成

委員会は、次の関係機関をもって構成するが、被害の状況によりその他の関係機関、団体等を構成員に加えることができる。

- ① 町
- ② 茨城県
- ③ 日本赤十字社茨城県支部
- ④ 茨城県共同募金会

- ⑤ 株式会社茨城新聞社
- ⑥ 株式会社茨城放送

3 義援金品の保管

町は、住民及び他都道府県民等から寄託された被災者に対する義援金品について、各受付機関において適正に保管する。

なお、委員会が設置された場合、委員会が各受付機関より義援金の引継ぎを受け、町を通じて被災者に配分するまでの間、適正に保管する。

4 義援金品の配分

(1) 配分方法の決定

委員会は、各受付機関で受け付けた義援金の被災者に対する配分方法（対象、基準、時期及びその他必要な事項）について、協議の上決定する。

なお、県で受け付けた義援品については、被災市町村の需給状況を勘案し、効果的に配分する。

(2) 配分の実施

町は、委員会において決定された義援金の配分方法により、被災者に対し迅速かつ適正に配分する。

(3) 配分の公表

委員会は、被災者に対する義援金の配分結果について、町防災会議に報告するとともに報道機関等を通じて公表する。

第2 災害弔慰金等の支給及び災害援護資金等の支給

1 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付

町は、災害により家族を失い、精神又は身体に障害を受け、又は住家、家財を失った被災者を救済するため、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく町条例の定めるところにより災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付を行う。なお、支給に関する事項を調査審議するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努める。

また、各種支援措置の実施に資するため、発災後早期に罹災証明書の交付体制を確立し、罹災者に罹災証明を交付する。

(1) 災害弔慰金の支給

対象災害	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町において住居が5世帯以上滅失した自然災害 ・ 県内において、住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の自然災害 ・ 県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の自然災害 ・ 災害救助法が適用された市町村をその区域に含む都道府県が2以上ある場合の自然災害
受給遺族	<p>ア. 配偶者、子、父母、孫、祖父母</p> <p>イ. アの遺族がいずれも存在しない場合は、死亡した者の死亡当時における兄弟姉妹（死亡した者と死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。）</p>
支給限度額	<p>① 生計維持者が死亡した場合 500万円</p> <p>② その他の者が死亡した場合 250万円</p>
費用負担割合	国 (1/2)、県 (1/4)、町 (1/4)

(2) 災害障害見舞金の支給

対象災害	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町において住居が5世帯以上滅失した自然災害 ・ 県内において、住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の自然災害 ・ 県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の自然災害 ・ 災害救助法が適用された市町村をその区域に含む都道府県が2以上ある場合の自然災害
受給者及び障害の程度	<p>上記の災害により精神又は身体に次に掲げる程度の障害を受けた者</p> <p>① 両眼が失明した者</p> <p>② 咀嚼及び言語の機能を廃した者</p> <p>③ 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要する者</p> <p>④ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要する者</p> <p>⑤ 両上肢をひじ関節以上で失った者</p> <p>⑥ 両上肢の用を全廃した者</p> <p>⑦ 両下肢をひざ関節以上で失った者</p> <p>⑧ 両下肢の用を全廃した者</p> <p>⑨ 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号と同程度以上と認められる者</p>
支給限度額	<p>① 生計維持者が障害を受けた場合 250万円</p> <p>② その他の者が障害を受けた場合 125万円</p>
費用負担割合	国 (1/2)、県 (1/4)、町 (1/4)

(3) 災害援護資金の貸付

対象災害	・県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の自然災害	
貸付限度額	① 世帯主の1ヵ月以上の負傷	150万円
	② 家財の1/3以上の損害	150万円
	③ 住居の半壊	170(250)万円
	④ 住居の全壊	250(350)万円
	⑤ 住居の全体が滅失	350万円
	⑥ ①と②が重複	250万円
	⑦ ①と③が重複	270(350)万円
	⑧ ①と④が重複	350万円
	() は特別の事情がある場合	
貸付条件	所得制限	世帯人員 市町村民税における前年の総所得金額 1人 220万円 2人 430万円 3人 620万円 4人 730万円 5人以上 1人増すごとに730万円に30万円を加えた額 ※ただし、その世帯の住居が滅失した場合には、1,270万円とする。
	貸付利率	年3%以内で市町村条例で定める率(据置期間中は無利子)
	措置期間	3年(特別な事情のある場合は5年)
	償還期間	10年(据置期間を含む。)
	償還方法	年賦又は半年賦又は月賦
貸付原資負担	国(2/3)、県(1/3)	
備考	※町は、災害が発生してから3か月以内に申請の受付を完了するよう努めるとともに、被災世帯に対し、申請は3か月以内に行う旨を十分徹底するよう努める。	

2 災害見舞金の支給

県は、県内において発生した災害により被害を受けた者等に対して、「茨城県災害見舞金支給要項（平成21年11月24日制定。平成21年10月8日から適用）」に基づき、見舞金を支給する。

対象災害	県内において発生した自然災害であって、以下の要件に該当するもの ① 一の市町村の区域内において、5世帯以上の住家が全壊又は半壊した災害 ② ①の災害により発生したその他の市町村での被害 ただし、以下に規定する者には見舞金は支給しない。 ① 「災害弔慰金の支給等に関する法律」に規定する災害弔慰金又は災害障害見舞金の支給要件に該当する者 ② 「被災者生活再建支援法」に規定する全壊・大規模半壊による被災者生活再建支援金の支給要件に該当する者 ③ 茨城県被災者生活再建支援補助金交付要項第3条第2項に規定する補助対象事業の支給の要件に該当する者
支給額	<ul style="list-style-type: none"> ・死亡 1人当たり 10万円 ・重度障害 1人当たり 5万円 ・住家全壊 1世帯当たり 5万円 ・住家半壊 1世帯当たり 3万円 ・床上浸水 1世帯当たり 2万円
費用負担割合	県（10/10）

3 生活福祉資金の貸付

県社会福祉協議会は、「社会福祉法人茨城県社会福祉協議会生活福祉資金貸付規程」に基づき、災害により被害を受けた低所得世帯等に対し、経済的自立及び生活意欲の助長促進等が図れると認められるものについて、民生委員・児童委員及び市町村社会福祉協議会の協力を得て生活福祉資金の貸付を行う。

なお、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯は原則として資金の貸付対象としない。ただし、特に当該世帯の自立更生を促進するため必要があると認められるときは、福祉資金及び教育支援資金について、貸付対象とすることができる。

第3編 震災対策計画
 第3章 災害復旧・復興対策計画
 第2節 被災者の生活安定化

<生活福祉資金貸付条件一覧>

資金種類／資金の目的		対象世帯			貸付条件				
		低所得世帯	障がい者世帯	高齢者世帯	貸付上限額	据置期間	償還期限	利率	
総合支援資金※1	生活支援費※2	●	-	-	2人以上世帯 月 200,000 円 単身世帯 月 150,000 円	6月※4	10年	連帯保証人あり 無利子 連帯保証人なし 年 1.5%	
	住宅入居費	●	-	-	400,000 円				
	一時生活再建費	●	-	-	600,000 円				
福祉資金	福祉費	生業を営むために必要な経費	●	●	●	4,600,000 円	6月※4	20年	連帯保証人あり 無利子 連帯保証人なし 年 1.5%
		技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	●	●	-	技能を習得する期間が 6月程度 1,300,000 円 1年程度 2,200,000 円 2年程度 4,000,000 円 3年以内 5,800,000 円		8年	
		住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費	●	●	●	2,500,000 円		7年	
		福祉用具等の購入に必要な経費		●	●	1,700,000 円		8年	
		障がい者用の自動車の購入に必要な経費	-	●	-	2,500,000 円		8年	
		中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費	●	●	●	5,136,000 円		10年	
		負傷又は疾病の療養に必要な経費及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費	●	-	●	1年以内 1,700,000 円 1年を超え1年6月以内 2,300,000 円		5年	
		介護サービス、障がい者サービス等を受けるのに必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	●	●	●			5年	
		災害を受けたことにより臨時に必要な経費	●	●	●	1,500,000 円		7年	
		冠婚葬祭に必要な経費	●	●	●	500,000 円		3年	
		住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費	●	●	●	500,000 円		3年	
		就職、技能習得等の支度に必要な経費	●	●	●	500,000 円		3年	
		その他日常生活上一時的に必要な経費	●	●	●	500,000 円		3年	

資金種類／資金の目的		対象世帯			貸付条件			
		低所得世帯	障がい者世帯	高齢者世帯	貸付上限額	据置期間	償還期限	利率
緊急小口資金 ^{※1}	緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける少額の費用 ・医療費又は介護費の支払等臨時の生活費が必要なとき ・火災等被災によって臨時の生活費が必要なとき ・年金、保険、公的給付等の支給開始までに生活費が必要なとき ・会社からの解雇、休業等による収入減のため生活費が必要なとき ・滞納していた税金、国民健康保険料、年金保険料の支払いにより支出が増加したとき ・公共料金の滞納により日常生活に支障が生じるとき ・法に基づく支援や実施機関及び関係機関からの継続的な支援を受けるために経費が必要なとき ・給与等の盗難によって生活費が必要なとき ・その他これらと同等のやむを得ない事由があって、緊急性、必要性が高いと認められるとき	●	●	●	100,000円	2月 ^{※4}	12月	無利子
教育支援資金	教育支援費 低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校に修学するために必要な経費	●	-	-	高校 月 35,000円 高専 月 60,000円 短大 月 60,000円 大学 月 65,000円 ※特に必要と認める場合に限り、上記金額の1.5倍まで	卒業後6月	20年	無利子
	就学支度費 低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校への入学に際し必要な経費				500,000円			
不動産担保型生活資金	不動産担保 一定の居住用不動産を有し、将来にわたりその住居に住み続けることを希望する高齢者世帯に対し、当該不動産を担保として生活費を貸し付ける資金	●	-	●	・居住している不動産(土地)の評価額の7割程度 月 300,000円	契約終了後3月	据置期間終了時	年3%又は長期プライムレートのいずれか低い方
	要保護世帯向け 不動産担保型生活資金 一定の居住用不動産を有し、将来にわたりその住居を所有し、又は住み続けることを希望する要保護の高齢者世帯に対し、当該不動産を担保として生活費を貸し付ける資金	●	-	●	・居住用不動産の評価額の7割程度(集合住宅の場合は5割) 生活扶助額の1.5倍以内			

※1原則として生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業等による支援を受けていること。

※2総合支援資金のうち生活支援費の貸付期間は、原則として3月とし、就職に向けた活動を誠実に継続している場合などにおいては、最長12月まで延長することができる。

※³原則として、当該入居予定住宅の賃料について住居確保給付金の申請を行っている場合に限る。

※⁴災害を受けたことによる貸付けの場合には、災害の状況に応じ、貸付けの日から2年を超えない範囲内で据置期間を伸長することができる。

4 母子父子寡婦福祉資金の貸付

「母子及び父子並びに寡婦福祉法」（昭和39年法律第129号）に基づき、災害により被害を受けた母子家庭及び父子家庭並びに寡婦に対し、その経済的自立と生活意欲の助長促進を図るため、母子父子寡婦福祉資金の貸付を行う。

<住宅資金：貸付の内容>

貸付対象者	母子家庭の母、父子家庭の父又は寡婦
貸付限度	150万円以内（特に必要と認められる場合200万円以内）
償還期間	6月以内の据置期間経過後6年以内（特に必要と認められる場合7年以内）
貸付利率	保証人ありは無利子、保証人なしは年1.0%（ただし、据置期間中は無利子）

5 農林漁業復旧資金

災害により被害を受けた農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体に対し、復旧を促進し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（以下「天災融資法」という。）及び茨城県農林漁業災害対策特別措置条例並びに株式会社日本政策金融公庫法により融資する。

（1）天災融資法に基づく融資

天災融資法第2条第1項の規定に基づき、政令で指定された天災による被害を受けた農林漁業者に必要な経営資金を融資する。

【※天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法第2条第1項：「被害農業者」「被害林業者」「被害漁業者」の定義】

<貸付の内容>

貸付の相手方	被害農林漁業者
貸付対象事業	種苗、肥料、飼料、薬剤、農機具（政令で定めるものに限る。）、家畜、家禽、しいたけほだ木、漁具（政令で定めるものに限る。）、稚魚、稚貝、餌料、漁業用燃油等の購入資金、漁船（政令で定めるものに限る。）の建造又は取得資金、その他農林漁業経営に必要な資金
貸付利率	6.5%以内（利率はその都度定める。）
償還期限	6年以内（ただし、激甚災害のときは7年以内）
貸付の限度額	被害農林漁業者当たり200万円以内（激甚災害のときは250万円）
貸付機関	農業協同組合、森林組合、漁業協同組合又は金融機関
その他	町長の被害認定が必要

(2) 茨城県農林漁業災害対策特別措置条例に基づく融資

- ① 被害農林漁業者に必要な経営資金（茨城県農林漁業災害対策特別措置条例第2条第12項）

<貸付の内容>

貸付の相手方	被害農林漁業者
貸付対象事業	種苗、肥料、飼料、薬剤、農機具、家畜、しいたけほだ木、漁具、稚魚、稚貝、餌料、漁業用燃油等の購入資金、漁船の建造又は取得に必要な資金、その他農林漁業経営に必要な資金
貸付利率	5%以内（特別被害地域内の特別被害農林漁業者は3%以内）
償還期限	6年以内
貸付の限度額	被害農林漁業者当たり200万円以内
貸付機関	農業協同組合、森林組合、漁業協同組合又は金融機関
その他	町長の被害認定が必要

- ② 被害を受けたために事業運営に必要な資金（茨城県農林漁業災害対策特別措置条例第2条第13項）

<貸付の内容>

貸付の相手方	被害組合
貸付対象事業	被害を受けたために必要となった事業運営に要する資金
貸付利率	6.5%以内
償還期限	3年以内
貸付の限度額	2,500万円以内（連合会は5,000万円以内）
貸付機関	農業協同組合連合会、森林組合連合会、漁業協同組合連合会又は金融機関

- ③ 被害を受けた農業用施設の復旧に必要な資金（茨城県農林漁業災害対策特別措置条例第2条第14項）

<貸付の内容>

貸付の相手方	被害農業者又は特別被害農業者
貸付対象事業	指定災害により被害を受けた農業用施設の復旧に必要な資金
貸付利率	5%以内（特別被害地域内の特別被害農林漁業者は3%以内）
償還期限	12年以内（共同利用施設は15年以内）
貸付の限度額	被害農林漁業者当たり200万円以内（共同利用施設は2,000万円以内）
貸付機関	農業協同組合、農業協同組合連合会又は金融機関
その他	町長の被害認定が必要

(3) 株式会社日本政策金融公庫（農林漁業施設資金）

農林漁業者に対し、被害を受けた施設の復旧のために融資する資金の概要は次のとおりである。

<貸付の内容>

償還期限	共同利用施設：20年（据置3年を含む。）以内 主務大臣指定施設：果樹の改樹等25年（据置10年を含む。）以内、その他15年（据置3年を含む。）以内
貸付利率	※公庫所定の利率による
貸付限度額	共同利用施設：貸付対象事業費の80% 主務大臣指定施設：貸付対象事業費の80%又は1施設300万円（特認600万円、漁船20トン未満：1,000万円、20トン以上：最大11億円）のいずれか低い額
担保	保証若しくは担保
その他	日本政策金融公庫のほか、農業協同組合、漁業協同組合、同連合会、農林中央金庫等で申し込み可能 市町村長が発行する「罹災証明書」が必要

(4) 農業災害補償

農業経営者の災害によって受ける損失を補償する農業災害補償法（昭和22年法律第185号）に基づく収入保険及び農業共済について、災害時に農業共済組合等の補償業務の迅速、適正化を図るとともに、早期に保険金及び共済金等の支払いができるよう指導する。

6 中小企業復興資金

被災した中小企業の再建を促進するための資金対策として、一般金融機関（普通銀行、信用金庫、信用組合）及び政府系金融機関（株式会社商工組合中央金庫、株式会社日本政策金融公庫）の融資、信用保証協会による融資の保証、災害融資特別県費預託等により施設の復旧並びに事業の継続に必要な資金対策が迅速かつ円滑に行われるよう、県及び関連機関を通じて行う。

(1) 資金需要の把握連絡

中小企業関係の被害状況についての調査、再建のための資金需要についての把握等に関して、県及び関連機関を通じて実施する。

(2) 資金貸付の簡易迅速化、条件の緩和等の措置

管轄の金融機関に対して、被害の状況に応じ、貸付手続の簡易迅速化、貸付条件の緩和等についての取扱い等についての要請を、県及び関連機関を通じて実施する。

(3) 中小企業者に対する金融制度の周知

町は、国、県並びに政府系金融機関等が行う金融の特別措置について中小企業関係団体と連携し、中小企業者に周知徹底を図る。

(4) その他

- ① 一般金融機関及び政府系金融機関に対し、県資金を預託し資金の円滑化を図る。

② 県信用保証協会の保証推進のために必要な行政措置を行う。

7 住宅復興資金

災害により住宅に被害を受けた者で次に該当する者に対しては、独立行政法人住宅金融支援機構法の規定により災害復興住宅融資を適用し、建設資金又は補修資金の貸付を行う。

(1) 災害復興住宅融資

<貸付の内容>

貸付対象者	住宅が「全壊」、「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「罹災証明書」の交付を受けた者で、13㎡以上175㎡以内の住宅部分を有する住宅を建設する者
貸付限度	原則1,500万円以内
土地取得費	原則970万円以内
整地費	400万円以内
償還期間	① 耐火、準耐火、木造（耐久性） 35年以内 ② 木造 25年以内

(2) 新築購入、リ・ユース（中古住宅）購入資金

<貸付の内容>

貸付対象者	住宅が「全壊」、「大規模半壊」又は「半壊」した旨の罹災証明書の交付を受けた者で、50㎡（共同建ての場合は30㎡）以上175㎡以下の住宅部分を有する住宅を購入する者
貸付限度	①新築住宅 原則2,470万円以内（土地取得資金を含む。） ②リ・ユース住宅 原則2,170万円以内（土地取得資金を含む。）
償還期間	25～35年以内

(3) 補修資金

<貸付の内容>

貸付対象者	補修に要する費用が10万円以上で、「罹災証明書」の発行を受けた者
貸付限度額	660万円以内
移転費	400万円以内
整地費	400万円以内
償還期間	20年以内

(4) 町及び県の措置

① 災害復興住宅資金

町は、県と連携し、災害地の滅失家屋の状況を遅滞なく調査し、独立行政法人住宅金融支援機構法に定める災害復興住宅資金の融資の適用災害に該当するときは、災害復興住宅資金の融資について、借入れ手続の指導、融資希望者家屋の被害状況調査及び被害率の認定を早期に実施し、災害復興資金の借入れの促進を図るよう努める。

② 災害特別貸付金

町長は、災害により滅失家屋がおおむね10戸以上となった被災地に対しては、罹災者の希望により災害の実態を調査した上で、罹災者に対する貸付金の融資を独立行政法人住宅金融支援機構に申し出るとともに、罹災者に融資制度の周知徹底を図り、借入れ申し込みの希望者に対して借入れの指導を行う。

第3 租税及び公共料金等の特例措置

1 国税等の徴収猶予及び減免の措置

町、国及び県は、災害により被災者の納付すべき国税及び地方税について、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期日の延長、国税、地方税（延滞金等を含む。）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

2 その他公共料金の特例措置

(1) 郵政事業

【日本郵便株式会社】

① 被災者に対する郵便葉書などの無償交付

災害救助法が適用された場合、被災1世帯当たり、郵便葉書5枚及び郵便書簡1枚の範囲内で無償交付する。なお、交付場所は日本郵便株式会社が指定した郵便局とする。

② 被災者の差し出す郵便物

被災者が差し出す郵便物（速達郵便物及び電子郵便物を含む。）の料金免除を実施する。なお、取扱場所は日本郵便株式会社が指定した郵便局とする。

③ 被災地あて救助用郵便物等の料金免除

日本郵便株式会社が公示して、被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金連合会にあてた救助用物品を内容とするゆうパック及び救助用又は見舞用の現金書留郵便物の料金免除を実施する。なお、引受け場所は全ての郵便局（簡易郵便局を含む。）とする。

(2) 通信事業

【東日本電信電話株式会社（茨城支店）】

「電話サービス契約約款通則 15」に基づき、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、臨時に料金又は工事に関する費用を減免することがある。

【株式会社NTT東日本（茨城支店）】

NTT東日本の各種サービスの計画約款に基づき、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、臨時にその料金又は工事費を減免することがある。

(3) 電気事業

【東京電力株式会社】

原則として災害救助法適用地域の被災者が対象。経済産業大臣の許可を得て電気料金免除等の特別措置を行うことがある。

- ① 電気料金の徴収期間及び支払い期限の延伸
- ② 不使用月の基本料金の免除
- ③ 建て替え等に伴う工事費負担金の免除（被災前と同一契約に限る。）
- ④ 仮設住宅等での臨時電灯・電力使用のための臨時工事費の免除
- ⑤ 被災により使用不能となった電気施設分の基本料金の免除
- ⑥ 被災により1年未満で廃止又は減少した契約の料金精算の免除
- ⑦ 被災に伴う引込線・メーター類の取付け位置変更のための諸工料の免除

(4) ガス事業

【東京瓦斯株式会社】

ガス供給事業者が被害の状況を見て判断する。経済産業省若しくは関東経済産業局の認可等が必要となる。

- ① 被災者のガス料金の早収期間及び支払期限の延長等
- ② 事業区域外の被災者が区域内に移住していた場合も、上記①を適用する。

第4 住宅建設の促進◆新設

町は、自力で住宅建設ができない被災者に対する恒久的な住宅確保のため、町が実施する災害公営住宅の建設及び既設公営住宅の復旧に対する指導、支援を適切に行う。町で対応が困難な場合は県が代わって災害公営住宅を建設し、居住の安定を図る。

また、町は、自力で住宅を建設する被災者に対しては独立行政法人住宅金融支援機構による住宅資金の貸付に対する情報の提供と指導を行う。

1 建設計画の作成

町は、住宅被害の実態を把握し、住宅災害確定報告書、罹災者名簿、滅失住宅地図を作成するものとし、県はこれを助言・指導する。

2 事業の実施

町は、建設計画を整備し、災害公営住宅の建設、既設公営住宅の復旧を実施する。

3 入居者の選定

町は、特定入居を行うときの選定基準の作成及び選定を行うものとし、県はこれを助言・指導する。

第5 被災者生活再建支援法の適用

災害の被害を受けた者に対し、生活の再建を支援し、住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資するため、法に定める基準を満たした場合（市町村単位又は県域の住家全壊世帯数が一定基準以上となった場合等）に、県により被災者生活再建支援法（以下「支援法」という。）が適用され、被災者に支援金が支給される。

1 被害状況の把握及び被災世帯の認定

町は、支援法の適用にあたって、住家の被害状況を把握し、次の基準で被災世帯の認定を行う。

（1）被災世帯の認定

支援法の対象となる被災世帯は、次に掲げるものをいう。（支援法第2条第2号）

- ① 当該自然災害によりその居住する住宅が全壊した世帯。
- ② 当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、又はその居住する住宅の敷地に被害が生じ、当該住宅の倒壊による危険を防止するため必要があること。当該住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となること、その他これらに準ずるやむを得ない事由により当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯。
- ③ 当該自然災害により火砕流等による被害が発生する危険な状況が継続することその他の事由により、その居住する住宅が居住不能のものとなり、かつ、その状況が長期にわたり継続することが見込まれる世帯。
- ④ 当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、基礎、基礎ぐい、壁、柱等であつて構造耐力上主要な部分として政令で定めるものの補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯。（上記②、③に掲げる世帯を除く。）

【※被災者再建支援法第2条第2号：「被災世帯」の定義】

（2）住家の滅失等の算定及び住家及び世帯の単位

災害救助法における基準を参照

2 支援法の適用基準

支援法の対象となる自然災害は、支援法施行令第1条の定めにより次に掲げるとおりである。

【※被災者再建支援法施行令第1条：支援金の支給に係る自然災害】

- （1）災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害（同条第2項のいわゆるみなし規定により該当することとなるものを含む。）が発生した市町村の区域に係る自然災害（支援法施行令第1条第1号）
- （2）10以上の世帯の住家が全壊する被害が発生した市町村の区域に係る自然災害（支援法施行令第1条第2号）

- (3) 100以上の世帯の住家が全壊する被害が発生した都道府県の区域に係る自然災害（支援法施行令第1条第3号）
- (4) (1)又は(2)に規定する被害が発生した都道府県の区域内の他の市町村（人口10万人未満のものに限る。）の区域で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した自然災害（支援法施行令第1条第4号）
- (5) (3)又は(4)に規定する都道府県の区域に隣接する都道府県の区域内の市町村（人口10万人未満のものに限る。）の区域で(1)～(3)に規定する区域のいずれかに隣接し、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した自然災害（支援法施行令第1条第5号）
- (6) (3)又は(4)に規定する都道府県が2以上ある場合における市町村（人口10万未満のものに限る。）の区域で、その自然災害により5（人口5万人未満の市町村にあっては、2）世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した自然災害。（支援法施行令第1条第6号）

3 支援法の適用手続

(1) 町による被害状況報告

町長は、当該自然災害に係る被害状況を把握し、「被災者生活再建支援法の適用に係る被害状況報告書」により知事に対して報告する。

当該報告については、自然災害発生後の初期段階では、災害救助法適用手続における報告「被害状況報告表」で兼ねることができる。

資料編：13-6 【様式】被害状況報告表

(2) 県の被害状況報告及び支援法の適用

知事は、町長の報告を精査した結果、発生した災害が支援法の適用基準に該当すると認めるときは、内閣府政策統括官（防災担当）及び被災者生活支援法人に報告するとともに、支援法対象の自然災害であることを速やかに公示する。

なお、町は、支援法が適用された通知を受ける。

4 支援金支給の基準

(1) 複数世帯の場合

（単位：万円）

区分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
全壊 解体 長期避難	建設・購入	100	200	300
	補修	100	100	200
	賃借	100	50	150
大規模半壊	建設・購入	50	200	250
	補修	50	100	150
	賃借	50	50	100

(2) 単身世帯の場合

（単位：万円）

区分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
全壊 解体 長期避難	建設・購入	75	150	225
	補修	75	75	150
	賃借	75	37.5	112.5
大規模半壊	建設・購入	37.5	150	187.5
	補修	37.5	75	112.5
	賃借	37.5	37.5	75

5 支援金支給申請手続

(1) 支給申請手続等の説明

町は、**制度の対象となる被災世帯に対して**、支給申請手続等について説明する。

(2) 必要書類の発行

町は、支給申請書に添付する必要がある書類について、被災者からの請求に基づき発行する。

- ① 住民票など世帯が居住する住所の所在、世帯の構成が確認できる証明書類
- ② 罹災証明書類

(3) 支給申請書等の取りまとめ

町は、被災者から提出された支給申請書及び添付書類を確認とりまとめの上、速やかに県に送付する。

6 支援金の支給

支給申請書類は、被災者生活再建支援法人で審査が行われ支援金の支給が決定される。

決定内容は、被災者生活再建支援法人から申請者に通知書が交付されるとともに、支援金は支給決定に基づき原則として被災者生活再建支援法人から直接口座振替払いにより、申請者に支給される。

(1) 支援金の現金支給

町は、口座振替払いによる支援金支給ができないものについて、被災者生活再建支援法人からの委託に基づき、申請者に現金による支援金の支給事務を行う。

第6 茨城県被災者生活再建支援補助事業による支援金の支給◆新設

自然災害によりその居住する住宅に著しい被害を負った世帯のうち、支援法の適用の対象とならない世帯の生活再建のため、**支援法と同趣旨の支援金を支給することで**、被災者間の不公平を是正し、被災者の速やかな復興を支援する**事業を茨城県被災者生活再建支援補助事業（以下「補助事業」という。）**という。

1 被害状況の把握及び被災世帯の認定

町は、補助事業の適用に当たって、住家の被害状況を把握し、次の基準で被災世帯の認定を行う。

(1) 被災世帯の認定

補助事業の対象となる被災世帯は次に掲げるものをいう。

- ① 当該自然災害により住家が全壊した世帯
- ② 当該自然災害により住家が半壊し、又はその住家の敷地に被害が生じ、当該住家の倒壊による危険を防止するため必要があること、当該住家に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住家を解体し、又は解体されるに至った世帯
- ③ 当該自然災害により住家が半壊し、基礎、基礎ぐい、壁、柱等であって構造耐力上主要な部分として支援法施行令（平成10年政令第361号）第2条に定めるものの補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住家に居住することが困難であると認められる世帯（②に掲げる世帯を除く。以下「大規模半壊世帯」という。）
- ④ 当該自然災害により住家が半壊した世帯（②及び③に掲げる世帯を除く。）

【※被災者再建支援法施行令第2条：構造耐力上主要な部分】

(2) 住家の滅失等の算定及び住家及び世帯の単位

災害救助法における基準を参照

2 補助事業の適用基準

補助事業の対象となる自然災害は、茨城県被災者生活再建支援補助金交付要項第3条の規定により、次に掲げるとおりである。

- (1) 県内において法が適用された市町村が1以上ある自然災害
- (2) 県内において法の適用がないが、住家全壊被害が1世帯以上発生した自然災害

3 補助事業の適用手続

(1) 町による被害状況報告

町長は、当該自然災害に係る被害状況を収集し、知事に対して報告する。

(2) 補助事業適用の通知

知事は、町長の報告を精査した結果、発生した災害が補助事業の適用基準に該当すると認めるときは、町に対し、補助事業適用を通知する。

4 支援金の支給額

(1) 複数世帯の場合

(単位：万円)

区分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
全壊 解体	建設・購入	100	200	300
	補修	100	100	200
	賃借	100	50	150
大規模半壊	建設・購入	50	200	250
	補修	50	100	150
	賃借	50	50	100

半壊	-	25	-	25
----	---	----	---	----

(2) 単身世帯の場合

(単位：万円)

区分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
全壊 解体	建設・購入	75	150	225
	補修	75	75	150
	賃借	75	37.5	112.5
大規模半壊	建設・購入	37.5	150	187.5
	補修	37.5	75	112.5
	賃借	37.5	37.5	75
半壊	-	18.75	-	18.75

5 支援金支給申請手続き

(1) 支給申請手続等の説明

町は、制度の対象となる被災世帯に対して、支給申請手続等について説明する。

(2) 必要書類の発行

町は、支給申請書に添付する必要がある書類について、被災者からの請求に基づき発行する。

- ① 住民票など世帯が居住する住所の所在、世帯の構成が確認できる証明書類
- ② 罹災証明書類

6 支援金の支給

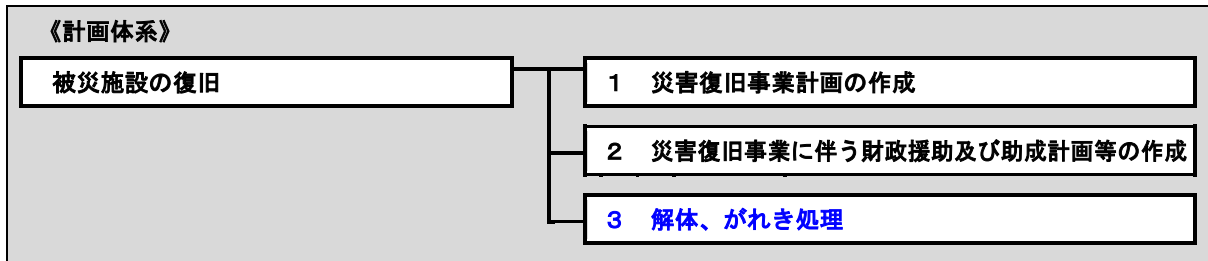
町は、被災世帯から提出された支給申請書類を審査し、適正と認められる場合は直接口座振替払いにより申請者に支援金を支給する。

7 県からの補助

町は、被災世帯へ支援金を支給した場合、支給の実績に基づいてその費用の一部の補助を受けることができる。

第3節 被災施設の復旧

災害復旧計画は、災害発生後被災した施設の原形復旧に併せて、災害の再発を防止するため、必要な施設の新設又は改良を行う等、将来の災害に備える事業計画を樹立し、その実施を図るものである。



関係部課	総務課、 財政管財課 、 税務課 、 防災安全課 、 農業政策課 、建設課、 都市計画課 、上下水道課
関係機関	県西水道事務所

第1 災害復旧事業計画の作成

町、県及びその他の機関は、災害応急対策を講じた後に被害の程度を十分調査・検討し、それぞれが所管する公共施設に関する災害復旧事業計画を速やかに作成し、国又は県が費用の全部又は一部を負担若しくは補助するものについて、復旧事業費の決定及び決定を受けるための査定計画を立て、査定実施が速やかに行えるよう努める。

1 災害の再発防止

関係機関は、復旧事業計画の樹立に当たって、被災原因、被災状況等を的確に把握し、災害の再発防止に努めるよう十分連絡調整を図り計画を作成する。

2 災害復旧事業の実施体制

災害により被害を受けた施設の復旧を迅速に行うため町、県、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等は、復旧事業の事業費が決定され次第、早期に実施するため、必要な職員の配備、職員の応援及び派遣等について措置する。

3 災害復旧事業期間の短縮

町は、復旧事業計画の樹立に当たって、災害地の状況、被害の発生原因を考慮し、災害の再発防止及び速やかな復旧が図られるよう関係機関と十分連絡をとって調整を図り、事業期間の短縮に努める。

災害復旧事業の種類を次に示す。

- ▶ 公共土木施設災害復旧計画《河川公共土木施設事業復旧計画、砂防設備事業復旧計画、林地荒廃防止施設事業復旧計画、道路公共土木施設事業復旧計画》
- ▶ 農林水産施設災害復旧計画《農地農業用施設事業復旧計画、その他施設（林業施設事業復旧計画、共同利用施設事業復旧計画）》

- ▶ 都市災害復旧事業計画
- ▶ 上下水道災害復旧事業計画
- ▶ 住宅災害復旧事業計画
- ▶ 社会福祉施設災害復旧事業計画
- ▶ 公立医療施設、病院等災害復旧事業計画
- ▶ 学校教育施設災害復旧事業計画
- ▶ 社会教育施設災害復旧事業計画
- ▶ 復旧上必要な金融その他資金計画
- ▶ その他の計画

4 復旧事業の促進

町は、復旧事業が決定したものについては、速やかに実施できるよう措置し、復旧事業の実施効果を上げるよう努める。

第2 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画等の作成

町は、被災施設の災害の程度により、緊急の場合に応じて公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法等に規定する緊急査定が実施されるよう必要な措置を講じて復旧工事が迅速に行われるよう努める。

1 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

(激甚法第3条、同法施行令第2～3条)

【※激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第3条：特別の財政援助及びその対象となる事業の範囲】

【※同法施行令第2条：政令で定める公共土木施設】

【※同法施行令第3条：堆積土砂に関する施設等の範囲】

(1) 公共土木施設災害復旧事業

- ・ 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の規定の適用を受ける公共土木施設の災害復旧事業

(2) 公共土木施設災害関連事業

- ・ 公共土木施設災害復旧事業のみでは災害の再発防止に十分な効果が期待できないと認められるため、これと合併施行する公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令第1条各号の施設の新設又は改良に関する事業で、国の負担割合が2/3未満のもの（道路、砂防を除く。）

【※公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令第1条：公共土木施設の範囲】

(3) 公立学校施設災害復旧事業

- ・ 公立学校施設災害復旧費国庫負担法の規定の適用を受ける公立学校の施設の災害復旧事業

(4) 公営住宅災害復旧事業

- ・ 公営住宅法第8条第3項の規定の適用を受ける公営住宅又は共同施設の建設又は補修に関する事業

【※公営住宅法第8条第3項：災害の場合の公営住宅の建設等に係る国の補助の特例等】

(5) 生活保護施設災害復旧事業

- ・ 生活保護法第40条（地方公共団体が設置するもの）又は第41条（社会福祉法人又は日赤が設置するもの）の規定により設置された施設の災害復旧事業
- 【※生活保護法第40条：都道府県、市町村及び地方独立行政法人の保護施設設置の権限】
- (6) 児童福祉施設災害復旧事業
- ・ 児童福祉法第35条第2項から第4項までの規定により設置された施設の災害復旧事業
- 【※児童福祉法第35条第2項：児童福祉施設設置の権限 [経営者の社会的信望の有無]】
- 【※同法第35条第3項：児童福祉施設設置の権限 [職員の社会福祉事業に関する知識又は経験の有無]】
- 【※同法第35条第4項：児童福祉施設設置の権限 [条件]】
- (7) 老人福祉施設災害復旧事業
- ・ 老人福祉法第15条の規定により設置された養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの災害復旧事業
- 【※老人福祉法第15条：施設設置の権限】
- (8) 身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業
- ・ 身体障害者福祉法第28条第1項又は第2項の規定により、県又は市町村が設置した施設の災害復旧事業
- 【※身体障害者福祉法第28条第1項：施設設置の権限 [都道府県]】
- 【※同法第28条第2項：施設設置の権限 [市町村]】
- (9) 障害者支援施設災害復旧事業
- ・ 障害者自立支援法第79条第1項若しくは第2項又は第83条第2項若しくは第3項の規定により県又は市町村が設置した施設の災害復旧事業
- 【※障害者自立支援法第79条第1項：事業開始等の権限 [障害福祉サービス事業]】
- 【※同法第79条第2項：事業開始等の権限 [一般相談支援事業及び特定相談支援事業]】
- 【※同法第83条第2項：施設設置等の義務 [都道府県]】
- 【※同法第83条第3項：施設設置等の義務 [市町村]】
- (10) 婦人保護施設災害復旧事業
- ・ 売春防止法第36条の規定により県が設置した婦人保護施設の災害復旧事業
- 【※売春防止法第36条：婦人保護施設設置の権限】
- (11) 感染症指定医療機関災害復旧事業
- ・ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する感染症指定医療機関の災害復旧事業
- (12) 感染症予防事業
- ・ 激甚災害のための感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第58条の規定による県の支弁に係る感染症予防事業
- 【※感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第58条：書面による通知義務】
- (13) 堆積土砂排除事業
- ・ 公共施設の区域内の排除事業（激甚災害に伴い公共施設の区域内で堆積した政令で定めた程度に達する異常に多量の泥土、砂礫、岩石、樹木等の排除事業で地方公共団体又はその機関が施行するもの）

- ・ 公共的施設区域外の排除事業（激甚災害に伴い発生した堆積土砂で、町長が指定した場所に集積されたもの又は町長がこれを放置することが公益上重大な支障があると認めたものについて、町が行う排除事業）
- (14) 湛水排除事業
- ・ 激甚災害の発生に伴う破堤又は溢流により浸水した一団の地域について、浸水面積が30ヘクタール以上に達するものの排除事業で地方公共団体が施行するもの

2 農林水産業に関する特別の助成

- (1) 農林水産業の災害復旧事業に係る補助の特別措置
- ・ この特別措置は、その年に発生した激甚災害に係る災害復旧事業及び災害関連事業に要する経費の額から、災害復旧事業については、**天災融資法**第3条第1項の規定により補助する額、関連事業については、通常補助する額を、それぞれ控除した額に対して、一定の区分に従い超過累進率により嵩上げを行い措置する。
【※天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法 第3条第1項：国庫補助の範囲】
- (2) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業の補助の特例
- ・ 激甚災害を受けた共同利用施設については、**天災融資法**の特例を定め、1か所の工事費用が政令で指定される地域内の施設について1か所の工事費用を13万円に引き下げて補助対象の範囲を拡大した。
- (3) 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
- (4) 天災融資法第2条第1項の規定による天災が激甚災害として指定された場合、次の2点の特別措置を行う。
- ・ 天災融資法の対象となる経営資金の貸付限度額を250万円（果樹等政令で定める資金として貸し付ける場合の貸付限度額については600万円。）に引き上げ、償還期限を1年延長し、7年以内とする。
 - ・ 政令で定める地域において被害を受けた農業協同組合等又は農業協同組合連合会に対する**天災融資法**の対象となる事業資金の貸付限度額を引き上げる。
【※天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法 第2条第1項：「被害農業者」「被害林業者」「被害漁業者」の定義】
- (5) 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
- (6) 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
- ・ 激甚災害に伴う破堤又は溢流により浸水した一団の地域について浸水面積が引き続き、1週間以上にわたり30ヘクタール以上である区域で農林水産大臣が告示した場所の湛水排除事業費の補助

3 中小企業に関する特別の助成

- (1) 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
- ・ 激甚災害法による指定がなされた場合、被災地域内に事業所を有し、かつ激甚災害を受けた中小企業者、事業協同組合等の再建資金の借入に関する保証の特例が定められている。

- ・ 災害等の突発的事由により、**経営の安定に支障を生じている中小企業者について**、中小企業信用保険法に基づき、資金の借入について、保証の特例が定められている。
- (2) 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間の特例
 - ・ 激甚災害を受けた中小企業者に対する、**廃止前の小規模企業者等設備導入資金助成法に基づく**貸付金について、県は償還期間を2年以内において延長することができる。
- (3) 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

4 その他の財政援助及び助成

- (1) 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助の対象となるもの（法第3条第1項の特定地方公共団体が設置する公民館、図書館、体育館、運動場、水泳プールその他文部科学大臣が財務大臣と協議して定める施設で、その災害からの復旧に要する経費の額が一つの公立社会教育施設ごとに60万円以上のもの）

【※災害対策基本法第3条第1項：国の責務】

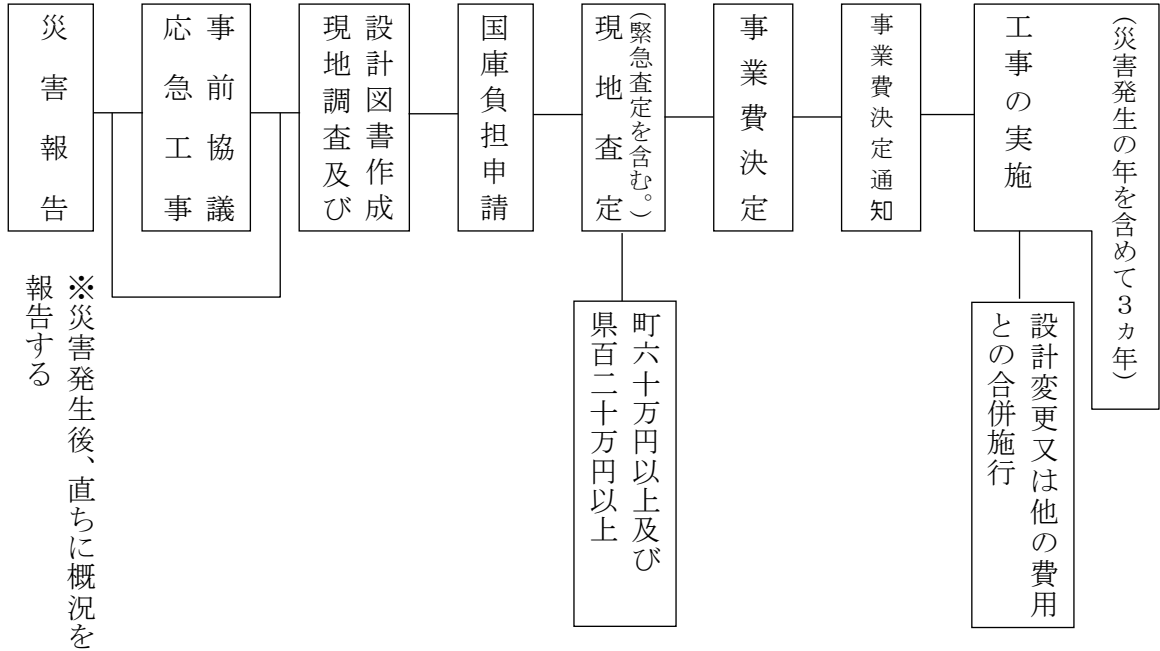
- (2) 私立学校施設災害復旧事業に対する補助（激甚災害を受けた私立の学校の建物等の復旧に要する一つの学校の工事費の額をその学校の児童あるいは生徒の数で除して得た額が750円以上で、一つの学校について、幼稚園は60万円以上、特別支援学校は90万円以上、小・中学校は150万円以上、高等学校は210万円以上、短大は240万円以上、大学は300万円以上の場合。）
- (3) 日本私立学校振興・共済事業団による被災私立学校施設の災害復旧に必要な資金の貸付
- (4) 市町村が施行する感染症予防事業に関する**負担の特例**
- (5) 母子及び寡婦福祉資金に関する国の貸付の特例（国は、**特定地方公共団体**である県が被災者に対する母子**及び寡婦**福祉資金の貸付金の財源として特別会計に繰り入れた額の3倍に相当する金額を県に対して貸し付ける。）
- (6) 水防資材費の補助の特例（次のいずれかの地域で国土交通大臣が告示する地域に補助される。
 - ① 県に対して補助する場合は、激甚災害に対し県が水防のため使用した資材の取得に要した費用が190万円を超える県
 - ② 水防管理団体に対しては、激甚災害に関し、当該水防管理団体が水防のため使用した資材の取得に要した費用が35万円を超える水防管理団体。なお、補助率は2/3である。）
- (7) 罹災者公営住宅建設**等**事業に対する補助の特例
- (8) 公共土木施設、公立学校施設、農地農業用施設及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助

5 公共土木施設災害復旧の取扱い手続

- (1) 公共事業について

公共土木施設災害復旧事業（河川、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、橋梁、道路、下水道）の取扱い手続は次のとおりである。

なお、災害復旧事業として採択され得る限度及び範囲については、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法、同法施行令（昭和26年政令第107号）、同法施行規則（昭和26年運輸省令第46号）、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法事務取扱要綱、同査定方針により運営される。



(2) 小災害の措置について

町は、上記以外の小災害（上記の国庫災害から外したものを含む。）で、将来再び出水等の際に被害の要因をなすと認められるものは、事業の実施手法等を検討しつつ、速やかに災害復旧事業を実施する。

また、これらの実施に必要な資金需要額については、財源を確保するために起債その他の措置を講ずる等災害復旧事業の早期実施に努める。

第3 解体、がれき処理◆新設

1 再生利用の促進

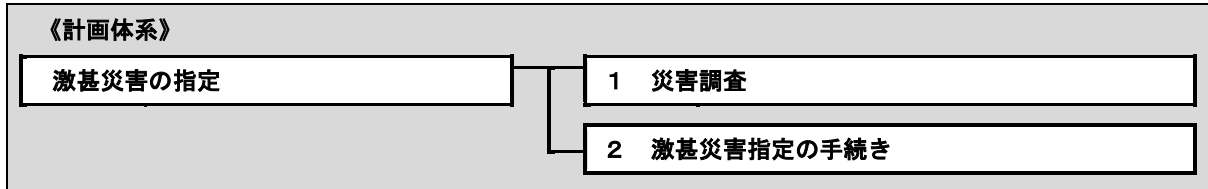
災害復旧事業の実施に伴って、被害を受けた施設の解体及びがれき処理を行う場合、事業主体となる者は、発生する廃棄物の再生利用により、最終処分量の削減に努める。

2 災害廃棄物処理事業との連携

関係部局は、堆積土砂の除去事業や農用地の災害復旧事業の実施に当たり、当該事業に伴って生じた廃棄物の処理について、災害廃棄物処理事業と併せて実施する場合には、密接に連携して調整を行い、計画的な実施に努める。

第4節 激甚災害の指定

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「激甚法」という。）に基づく激甚災害の指定を受けるため災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置を講じることが重要である。



関係部課	総務課、防災安全課、農業政策課、建設課、都市計画課、上下水道課
関係機関	県

第1 災害調査

知事は、市町村の被害状況等を検討の上、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について各関係部局に必要な調査を行わせる。

各関係部局は、施設その他の被害額、復旧事業に要する負担額、その他激甚法に定める必要な事項を速やかに調査し（局地激甚災害の指定を受ける必要がある場合は防災・危機管理部を通じ）、知事に報告する。知事は、調査結果をとりまとめ、内閣総理大臣に報告する。

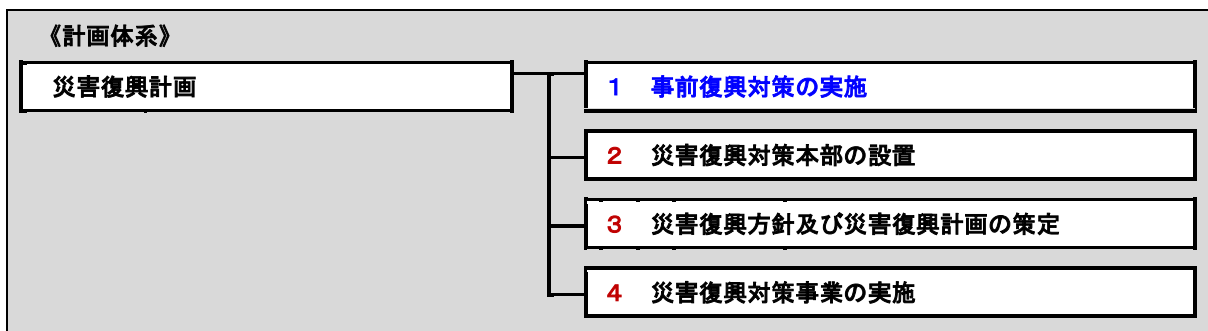
町は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力する。

第2 激甚災害指定の手続き

大規模な災害が発生した場合、内閣総理大臣は、知事等の報告に基づき、中央防災会議の意見を聞いて、激甚災害として指定すべき災害かどうか判断する。中央防災会議は、内閣総理大臣に答申するに際し、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準に基づいて、激甚災害として指定すべき災害かどうかを答申する。

第5節 災害復興計画

被災した住民の生活や企業の活動等の健全な回復には、迅速な被災地域の復興が不可欠である。復興は復旧と異なり、被災前の地域の抱える課題を解決し、被災を契機に都市構造や地域産業の構造等の特性を踏まえた自然と共生したより災害の少ない都市への改変など、より良いものに改変する事業と位置付けられる。復興事業は、住民や企業、その他多数の機関が関係する高度かつ複雑な事業である。これを効果的に実施するためには、被災後速やかに、災害復興計画を作成し、関係する主体との調整及び合意形成を行い、計画的な復興事業を推進する必要がある。



関係部課	財政管財課、まちづくり推進課、地方創生課、農業政策課、建設課、都市計画課、上下水道課
------	--

第1 事前復興対策の実施◆新設

1 復興手順の明確化

町は、県と連携し、過去の復興事例等を参考として、方針の決定、計画の策定、法的手続き、住民の合意形成等の復興対策の手順をあらかじめ明らかにしておく。

2 復興基礎データの整備

町は、県と連携し、復興対策に必要となる測量図面、建物現況、土地の権利関係等の各種データをあらかじめ整備し、データベース化を図るよう努める。

第2 災害復興対策本部の設置

町長は、被害状況を速やかに把握し、災害復興の必要性を確認した場合に、町長を本部長とする災害復興対策本部を設置する。

第3 災害復興方針及び災害復興計画の策定

町は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者等の意向等を勘案しつつ、必要に応じて被災地の災害復興方針及び災害復興計画を策定する。

1 災害復興検討委員会の設置

町長は、学識経験者、有識者、町議会議員、住民代表、行政関係職員より構成される災害復興検討委員会を設置する。

2 計画の策定に必要な調査の実施

(1) 地域の被災状況の迅速な把握

迅速かつ計画的な地域の復興を進めるためには、長期的な展望の上に立った基本的な方向の決定、計画を策定する必要がある。災害復興検討委員会は、その基礎資料となる被災地の詳細情報を関係機関と緊密な連携をとりながら収集し、整理分析を行う。

(2) 地域住民の意向の把握

災害復興検討委員会は、地域の復興の推進に際して、被災地の詳細な状況把握を行うとともに、住民の意向等を反映しながら、復興の基本方針となる災害復興方針を策定する。

3 災害復興方針及び災害復興計画の策定

(1) 復興のための基本方針及び計画の策定

災害復興検討委員会は、災害が発生した場合には、復興に向けた指針、手順、基本目標、計画推進のための体制整備等を位置付けた災害復興方針を策定する。

また、復興方針に基づき具体的な災害復興計画を策定する。災害復興計画では、市街地復興に関する計画、産業復興に関する計画、生活復興に関する計画及びその事業手法、財源確保、推進体制に関する事項について定める。

なお、大規模災害を受けた場合は、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針に即して、復興計画の策定を行う。

(2) 地域住民への情報提供

地域復興の主体は住民であり、定期的に住民との話し合い等の機会を設定し、十分な意思疎通を図る必要がある。

災害復興対策本部は、復興計画に関する情報提供、広報及び啓発活動等を行う等により計画内容の周知徹底を図る。

(3) 計画推進のための体制の整備

災害復興対策本部は、復旧・復興計画に基づいて効果的に各事業を遂行するため、国、県及び関係機関等との事業推進、協働体制の確立に努める。その際、動員体制、復興事業のための資機材の確保、地域との窓口、ボランティアとの連携体制についても確立する。

第4 災害復興対策事業の実施

復旧・復興対策を実施するには、莫大な事業費が必要になるほか、災害の影響による税収の落ち込み等により財政状況の悪化が懸念される。

町は、復興対策を迅速かつ的確に実施するため県と調整を図りながら予算の編成と復興財源の確保に努め災害復興事業を推進する。

1 市街地復興事業のための行政上の手続きの実施

町は、被災市街地復興特別措置法第5条の規定により、都市計画に被災市街地復興推進地域を指定し、建築行為等の制限等を行うことができる。

被災市街地復興推進地域は、通常の都市計画決定の手続きと同様の手順で行う。

【※被災市街地復興特別措置法第5条：被災市街地復興推進地域に関する都市計画策定の権限】

2 復興事業の実施

(1) 専管部署の設置

町は、復興に関する専管部署を設置する。

(2) 復興事業の実施

町は、復興に関する専管部署を中心に復興計画を整備し、復興事業を推進する。

(3) 予算の編成

① 財政需要見込額の算定

町は、被災状況調査を基に、復旧・復興事業に関する財政需要見込額を算定する。

② 発災年度の予算執行方針の策定

町は、緊急度が高い復興事業を滞りなく実施するため、優先的に取り組むべき対策と執行を当面凍結すべき事業を抽出し、予算執行方針を策定する。

③ 予算の編成方針の策定

町は、復興対策を迅速かつ的確に実施するための予算について、その編成方針を策定する。

(4) 復興財源の確保

① 国、県への要望による財源の確保

町は、復興対策実施に係る財政需要に対応するため、財源確保に関する特例措置、宝くじ発行等について被災自治体と連携して国、県に要望する。

② 地方債の発行等による財源の確保

町は、復旧・復興対策に係る膨大な財政需要と大幅な税収減に対応するため、県と調整を図りながら災害復旧事業債や歳入欠陥等債、その他復興を目的とした公営競技等の開催などの措置による復興財源の確保を検討する。

3 事業推進に当たっての留意事項

(1) 市街地復興事業のための行政上の手続きの実施

町は、復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、建築基準法第84条による建築制限区域の指定や被災市街地復興特別措置法第5条による被災市街地復興推進地域の指定など、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施により合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図る。

【※建築基準法第84条：被災市街地における建築制限の権限】

【※被災市街地復興特別措置法第5条：被災市街地復興推進地域に関する
都市計画策定の権限】

(2) 事業推進体制

町は、被災地の復興について主体となって、県、関係機関・団体及び住民・事業所と協力して、災害復興計画を整備し事業を推進する。なお、事業の計画的な推進のため、必要に応じ、復興に関する専門部局を設置する。

付編 東海地震の警戒宣言発令時の 対応措置計画

(注) 中央防災会議防災対策実行会議の下に設置された「南海トラフ沿いの地震観測・評価に基づく防災対応検討ワーキンググループ」の報告書が、平成 29 年 9 月に、「南海トラフ沿いの地震観測・評価に基づく防災対応のあり方について(報告)」として取りまとめられた。

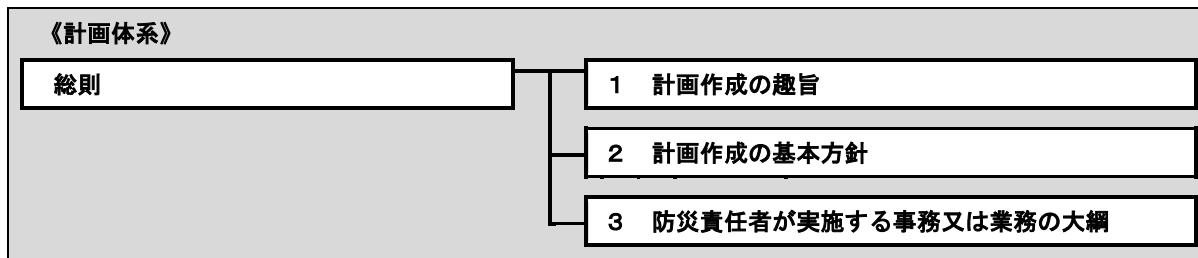
本報告を踏まえ、政府は、南海トラフ沿いで異常な現象が観測された場合の具体的な防災対応の検討を行い、それも踏まえて、異常な現象が観測された場合に実施する新たな防災対応の構築に向けて、国、地方公共団体、関係事業者等における新たな防災対応に関する計画の策定の考え方や、防災対応の実施のための仕組み等を整理する予定としている。

その新たな防災対応が定められるまでの当面の間、気象庁は、「南海トラフ地震に関連する情報」を公表することとし、本情報の運用開始(平成 29 年 11 月 1 日)に伴い、東海地震のみに着目した情報(東海地震に関連する情報)の発表は行わないこととしている。

本付編の内容については、政府が、南海トラフ沿いで異常な現象が観測された場合に実施する新たな防災対応に関する計画等を整理した際に、必要な修正を行う。

付編 東海地震の警戒宣言発令時の対応措置計画

第1章 総則



第1節 計画作成の趣旨

昭和53年6月15日、大規模地震対策特別措置法が制定され、同年12月14日に施行された。この法律に基づき、昭和54年8月7日、「東海地震（震源地：駿河湾、マグニチュード：8程度）」が発生した場合、木造建築物等に著しい被害が生ずるおそれのある震度6弱以上の地震動を受けると推定される市町村等の区域（静岡、神奈川、山梨、長野、岐阜、愛知の6県170市町村）が「地震防災対策強化地域」として指定された。

さらに、平成14年4月に「地震防災対策強化地域」が見直され、従来の6県167市町村から8都県、263市町村（東京都、神奈川県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県）に大幅に拡大された。

茨城県の場合、おおむね県南部で震度5弱、その他の地域は震度4以下と予想されていることから「地震防災対策強化地域」として指定されなかったため、県及び町は大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災強化計画の作成及び地震防災応急対策の実施等は義務付けられていない。

しかし、近年における開発地域への人口、産業の集中、交通のふくそう、石油類等危険物の集積や木造建物の老朽化などの状況からみて、震度5弱であっても地盤や建物等の性状によっては、ある程度の被害の発生が予想されるとともに、警戒宣言が発令された場合における社会的混乱の発生も懸念される。

このため、町は、東海地震の発生に備え、社会的混乱防止及び被害の未然防止と軽減を図ることを目的とし、地域防災計画（震災対策計画編）の付編として「東海地震の警戒宣言発令時の対応措置計画」を作成した。災害により道路、橋梁等の道路施設に被害が発生し、交通の安全と施設保全上必要があると認められるとき又は交通の混乱により応急対策に支障をきたすおそれがあるとき、県地域防災計画付編に基づく交通規制並びにこれに関連した町の応急の対策は、本計画に定める。

第2節 計画作成の基本方針

第1 基本的な考え方

1 警戒宣言発令時における措置

警戒宣言発令時においても社会生活機能は、極力平常どおり維持することとし、警戒宣言発令から東海地震が発生するまで又は警戒解除宣言が発令されるまでの間に講ずべき次の対応措置を定める。

- (1) 警戒宣言の発令、東海地震予知情報の発表に伴う社会的混乱防止のための措置を講じる。
- (2) 地震による被害の未然防止又は軽減を図るための事前措置を講じる。なお、東海地震注意情報が発表されてから警戒宣言発令までの間においても、社会的混乱防止のための必要な措置を講じる。

2 警戒宣言発令後の対応措置

警戒宣言発令及び翌日以降の対応措置については、特に区別しないことを原則とするが、学校、バス等区別を要するものについては、別途の措置を講じる。

3 対策の優先度

警戒宣言が発令された時点から地震発生の可能性があるとされていることから対策の優先度を配慮する。

4 地震発生後の対処

地震発生後の災害応急対策は、本計画（震災対策計画）により対処する。

第2 前提条件

1 予想震度

東海地震が発生した場合の予想震度は、本町は、おおむね震度5弱程度とする。ただし、長周期地震波の影響については、現在不明である。

第3節 防災責任者が実施する事務又は業務の大綱

第1 境町

- 1 警戒宣言、警戒解除宣言及び東海地震注意情報、東海地震予知情報の収集・伝達に関すること。
- 2 災害応急対策実施の準備に関すること。
- 3 地震防災応急対策に係る広報に関すること。
- 4 道路の保全又は交通の危険防止及び社会秩序の維持に関すること。
- 5 避難情報に関すること。
- 6 警戒区域の設定及び立入制限・禁止又は退去命令に関すること。
- 7 要配慮者の保護に関すること。
- 8 災害発生予想箇所の点検・監視及び応急整備に関すること。
- 9 防災関係機関の対応状況の把握及び連絡調整に関すること。

第2 茨城県

- 1 警戒宣言、警戒解除宣言及び東海地震注意情報、東海地震予知情報の収集・伝達に関すること。
- 2 災害対策本部の設置及び災害応急対策実施の準備に関すること。
- 3 地震防災応急対策に係る広報に関すること。
- 4 交通規制及び社会秩序の維持に関すること。
- 5 県所管に係る災害発生予想箇所の点検・監視及び応急整備に関すること。
- 6 防災関係機関の対応状況の把握及び連絡調整に関すること。

第3 指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関

「本計画第1編第4章第2節 防災責任者の処理すべき事務又は業務の大綱」に準ずる。

第4 住民等

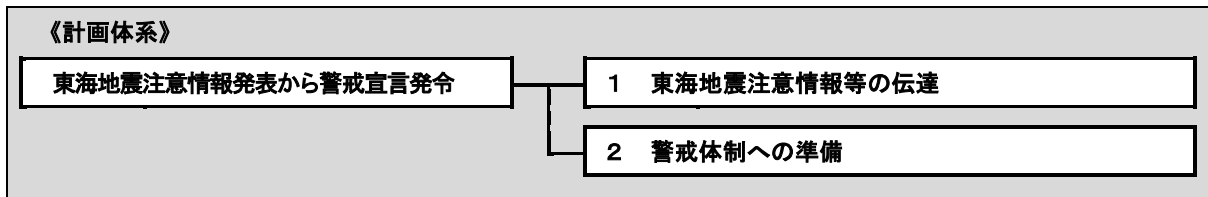
1 公共的団体、防災上重要な施設の管理者

- (1) 警戒宣言、東海地震注意情報、東海地震予知情報及び地震防災応急対策に係る情報の収集及び周知に関すること。
- (2) 自衛防災体制の確立に関すること。
- (3) 災害発生の予防措置に関すること。
- (4) 電話・自家用自動車使用の自主的制限による通信輻輳・交通混乱防止の協力に関すること。
- (5) 町等が実施する地震防災応急対策の協力に関すること。
- (6) 避難に関すること。

2 居住者等（居住者、滞在者、その他の者及び公私の団体）

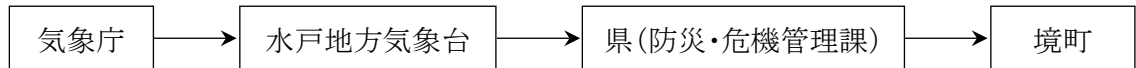
- (1) 警戒宣言、東海地震注意情報、東海地震予知情報及び地震防災応急対策に係る情報の把握に関する事。
- (2) 火気使用の自主的制限等による出火防止措置に関する事。
- (3) 初期消火の準備に関する事。
- (4) 電話・自家用自動車使用の自主的制限による通信輻輳・交通混乱防止の協力に関する事。
- (5) 家庭の危険発生予想箇所の点検、応急修理に関する事。
- (6) 隣保共助による地域防災への協力に関する事。
- (7) 社会秩序維持の協力に関する事。
- (8) 避難に関する事。

第2章 東海地震注意情報発表から警戒宣言発令



第1節 東海地震注意情報等の伝達

第1 伝達系統



第2 伝達事項

- (1) 東海地震予知情報
- (2) 東海地震注意情報
- (3) 東海地震に関連する調査情報

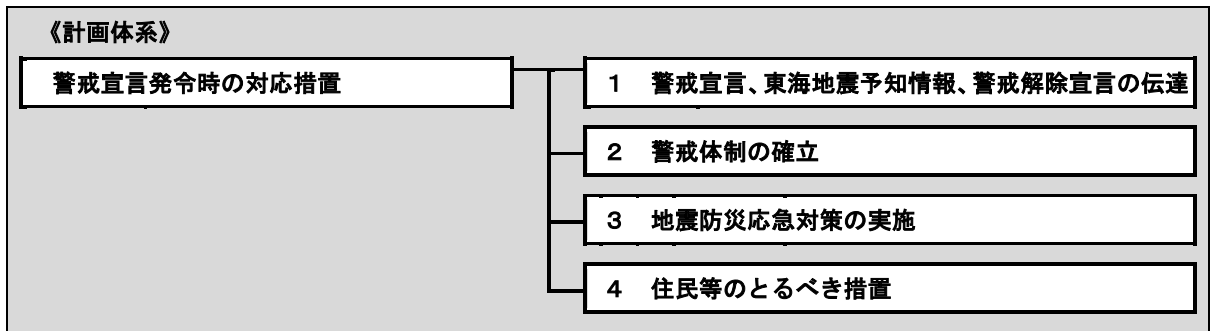
第2節 警戒体制への準備

町及び防災関係機関は、東海地震注意情報を受けたとき、又は了知したときは警戒宣言の発令に備えて速やかに対応できるよう措置する。

主な事項は次のとおりである。

- (1) 警戒宣言、東海地震注意情報、東海地震予知情報伝達の準備
- (2) 災害対策本部設置の準備
- (3) 社会的混乱防止のための広報
- (4) その他必要な措置の準備

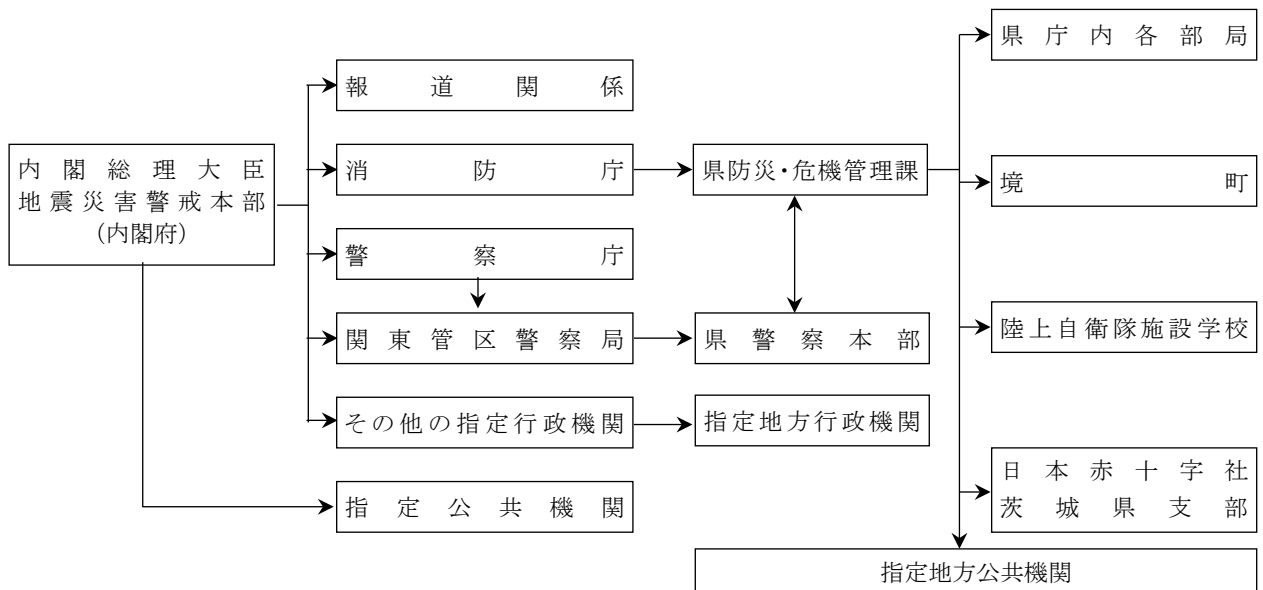
第3章 警戒宣言発令時の対応措置



第1節 警戒宣言、東海地震予知情報、警戒解除宣言の伝達

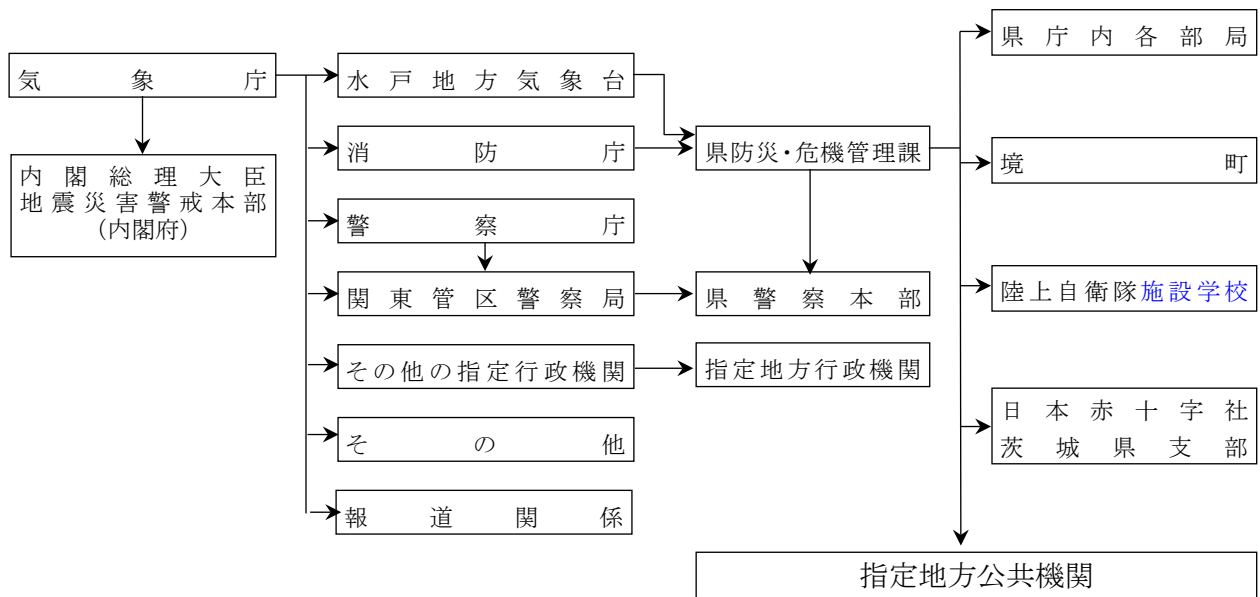
第1 伝達系統

1 警戒宣言、警戒解除宣言伝達系統

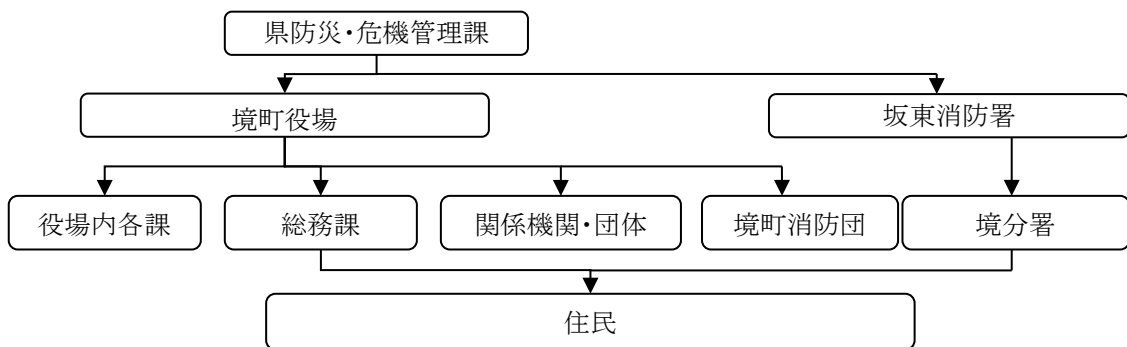


第1節 警戒宣言、東海地震予知情報、警戒解除宣言の伝達

2 東海地震予知情報伝達系統



3 本町における伝達系統


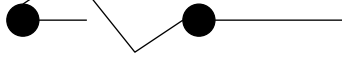


第2 伝達事項

- (1) 警戒宣言
- (2) 東海地震予知情報
- (3) 警戒解除宣言
- (4) その他必要と認める事項

第3 住民等に対する警戒宣言の周知

- (1) 町は、警戒宣言の発令を了知した場合は地震防災信号、防災行政無線、広報車等によるほか、行政区組織、自主防災組織等を通じて住民等へ周知する。
- (2) 地震防災信号（大規模地震対策特別措置法施行規則第4条）

警 鐘	サイレン
<p style="text-align: center;">(5点)</p> 	<p style="text-align: center;">(約 45 秒)</p>  <p style="text-align: right;">(約 15 秒)</p>
<p>備考 1 警鐘又はサイレンは、適宜の時間継続すること。 2 必要があれば警鐘及びサイレンを併用すること。</p>	

第2節 警戒体制の確立

警戒宣言が発令された場合は、町は、直ちに町災害対策本部等を設置して、社会的混乱の未然防止を図るなど地震防災応急対策を実施する。

その活動体制については、地域の実情に即した効果的な対策が実施できるよう確立する。また、町は、警戒宣言の発令を了知した場合は、県の活動体制に準じた体制をとる。

第3節 地震防災応急対策の実施

警戒宣言が発令されたときから東海地震が発生するまで、又は発生するおそれなくなるまでの間においては、災害発生未然防止及び被害の軽減をあらかじめ図るため、町及び防災関係機関はもとより、住民にいたるまでそれぞれの責務を果たすとともに、相互に協力して円滑な地震防災応急対策が実施できるよう努める。

第1 広報対策

町は、県及び防災関係機関と緊密な連携のもとに住民等に対し、地域の実情に即した適切な広報を繰返し行い、その周知徹底を図る。

1 広報の内容

県の広報内容に準ずるものとし、特に重要な事項については、基本的文案をあらかじめ作成しておき、迅速に対応ができるよう配慮する。

2 広報の実施方法

町は、防災行政無線、広報車等によるほか行政区組織、自主防災組織等を通じて行い、情報混乱が起こらないよう十分配慮する。警戒宣言の発令、東海地震予知情報等の発表周知に伴う混乱の発生を未然に防止し、地震防災応急対策が迅速・的確に行われるよう、防災関係機関は協力を密にして、広報活動を実施する。

第2 消防対策

警戒宣言が発令された場合、町及び防災関係機関は、連携して地域の出火防止と初期消火の準備体制の確立について、必要な対策を講ずるとともに、地震に起因する河川の堤防決壊等による浸水に備えて水防活動も併せて実施する。

町は、消防活動体制を確立するとともに防災関係機関と協力し、地域住民等が実施する地震防災応急対策の徹底が期せられるよう、広報又は巡回点検など必要な措置を講ずる。

1 住民に対する措置

- (1) 火気使用の自粛等による出火防止
- (2) 初期消火
- (3) 危険防止対策（家具類、ブロック（石）塀、看板、屋根瓦等の倒壊、落下防止）
- (4) その他必要な措置

2 石油類、高圧ガス、火薬等を扱う事業所に対する措置

- (1) 警戒宣言等情報の収集・伝達
- (2) 火気使用の自粛等による出火防止
- (3) 危険物等施設・消防設備等の緊急保守点検・巡視・修理
- (4) 自衛防災組織の配備
- (5) その他必要な措置

第3 水防対策

東海地震が発生した場合、河川、湖沼、溜池等において、出水時や満潮時等の悪条件が重なったとき、不測の事態が生ずるおそれもあるため、施設の管理者及び防災関係機関は、警戒宣言が発令された場合、災害発生の未然防止に万全を期する。

町は、防災関係機関等と緊密な連携をとり、浸水による災害の未然防止と被害の軽減を図る。主な措置は次のとおりである。

- 1 水防体制の確立
- 2 重要水防箇所の点検・監視
- 3 水防資機材の点検・整備
- 4 避難の勧告・指示及び誘導
- 5 その他必要な措置

第4 警備、交通対策

1 交通規制等の内容

警戒宣言が発せられた場合、国道の主要交差点、交通検問所等に警察官を配置し、交通整理、誘導、交通情報収集及び運転者に対する交通情報の提供等を行う。

2 運転者の取るべき措置

警戒宣言が発せられた場合における自動車運転者の取るべき措置を周知する。

- (1) 走行中の車両は次の要領により周知する。
 - ・ 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、地震の発生に備えて低速走行に移行するとともに、カーラジオ等により継続して、地震情報及び交通情報を聴取し、その情報に応じて行動することを周知する。
 - ・ 車両を置いて避難するときは、できる限り路外に停車させる。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて停車させ、エンジンを切り、エンジンキーをつけたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないことを周知する。
- (2) 避難のために車両を使用しないことを周知する。

第5 危険物等対策

警戒宣言が発令された場合、危険物等施設の管理者、所有者、占有者（以下「管理者等」という。）は、地震に起因する施設の破壊に伴う危険物等の流出、爆発、火災など二次災害発生防止の必要な措置を講じ、安全確保に万全を期する。

1 危険物等施設

危険物等取扱事業所の管理者等は、次の措置を講ずる。

- (1) 施設の応急点検・監視及び修理
- (2) 危険物の流出及び出火防止措置
- (3) 必要に応じ運転（操業）制限又は一時停止の措置

- (4) 自衛消防体制の確立
- (5) 消防、警察署等に対する通報体制の確立
- (6) 消防設備・資機材の点検・整備
- (7) 周辺住民の安全確保措置
- (8) その他必要な措置

2 高圧ガス施設

高圧ガス取扱事業所の管理者等は、次の措置を講ずる。

- (1) 警戒宣言等の周知徹底（事業所及び消費家庭）
- (2) 自衛保安要員の確保と警戒体制の確立
- (3) 消防、警察署等に対する通報体制の確立
- (4) 高圧ガス取扱施設の点検・整備
- (5) 必要に応じ操業の制限又は停止
- (6) 防毒マスク、消火設備等の防災資機材の点検・整備

3 火薬類施設

火薬類取扱事業所の管理者等は、次の措置を講ずる。

- (1) 警戒宣言時の周知（事業所内）
- (2) 自衛保安要員の確保と警戒体制の確立
- (3) 消防、警察署等に対する通報体制の確立
- (4) 火薬庫等施設の再点検
- (5) 防消火設備の点検・整備
- (6) 必要に応じ取扱作業の制限又は停止

4 毒劇物施設

毒劇物取扱事業所の管理者等は、次の措置を講ずる。

- (1) 貯蔵施設等の緊急点検
- (2) 巡視の実施
- (3) 充填作業、移し替え作業等の停止
- (4) 落下、転倒等による施設の損壊防止のため特に必要がある応急的保安措置
- (5) 東海地震予知情報の収集
- (6) 消防、警察署等に対する通報体制の確立

第6 公共施設対策

警戒宣言発令時においても、原則として社会生活機能は平常どおり維持する。このため、公共施設の管理者は、通常業務の継続に努めるとともに、不測の事態にも迅速・的確に対処できるよう必要な措置を講ずる。

1 上水道対策

- (1) 緊急貯水の実施

第3節 地震防災応急対策の実施

水道事業者等は、災害時における応急給水に備え、緊急貯水を実施するとともに、住民においても緊急貯水を実施する。また、住民の緊急貯水に関する広報についても、必要に応じて明示する。

(2) 施設点検及び工事の中止

水道事業者等は、二次災害の防止等を図るため、警戒宣言発令後、ただちに塩素注入設備、緊急遮断弁等水道施設の点検及び水道に係る工事の中止の措置をとる。

2 下水道対策

(1) 業務の方針

警戒宣言が発令された場合においても、利用者への影響が軽減されるよう適切に対処するとともに、地震による災害発生 of 未然防止に努める。

(2) 人員・資機材の点検確保

① 人員の確保と配備

勤務時間内、時間外及び休日におけるあらかじめ定められた動員計画にもとづき保安要員を確保し、警戒体制を確保する。

② 資機材の点検確保

応急措置用資機材の点検整備を行う。

(3) 施設の保安措置

東海地震予知情報に基づき、次に掲げる保安措置を講じる。

① 特別巡視及び特別点検等

下水道施設に対する特別巡視、特別点検及び機器調整等を実施する。

② 工事中の施設についての対策

工事の一時中断と工事現場の安全措置を講じる。

(4) 危険物等に対する保安措置

① 石油類等危険物の取扱い装置については、貯蔵タンク、サービスタンク等の元バルブを閉めるとともに、火気厳禁の指令及び付近住民を近づけないようにする。

② 塩素ガス等

- ・ 緊急遮断装置、中和装置の点検、苛性ソーダの残量を確認する。
- ・ 塩素室の各扉を閉鎖し、外部への漏洩防止策を講じる。
- ・ 状況に応じ塩素ガスボンベの元バルブ閉鎖を行う。

③ 消火ガス

- ・ 消火槽各槽及びガスタンクの安全装置を点検する。
- ・ 状況に応じ消火槽各槽及びガスタンクの元バルブ閉鎖を行う。

④ 化学薬品等取扱い施設

- ・ 転倒、落下、流出拡散防止等の措置を講じる。
- ・ 引火又は混合混触等による出火防止措置を講じる。

第7 教育、医療、社会福祉施設対策

1 教育

(1) 学校

学校は、警戒宣言が発令されたときは、次の措置を講じて、児童生徒等の生命の安全確保並びに施設の安全管理に万全を期する。

① 警戒宣言の内容の周知徹底

- ア 町長は、町教育委員会を通じて、管内に所在する学校の長に対して、警戒宣言、東海地震予知情報及び警戒解除宣言等を伝達し、必要な指示をする。
- イ 校長等は、警戒宣言が発令されたときは、直ちに、町（災害対策本部等）及び地域の関係機関と連携を図り、情報を収集し、警戒宣言及び東海地震予知情報等の内容を教職員に周知させる。
- ウ 教職員は、児童生徒等に警戒宣言及び東海地震予知情報等の内容を知らせ、適切な指示をする。

なお、この際、児童生徒等に不安・動揺を与えないよう配慮する。

② 児童生徒等の安全確保

ア 授業の中止等

- ・ 警戒宣言が発令されたときは、授業又は学校行事を直ちに打ち切る。
- ・ 学校は、警戒宣言が解除されるまで休業する。
- ・ 校外指導時において警戒宣言が発令されたときは、速やかに学校と連絡をとり、原則として、直ちに帰校、帰宅又は待機の措置をとる。

イ 児童生徒等の保護及び安全な下校

校長等は、教職員に、児童生徒等の安全な場所への避難並びに名簿による氏名及び人数の確認を行わせた上、児童生徒等の下校の安全性を確認し、次の方法により児童生徒等を速やかに帰宅させる。

a. 幼稚園

緊急連絡網等により連絡し、直接保護者に引き渡す。

b. 小中学校

あらかじめ学校が実情に応じて定めた方法（通学班等）により帰宅させる。なお、心身に障害のある児童生徒等については、緊急連絡網等により連絡し、直接保護者に引き渡す。

c. 高等学校

実情に応じて、適切な方法で帰宅させる。なお、交通機関利用者については、交通機関運行状況等を把握の上、適切な方法で帰宅させる。

d. 特別支援学校

（スクールバスで通学している児童生徒等）

緊急連絡網等により、引き渡しの時刻及び場所を連絡し、直接保護者に引き渡す。

（スクールバス以外で通学している児童生徒等）

緊急連絡網等により連絡し、直接保護者に引き渡す。

（寄宿舎に入舎している児童生徒等）

第3節 地震防災応急対策の実施

寄宿舎に帰し、寄宿舎内で保護し、緊急連絡網等により連絡し、状況に応じて直接保護者に引き渡す。

e. その他

小学校、特別支援学校及び幼稚園の児童生徒等で保護者が留守等の者は、学校で一時保護し、直接保護者に引き渡す。

f. 登下校中又は在宅中に警戒宣言が発令された場合の措置

登下校中の場合は、直ちに帰宅し、家族と行動を共にする。なお、在宅中の場合は、家族と行動を共にする。

③ 学校施設の安全管理

ア 出火防止

二次災害を防止するため、電気及びガスの設備並びに火気使用場所や器具等の点検及び巡視を行う。

イ 消火器具及び設備の点検

防火用水、消火器及び消火栓等を点検する。

ウ 倒壊及び落下防止

ロッカー、下駄箱、掲示物及び体育器具等を点検し、倒壊及び落下を防止する。

エ 非常時搬出物品の確認と準備

重要な書類及び物品を確認し、搬出できるよう準備する。

オ 薬品の管理

火災及び有毒ガスの発生等のおそれのある薬品は、所定の保管庫に収納する。ただし、保管庫に収納できない物については、地中に埋蔵するなど適切な措置を講じる。

④ 教職員の確保

校長等は、当該学校の防災計画に基づき、地震防災応急対策活動に必要な教職員を確保する。

⑤ 学校のとるべき事前措置

学校は、上記対策を適切に実施するために、あらかじめ次の措置を講じる。

ア 校長等は、この対策の実施方法等について、実情に応じて具体的に定める。

イ 校長等は、教職員に対して、警戒宣言の性格及び学校の安全対策並びに教職員の役割等について具体的に周知する。

ウ 教職員は、児童生徒等に対して、警戒宣言の性格及び学校の安全対策並びに児童生徒等の行動等について、具体的に指導し、安全教育の徹底を図る。

エ 校長等は、保護者に対して、警戒宣言発令時の学校の安全対策について周知し、特に次のことについて協力を得る。

- ・ 警戒宣言の性格と学校の授業中止等の措置
- ・ 児童生徒等の登下校の具体的方法
- ・ 緊急連絡網の整備

(2) 学校以外の教育機関

学校以外の教育機関については、(1)の学校に準じた措置を講じて、利用者の生命の安全及び施設の安全管理に万全を期する。

2 医療機関

警戒宣言が発令された場合、各医療機関は次の措置を講じる。

(1) 各医療機関が行う必要な措置

- ① 外来診療は、可能な限り平常どおり行うこととするが、手術、検査等は、医師が状況に応じて適切に対処する。
- ② 警戒宣言の発令を外来及び入院患者に伝達するとともに、過剰な不安を与えないよう必要な措置をとる。
- ③ 外来及び入院患者の安全確保に万全を期する。
- ④ 建物及び設備等の点検を行い、薬品、危険物等の安全対策を図る。
- ⑤ 消防計画に基づく職員の分担業務を確認する。

(2) 日本赤十字社（茨城県支部）が行う必要な措置

- ① 被害者の収容及び診療ができるよう赤十字病院長に連絡し、体制の整備に努める。
- ② 病院等に対して血液の供給が迅速かつ円滑に行われるよう血液センター長に連絡し、体制の整備に努める。
- ③ 赤十字病院長に連絡し、医療救護班が迅速に出動できるよう体制の整備に努める。

3 社会福祉施設

(1) 防災組織の編成、任務分担を確認し、体制を確立する。

(2) 情報の収集・伝達

- ・ 施設長等施設職員は、入所者の保護者等や消防署、警察署、町災害対策本部等に連絡をとり、正確な情報の収集及び伝達を行う。
- ・ 特に通園施設（中でも保育所）においては、警戒宣言が保育時間中に発令された場合、保護者からの引取り等の問い合わせが集中すると考えられるので、事前に連絡方法や対策を講じておく必要がある。

(3) 消火活動の準備

- ・ 危険箇所、危険物の安全確認、消防用設備の配備、火気使用の制限等出火防止のための措置を行う。

(4) 救護活動の準備

- ・ 救急医薬品の確保、緊急救護所の設置を行う。

(5) 応急物資の確保

- ・ 食糧・飲料水等の確保を行う。

(6) 安全指導

- ・ 設備・備品等の落下・転倒等の防止措置、非常口の開放、避難の障害となる備品の除去等を行うとともに、入所者に現在の状況を連絡し、不必要な動揺を与えないようにする。
- ・ 施設の立地条件、耐震性等から判断して、必要に応じ入所者等を避難先に避難させる。

第3節 地震防災応急対策の実施

- ・ 入所者の保護者への引き継ぎは、原則として保護者が直接施設又は避難先へ引き取りに来た場合にのみ行う。

第8 大型店舗等対策

不特定多数の者が出入りする大型店舗等の管理者等は、警戒宣言の発令を町の広報、テレビ、ラジオの放送等で了解した場合は、顧客、観客、来訪者、従業員等の混乱防止と安全確保を図る。主な措置は次のとおりである。

- (1) 自主防災体制の確立
- (2) 情報の収集・伝達
 - ・ 顧客等への情報の伝達については、避難誘導の必要がある場合は、従業員のそのための配備を完了した時点で行う。
- (3) 避難誘導の準備又は実施
- (4) 出火防止の措置
 - ・ 火気使用の制限又は中止
 - ・ 火気使用器具、LPGボンベ、燃料タンク等の安全確認
- (5) 消防用設備、器具の点検及び使用準備
- (6) 転倒及び落下防止の措置
 - ・ 窓硝子、看板等の建物の付属物
 - ・ ロッカー、陳列棚、商品等
 - ・ 薬品等の危険物
- (7) 応急救護の準備
- (8) 顧客等の安全確保上必要と認めるときは、営業の自粛又は業務の制限

第9 生活物資対策

警戒宣言が発令された場合、町は、県及び関係機関・事業者・団体及び住民の協力を得て、日常生活物資の著しい不足、価格の異常高騰等による経済生活混乱の未然防止に努める。

第4節 住民等のとりべき措置

警戒宣言が発令された場合、本町域内の住民等は、東海地震に係る災害発生 of 未然防止又は被害の軽減を図るため、自ら又は協力して必要な措置をとるとともに、町長等が実施する地震防災応急対策に協力する。

1 家庭

- (1) 警戒宣言発令中は、テレビやラジオのスイッチは常に入れておき、正確な情報をつかむこと。また、町役場や消防署、警察署などからの情報に注意すること。
- (2) 警戒宣言が発せられたとき家にいる人で、家庭の防災会議を開き、仕事の分担と段取りを決めて、すぐに取りかかること。
- (3) いざというときの身を置く場所を確認し、家具等重量物の転倒防止措置をとること。
- (4) 火気の使用は自粛すること。
- (5) 灯油等危険物やプロパンガスの安全措置をとること。
- (6) 消火器や水バケツ等の消火用具の準備、確認を行うこと。
- (7) 身軽で安全な服装になること。
- (8) 水、食糧、携帯ラジオ、懐中電燈、医薬品等の非常持出品及び救助用具の用意を確認すること。
- (9) 万一のときの脱出口を確保すること。また、災害が大きかった場合に備えて避難先や避難路等を確認すること。
- (10) 自主防災組織は配置につくこと。
- (11) 不用不急の自家用自動車や消防署等への照会の電話の使用は自粛すること。

2 職場

- (1) 防火管理者、保安責任者などを中心に、職場の防災会議を開き、分担に従いできる限りの措置をとること。
- (2) いざというときの身を置く場所を確認し、ロッカー等重量物の転倒防止措置をとること。
- (3) 火気の使用は自粛すること。
- (4) 消防計画、予防規程などに基づき、危険物等の保安に注意し、危険箇所を点検すること。
- (5) 職場の自衛消防組織の出動体制を確認すること。
- (6) 重要書類等の非常持出品を確認すること。
- (7) 職場の条件と状況に応じ、安全な場所で待機すること。
- (8) 不特定かつ多数の者が出入する職場では、入場者の安全確保を第一に考えること。
- (9) 正確な情報の把握に努めること。
- (10) 近くの職場同士で協力し合うこと。
- (11) 自家用自動車による出勤、帰宅等は自粛すること。また、危険物車両等の運行は自粛すること。